

# 綾瀨市地域防災計画

## [風水害等災害対策編]

綾瀨市防災会議

令和6年3月改正

## 綾瀬市地域防災計画[風水害等災害対策編]追録加除一覧表

番 号	内 容 現 在	加 除 整 理	備 考
原 本	平成 19 年度修正		
NO 1 号	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 6 月 12 日	機構改革関連
NO 2 号	平成 24 年 8 月 1 日	平成 24 年 8 月 1 日	東日本大震災関連等
NO 3 号	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	機構改革関連
NO 4 号	平成 25 年 11 月 15 日	平成 25 年 11 月 15 日	東日本大震災関連等その 2
NO 5 号	平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年 11 月 18 日	土砂災害警戒区域関連等
NO 6 号	平成 27 年 10 月 21 日	平成 28 年 1 月 19 日	(仮称)保健福祉センター建設に伴う、避難所等の修正等
NO 7 号	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 26 日	指定避難所等の指定、被害想定の変更等
NO 8 号	平成 30 年 2 月 1 日	平成 30 年 2 月 1 日	機構改革関連等
NO 9 号	令和元年 11 月 21 日	令和元年 11 月 21 日	警戒レベル、ペット対策関連等
NO 10 号	令和 2 年 3 月 1 日	令和 2 年 3 月 1 日	消防本部の移設関連等
NO 11 号	令和 3 年 4 月 1 日	令和 4 年 1 月 1 日	避難勧告廃止、土砂災害特別警戒区域関連等
NO 12 号	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 1 日	綾瀬市国土強靱化地域計画の策定等
NO 13 号	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 1 日	被災者支援の仕組み整備等
NO 14 号			
NO 15 号			
NO 16 号			
NO 17 号			
NO 18 号			
NO 19 号			
NO 20 号			
NO 21 号			
NO 22 号			
NO 23 号			
NO 24 号			

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第1章 総則</b>		<b>1</b>	
<b>第1節 計画の位置づけ</b>		<b>1-1-1</b>	
	1 計画の目的	1-1-1	
	2 計画の性格	1-1-1	
	3 計画の体系	(1) 本計画の体系	1-1-2
		(2) 地域防災計画全体の体系	1-1-3
		(3) 細部計画の策定	1-1-3
	4 他の計画との関係	(1) 国における防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との関係	1-1-4
		(2) 綾瀬市総合計画2030との関係	1-1-4
		(3) 綾瀬市消防計画との関係	1-1-4
		(4) 綾瀬市国民保護計画との関係	1-1-5
		(5) 綾瀬市国土強靱化地域計画との関係	1-1-5
5 計画の修正	1-1-5		
<b>第2節 災害対策計画の推進主体とその役割</b>		<b>1-2-1</b>	
1 防災関係機関の実施責任	(1) 綾瀬市	1-2-1	
	(2) 神奈川県	1-2-1	
	(3) 指定地方行政機関	1-2-1	
	(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関	1-2-1	
	(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1-2-1	
	2 市民等の役割	(1) 市民	1-2-2
		(2) 企業	1-2-2
		(3) 災害ボランティア	1-2-2
	3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	(1) 市	1-2-3
		(2) 県	1-2-3
(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）		1-2-4	
(4) 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）		1-2-5	
(5) 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）		1-2-6	
(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		1-2-6	
(7) 自衛隊		1-2-8	
<b>第3節 本市の概況</b>		<b>1-3-1</b>	
1 自然的条件	(1) 位置及び面積	1-3-1	
	(2) 地質	1-3-2	
	(3) 気候	1-3-2	
	2 社会的条件	(1) 市の沿革	1-3-2
		(2) 人口	1-3-3
		(3) 土地利用概況	1-3-4
		(4) 都市計画道路及び一般道路	1-3-5
		(5) 都市公園	1-3-5
		(6) ライフラインの状況	1-3-6
		(7) 厚木基地の概要	1-3-6
<b>第4節 風水害等の災害想定</b>		<b>1-4-1</b>	
1 災害想定のお考え方	1-4-1		
2 風水害	1-4-1		
3 火山災害	1-4-1		
4 雪氷災害	1-4-2		
5 航空災害	1-4-2		
6 道路災害	1-4-2		
7 放射性物質災害	1-4-2		
8 危険物等災害	1-4-2		
9 大規模火災	1-4-2		
<b>第5節 防災ビジョン</b>		<b>1-5-1</b>	
1 基本理念	1-5-1		
2 基本目標	1-5-1		

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第2章 災害予防計画</b>		<b>2</b>	
<b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>		<b>2-1-1</b>	
	1 市街地の整備	(1) まちの延焼拡大防止の推進 (2) 道路・河川の延焼遮断機能の強化	2-1-1 2-1-1
	2 都市防災基本計画の策定		2-1-1
	3 都市公園の整備	(1) 公園の防災機能の充実 (2) 緊急輸送道路等の緑化推進	2-1-1 2-1-2
	4 農地・緑地の保全		2-1-2
	5 オープンスペースの把握		2-1-2
	6 治水対策	(1) 河川の概況	2-1-2
		(2) 河川の整備	2-1-3
		(3) 排水路の整備	2-1-3
		(4) 下水道の整備	2-1-3
		(5) 安全性等に配慮した指導	2-1-3
		(6) 浸水想定区域における避難の確保	2-1-3
7 道路・橋りょうの整備	(1) 都市計画道路の整備	2-1-3	
	(2) 一般市道の整備	2-1-3	
	(3) 橋りょうの架替・新設	2-1-3	
	(4) ひとにやさしい道路環境の整備	2-1-4	
	(5) 道路標識の整備	2-1-4	
8 かけ崩れ対策等の推進	(1) 土砂災害警戒区域等の指定	2-1-4	
	(2) 土砂災害警戒区域等の把握	2-1-4	
	(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定	2-1-4	
	(4) 防災パトロールの強化	2-1-5	
9 ライフライン施設の安全対策	(1) 上水道施設の安全化	2-1-5	
	(2) 下水道施設の安全化	2-1-5	
	(3) 電力、ガス施設及び電話通信施設の安全化	2-1-5	
10 建築物の安全確保対策	(1) 不特定多数の者が使用する施設等の安全確保対策	2-1-6	
	(2) 空き家対策	2-1-6	
11 落下物等対策	(1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止	2-1-6	
	(2) 屋外広告物に対する規制	2-1-6	
	(3) 自動販売機の転倒防止	2-1-6	
<b>第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充</b>		<b>2-2-1</b>	
	1 応急活動体制の充実・強化		2-2-1
	2 災害対応組織の充実・強化		2-2-1
	3 災害対策本部等の配備人員報告		2-2-2
	4 非常時職員動員システムの構築		2-2-2

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
第3節 災害時情報の収集・提供体制の拡充		2-3-1	
1	災害情報ルートの多重化	(1) 綾瀬市防災行政用無線（地域系）	2-3-1
		(2) 綾瀬市防災行政用無線（同報系）	2-3-1
		(3) 神奈川県防災行政通信網	2-3-1
		(4) 神奈川県災害情報管理システム	2-3-2
		(5) 防災対策関係職員への非常連絡体制の整備	2-3-2
		(6) 災害時優先電話	2-3-2
2	防災通信網の充実・強化	(1) 防災無線機能の充実	2-3-2
		(2) インターネット通信等の活用	2-3-2
		(3) アマチュア無線団体との協力体制	2-3-2
		(4) 事業所等との協力体制の充実	2-3-2
		(5) その他の情報通信網の活用	2-3-3
3	通信の利用制限及びふくそう対策の周知	2-3-3	
4	災害時の広報体制の強化	(1) 市防災行政用無線（地域系、同報系）の保守	2-3-3
		(2) 拡声器付車両等の整備	2-3-3
		(3) インターネットによる広報計画	2-3-3
		(4) 非常時における多様な広報要員の確保	2-3-3
5	非常時における広報活動マニュアルの作成	2-3-3	
6	関係機関との災害時広報活動協力体制の確立	(1) 災害臨時広報紙等の発行に関する協力体制の確立	2-3-4
		(2) 報道機関との協力体制の確立	2-3-4
		(3) その他、非常時における広報機能の整備	2-3-4
第4節 医療・救護対策		2-4-1	
1	初動医療体制の整備	(1) 市医師会との連携強化	2-4-1
		(2) 災害対策用備蓄医薬品の配備	2-4-1
		(3) トリアージタッグの整備	2-4-1
		(4) 「心のケア」体制の確立	2-4-1
2	医療機関等との連携	(1) 医療機関との連絡体制等の整備	2-4-2
		(2) 厚木保健福祉事務所大和センターとの連絡体制等の整備	2-4-2
第5節 救助・救急、消火活動体制の拡充		2-5-1	
1	消防力の整備・強化	(1) 消防力の整備・強化	2-5-1
		(2) 消防団体制の強化	2-5-1
		(3) 消防水利整備事業	2-5-1
		(4) その他の消防水利の確保	2-5-1
		(5) ヘリコプターの活用	2-5-1
2	救急体制の強化	2-5-2	
3	自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及	2-5-2	
4	出火の防止	(1) 火気使用設備・器具の安全化	2-5-2
		(2) 危険物施設の安全化	2-5-2
		(3) 化学薬品の安全化	2-5-2
		(4) 電気設備等の安全化	2-5-3
5	危険物等災害予防対策	(1) 危険物取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-3
		(2) 危険物取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-3
		(3) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-3
		(4) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-4
		(5) 毒物及び劇物取扱事業者への災害予防の推進・指導	2-5-4
		(6) 毒物及び劇物取扱事業者の自主保安体制の充実	2-5-4
6	広域応援体制の受入れ等の整備	2-5-4	
7	自衛隊、警察などの連携強化	2-5-4	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
第6節 避難対策		2-6-1	
1	避難場所等の指定・整備	(1) 風水害時避難所	2-6-1
		(2) 一時避難場所の指定・整備	2-6-1
		(3) 広域避難場所の確保	2-6-1
		(4) 指定緊急避難場所の指定	2-6-1
		(5) 一次避難所の指定	2-6-2
		(6) 二次避難所の指定	2-6-2
		(7) 指定避難所の指定	2-6-2
		(8) 地域避難所の確保	2-6-2
		(9) 福祉避難所の確保	2-6-2
		(10) 避難所開設・運営に必要な資機材の備蓄	2-6-2
2	避難所運営委員会との連携	(1) 避難所運営委員会の組織構成	2-6-3
		(2) 避難所運営委員会の役割	2-6-4
		(3) 避難所運営委員会の活動内容	2-6-4
3	避難経路の整備	2-6-4	
4	避難情報の発令基準の作成	2-6-5	
5	関係機関・団体等との連携強化	2-6-5	
6	市外県外への避難者の情報把握	2-6-5	
7	避難所内外の避難者への対策	(1) 適切な指定避難所の指定と生活環境の整備	2-6-6
		(2) 避難所外避難者の把握、物資等の供給及び健康確保	2-6-6
		(3) 分散避難対策	2-6-6
8	住民への周知	(1) 地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法	2-6-6
		(2) 誘導標識設置上の留意点	2-6-6
9	避難訓練	2-6-6	
10	ペット対策	(1) 普及啓発活動の実施	2-6-6
		(2) 避難所運営マニュアルへの反映	2-6-6
第7節 要配慮者対策		2-7-1	
1	要配慮者等の定義	2-7-1	
2	避難行動要支援者の把握	2-7-1	
3	避難行動要支援者支援マニュアル等の作成	(1) 避難支援プラン全体計画	2-7-1
		(2) 避難行動要支援者支援マニュアル	2-7-1
		(3) 避難行動要支援者避難支援	2-7-2
		(4) 個別避難計画	2-7-2
4	社会福祉施設等との連携	2-7-3	
5	社会福祉施設等の対応	(1) 防災設備等の整備	2-7-3
		(2) 組織体制の整備	2-7-3
		(3) 防災教育訓練の実施	2-7-3
6	要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保	2-7-3	
7	外国人市民への対応	(1) 外国人市民への防災意識啓発	2-7-4
		(2) 外国人市民への防災行政用無線	2-7-4
		(3) 外国人市民を交えた防災訓練	2-7-4

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁		
<b>第8節 防疫・公衆衛生・清掃対策</b>		2-8-1		
1	防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備	(1) 防疫・衛生活動体制の整備	2-8-1	
		(2) 関係機関、民間業者等との協力体制の整備	2-8-1	
		(3) 防疫・衛生用資機材の確保	2-8-1	
	2	遺体収容に関する事前対策	(1) 遺体収容・埋葬マニュアルの作成	2-8-1
			(2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備	2-8-1
			(3) 広域火葬体制の強化	2-8-1
			(4) 身元不明遺体に必要な施設の確保	2-8-1
	3	し尿処理体制の整備	(1) 災害時における「トイレ等の確保	2-8-2
			(2) 災害用トイレの確保体制の確立	2-8-2
			(3) 災害時における「便所用水」確保等についての周知	2-8-2
			(4) 大規模災害時を想定した「し尿処理・処分マニュアル」の作成	2-8-2
			(5) 下水処理施設の整備	2-8-2
			(6) 災害時相互応援協力体制の整備	2-8-2
(7) 民間業者等との協力協定の締結			2-8-2	
4	ごみ・がれき処理体制の整備	(1) ごみ・がれき処理・処分マニュアル等の作成	2-8-3	
		(2) 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立	2-8-3	
<b>第9節 飲料水の確保対策</b>		2-9-1		
1	応急給水拠点及び給水源の確保	(1) 飲料水兼用耐震性貯水槽	2-9-1	
		(2) 県企業庁の災害用指定配水池	2-9-1	
		(3) プール・受水槽等補給用給水源の指定・整備	2-9-1	
		(4) 災害対策用井戸の指定	2-9-1	
	2	給水用資機材の整備・強化	2-9-2	
	3	非常時活動体制の整備・強化	(1) 応急給水	2-9-2
			(2) 応急復旧	2-9-2
	4	協力体制の確立	2-9-2	
<b>第10節 備蓄体制の充実・強化</b>		2-10-1		
1	防災備蓄庫の整備		2-10-1	
		2	非常用食料の備蓄	2-10-2
		3	生活必需物資の備蓄	2-10-2
		4	県央地区広域防災活動拠点との連携	2-10-2
		5	緊急調達体制の整備	2-10-3
<b>第11節 文教対策</b>		2-11-1		
1	学校防災計画等の作成		2-11-1	
			2-11-1	
	2	学校施設の事前対策	(1) 避難所としての学校設備の整備	2-11-1
			(2) 教育再開への施設整備	2-11-1
			(3) 教職員の確保	2-11-1
	3	防災教育の充実	(1) 応急教育対策用カリキュラムの策定	2-11-2
			(2) 心のケアなどに関する研究	2-11-2
	4	文化財の保護	2-11-2	
<b>第12節 緊急輸送道路等の確保</b>		2-12-1		
1	緊急輸送道路の指定・整備	(1) 緊急交通路と県指定の緊急輸送道路	2-12-1	
		(2) 市指定緊急輸送道路補完道路	2-12-2	
	2	緊急通行(輸送)車両の事前届出	2-12-3	
	3	臨時ヘリポートの指定	2-12-3	
4	物資等集積場所等の指定	2-12-3		

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区		分	頁	
第13節 災害時の相互協力・応援体制の拡充			2-13-1	
	1 近隣市町村との連携強化		2-13-1	
	2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等		2-13-1	
	3 自衛隊との連携		2-13-1	
	4 米海軍との連携		2-13-1	
	5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化	(1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化		2-13-2
		(2) 民間団体・事業者等との応援協力協定の拡充		2-13-2
6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備	(1) 災害時におけるボランティア等受入体制の整備		2-13-2	
	(2) 専門ボランティアの連携・協力体制の整備		2-13-2	
第14節 市民、市職員等の防災対応力の強化			2-14-1	
1	市民の防災意識の高揚	(1) 防災知識の普及	2-14-1	
		(2) 家庭での防災対策の徹底	2-14-2	
		(3) 普及の手段	2-14-2	
		(4) 防災教育の推進	2-14-2	
		(5) 防災ハザードマップの作成	2-14-2	
		(6) 自主防災組織等のリーダー養成と教育	2-14-3	
		(7) 帰宅困難者に関する普及啓発	2-14-3	
2	市職員の防災行動力の向上	(1) 職員用防災マニュアルの作成・配布	2-14-3	
		(2) 各部における災害対応マニュアルの作成	2-14-3	
		(3) 職員研修・訓練の実施	2-14-3	
3	自主防災組織の強化	(1) 自主防災組織の育成	2-14-4	
		(2) 自主防災組織の機能強化	2-14-4	
		(3) 自主防災組織相互の連携	2-14-4	
4	民間団体・事業所等の防災体制の強化	(1) 防火管理者の選任を要する事業所	2-14-5	
		(2) 防火管理者の選任を要しない事業所	2-14-5	
第15節 公共施設の防災機能の整備・強化			2-15-1	
	1 公共施設の防災対策		2-15-1	
	2 公共施設における防災機能の整備		2-15-1	
	3 行政情報の防災対策		2-15-1	
第16節 防災訓練の実施			2-16-1	
	1 水防訓練		2-16-1	
	2 多様な訓練の実施		2-16-1	
	3 実践的な訓練の実施		2-16-1	
	4 個別防災訓練	(1) 情報受伝達訓練		2-16-1
		(2) 災害対策本部運営訓練		2-16-1
		(3) 消防訓練		2-16-1
		(4) 公共施設等の防災訓練		2-16-2
(5) 自治会、自主防災組織等が行う訓練への支援			2-16-2	



綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第3章 応急対策計画</b>		<b>3</b>	
第1節 気象情報等の受理・伝達		3-1-1	
1	警戒及び注意の喚起	(1) 気象注意報、警報等	3-1-1
		(2) 警報、注意報の地域細分	3-1-2
		(3) 注意報・警報の種類及び発表基準	3-1-3
		(4) 土砂災害に関する情報	3-1-4
		(5) 水防活動用の注意報及び警報	3-1-4
		(6) 河川の水位情報（はん濫警戒情報）	3-1-4
		(7) 顕著な大雨に関する気象情報	3-1-4
		(8) 火災気象通報・火災警報	3-1-5
		(9) 火災警報の伝達	3-1-5
	2	気象情報の受理伝達体制	(1) 勤務時間内における措置
(2) 勤務時間外における措置			3-1-6
第2節 水防活動		3-2-1	
1	水防体制	(1) 水防責任	3-2-1
		(2) 水防体制	3-2-1
	2	水防活動	3-2-2
	3	重要水防区域	3-2-2
	4	取水堰	3-2-4
	5	河川水位の観測	3-2-4
6	水防警報	(1) 水防警報の種類	3-2-5
		(2) 水防警報の伝達	3-2-5
第3節 災害警戒本部の設置（風水害対応）		3-3-1	
1	災害への警戒体制	3-3-1	
2	災害警戒本部の組織	3-3-2	
3	災害警戒本部の設置場所	3-3-3	
4	災害警戒本部の活動	3-3-3	
5	職員の配備	3-3-3	
6	動員・配備の指示の伝達	3-3-4	
7	職員配備の報告	3-3-4	
8	活動状況の報告	3-3-5	
9	災害警戒本部の運営	3-3-5	
10	県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡	3-3-5	
11	災害対策本部への移行	3-3-5	
12	災害警戒本部の廃止等	3-3-6	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区		分	頁
第4節 災害対策本部の設置			3-4-1
1	災害対策本部の設置	(1) 設置基準	3-4-1
		(2) 市長不在時の代理	3-4-2
		(3) 災害対策本部長の職務代理	3-4-2
2	災害対策本部の組織等	(1) 災害対策本部組織図	3-4-3
		(2) 災害対策本部の構成員	3-4-4
		(3) 災害対策本部各部の分掌事務	3-4-4
		(4) 災害対策本部の設置場所	3-4-10
3	地区対策本部の設置	(1) 地区対策本部の組織と防災関係団体等との関係	3-4-11
		(2) 地区対策本部の設置場所	3-4-12
		(3) 統括部及び地区対策本部の主な業務	3-4-12
		(4) 地区対策本部の配備体制	3-4-12
		(5) 地区対策本部の解散	3-4-13
4	職員の配備	(1) 参集の区分	3-4-13
		(2) 職員の参集場所	3-4-13
		(3) 配備体制	3-4-14
		(4) 動員職員の対象者	3-4-15
		(5) 配備指令の伝達	3-4-15
		(6) 職員配備の報告	3-4-16
		(7) 参集時の留意事項	3-4-16
		(8) 職員の服務	3-4-16
5	災害対策本部の運営	(1) 災害対策本部会議	3-4-17
		(2) 災害対策本部会議室等の設置及び資機材等の確保	3-4-17
		(3) 関係機関からの連絡員の派遣	3-4-18
		(4) 防災会議の招集	3-4-18
		(5) 災害対策本部の設置の通知等	3-4-18
6	災害対策本部の廃止		3-4-19
第5節 情報の収集伝達			3-5-1
1	災害時の通信連絡手段		3-5-1
2	通信機器の応急対策	(1) 非常無線通信の利用	3-5-1
		(2) 放送機関への依頼	3-5-2
3	防災行政用無線の運用	(1) 防災行政用無線の種類	3-5-2
		(2) 通信連絡の系統図	3-5-3
第6節 災害情報の広報活動			3-6-1
1	災害発生前の広報		3-6-1
2	災害発生後の広報		3-6-2
3	広報の手段		3-6-2
4	広報の種類	(1) 市民に対する広報	3-6-3
		(2) 外国人市民に対する広報	3-6-3
		(3) 障がい者に対する広報	3-6-3
5	報道機関への発表と資料の収集	(1) 情報の発表	3-6-3
		(2) 災害写真等の収集	3-6-3
		(3) 災害時における安否不明者の氏名等公表について	3-6-3
第7節 被害状況情報の収集、報告			3-7-1
1	災害情報の収集及び報告	(1) 市の被害調査	3-7-1
		(2) 市民・事業所等の協力	3-7-1
		(3) 災害発生直前の情報収集事項	3-7-2
		(4) 災害発生直後情報収集事項	3-7-3
		(5) 情報報告の系統	3-7-4
		(6) 被害情報等の集約	3-7-4
		(7) 県災害対策本部への報告	3-7-5
		(8) 県災害対策本部への報告ができない場合の措置	3-7-5
2	被害調査	(1) 被害調査	3-7-6
		(2) 調査方法	3-7-6
3	家屋の被害認定調査	(1) 調査体制の確立	3-7-7
		(2) 調査方法	3-7-7
		(3) 判定基準	3-7-7
		(4) 被災者台帳、り災証明書	3-7-7
		(5) 広報活動	3-7-7

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第8節 災害時の広聴活動</b>		3-8-1	
	1 広聴窓口の設置	3-8-1	
	2 要望等の取扱	3-8-1	
	3 臨時市民相談窓口の設置	3-8-1	
<b>第9節 災害救助法の適用</b>		3-9-1	
	1 救助の実施者	3-9-1	
	2 災害救助法の適用	3-9-1	
	3 災害救助法の適用基準	3-9-2	
	4 災害救助法の適用手続	3-9-3	
	5 救助の種類及び期間	3-9-3	
	6 災害報告及び救助実施状況報告	3-9-4	
<b>第10節 医療・救護対策</b>		3-10-1	
	1 医療・救護の実施者	3-10-1	
	2 医療及び助産の方法	3-10-1	
	3 応急救護所の設置	3-10-3	
	4 医療救護本部の設置	(1) 医療救護本部の設置	3-10-3
		(2) 県及び日本赤十字社等に対する応援要請	3-10-4
		(3) 海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請	3-10-4
	5 救助・救急	(1) 市外の医療機関への協力要請	3-10-5
		(2) ヘリコプターによる患者搬送	3-10-5
	6 医薬品等の確保	3-10-6	
	7 費用の負担	3-10-6	
	8 精神保健対策	3-10-7	
<b>第11節 消火・救急・救助対策</b>		3-11-1	
	1 消防活動の基本方針	3-11-1	
	2 活動体制及び配備体制	(1) 初動措置	3-11-2
		(2) 消防団の措置	3-11-2
	3 防御活動	(1) 火災防御方針	3-11-2
		(2) 避難場所と避難経路の確保	3-11-2
		(3) 消防部隊の編成	3-11-3
		(4) 消防団の活動	3-11-3
	4 救急・救助活動	(1) 救急・救助活動の方針	3-11-3
		(2) 救急活動	3-11-3
		(3) 救助活動	3-11-3
	5 消防相互応援	(1) 他都市消防部隊への応援要請	3-11-4
		(2) 受援体制	3-11-4
		(3) 米海軍厚木航空施設への援助要請	3-11-4
	6 広域応援部隊の活動拠点	3-11-4	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第12節 避難対策</b>		3-12-1	
	1 市民の避難行動	3-12-1	
	2 避難のための立退き、避難指示等	(1) 避難指示等の実施	3-12-2
		(2) 警戒区域の設定	3-12-3
		(3) 避難情報の内容等	3-12-3
		(4) 県への報告	3-12-4
		(5) 市民への周知	3-12-4
	3 避難誘導	(1) 危険地域からの避難誘導	3-12-4
		(2) 市の活動	3-12-5
		(3) 消防署・消防団、警察署の活動	3-12-5
		(4) 施設、事業所等の活動	3-12-5
		(5) 避難者の携行品等	3-12-5
	4 事業所などにおける避難行動	3-12-5	
	5 催事開催中における避難行動	3-12-5	
	6 避難場所	(1) 一時避難場所	3-12-6
		(2) 広域避難場所	3-12-6
		(3) 避難所	3-12-6
		(4) 福祉避難所	3-12-6
(5) 応急仮設住宅		3-12-6	
7 避難行動要支援者への配慮	3-12-7		
8 広域避難の協議等	3-12-7		
<b>第13節 避難所の開設と運営</b>		3-13-1	
	1 避難所の開設	(1) 一次避難所の開設	3-13-1
		(2) 二次避難所の開設	3-13-1
	2 避難所の避難対象者		3-13-2
	3 風水害時避難所及び一次避難所の管理運営	(1) 管理運営主体	3-13-2
		(2) 避難所運営委員会の基本的な役割	3-13-2
	4 二次避難所の管理運営		3-13-2
	5 避難所の環境整備		3-13-3
	6 応急対策活動の拠点		3-13-3
	7 避難状況等の報告		3-13-3
	8 避難所の統合、閉鎖		3-13-4
	9 帰宅困難者への対応	(1) 安全確保と情報提供	3-13-4
		(2) 避難所の確保、誘導等	3-13-4
		(3) 事業所等の対応	3-13-4
<b>第14節 要配慮者対策</b>		3-14-1	
	1 要配慮者への支援活動	(1) 要配慮者とその支援方針	3-14-1
		(2) 避難行動要支援者への支援活動	3-14-2
		(3) 外国人市民への支援活動	3-14-2
		(4) 保護者を失った乳幼児の支援活動	3-14-2
	2 避難行動要支援者の避難や安否確認等	(1) 避難誘導	3-14-2
		(2) 安否確認等	3-14-2
		(3) 支援ニーズの把握、対応等	3-14-3
	3 要配慮者に対する避難所での応急支援		3-14-3
	4 福祉避難所等の確保と移送	(1) 福祉避難所等の確保	3-14-4
		(2) 福祉避難所等への移送	3-14-4
	5 要配慮者への健康相談等		3-14-4
	6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給	(1) 要配慮者向け応急仮設住宅の供給	3-14-4
		(2) 要配慮者向け応急仮設住宅での支援	3-14-4

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
第15節 防疫・清掃対策		3-15-1	
1 防疫活動	(1) 避難場所における防疫・保健衛生活動	3-15-2	
	(2) 感染症対策	3-15-2	
	(3) 避難所の衛生管理	3-15-2	
	(4) 食品の安全確保	3-15-3	
	(5) 動物対策	3-15-3	
	2 災害用トイレの設置、管理	3-15-4	
	3 し尿の処理	3-15-5	
	4 ごみの処理	(1) ごみ処理体制の確立	3-15-5
		(2) 収集と処理	3-15-6
	第16節 行方不明者、遺体の処理		3-16-1
1 行方不明者の搜索	(1) 行方不明者名簿の作成	3-16-1	
	(2) 行方不明者の搜索	3-16-2	
2 遺体の処理	(1) 遺体の搬送	3-16-2	
	(2) 遺体収容所、安置所の設置	3-16-3	
	(3) 納棺用品等の確保	3-16-3	
	(4) 遺体の検視・調査等	3-16-3	
	(5) 遺体の検案	3-16-3	
3 遺体の引渡し	(1) 身元判明遺体の引渡し	3-16-3	
	(2) 身元不明遺体の身元確認	3-16-4	
4 遺体の埋火葬	(1) 火葬の許可等	3-16-4	
	(2) 埋火葬の実施	3-16-4	
	(3) 埋火葬の期間	3-16-4	
第17節 飲料水の確保対策		3-17-1	
1 応急給水の実施者		3-17-1	
2 応急給水量		3-17-1	
3 応急給水の確保		3-17-2	
4 応急給水の順位		3-17-3	
5 応急給水計画	(1) 応急給水の実施	3-17-3	
	(2) 飲料水等の搬送	3-17-4	
	(3) 食料等の搬送との調整	3-17-4	
	(4) 周知及び広報	3-17-4	
	(5) 応急給水の配布	3-17-4	
6 応急給水の費用と期間		3-17-5	
第18節 食料等供給対策		3-18-1	
1 食料等供給の実施者		3-18-1	
2 食料等の供給対象者		3-18-2	
3 食料等の供給	(1) 供給品目	3-18-2	
	(2) 供給の基本方針	3-18-2	
4 食料等の調達	(1) 備蓄食料	3-18-3	
	(2) 調達する食料	3-18-3	
5 食料等供給計画	(1) 食料等供給計画の作成	3-18-4	
	(2) 医療機関、福祉施設等への食料供給活動	3-18-4	
	(3) 食料等の搬送	3-18-4	
	(4) 生活物資等の搬送との調整	3-18-5	
	(5) 食料の供給方法	3-18-5	
	(6) 周知及び広報	3-18-5	
6 食料等の集積場所		3-18-5	
7 炊き出しの実施、支援等	(1) 炊き出しの実施	3-18-5	
	(2) 炊き出しの支援	3-18-5	
8 食料等供給の費用と期間		3-18-6	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区		分	頁	
第19節 生活物資等供給対策			3-19-1	
	1	生活物資等の支給の実施者	3-19-1	
	2	生活物資等の供給対象者	3-19-1	
	3	生活物資等の支給区分	3-19-2	
	4	生活物資等の支給	(1) 支給品目	3-19-2
			(2) 支給の基本方針	3-19-2
	5	生活物資等の調達	(1) 備蓄物資	3-19-3
			(2) 調達する生活物資等	3-19-3
	6	生活物資等支給計画	(1) 生活物資等支給計画の作成	3-19-4
(2) 生活物資等の搬送			3-19-5	
(3) 食料等の搬送との調整			3-19-5	
(4) 生活物資等の支給方法			3-19-5	
(5) 周知及び広報			3-19-5	
7	生活物資等の集積場所	3-19-6		
8	生活物資等支給の期間	3-19-6		
第20節 文教対策			3-20-1	
	1	児童、生徒の安全確保	3-20-1	
	2	応急教育の実施	(1) 応急教育の実施者	3-20-2
			(2) 応急教育の区分	3-20-2
			(3) 市立小・中学校における応急教育の実施場所	3-20-2
			(4) 市立小・中学校における教育再開への準備	3-20-2
3	学用品の調達・支給	(1) 災害救助法が適用された場合 (2) 災害救助法が適用されない場合	3-20-3 3-20-3	
4	保育園児などの安全確保		3-20-4	
5	応急保育の実施		3-20-4	
第21節 道路交通対策			3-21-1	
	1	交通情報の収集、道路規制	(1) 情報収集、交通輸送計画	3-21-1
			(2) 関係機関への通報	3-21-1
	2	交通規制に関する措置	(1) 交通規制の実施者	3-21-2
			(2) 交通規制の実施等	3-21-2
			(3) 交通規制の周知	3-21-2
3	緊急輸送道路の確保		3-21-3	
4	道路等の障害物除去	(1) 実施責任者	3-21-5	
		(2) 応急復旧措置	3-21-5	
		(3) 経費	3-21-5	
5	緊急通行(輸送)車両の確認申請	(1) 緊急通行(輸送)車両	3-21-6	
		(2) 緊急通行(輸送)車両の事前届出	3-21-6	
		(3) 緊急通行(輸送)車両確認証明書及び確認標章の交付	3-21-6	
第22節 緊急輸送対策			3-22-1	
1	車両の配車及び燃料の確保	(1) 要請による車両の調達	3-22-1	
		(2) 県等への調達要請	3-22-2	
		(3) ボランティアの協力	3-22-2	
		(4) 車両の待機場所	3-22-2	
2	緊急輸送の実施	(1) 輸送計画の作成	3-22-2	
		(2) 輸送対象の想定	3-22-3	
3	物資等集積場所	(1) 物資等集積場所の設置	3-22-4	
		(2) 車両への表示	3-22-4	
4	臨時ヘリポートの開設		3-22-5	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
第23節 障害物の除去対策		3-23-1	
1	道路等の障害物の除去	(1) 実施機関	3-23-1
		(2) 障害物除去の対象	3-23-1
		(3) 除去の方法	3-23-1
		(4) 除去の優先順位	3-23-2
	2 河川等の障害物の除去	(1) 実施機関	3-23-2
		(2) 障害物除去の対象	3-23-2
		(3) 除去の方法	3-23-2
	3 住家に係る障害物の除去	(1) 実施機関	3-23-3
		(2) 障害物除去の対象	3-23-3
		(3) 除去の方法	3-23-3
		(4) 障害物除去の期間	3-23-3
	4 がれき等の処理	(1) 建物の解体	3-23-4
		(2) がれきの撤去	3-23-4
		(3) 周知・受付	3-23-4
		(4) 処理計画の策定	3-23-4
		(5) 仮置き場の設置	3-23-5
(6) 分別・減量化・再利用等		3-23-5	
第24節 警備対策		3-24-1	
1	災害警備体制の確立	(1) 警報等の伝達	3-24-1
		(2) 情報の収集・連絡	3-24-1
		(3) 救出救助活動	3-24-2
		(4) 避難指示等	3-24-2
		(5) 交通対策	3-24-2
		(6) 防犯対策	3-24-2
		(7) ボランティア等の連携	3-24-2
		(8) 広域応援	3-24-2
	3 防犯パトロール	3-24-2	
	第25節 ライフライン等の応急対策		3-25-1
1	情報連絡体制の確保	(1) 情報連絡	3-25-1
		(2) 応急対策活動の協議	3-25-1
	2 応急対策活動拠点	3-25-2	
	3 上水道の応急対策	(1) 応急対策	3-25-2
		(2) 復旧対策	3-25-3
	4 下水道の応急対策	(1) 応急対策	3-25-3
		(2) 復旧対策	3-25-3
	5 電気の応急対策	(1) 基本方針	3-25-4
		(2) 応急対策	3-25-4
		(3) 広報対策	3-25-4
	6 ガスの応急対策	(1) 東京ガス㈱の応急対策	3-25-5
		(2) L Pガス事業者の応急対策	3-25-5
	7 通信関係の応急対策	(1) 活動体制	3-25-6
		(2) 応急対策	3-25-6
		(3) 復旧対策	3-25-9
	8 バス会社の安全措置	3-25-10	
第26節 応援要請（国、県、市）		3-26-1	
1	国及び神奈川県知事への応援要請	(1) 応援要請項目	3-26-1
		(2) 応援要請の手続	3-26-2
		(3) 派遣職員の実費負担	3-26-2
	2 相互応援協定締結都市への応援要請	(1) 応援の種類	3-26-2
		(2) 応援要請の手続	3-26-3
		(3) 応援措置に対する経費負担	3-26-3
	3 地方公共団体への応援要請	(1) 応援の基準	3-26-3
		(2) 応援に従事する者の指揮	3-26-3
		(3) 応援の要請手続	3-26-3
		(4) 応援措置に対する経費負担	3-26-3
	4 派遣隊の受入	3-26-4	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第27節 応援要請（自衛隊）</b>		3-27-1	
	1 自衛隊への派遣要請	(1) 派遣要請の基準	3-27-1
		(2) 派遣要請の範囲	3-27-2
	2 災害派遣要請の手続	(1) 県知事に対する派遣要請	3-27-3
		(2) 要請先	3-27-3
		(3) 緊急派遣要請の場合	3-27-4
	3 災害派遣部隊の受入体制	(1) 災害対策本部会議への出席	3-27-4
		(2) 準備	3-27-4
		(3) 宿营地、車両基地の予定施設	3-27-5
		(4) 活動状況の把握	3-27-5
		(5) 県知事への報告	3-27-5
4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収	(1) 要請の変更	3-27-5	
	(2) 派遣部隊等の撤収	3-27-5	
5 経費の負担		3-27-6	
<b>第28節 ボランティアの活動</b>		3-28-1	
	1 災害時ボランティアセンターの設置	3-28-1	
	2 一般ボランティアの活動	3-28-2	
	3 専門ボランティアの活動	3-28-2	
	4 ボランティアの要請	3-28-2	
	5 災害時ボランティアセンターの提供	3-28-3	
<b>第29節 市民、自主防災組織等の防災活動</b>		3-29-1	
	1 市民の防災活動	(1) 自宅での防災活動	3-29-1
		(2) 地域での防災活動	3-29-1
	2 自主防災組織の活動	3-29-2	
3 事業所の防災活動	3-29-2		
<b>第30節 住宅対策</b>		3-30-1	
	1 被災住宅の応急修理	(1) 対象者	3-30-1
		(2) 対象者の調査、募集	3-30-1
		(3) 応急修理の方法	3-30-1
		(4) 応急修理の内容	3-30-1
	2 公共、民間住宅の確保	(1) 公共住宅の確保	3-30-2
		(2) 民間賃貸住宅の提供	3-30-2
	3 応急仮設住宅の用地確保、建設等	(1) 建設予定地	3-30-2
		(2) 応急仮設住宅の建設	3-30-2
		(3) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設	3-30-2
		(4) 応急仮設住宅の管理等	3-30-3
		(5) 入居の資格基準	3-30-3
		(6) 入居希望者の把握	3-30-3
		(7) 入居決定の方法	3-30-3
<b>第31節 二次災害の防止活動</b>		3-31-1	
	1 災害対策本部の措置	3-31-1	
	2 事業者の措置	3-31-1	
	3 二次災害が発生した場合の措置	3-31-1	



綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第4章 災害復旧・復興対策</b>		<b>4</b>	
<b>第1節 災害復旧事業</b>		<b>4-1-1</b>	
	1 公共施設の災害復旧事業計画	4-1-1	
	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	4-1-2	
	3 産業の復旧	4-1-2	
	4 激甚法による災害復旧事業	(1) 激甚災害の指定 4-1-3 (2) 激甚災害の指定手続 4-1-3 (3) 特別財政援助額の交付手続等 4-1-3 (4) 激甚法に定める事業 4-1-4	
<b>第2節 復興体制の整備</b>		<b>4-2-1</b>	
	1 復興計画策定に係る庁内組織の設置	4-2-1	
	2 人的資源の確保	(1) 派遣職員を受入 4-2-1 (2) 専門家の支援を受入 4-2-1	
	3 災害対策本部と復興本部の関係	4-2-2	
	4 復興対策の実施	4-2-3	
	5 復興に関する調査	(1) 建築物の被災状況に関する調査	4-2-3
		(2) 都市基盤復興にかかる調査	4-2-3
		(3) 応急仮設住宅に関する調査	4-2-4
		(4) 生活再建にかかる調査	4-2-4
		(5) 地域経済復興支援にかかる調査	4-2-4
		(6) 復興の進捗状況のモニタリング	4-2-4
<b>第3節 復興計画の策定</b>		<b>4-3-1</b>	
	1 復興の基本方針の策定	(1) 復興理念と基本目標の設定 4-3-1 (2) 地域全体の合意形成 4-3-1	
	2 分野別復興計画の策定	4-3-2	
	3 復興計画の策定	4-3-2	
	4 復興計画の公表	4-3-3	
	5 復興財源の確保	(1) 財政方針の策定 4-3-3 (2) 財政確保対策 4-3-3	
	6 市街地復興	(1) 都市復興基本方針の策定 4-3-4 (2) 復興整備条例の制定 4-3-5 (3) 復興対象地区の指定 4-3-5 (4) 建築制限の実施 4-3-5 (5) 都市復興基本計画の策定、事業実施 4-3-5 (6) 仮設市街地対策 4-3-5 (7) 住宅対策 4-3-6	
7 都市基盤施設等の復興対策	(1) 被災施設の復旧等 4-3-6 (2) 応急復旧後の本格復旧・復興 4-3-6		

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁
第4節 生活再建等の支援		4-4-1
1	被災者の経済的再建支援	4-4-2
2	(1) 証明書発行の担当	4-4-3
	(2) 証明の範囲	4-4-3
3	家屋の被害認定調査	4-4-4
4	(1) 義援金の受付	4-4-5
	(2) 義援金の保管	4-4-5
	(3) 義援金の配分	4-4-5
5	(1) 災害弔慰金・見舞金等の支給	4-4-6
	(2) 災害見舞金	4-4-6
6	被災者生活再建支援金	4-4-6
7	日赤神奈川支部による災害見舞金等の交付	4-4-6
8	災害援護資金等の貸付	4-4-6
9	租税の減免等	4-4-7
10	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付	4-4-7
	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除	4-4-7
	(3) 被災地あて救助郵便物の料金免除	4-4-7
	(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布	4-4-8
	(5) 簡易保険関係	4-4-8
11	電話料金などの免除等	4-4-8
12	生活保護	4-4-8
13	(1) 精神的な後遺症等に関する相談	4-4-8
	(2) 精神保健活動	4-4-8
	(3) 被災児童・生徒の心のケア	4-4-9
14	(1) 高齢者、障がい者、児童への支援	4-4-9
	(2) 被災した外国人市民への支援	4-4-9
15	(1) 福祉需要の把握	4-4-9
	(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建	4-4-9
	(3) 福祉サービスの体制整備	4-4-9
16	(1) 食品・飲料水の安全確保	4-4-9
	(2) 公衆浴場等の情報提供	4-4-9
17	(1) 授業の再開	4-4-10
	(2) 児童・生徒への支援	4-4-10
18	社会教育施設、文化財等	4-4-10
19	ボランティア活動支援	4-4-10
20	情報の提供	4-4-10

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁		
第5節 地域経済への復興支援		4-5-1		
1	地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	(1) 産業振興方針の決定	4-5-1	
		(2) 相談・指導体制の整備	4-5-1	
		(3) 商談会、イベント等の活用	4-5-1	
	2	金融・税制面での支援	(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和	4-5-2
			(2) 既存融資制度等の活用促進	4-5-2
			(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援	4-5-2
			(4) 新たな融資制度の検討	4-5-2
			(5) 金融制度、金融特別措置の周知	4-5-3
			(6) 税の減免等	4-5-3
	3	事業の場の確保	(1) 仮設賃貸店舗の建設	4-5-3
			(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援	4-5-3
			(3) 工場・店舗の再建支援	4-5-3
			(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供	4-5-3
(5) 物流ルートに関する情報提供			4-5-3	
4	農林水産業者などに対する支援	(1) 災害復旧事業等の実施	4-5-4	
		(2) 既存制度活用の促進	4-5-4	
		(3) 物流ルートに関する情報提供	4-5-4	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁		
<b>第5章 火山災害対策</b>		<b>5</b>		
第1節 火山現象に関する情報の伝達体制等		5-1-1		
1	箱根山及び富士山の火山活動の概要	(1) 箱根山の概要 5-1-1 (2) 富士山の概要 5-1-1		
	火山現象に関する情報の発表と伝達系統	(1) 噴火警報の発表 5-1-2 (2) 噴火予報の発表 5-1-2 (3) 噴火警戒レベル 5-1-2 (4) 火山現象に関する情報の通報及び伝達体制 5-1-3		
第2節 火山災害の応急対策への備え		5-2-1		
1	火山災害の応急対策への備え	(1) 情報の収集・連絡 5-2-1 (2) 情報提供の多元化 5-2-1 (3) 救助・救急、消火及び医療救護活動 5-2-1 (4) 避難誘導 5-2-1		
	2 防災知識の普及	5-2-2		
第3節 火山災害時の応急対策計画		5-3-1		
1	警戒及び応急対策体制	(1) 災害警戒本部の設置 5-3-1 (2) 災害対策本部の設置 5-3-1 (3) 災害対策本部の設置基準 5-3-2 (4) 災害対策本部会議の開催 5-3-2 (5) 災害対策本部の解散基準 5-3-2 (6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知 5-3-2 (7) 職員配備基準 5-3-2 (8) 組織・分担事務・配備体制 5-3-2		
		2 発災直後の情報の収集・連絡	(1) 災害情報の収集・連絡 5-3-3 (2) 応急対策活動情報の連絡 5-3-3 (3) 情報連絡の方法 5-3-3	
			3 災害広報の実施	(1) 実施者 5-3-3 (2) 広報事項 5-3-3 (3) 協力体制 5-3-3
				4 医療救護活動
		5 救助・救急、消火活動		(1) 消防活動 5-3-4 (2) 救助・救急 5-3-4 (3) 消防団 5-3-4 (4) 消防相互応援 5-3-4 (5) 最重要防御地域等の優先順位の決定 5-3-4 (6) 市民及び自主防災組織の役割 5-3-5 (7) その他の救助・救急、消火活動 5-3-5
			6 避難活動	(1) 避難誘導の実施 5-3-5 (2) 帰宅困難者への対応 5-3-5
				7 警戒区域の設定
			8 広域的な応援体制	
9 被災市町村への応援	5-3-6			
10 火山灰処理	5-3-6			
11 その他応急対策	5-3-6			

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第6章 雪氷害対策</b>		<b>6</b>	
第1節 雪氷害の応急対策への備え		6-1-1	
	1 雪氷害の応急対策への備え	(1) ライフライン施設等の機能の確保	6-1-1
		(2) 情報の収集・連絡	6-1-1
		(3) 通信手段の確保	6-1-1
	2 除雪体制の整備	(1) 道路除雪体制の整備	6-1-1
		(2) 雪氷対策路線の措置	6-1-1
	3 救助・救急活動への備え		6-1-1
第2節 雪氷害時の応急対策計画		6-2-1	
	1 気象情報の収集・伝達	(1) 雪氷害に関する警報等の伝達	6-2-1
		(2) 警報発表に伴う措置	6-2-2
	2 警戒及び応急対策体制	(1) 災害警戒本部の設置	6-2-2
		(2) 災害対策本部の設置	6-2-2
		(3) 災害対策本部の設置基準	6-2-2
		(4) 災害対策本部会議の開催	6-2-2
		(5) 災害対策本部の解散基準	6-2-2
		(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知	6-2-2
		(7) 職員配備基準	6-2-3
		(8) 組織・分担事務・配備体制	6-2-3
	3 発災直後の情報の収集・連絡	(1) 災害情報の収集・連絡	6-2-3
		(2) 応急対策活動情報の連絡	6-2-3
		(3) 情報連絡の方法	6-2-3
	4 災害広報の実施	(1) 被害情報伝達活動	6-2-3
		(2) 協力体制	6-2-3
	5 救助・救急活動	(1) 救助・救急	6-2-4
		(2) 被災市町村への応援	6-2-4
		(3) 資機材等の調達等	6-2-4
		(4) 市民及び自主防災組織の役割	6-2-4
	6 避難活動	(1) 避難誘導の実施	6-2-4
		(2) 帰宅困難者への対応	6-2-4
	7 除雪の実施		6-2-4
	8 広域的な応援体制	(1) 自衛隊の災害派遣	6-2-4

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁
<b>第7章 航空災害対策</b>		<b>7</b>
第1節 航空災害の応急対策への備え		7-1-1
	1 厚木基地の概要	(1) 厚木基地の概要 7-1-1 (2) 本市の飛行ルート 7-1-1
	2 航空災害の応急対策への備え	7-1-2
第2節 航空災害時の応急対策計画		7-2-1
1	応急対策体制	(1) 航空事故発生の連絡 7-2-1
		(2) 災害対策本部の設置 7-2-1
		(3) 災害対策本部の設置基準 7-2-1
		(4) 災害対策本部会議の開催 7-2-2
		(5) 災害対策本部の解散基準 7-2-2
		(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知 7-2-2
		(7) 職員配備基準 7-2-2
		(8) 組織・分担事務・配備体制 7-2-2
2	発災直後の情報の収集・連絡	(1) 被害情報の収集・連絡 7-2-4
		(2) 応急対策活動情報の連絡 7-2-4
		(3) 情報連絡の方法 7-2-4
3	災害広報の実施	(1) 被害情報伝達活動 7-2-4
		(2) 協力体制 7-2-4
4	救援活動の区分	7-2-4
5	搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 搜索、救助・救急 7-2-5
		(2) 消火活動 7-2-5
		(3) 医療救護活動 7-2-5
6	警戒区域の設定	(1) 市民を考慮した警戒区域の設定 7-2-6
		(2) 設定根拠 7-2-6
		(3) 関係機関への報告 7-2-6
7	避難活動	7-2-6
8	広域的な応援体制	(1) 自衛隊の災害派遣 7-2-6

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第8章 道路災害対策</b>		<b>8</b>	
第1節 道路災害の応急対策への備え		8-1-1	
1	本市における主な道路網	8-1-1	
	2 道路の安全確保	(1) 道路交通の安全のための情報の充実	8-1-2
		(2) 道路施設等の整備	8-1-2
3	災害情報の収集・連絡	8-1-2	
第2節 道路災害時への応急対策計画		8-2-1	
1	応急対策体制	(1) 大規模事故発生時の連絡	8-2-1
		(2) 災害対策本部の設置	8-2-1
		(3) 災害対策本部の設置基準	8-2-1
		(4) 災害対策本部会議の開催	8-2-2
		(5) 災害対策本部の解散基準	8-2-2
		(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知	8-2-2
2	発災直後の情報の収集・連絡	(1) 災害情報の収集・連絡	8-2-2
		(2) 人的被害の報告	8-2-2
		(3) 応急対策活動情報の連絡	8-2-2
		(4) 情報連絡の方法	8-2-2
3	災害広報の実施	(1) 被害情報伝達活動	8-2-3
		(2) 協力体制	8-2-3
4	救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 救助・救急	8-2-3
		(2) 消火活動	8-2-3
		(3) 医療救護活動	8-2-3
		(4) その他の救助・救急、消火及び医療救護活動	8-2-3
5	警戒区域の設定	(1) 市民を考慮した警戒区域の設定	8-2-3
		(2) 設定根拠	8-2-4
		(3) 関係機関への報告	8-2-4
6	道路管理者の活動体制	8-2-4	
7	危険物等の流出に対する応急対策	(1) 対応措置等 8-2-4	
8	道路施設・交通安全施設の復旧活動	(1) 応急復旧活動 8-2-4	
9	広域的な応援体制	(1) 自衛隊の災害派遣 8-2-5	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第9章 放射性物質災害対策</b>		<b>9</b>	
<b>第1節 放射性物質災害の応急対策への備え</b>		<b>9-1-1</b>	
	1 本市における放射性物質取扱事業者等の現状	9-1-1	
	2 安全確保	(1) 放射性物質取扱事業者等に対する指導	9-1-1
		(2) 安全確保に関する協定等の締結	9-1-2
		(3) 放射性物質に関する教育及び知識の普及	9-1-2
	3 放射性物質災害の応急対策への備え	(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備	9-1-3
		(2) 情報伝達体制の充実・強化	9-1-4
		(3) 広報体制の整備	9-1-4
		(4) 放射能観測の実施	9-1-4
		(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動	9-1-5
		(6) 避難誘導	9-1-5
(7) 訓練の実施		9-1-5	
<b>第2節 放射性物質災害時の応急対策計画</b>		<b>9-2-1</b>	
1 応急対策体制	(1) 事故発生の連絡	9-2-1	
	(2) 災害対策本部の設置	9-2-1	
	(3) 災害対策本部の設置基準	9-2-1	
	(4) 災害対策本部会議の開催	9-2-2	
	(5) 災害対策本部の解散基準	9-2-2	
	(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知	9-2-2	
	2 発災直後の情報の収集・連絡	(1) 災害情報の収集・連絡	9-2-2
	3 市災害対策本部における応急活動等	(1) 活動体制	9-2-3
		(2) 災害応急活動	9-2-3
4 災害時の市民等への広報等	(1) 市民等への広報、指示	9-2-4	
	(2) 市民等からの問い合わせに対する対応	9-2-4	
5 警戒区域の設定	(1) 市民を考慮した警戒区域の設定	9-2-4	
	(2) 設定根拠	9-2-4	
	(3) 関係機関への報告	9-2-4	
6 放射線測定体制の強化	(1) 県の措置	9-2-4	
	(2) 市の措置	9-2-4	
7 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	(1) 屋内退避または避難	9-2-5	
	(2) 広域的避難	9-2-5	
	(3) 治安の確保等	9-2-5	
	(4) 飲料水、飲食物の摂取制限	9-2-5	
	(5) 農林畜水産物等の採取及び出荷制限	9-2-5	
8 広域的な応援体制	(1) 自衛隊の災害派遣	9-2-6	
	(2) 専門家の派遣要請等	9-2-6	
	(3) 緊急救護体制	9-2-6	
9 災害復旧	(1) 汚染物の除去等	9-2-6	
	(2) 各種制限措置の解除	9-2-6	
	(3) 心身の健康相談体制の整備	9-2-6	
	(4) 風評被害等の影響の軽減	9-2-6	



綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第10章 危険物等災害対策</b>		<b>10</b>	
第1節 危険物等災害の応急対策への備え		10-1-1	
1	安全確保	(1) 施設等の安全確保	10-1-1
		(2) 自主保安体制の整備	10-1-1
		(3) 保安思想の啓発、訓練	10-1-1
		(4) 消費者の安全対策	10-1-1
2	危険物等災害の応急対策への備え	(1) 災害情報の収集・連絡	10-1-1
		(2) 救助・救急、消火活動	10-1-2
		(3) 危険物等の大量流出時における防除活動	10-1-2
第2節 危険物等災害時の応急対策計画		10-2-1	
1	応急対策体制	(1) 大規模事故発生時の連絡	10-2-1
		(2) 災害対策本部の設置	10-2-1
		(3) 災害対策本部の設置基準	10-2-1
		(4) 災害対策本部会議の開催	10-2-2
		(5) 災害対策本部の解散基準	10-2-2
		(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知	10-2-2
2	災害情報の収集・連絡	(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡	10-2-2
		(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡	10-2-3
		(3) 応急対策活動情報の連絡	10-2-3
		(4) 情報連絡の方法	10-2-3
3	災害広報の実施	(1) 被害情報伝達活動	10-2-3
		(2) 協力体制	10-2-3
4	救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 救助・救急	10-2-3
		(2) 消火活動	10-2-3
		(3) 医療救護活動	10-2-3
5	警戒区域の設定	(1) 市民を考慮した警戒区域の設定	10-2-4
		(2) 設定根拠	10-2-4
		(3) 関係機関への報告	10-2-4
6	避難活動	10-2-4	
7	危険物等の流出に対する応急対策	10-2-4	
8	広域的な応援体制	10-2-5	
	(1) 対応措置等	10-2-4	
	(1) 自衛隊の災害派遣	10-2-5	

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁	
<b>第11章 大規模火災対策</b>		<b>11</b>	
第1節 大規模火災の応急対策への備え		11-1-1	
	1 安全確保	(1) 消防用設備等の整備、維持管理 (2) 建築物の防火管理体制	11-1-1 11-1-1
	2 大規模火災の災害応急対策への備え	(1) 通信手段の確保	11-1-1
		(2) 消火活動への備え	11-1-1
		(3) 消防組織の強化	11-1-1
(4) 消防施設等の整備・強化		11-1-1	
3 建築同意制度の活用		11-1-2	
4 予防査察等による指導		11-1-2	
第2節 大規模火災時の応急対策計画		11-2-1	
1 応急対策体制	(1) 大規模火災発生の連絡		11-2-1
	(2) 災害対策本部の設置		11-2-1
	(3) 災害対策本部の設置基準		11-2-1
	(4) 災害対策本部会議の開催		11-2-2
	(5) 災害対策本部の解散基準		11-2-2
	(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知		11-2-2
2 発災直後の情報の収集・連絡	(1) 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡		11-2-2
	(2) 応急対策活動情報の連絡		11-2-2
	(3) 情報連絡の方法		11-2-2
3 災害広報の実施	(1) 被害情報伝達活動		11-2-3
	(2) 協力体制		11-2-3
4 救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 救助・救急		11-2-3
	(2) 消火活動		11-2-3
	(3) 医療救護活動		11-2-3
	(4) その他の救助・救急、消火及び医療救護活動		11-2-3
5 警戒区域の設定	(1) 市民を考慮した警戒区域の設定		11-2-4
	(2) 設定根拠		11-2-4
	(3) 関係機関への報告		11-2-4
6 避難活動	(1) 避難指示等		11-2-4

綾瀬市地域防災計画目次  
[風水害等災害対策編]

区	分	頁				
<b>第12章 その他の災害対策</b>		<b>12</b>				
第1節 その他の災害の応急対策への備え		12-1-1				
	1 その他の災害の応急対策への備え	(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充 (2) 通信手段の確保	12-1-1 12-1-1			
	2 救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 救助・救急活動 (2) 消火活動 (3) 医療救護活動	12-1-1 12-1-1 12-1-1			
		3 避難誘導		12-1-1		
第2節 その他の災害時の応急対策計画		12-2-1				
	1 警報等の伝達		12-2-1			
	2 警戒及び応急対策体制	(1) 災害警戒本部の設置 (2) 災害対策本部の設置 (3) 災害対策本部の設置基準 (4) 災害対策本部会議の開催 (5) 災害対策本部の解散基準 (6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知	12-2-2 12-2-2 12-2-2 12-2-2 12-2-2 12-2-2			
		3 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	(1) 事故情報の連絡 (2) 応急対策活動情報の連絡 (3) 情報連絡の方法 (4) 通信手段の確保 (5) 各種通信施設の利用	12-2-3 12-2-3 12-2-3 12-2-3 12-2-3		
			4 被災者への的確な情報伝達活動	(1) 被災者への情報伝達活動 (2) 市民等からの問合せに対する対応	12-2-4 12-2-4	
				5 救助・救急、消火及び医療救護活動	(1) 救助・救急活動 (2) 消火活動 (3) 医療救護活動	12-2-4 12-2-4 12-2-4
			6 避難所の設置運営		(1) 避難誘導の実施 (2) 避難場所の開設 (3) 避難場所の運営管理 (4) 帰宅困難者への対応	12-2-5 12-2-5 12-2-5 12-2-5
					7 応急仮設住宅等	(1) 応急仮設住宅の建設 (2) 高齢者、障がい者等への配慮
	8 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	(1) 保健衛生 (2) 防疫対策 (3) 遺体の処理等		12-2-6 12-2-6 12-2-6		
		9 飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動			12-2-7	
		10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(1) 交通規制の実施 (2) 道路の応急復旧等 (3) 緊急輸送	12-2-8 12-2-8 12-2-8		
	11 広域的な応援体制		(1) 自衛隊の災害派遣	12-2-8		
	12 物価の安定等に関する活動			12-2-8		
	13 支援等の受入れ	(1) ボランティアの受入れ等 (2) 義援物資、義援金の受入れ	12-2-9 12-2-9			

## 第1章 総則

綾瀬市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び綾瀬市防災会議条例（昭和39年条例第6号）に基づく「綾瀬市地域防災計画」として、綾瀬市防災会議が策定した計画です。

市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした計画です。

## 第1節 計画の位置づけ

### 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、綾瀬市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

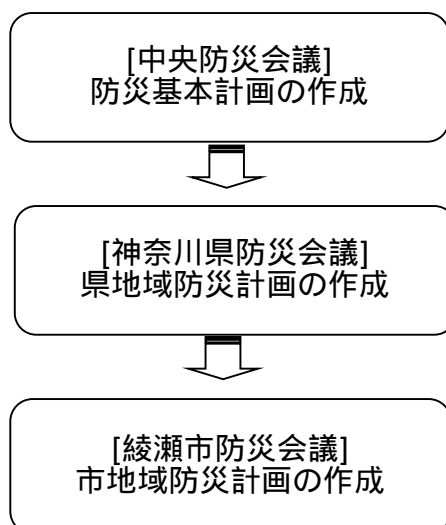
### 2 計画の性格

(1) 本計画は、災害対策基本法第42条及び綾瀬市防災会議条例第2条の規定に基づき市防災会議が作成する計画であり、綾瀬市地域防災計画のうち、風水害等災害対策に関する計画として定めたものです。

#### 綾瀬市防災会議

設置の根拠	災害対策基本法第16条 綾瀬市防災会議条例（昭和39年条例第6号）
所掌事務	地域防災計画の作成、実施の推進 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議 及び当該重要事項に関し、市長に意見を述べること 法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 本計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画と連携した地域計画であり、市の総合計画と連携した分野別の計画としても推進され、市内の災害全般に関して、総合的な指針となるものです。

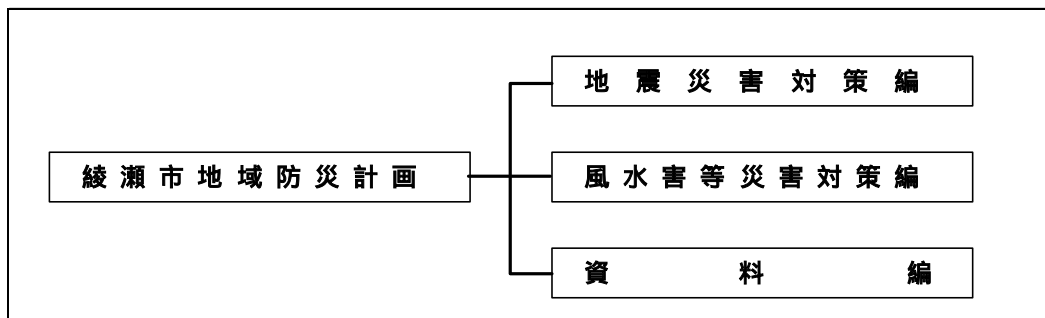


### 3 計画の体系

---

#### (1) 本計画の体系

本計画の体系は、「地震災害対策編」「風水害等災害対策編」「資料編」の3編で構成します。本編は、このうち「風水害等災害対策編」にあたるものです。

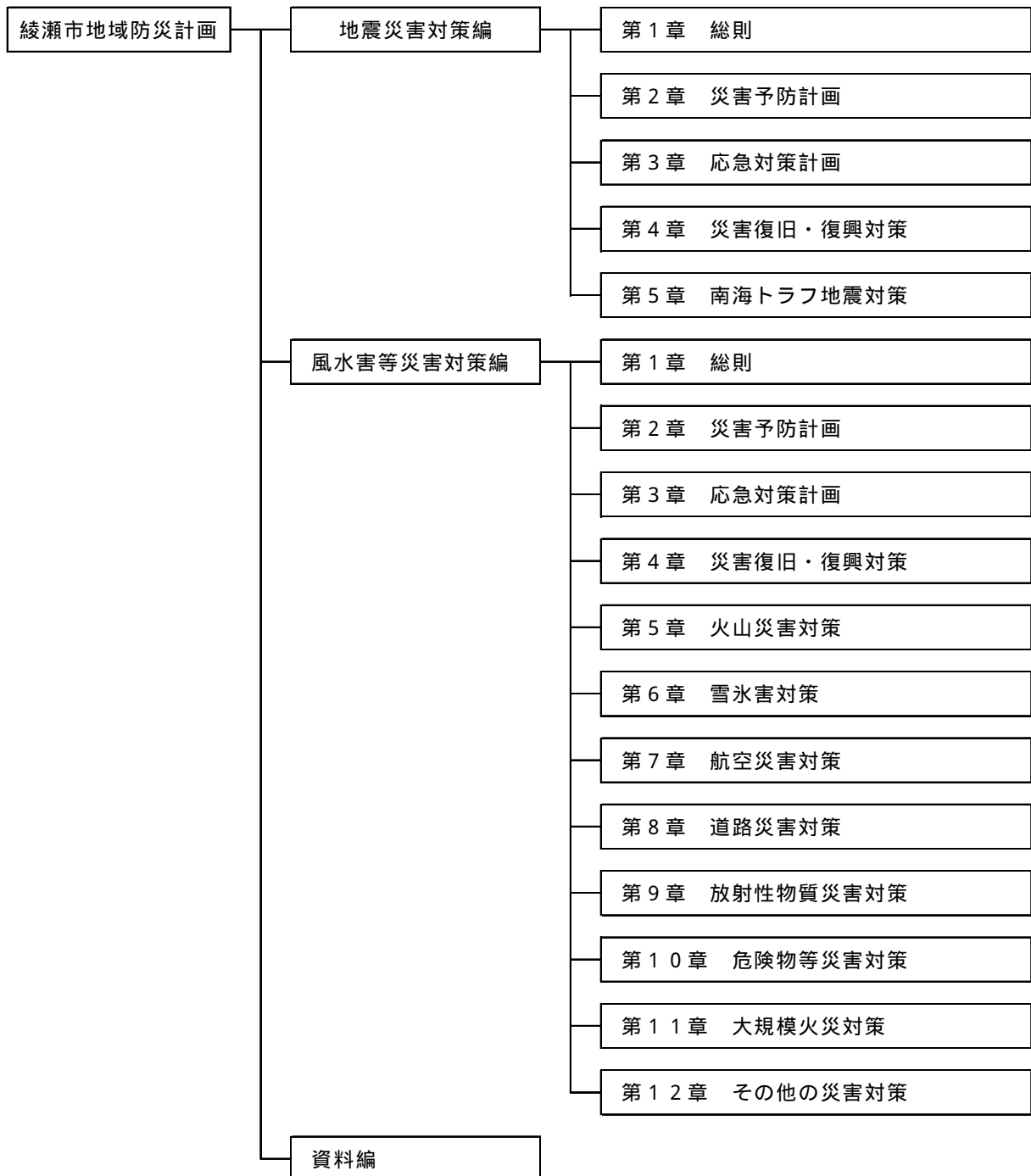


地震災害対策編・・・地震による災害に対する予防、応急対策及び災害復旧・復興の各計画並びに大規模地震対策特例措置法第6条第1項の規定に基づく、地震防災強化計画が示されています。

風水害等災害対策編・・・台風または火災等による災害に対する予防、応急対策及び災害復旧・復興の各計画が示されています。

資料編・・・地震対策編及び風水害等災害対策編に関連する資料がまとめられています。

(2) 地域防災計画全体の体系



(3) 細部計画の策定

本計画に基づく、防災上の諸活動を行うにあたっての必要な細部計画等については、それぞれの担当部局などにおいて、あらかじめ決めておくものとします。

4 他の計画との関係

(1) 国における防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、災害から市民等の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する

防災業務計画並びに神奈川県地域防災計画に矛盾し、または抵触することのないよう定めます。

### (2) 綾瀬市総合計画2030との関係

総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されている、綾瀬市総合計画2030「支える3 大規模自然災害対策プロジェクト」においても、「地域の防災・減災力の向上」及び「復旧・復興対策の充実」として、市の防災施策について位置づけられており、これにより市の防災施策も実施されます。

- 1 本計画は、市総合計画に定められている防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策も含め、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものです。
- 2 市総合計画は、行政施策を主体とした計画であるのに対して、本計画は市域における災害から市民、事業所などの安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の果たすべき役割分担についても規程したものです。
- 3 本計画は、継続かつ恒久的に、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の拠り所となるべき、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープランを示すものであります。したがってその実現・実行に関しては、その都度綾瀬市総合計画、実施計画に位置づけられるべきものです。

### (3) 綾瀬市消防計画との関係

綾瀬市消防計画は、消防組織法第4条第2項第15号に基づき制定された消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき策定されるもので、綾瀬市消防本部及び消防団の施設並びに人員を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民等の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とします。このため、地域防災計画が総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は、以下に示すとおり専門的、かつ限定的な計画です。

- 1 綾瀬市消防計画は、消防機関が分掌する事務に関し、組織内の活動を詳細に定めた計画です。
- 2 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、専任の組織として迅速に対応するための計画です。
- 3 市の総力を挙げて対処する必要がある大規模災害時に関しては、綾瀬市地域防災計画において示されている計画大綱と連携を行うことができるように計画されています。

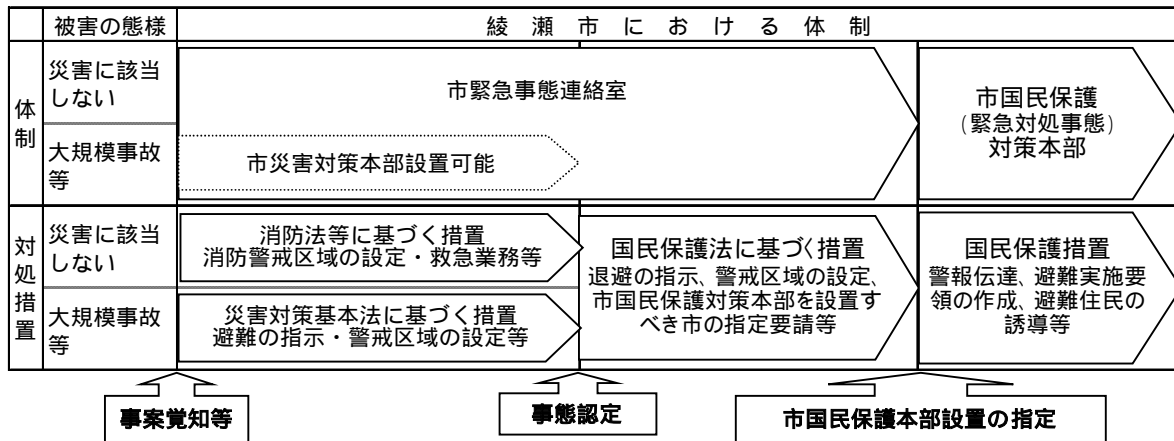


(4) 綾瀬市国民保護計画との関係

地域防災計画は自然災害に対応する計画であるのに対して、国民保護計画は武力攻撃災害に対処する計画です。

特に留意すべき関係については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定められている武力攻撃事態等が発生した場合は、綾瀬市国民保護計画に基づき対処を行います。政府において事態認定が行われるまでの間において、災害対策基本法に該当する災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置して対処する場合があります。なお、事態認定前で災害対策基本法に該当する災害への対応は、災害対策基本法に基づいて措置を行います。

綾瀬市国民保護計画と綾瀬市地域防災計画における初動体制の関係



(5) 綾瀬市国土強靱化地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものです。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そのような事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるとというアプローチがなされています。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行います。

そのため、各対策担当部・課及び防災関係機関は、関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年1月末日（緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日）までに、市防災会議事務局あてに提出しなければなりません。

## 第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

### 1 防災関係機関の実施責任

---

災害応急活動を実施するにあたって、市、県、その他、関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

#### (1) 綾瀬市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施します。

#### (2) 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

#### (4) 指定公共機関及びその他の指定地方公共機関

指定公共機関及びその他の指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力します。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

## 2 市民等の役割

---

### (1) 市民

- ア 「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災の観点から、1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具、ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。
- イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、習得した防災に関する知識、技能等を発生時に発揮できるよう努めます。
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

### (2) 企業

- ア 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料・飲料水等の備蓄、消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては、冷静かつ積極的な参画に努めます。
- イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための積極的な体制整備をするとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

### (3) 災害救援ボランティア

- ア 災害救援ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- イ 災害救援ボランティアは、災害時の活動の際には、災害救援に必要な物資に加え、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ゴミは持ち帰るなど、できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- ウ 市及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

3 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

綾瀬市及び防災関係機関等は、災害の発生を防止または被害を軽減し、市民の身体及び財産の保全のために、実施すべき業務の大綱を次のように定めます。

(1) 市

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾 瀬 市	1 防災会議に関する事務 2 防災組織の整備及び育成指導 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 消防活動及びその他の応急措置 8 避難対策 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 被災者に対する救助及び救護の実施 11 保健衛生 12 文教対策 13 被災施設の復旧 14 その他の災害応急対策 15 その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
神 奈 川 県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助 15 被災施設の復旧 16 その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

第1章 総則  
第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

機関名		処理すべき事務及び業務の大綱
県 出 先 機 関	県中央地域県政総合センター	1 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等の総合調整 2 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他、災害情報の収集 3 その他、必要な災害応急対策
	厚木土木事務所東部センター	1 防災のための公共土木施設の整備 2 災害時における所管の道路の応急措置 3 所管の緊急輸送道路の確保 4 所管の道路の被害調査及び災害復旧
	厚木保健福祉事務所大和センター	1 医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整 2 医療機関の情報収集・伝達 3 県・市町村間の医療救護に関する事項の調整 4 市町村との協力による、医療救護活動 5 保健衛生相談・指導及び防疫活動
	企業庁海老名水道営業所	1 災害時における災害用指定配水池での飲料水の確保 2 水道施設の被害拡大防止措置 3 被災施設の調査及び復旧 4 応急給水の支援
	大和警察署	1 災害関連情報の収集・伝達 2 被災者の救出・救助 3 住民の避難誘導 4 緊急交通路の確保と交通規制 5 行方不明者の搜索、遺体の検視・調査等 6 犯罪の予防・取締り等、被災地の社会秩序の維持

(3) 指定地方行政機関(災害対策基本法第2条第4号)

機関名		処理すべき事務及び業務の大綱
関東農政局 (神奈川県拠点)	1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向に関すること	
関東財務局 (横浜財務事務所)	1 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 主務省の要請による災害復旧事業費の査定立会の立会 4 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付	
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 気象・洪水に関する注意報、警報、特別警報及び情報の伝達 2 気象災害の発生に関する調査の実施 3 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び計画等への助言 4 発災後の各種情報提供 5 火山情報の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施	

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 2 災害時テレコム支援チーム（MIC - TEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
神奈川労働局	1 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等 2 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視

（４）指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
東日本電信電話(株) (神奈川事業部) (株)NTTドコモ 神奈川支店	1 電気通信設備の整備及び点検 2 電気通信の優先的取扱い 3 電気通信設備の被害調査及び災害復旧
日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 こころのケア 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予報、警報等の周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送
K D D I (株)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 災害時における電気通信の疎通
東京ガスネットワーク(株)	1 施設の安全対策 2 応急対策
日本通運(株) (藤沢支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド(株) (相模原支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧

第1章 総則

第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
日本郵便(株) (市内郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 被災者に対する郵便葉書等の無料交付 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災地あて救助用郵便物の料金免除 5 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
日本銀行横浜支店	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報

(5) 指定地方公共機関(災害対策基本法第2条第6号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
相鉄バス(株) (綾瀬営業所) 神奈川中央交通(株) (綾瀬営業所)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
神奈川県医師会 神奈川県歯科医師会 神奈川県薬剤師会	1 医療・助産等の救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
放送機関 (株)アール・エフ・ラジオ 日本、(株)テレビ神奈川、 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送の周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安
新聞社 (神奈川新聞社)	1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	1 災害時における住宅の緊急貸付
神奈川県トラック協会 (県南サービスセンター)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
神奈川県LPガス協会 会 県 央 支 部	1 災害時におけるLPガスの安全・適切な供給の確保

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾瀬市医師会 大和綾瀬歯科医師会 大和綾瀬薬剤師会	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
相模獣医師会	1 ペットなどの災害対策への協力

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
さがみ農業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4 被災農家に対する融資あっ旋
綾瀬市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
綾瀬市管工業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
金融機関	1 被災事業者等に対する資金融資
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における傷病人の収容及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
綾瀬市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2 災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3 生活福祉資金の貸付 4 地域における災害予防活動への協力
一般社団法人 綾瀬市建設業協会 綾瀬市土木協会 綾瀬市造園業協会 市内建築・土木関係業者	1 道路・河川等の障害物除去の協力 2 重機類等の提供による人命救助の協力 3 仮設住家建設、仮設トイレ設置の協力 4 倒壊家屋等の除去の協力 5 その他、災害時における建設業務に係る救助・復旧活動等の協力 6 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の招集協力
綾瀬市交通指導員連絡協議会	1 避難誘導の協力 2 被災地区及び避難施設の防犯対策の協力
自主防災組織及び自治会等	1 地域における災害予防 2 避難時における地域活動 3 避難行動要支援者の安否確認、救助・救出及び生活支援活動の協力 4 災害時における地域の初期防災活動 5 避難所運営



第1章 総則

第2節 災害対策計画の推進主体とその役割

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
あやせ災害ボランティアネットワーク	1 災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2 災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3 協定団体相互の活動情報の交換及び協力 4 防災に関する啓発活動
綾瀬市赤十字奉仕団	1 災害時における救護活動の協力
各福祉関係団体	1 災害時におけるボランティアの受入れおよびコーディネーターの協力 2 避難行動要支援者の生活支援活動の協力

(7) 自衛隊

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
海上自衛隊第4航空群 ・ 陸上自衛隊第4施設群	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 綾瀬市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命または財産の保護のために行う必要のある応急救護または応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

## 第3節 本市の概況

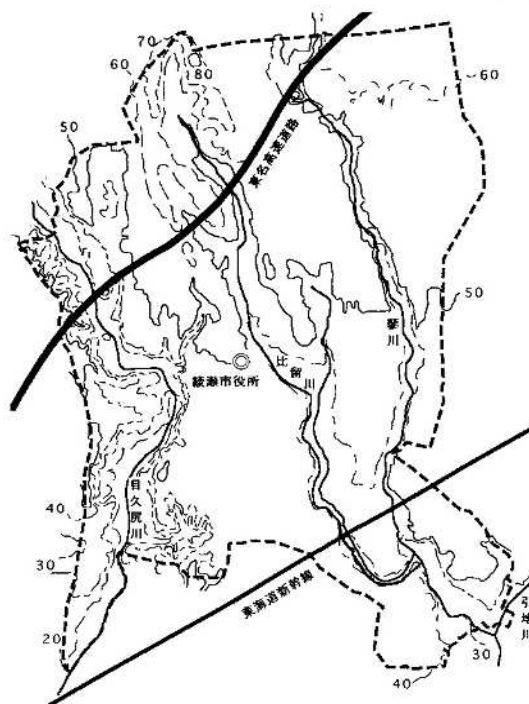
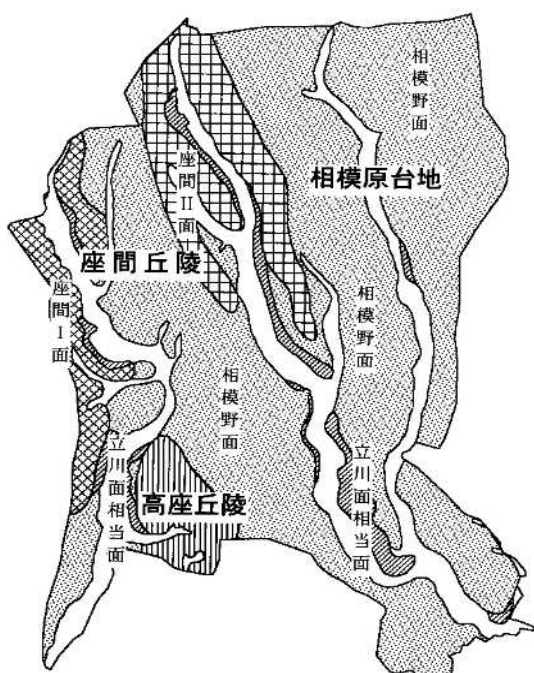
### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び面積

本市は、座間丘陵、相模原台地の南部、高座丘陵北端にあたり、山間部を持ちません。これらの丘陵は、西方に座間丘陵、東方に相模原台地、南方に高座丘陵がそれぞれ位置しています。各丘陵の間には、比留川、目久尻川が南北に流れ、これらの河川が丘陵を開析しています。市内を流れる河川の水系は、目久尻川が相模川水系、蓼川、比留川は、引地川水系に含まれます。

面積	周囲	東西	南北
22.14 k m <sup>2</sup>	25 km	4.2 km	7.6 km

方位	経度	地名	方位	経度	地名
極東	東経 139° 27 27	上土棚中五丁目	極南	北緯 35° 24 26	上土棚南五丁目
極西	東経 139° 24 09	早川字祖師谷	極北	北緯 35° 28 04	厚木基地



(『綾瀬市史』8別編自然)

(2) 地質

本市の地質は、ほとんどが火山灰の風化によってできた未固結のロームで、まれに礫岩や未風化の火山灰があります。目久尻川の上流及び左岸で多摩ローム層が分布し、吉岡付近で下末吉ローム層が分布する以外、ほとんどが武蔵野ローム層から構成されています。綾瀬市の基盤は、新第三紀鮮新世から第四紀更新世前期にかけてできた、上総層群と呼ばれる地層です。この上総層群の上位に、海成層および陸成層、テフラ（空中を飛来した火山噴出物）からなる相模層群や新时期段丘堆積物が厚く堆積しています。

(3) 気候

本市においては、冬季は空気が乾燥した晴天が続き、夏季は高温多湿な南西の風が吹く太平洋側気候にあてはまり、比較的温暖であります。冬季には、直接冷たい風が吹き付ける県央部にあるため気温が低くなります。

降水量は、台風と秋雨、梅雨の影響が大きく、ほとんどの年において9月が最大で、次いで7月、6月、10月となります。最小は、西高東低の冬型の気圧配置になり、晴天が続く12月から1月にかけてとなります。

綾瀬市における年平均気温等

年平均気温	16.3
最高気温	35.1
最低気温	-4.2
年間降水量	1,419.5 mm

(令和4年中：綾瀬市消防本部観測データ)

2 社会的条件

(1) 市の沿革

本市は、明治22年に市制・町村制が施行され、8か村が合併し「綾瀬村」が誕生しました。その後、昭和20年に町制が施行されました。

昭和40年以降、高度成長期の人口増加は著しく、昭和35年に8,300人程度であった人口は、20年後の昭和55年には、およそ65,000人とおよそ8倍になりました。この間、自動車関連などの工業立地も進み、工業従事者の市内居住が進んでいきました。

一方、周辺都市では、鉄道駅を中心に都市開発が進みました。このため、市外の鉄道駅に近いところから市街地の形成が進みました。

昭和53年11月1日市制を施行し、綾瀬市となり、平成元年4月「綾瀬」誕生100年を迎えました。

現在では、人口8万3千人を超える県央の中堅都市として発展を続けており、令和3年に策定した市の総合計画である「綾瀬市総合計画2030」に基づき、「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を実現するため、以下の5つを基本目標に諸施策を推進しています。

- ア 人と自然がふれあう環境共生のまち
- イ 人の心がふれあう安心生活のまち
- ウ 人と文化がふれあう個性尊重のまち
- エ 人と未来がふれあう産業創造のまち
- オ 人と人がふれあう交流拠点のまち

(2) 人口

ア 地区別人口と世帯

地区名	世帯数 (世帯)	人口		
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)
深谷地区	5,770	14,185	7,347	6,838
落合地区	2,838	6,598	3,317	3,281
蓼川地区	1,758	3,815	1,954	1,861
大上地区	3,745	8,169	4,149	4,020
寺尾地区	8,407	19,230	9,734	9,496
小園地区	2,614	5,993	3,025	2,968
早川地区	2,143	6,203	3,050	3,153
吉岡地区	1,306	3,270	1,685	1,585
上土棚地区	5,230	12,204	6,112	6,092
本蓼川地区	10	14	9	5
厚木基地内	14	205	134	71
綾西地区	1,470	3,447	1,657	1,790
合計	35,305	83,333	42,173	41,160

(令和4年10月1日現在、「令和4年版 綾瀬市統計要覧」)

イ 外国人登録人口

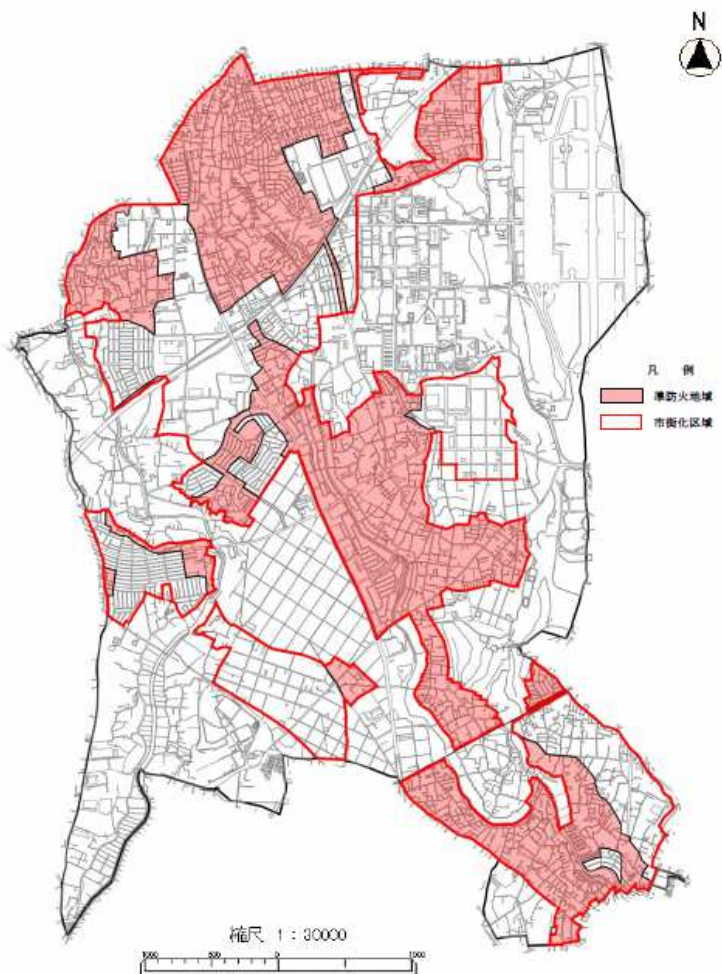
国籍	総数(人)
ベトナム	1,049
スリランカ	713
ブラジル	599
ラオス	274
中国	253
フィリピン	213
ペルー	207
カンボジア	203
韓国	162
タイ	145
その他	375

(令和3年4月1日現在)

(3) 土地利用概況

本市の都市計画区域は、行政区域全域と同じ2,214haで、その内市街化区域は約1,034ha、市街化調整区域は約1,180haとなっています。また用途地域は、都市計画法で定める13種類のうち10種類を位置付け、土地利用を誘導するとともに、商業系及び住居系の用途地域で建ぺい率60%以上かつ容積率150%以上の地域614haに準防火地域を指定しています。

土地利用の現況としては、住宅用地21.6%、防衛用地17.7%、工業・運輸用地10.2%、公共公益用地5.7%、商業・業務用地3.8%、その他用地20.7%、農地や山林などの自然的土地利用が約20.4%となっています。

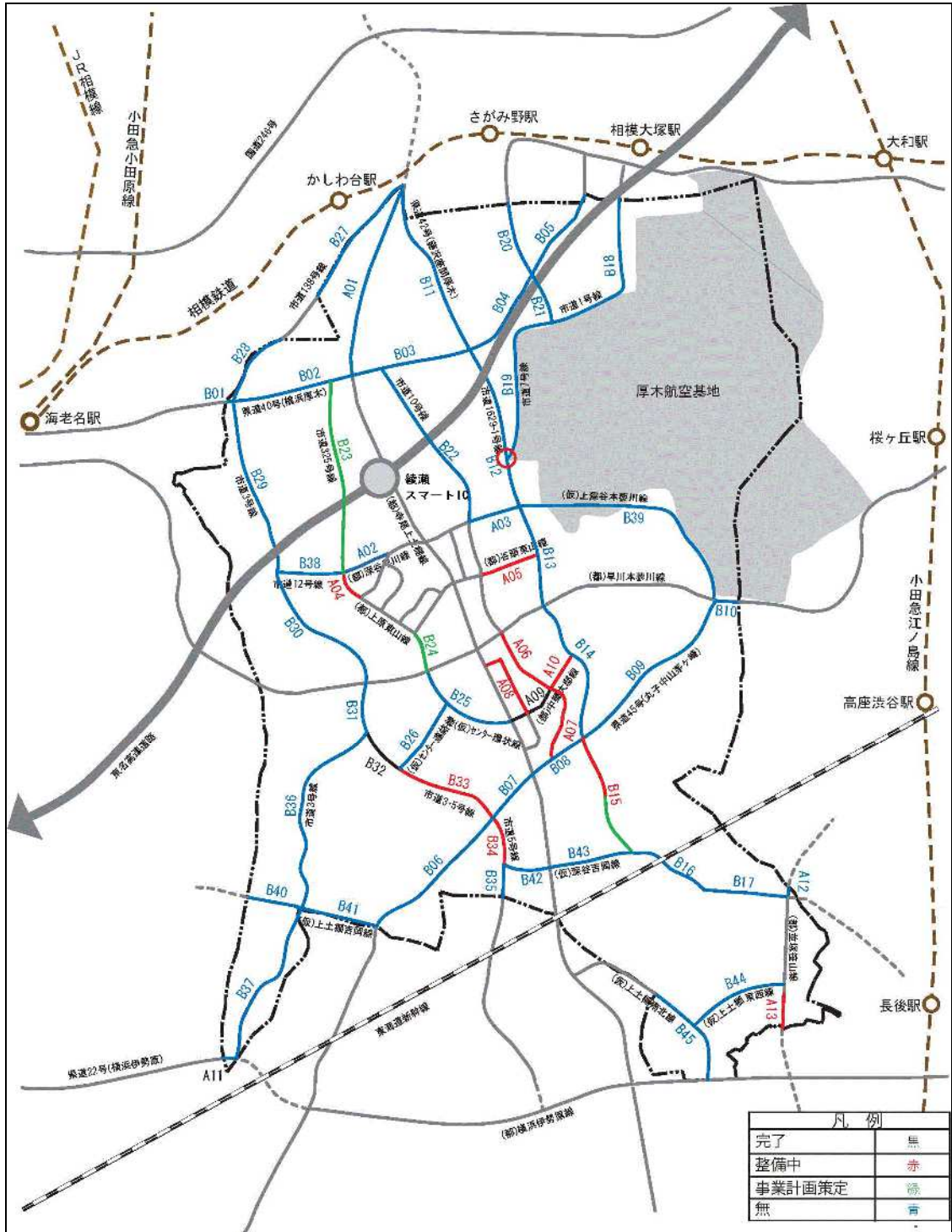


市街化区域及び準防火地域の指定状況(令和5年4月1日時点)

(4) 都市計画道路及び一般道路

令和5年4月1日現在の都市計画道路の整備状況を見ると、計画延長20,000mのうち、16,430m(82.1%)が整備済となっています。

また、幅員4m以上の市道の総延長は、258,201.7mとなっています。



(5) 都市公園

本市では、令和4年4月1日現在57.9ha(133箇所)の都市公園を開設しています。緑地・緑道としては、8.44ha(23箇所)を開設しています。

(6) ライフラインの状況

電気

市内の電気普及率は、100%です。

上水道

市内における上水道の普及率は、100%です。

下水道

下水道の整備状況は、2市町村以上が共同して行う流域関連公共下水道の「第1号公共下水道」と本市単独で行う公共下水道の「第2号公共下水道」を整備しており総人口の94.3%（令和5年4月1日現在）の普及率となっています。

都市ガス

一般家庭用都市ガス施設の普及率は、約9,602世帯26.8%（平成31年3月末日現在）となっています。

(7) 厚木基地の概要

厚木基地は、昭和16年に建設が開始され深谷、本蓼川のほか、大和市の一部約500haに設置され、現在、米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっています。

所在地	標点位置	標高	主要施設
綾瀬市無番地 綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川 大和市上草柳、下草柳、福田、 本蓼川	統計39度27分00秒 北緯35度27分17秒	62m	滑走路 延長 2,438m 幅 45m

関係資料

綾瀬市における気温と降水量【10 - 2】

## 第4節 風水害等の災害想定

### 1 災害想定のお考え方

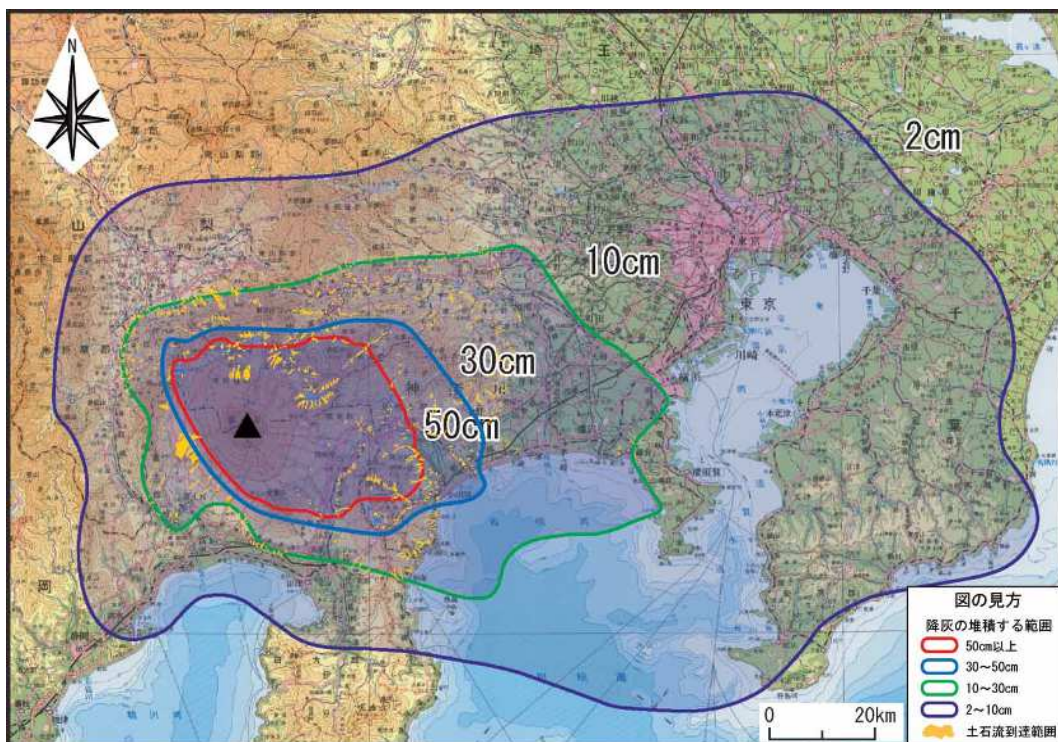
災害の想定は、以下の条件を考えます。

### 2 風水害

伊勢湾台風相当の水害や土砂災害、市に影響を及ぼした昭和51年台風17号相当を想定した災害が発生した場合を想定します。近年の水害は、都市部において地表面のほとんどがアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水の流出率が増大するとともに、河道または下水道（雨水管）への流出時間が短くなり、一度に多量の雨水が河川や下水道に集中して生じる都市型水害が深刻化しつつあります。

### 3 火山災害

本市の近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火災災害を引き起こすような火山はありませんが、市の西方に位置する富士山において、宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合の火山灰等の降灰等による災害が発生した場合を想定します。





#### 4 雪氷災害

---

大雪等に伴う交通の途絶など都市機能の阻害が発生する災害が発生した場合を想定します。

#### 5 航空災害

---

厚木基地航空機（米軍機、自衛隊機）または民間航空機が市内に墜落等により多数の死傷者等が発生する災害が発生した場合を想定します。

#### 6 道路災害

---

市内に道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定します。なお、本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故のほかに、歩道上等において、多数の群衆で混雑し、転倒などにより多数の死傷者が発生するという雑踏事故を含めた想定とします。

#### 7 放射性物質災害

---

核燃料物質等の運搬時における、放射性物質の放出による災害、放射性同位元素の取扱事業者からの放出による災害、放射性物質が不法投棄される事案及び市外の原子力施設において発生する事故により放射性物質等が放出されたことによる災害等を想定します。

#### 8 危険物等災害

---

市内の危険物貯蔵・取扱施設等における、火災・爆発等の発生を想定します。

#### 9 大規模火災

---

建築物密集地区における大規模延焼火災が発生した場合を想定します。

#### 関係資料

綾瀬市の災害記録【10 - 1】

## 第5節 防災ビジョン

### 1 基本理念

本市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた、地域防災計画策定運用の指針として、以下の3点を計画の理念とします。

- 1 「災害に強い都市」となるようまちづくりを進めます。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛えます。
- 3 「災害に対するハード・ソフト両面にわたる備え」を怠りません

### 2 基本目標

基本理念に基づき、「自らの身は自ら守る」、「皆のまちは皆で守る」、「迅速、的確な応急対策」という「自助・共助・公助」の三つの力を連携し、総合的な減災対策を推進するために、本計画で達成すべき基本目標を次の9項目とします。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化
- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

## 第2章 災害予防計画

災害が発生しても、市民が逃げ惑うことのないまちづくりが、都市防災の基本です。

このため、平常時から都市構造の安全性の向上と災害に強い都市基盤の整備を図り、都市防災を推進するため、第2章災害予防計画は、本市及び関係機関が関連計画により実施するこれら都市基盤整備関連事業等を、都市防災の観点から総合的に進めるための基本方針と各種災害応急対策の事前準備などを計画したものです。

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 公共施設の安全対策
- 3 ライフラインの安全対策
- 4 応急活動事前対策の充実
- 5 防災知識の普及
- 6 防災拠点の整備

## 第1節 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い都市基盤の整備の基本は、適正な土地利用を推進することとなるため市街地における下水道、生活道路、公園、駐車場の整備を特に災害防災の観点から推進します。

### 1 市街地の整備

市街地の整備は、「綾瀬市総合計画2030」及び「あやせ都市マスタープラン」等により計画的に進めているところでありますが、市及び関係機関等は、住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から、計画的な市街地整備を推進するため、現在施工中もしくは、計画中の土地区画整理事業や地区計画を活用して、緊急時に有効なオープンスペースの確保を引き続き推進します。

#### (1) まちの延焼拡大防止の推進

土地利用の基本方針となる「あやせ都市マスタープラン」に基づき、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用によりまちの延焼拡大防止を総合的に推進します。

[都市部]

#### (2) 道路・河川の延焼遮断機能の強化

道路及び河川の有する延焼遮断機能を強化するため、関係機関と連携し、沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹種による街路樹整備等の施策を総合的に推進します。

[都市部]

### 2 都市防災基本計画の策定

本市は、これまで都市防災化の観点から、都市基盤の各種整備事業を進めているところでありますが、「神奈川県都市防災基本計画」に基づき、「市町村計画策定マニュアル」や「都市防災危険度評価システム」、「防災生活圏整備マニュアル」を活用して、「綾瀬市都市防災基本計画」を策定し、まちの防災化を総合的、計画的に推進し、災害に強いまちづくりを目指します。

[都市部]

### 3 都市公園の整備

都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、災害時における火災の延焼防止や退避場としての役割を担っており、これまでも整備に努めてきたところですが、今後も景観や防災面にも配慮して、計画的な整備を推進します。

#### (1) 公園の防災機能の充実

公園の災害発生時における避難場所としての位置付けを進め、施設周辺への延焼遮断効果を持つ樹木による緑化や非常照明設備など防災施設の整備を図ります。

[都市部]

(2) 緊急輸送道路等の緑化推進

緊急輸送道路等として位置付けられる道路については、針葉樹などの容易に燃える種類の樹木の植栽を行わないよう努め、必要に応じ、延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図ります。

[土木部]

4 農地・緑地の保全

計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、市民のための貴重な緑の空間やオープンスペースとしての保全を図って行きます。

また、緑を将来にわたって確保するため、保全すべき緑地については取得等をし、保全に努めます。

[関係部]

5 オープンスペースの把握

オープンスペースは、災害時には、防災機関の活動拠点や物資輸送拠点、仮設住宅建設用地等、様々な用途での利用が期待されます。

市は、市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握し、データベース化を図ります。

[防災主管部]

6 治水対策

各地で人口の増加や土地利用形態の大きな変化により、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い、都市型水害が増加しています。また県内でも、1時間あたり100mmを越す集中豪雨が記録され、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水被害が生じています。

本市では、これらの視点から次の取組みを行っていきます。

[土木部]

(1) 河川の概況

名称	種別	水系	流路延長 m	行政区域 内延長 m	流域面積 km <sup>2</sup>
目久尻川	1級	相模川	19,850	5,700	7.13
蓼川	2級	引地川	5,100	4,900	15.10
比留川	準用	引地川	6,400	6,400	5.93
蓼川	普通	引地川	2,400	800 (基地内は除く)	1.04 (基地内は除く)

(2) 河川の整備

厚木土木事務所東部センターの管理河川のうち、相模川より東側の永池川、目久尻川及び蓼川は流域における都市化の進展が著しく、台風、集中豪雨等による被害が危惧されるため、時間雨量50ミリ～概ね60ミリに対応する河川施設（新セーフティリバー）として計画的に整備が進められています。

なお、比留川については暫定改修が完了しています。

(3) 排水路の整備

局地的な降雨時の道路冠水や浸水被害に対応するため、放流先の河川整備と整合性を図り計画的な整備を推進します。また、住宅地の雨水浸透施設の設置を引続き奨励します。

(4) 下水道の整備

本市の公共下水道は、相模川流域関連公共下水道処理区と東部公共下水道処理区の2処理区の計画となっています。雨水施設整備については浸水被害の軽減に向けて計画的に実施します。

(5) 安全性等に配慮した指導

土地区画整理事業等の実施に伴い、必要となる雨水流出抑制対策の方法として、事業地内において調整池の設置、浸透性舗装の促進や斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画など、事業者への指導を実施します。

(6) 浸水想定区域における避難の確保

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を定めるとともに、日ごろから洪水による浸水の危険性などについて周知、啓発に努めます。

7 道路・橋りょうの整備

---

(1) 都市計画道路の整備

現在計画されている都市計画道路15路線については、早期事業化及び完成に努めます。

[土木部]

(2) 一般市道の整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、狭あいな道路の拡幅整備や舗装の打替えを行い、避難路となる生活道路の整備を引き続き努めます。

[土木部]

(3) 橋りょうの架替・新設

橋りょうの架替えや補強については、防災面にも考慮し整備を行っているところですが、今後も引き続き計画的な整備に努めます。

[土木部]

(4) ひとにやさしい道路環境の整備

身体障がい者、高齢者、子供等も安心して歩け、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅、段差の解消、道路の緑化を推進します。

[土木部]

(5) 道路標識の整備

道路標識の設置や拡幅・改良工事にあたっては、災害時避難の安全確保の観点から必要な配慮を行います。

[土木部]

8 かけ崩れ対策等の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、次の指定基準に基づき、県知事が土砂災害警戒区域等として指定します。

[都市部]

土砂災害警戒区域

災害種別	区 域
急傾斜地 の崩壊	・ 傾斜度が30度以上で急傾斜地の高さが5m以上の区域 ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

土砂災害特別警戒区域

災害種別	区 域
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体の著しい危害が生じるおそれのある損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害警戒区域等の把握

本市においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域が41区域、土砂災害特別警戒区域が38区域指定されています。

なお、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他該当警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、土砂災害警戒区域で定めるものに加え、神奈川県により一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

また、防災ハザードマップを基に、土砂災害の情報や避難場所など市民への周知徹底を行います。

[都市部]

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、次の要件に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、急傾斜地崩壊防止工事を実施します。

[都市部]

区 分	内 容
急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜度が30度以上</li> <li>・ 高さが5m以上</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、または、5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館などに危害が生じるおそれがあるもの</li> </ul>

(4) 防災パトロールの強化

がけ崩れ等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるための事前措置として、平常時から危険予想箇所のパトロール等を実施します。

[都市部]

9 ライフライン施設の安全対策

(1) 上水道施設の安全化

県企業庁は、台風等により電力の供給が停止することもあるため、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や自家発電装置により、災害用指定配水池による飲料水の確保を図っています。

[企業庁]

(2) 下水道施設の安全化

公共下水道の施設に関しては、風水害に対する安全強化対策をさらに推進します。

[土木部]

1 下水道施設の防災施設としての活用

〔 再生水(下水処理水)の有効活用  
下水道を利用した仮設トイレ対策 〕

(3) 電力、ガス施設及び電話通信設備の安全化

各関係事業者は、液状化にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするためにも、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

また、災害発生時のふくそう対策として災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話対応災害伝言板を提供します。

なお、市は、緊急輸送道路における電柱の倒壊や電線垂れ下がりなどからの交通の確保や危険を回避するため、一部の区間で、緊急輸送道路での無電柱化を進めてまいります。

[関係事業者]

[土木部]



## 10 建築物の安全確保対策

---

### (1) 不特定多数の者が使用する施設等の安全確保対策

市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮します。

[関係各部]

### (2) 空き家対策

市は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び綾瀬市空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、流通促進及び適正管理の促進を図るとともに、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。

[関係各部]

## 11 落下物等対策

---

### (1) 不特定多数の人が集まる施設における落下物被害の防止

大規模小売店舗等、不特定多数の人が集まる施設等の管理者に対し、落下物等による被害を防止するため、措置を講ずるよう協力要請を行います。

[都市部、関係各部]

### (2) 屋外広告物に対する規制

台風などの際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想されます。このため、「神奈川県屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する改善指導を一層強化していくよう努めます。

[都市部]

### (3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置方法には、日本工業規格の据付基準(JIS B 8562)や「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)が定められているため、設置者に対して基準遵守の啓発を図ります。

[防災主管部]

## 第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充

風水害等の災害が発生した場合、発生が予想される場合に、迅速かつ適切な応急対策活動が実施できるように、体制整備の拡充を進めます。

### 1 応急活動体制の充実・強化

-----防災主管部、関係各部、施設管理所管部  
災害時に迅速かつ適切な災害対策を行うため、各部は、災害発生時の各任務について、あらかじめ部内の活動体制を検討しておくとともに、各部・各課における迅速な非常時体制を確立するための災害対応マニュアルやチェックリストを作成し、所属職員に周知・徹底を行います。また、市災害対策拠点施設管理者においては、災害時に対応した施設の安全管理に関するマニュアル等を作成して、災害時に素早く対応できる体制を整備します。

今後応急活動に必要とされる対策マニュアル

	内 容	主管部
1	災害対策本部運営に関するマニュアル	防災主管部
2	警察、自衛隊との対応マニュアル	防災主管部
3	防災情報の管理や伝達に関するマニュアル	総務対策部
4	災害時の後方支援に関するマニュアル	総務対策部
5	避難行動要支援者の支援に関するマニュアル	救護対策部
6	医療・救護活動に関するマニュアル	救護対策部
7	防疫・保健衛生活動に関するマニュアル	救護対策部
8	遺体処理、埋葬に関するマニュアル	救護対策部
9	飲料水、食料、物資等の調達・供給に関するマニュアル	生活支援部
10	災害時の廃棄物処理に関するマニュアル	生活支援部
11	道路、下水道・交通障害に関するマニュアル	土木対策部
12	被災宅地危険度判定に関するマニュアル	土木対策部
13	建物応急修理に関するマニュアル	土木対策部
14	文教対策に関するマニュアル	教育対策部

### 2 災害対応組織の充実・強化

-----経営企画部、防災主管部  
災害時に迅速かつ的確な対応を取るためには、平常時から市域の現状を調査・把握し、災害時に発生する状況及び対策を研究・分析し、実際に対策を行う部署、機関等と連携・調整をしておく必要があります。このため、市は、災害時、非常時対応のための研究・調査、企画・調整を専門的に行う担当を整備するなど、災害、非常時に即応できる組織を検討して行きます。また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めます。

## 第2章 災害予防計画

### 第2節 災害対策本部等の活動体制の拡充

#### 3 災害対策本部等の配備人員報告

-----関係各部

災害対策本部及び災害警戒本部における各部長は、綾瀬市災害対策本部規則に基づき毎年4月1日現在の所属職員配置表を4月20日までに災害対策本部事務局長（防災主管部長）に提出します。また、人事異動等に伴い、職員配置に変更のあった場合には、その後10日以内に新たな職員配置表を提出します。

#### 4 非常時職員動員システムの構築

-----防災主管部

災害等非常時の市職員動員計画や安否確認方法等について調査研究を行い、非常時における職員の人事管理を迅速かつ適切に行うためのシステム構築を推進します。

#### 関係資料

綾瀬市災害対策本部規則【8 - 5】

綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第3節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

風水害等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、適確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を迅速かつ正確に収集、伝達することが重要です。

また、市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制整備・強化を総合的に進めます。

### 1 災害情報ルート多重化

電話のふくそうや途絶時における関係機関との情報収集・伝達手段を確保するため、情報ルートの多重化及びリスクの分散化を図ります。

また、市民への確実な情報伝達手段を確保します。

#### (1) 綾瀬市防災行政用無線（地域系）

市役所、消防本部、消防団、陸上自衛隊第4施設群、海上自衛隊第4航空群、米海軍厚木航空施設司令部、大和警察署、ライフライン機関、一次避難所、二次避難所、自主防災組織、医療機関等の防災関係機関相互を結ぶ、綾瀬市防災行政用無線（地域系）であるデジタル式MCA無線を整備しており、今後も必要に応じて増設していきます。

[防災主管部]

半固定局	59台
車載型	17台
携帯型	39台

#### (2) 綾瀬市防災行政用無線（同報系）

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要であります。このため市では、市役所本庁舎に設置されている親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカー及び個別受信機を通じて、一斉同報放送を行うための防災行政用無線システムを整備しています。東日本大震災においては、市民への情報伝達手段として防災行政用無線（同報系）の重要性が再認識されており、今後においては、災害に強くかつ市民に確実に伝達されるよう、情報伝達の機能強化を図りながら、計画的に更新を行います。

屋外子局設置数	33基
個別受信機貸出数	18,189台

[防災主管部]

#### (3) 神奈川県防災行政通信網

県庁を統制局として、県機関、国、市町村及びその他の防災関係機関を、相互に結ぶ通信網が整備されています。災害時における情報の迅速、的確な受伝達を図るため、有線回線に加え衛星回線により二重化が図られ、綾瀬市に設置された端末局により電話、ファクシミリ等の通信を行います。

[防災主管部]

(4) 神奈川県災害情報管理システム

市町村、県機関の被害情報の収集・集計・分析の迅速化を図るため、県、市町村が共同で整備した防災行政通信網を利用したオンラインネットワークとして運用がされています。

[防災主管部]

(5) 防災対策関係職員への非常連絡体制の整備

職員の自宅電話や携帯電話番号などを把握・管理し、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めます。また、防災対策基幹職員に対しては、携帯電話などへのメール配信を活用して、電話ふくそう、もしくは途絶時における通信手段を確保し、初動体制を迅速に整えるための、非常時通信システムの整備を行います。

[防災主管部、関係各部]

(6) 災害時優先電話

市各部、公共施設、小・中学校、その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話の申し出を東日本電信電話(株)神奈川事業部に行い、協議を重ね災害時優先電話網の強化を図ります。

[総務部]

2 防災通信網の充実・強化

-----  
災害情報の正確かつ迅速な収集は、特に災害発生直後の被害状況の分析を行い、それに基づく的確な災害応急対策を実施するうえで、必要不可欠なものです。また、被災者に対する安否情報や生活関連情報の提供を含め、迅速かつ適切な情報収集・伝達方法を多様化した通信網の研究や検討を行い、防災通信網の充実・強化を図ります。

(1) 防災無線機能の充実

市防災行政用無線(地域系、同報系)の再整備にあたっては、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現行通信網における課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達機能の強化を行います。

[防災主管部]

(2) インターネット通信等の活用

被災者への情報提供及び災害対策本部、災害応急活動拠点等からの災害情報の収集、集計については、インターネット・イントラネット通信を活用した情報収集・伝達システムの早期導入を図ります。

[経営企画部]

(3) アマチュア無線団体との協力体制

災害時に保有する通信システムが使用できなくなった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ります。このため、アマチュア無線団体などと連携して災害時の情報伝達に関する協力体制を確保します。

[防災主管部]

(4) 事業所等との協力体制の充実

災害時における道路情報等の収集及び情報の伝達を確保するため、乗用旅客自動車協会(タクシー協会)や路線バスに搭載されている無線機等の活用による情報収集・伝達について協議・検討し、協力体制の強化を図ります。

[防災主管部]

(5) その他の情報通信網の活用

迅速かつ適切な情報収集・伝達方法を多様化した通信網として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急速報メール、市ホームページ等、放送内容を電話で確認できる音声応答装置、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、Lアラート(災害情報共有システム)、コミュニティFMなどを活用します。

[防災主管部]

3 通信の利用制限及びふくそう対策の周知

-----防災主管部

市、県及びN T T等関係機関は、災害発生直後の電話ふくそうを防止するため、市民に対し、非常時における「留意事項」として、防災機関への通報できわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控え、家族・知人の安否確認等には「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「携帯電話災害用伝言板」を活用するよう、PRに努め、その周知徹底を図ります。

4 災害時の広報体制の強化

-----  
災害時に市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制の整備・強化を総合的に推進します。

(1) 市防災行政用無線(地域系、同報系)の保守

防災行政無線(地域系、同報系)の無線設備には、定期的に保守・点検を行い、災害時に備え、その機能確保を図ります。

また、防災行政用無線(地域系)については、各部災害対策要員に対して、操作研修、訓練での実践を通じて、無線機器の操作技能向上を図ります。

[防災主管部]

(2) 拡声器付車両等の整備

拡声器付車両及びマイク・アンプ等の広報活動用資機材の増強を図ります。

[防災主管部]

(3) インターネットによる広報計画

災害情報や被災者への支援情報等については、不特定多数の人が情報を得やすくなるようにインターネットの活用を図り、きめ細かな情報伝達体制を整備します。

[防災主管部]

(4) 非常時における多様な広報要員の確保

ボランティア団体等との連携等により、要配慮者に対して点字、手話、外国語など、広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図ります。

[経営企画部、福祉部]

5 非常時における広報活動マニュアルの作成

-----  
災害時を想定し、状況別広報文例、協力機関リスト、要配慮者向け広報活動関係資料等を含む「災害時の広報活動マニュアル」を作成します。

[関係各部]

## 6 関係機関との災害時広報活動協力体制の確立

---

災害時には大量かつ迅速な広報活動を実施するために、災害時応援体制の確立を図ります。

### (1) 災害臨時広報誌等の発行に関する協力体制の確立

災害臨時広報誌を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進めます。

[防災主管部]

### (2) 報道機関との協力体制の確立

災害時に、各報道機関へ避難所情報や救援救護対策情報などの地域密着型生活情報の提供を行うとともに、それぞれの持つメディア特性を生かし、聴覚障がい者・視覚障がい者や外国人市民等向けの広報媒体としても機能の活用強化を図るよう協力を求めます。

[防災主管部]

### (3) その他、非常時における広報機能の整備

災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として、インターネット、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段についても研究、検討を行います。

[防災主管部]

#### 関係資料

防災関係機関等連絡先【1 - 1】

綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【2 - 1】

## 第4節 医療・救護対策

大規模災害が発生した場合、迅速かつ適切な医療・救護対策活動が実施できるように、体制整備強化を総合的に進めます。

### 1 初動医療体制の整備

-----健康こども部

#### (1) 市医師会との連携強化

市医師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図ります。また、大規模災害時に設置される「医療救護本部」の円滑な活動体制を整えるための応急医療救護訓練や情報交換を行います。

#### (2) 災害対策用備蓄医薬品の配備

災害時に応急救護所等で使用する、救急医療品セットの計画的な配備を進めます。なお、医療品セットの内容品等については、市医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努めるとともに、災害時に有効に使用するため、定期的な消毒及び入替えを行います。

#### (3) トリアージタグの整備

災害発生時など多数の傷病者が発生した場合の医療救護では、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療にあたることが求められます。このため、傷病者の症病の緊急度や程度に応じたトリアージ（傷病者分類）により治療にあたることとなるため、災害時に応急救護所等で行われるトリアージに使用するトリアージタグ（識別票）の計画的な整備を行います。

#### (4) 「心のケア」体制の確立

災害の発生によって、生活環境の激変など、被災者の「心の傷」のケア体制を県保健福祉事務所や関係機関等と連携して、その体制整備に努めます。



## 2 医療機関等との連携

---

大規模災害が発生した場合における医療・救護活動は、各医療関係機関等の稼働状況を早急に把握し、受入可能な医療機関へ迅速に負傷者などを搬送することが重要です。このため平常時から関係機関との連携を図り、連絡体制などの整備に努めます。

### (1) 医療機関との連絡体制等の整備

大規模災害時における医療機関の状況把握、連絡方法等について事前協議を行い、連絡体制の整備に努めます。

[健康子ども部、消防本部]

### (2) 厚木保健福祉事務所大和センターとの連絡体制等の整備

県は、医療救護活動を円滑に実施するため、救護所として県保健福祉事務所等を医療救護の支援拠点として位置づけます。これにより医療・救護の機能強化が図られることから、平常時から連携を図り、連絡体制などの整備に努めます。

[健康子ども部]

### 関係資料

災害時における医療・医薬品に関する協定【3 - 4】

## 第5節 救助・救急、消火活動体制の拡充

大規模災害が発生した場合の救助・救急、消火活動は、市消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊の協力を得ながら実施することとなることから、消防力や消防水利の整備・強化などを総合的かつ計画的に推進します。

### 1 消防力の整備・強化

-----消防本部

#### (1) 消防力の充実・強化

消防力等の整備・強化を図るため、綾瀬市消防計画及び消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）並びに消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき計画的に推進します。

#### (2) 消防団体制の強化

消防団体制の充実を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車のほか消防用資機材、救出用資機材等の配備を計画的に進めます。また、団員確保対策を積極的に進めるとともに、団員に対して必要に応じた教育訓練を実施します。

#### (3) 消防水利整備事業

消防水利が不足している地域には、消火栓又は防火水槽を計画的に整備し、宅地等開発区域には、綾瀬市開発行為に関する指導要綱に基づき適正な消防水利の設備指導を行い、消防水利の充実強化を図ります。

#### (4) その他の消防水利の確保

大規模災害時における多様な消防水利の確保を図る観点から、関係機関と連携し、特に建築物の焼失危険度が高い地域においては、建物等の保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・水路、下水処理水等の利用を円滑に行うための消防法第21条に基づく消防水利の指定を積極的に進めます。

#### (5) ヘリコプターの活用

災害時の救助及び重傷者の搬送に防災関係機関所有のヘリコプターやドクターヘリを活用し、救助・救急における機動性を高めます。

## 2 救急体制の強化

-----消防本部  
救急体制を強化するため、救急救命士が行う高度救急救命処置の充実強化と、救急隊員の教育及び研修制度の充実を図ります。

## 3 自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及

-----消防本部  
心肺蘇生や止血など、応急手当を確実に行うことができる市民の方々を増やしていくため、救急法等の講習会を積極的に実施するとともに、自動体外式除細動器（AED）の使用方法及び設置の普及に努めます。

## 4 出火の防止

-----消防本部  
火気使用設備、危険物施設及び化学薬品を取り扱う施設などからの出火防止のため、県及び市では、それぞれの施設等に応じた指導體制の整備を図ります。

### （1）火気使用設備・器具の安全化

綾瀬市火災予防条例（昭和37年条例第9号）第18条に基づく液体燃料を使用する器具及びその他の火気使用器具の安全使用並びに出火防止対策の指導徹底を図ります。

### （2）危険物施設の安全化

危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の促進、立入検査の強化などを行い、事故防止を図ります。

### （3）化学薬品の安全化

化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を推進します。

#### 主な指導事項

- 1 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- 4 化学薬品収納場所の整理整頓
- 5 初期消火資機材の整備

(4) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けています。

消防本部は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の推進を図ります。

5 危険物等災害予防対策

-----消防本部

危険物施設等は、その取扱う物質の性質上、火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があります。

よって、県及び市では、これらの施設の自主保安体制の充実強化を指導し、防災対策教育の推進を図ります。

(1) 危険物取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設・設備の防災化の推進
- 2 緊急措置基準などの作成に対する指導
- 3 防災教育・訓練の推進
- 4 防災資機材の整備

(2) 危険物取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 防災資機材の整備
- 2 化学消火剤の備蓄
- 3 緊急停止等に関する規定の作成、整備
- 4 防災教育・訓練の実施
- 5 混合発火防止策の実施

(3) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設の防災化指導
- 2 保安管理技術の研究開発
- 3 災害時応急体制の整備促進
- 4 防災教育・訓練の推進

(4) 高圧ガス及び火薬類取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 施設・整備等の防災化の強化
- 2 防災資機材の整備
- 3 緊急保安体制の確立
- 4 「災害時における緊急措置作業基準」の作成
- 5 防災教育・訓練の実施

(5) 毒物及び劇物取扱事業者への災害予防の推進・指導

- 1 施設の防災化指導
- 2 貯蔵タンクの検査強化の推進
- 3 関係行政機関及び関係団体との緊密な連携
- 4 防災教育・訓練の実施

(6) 毒物及び劇物取扱事業者の自主保安体制の充実

- 1 緊急保安体制の確立
- 2 防災資機材の整備
- 3 施設、整備等の安全確保対策の強化

6 広域応援体制の受入れ等の整備

-----消防本部  
大規模災害時に同時多発及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対応できないことが予想されます。このため、県下消防相互応援協定または神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、他の自治体へ応援要請及び緊急消防援助隊への派遣要請などの手続や受入れ体制のマニュアル化を図ります。

7 自衛隊、警察などとの連携強化

-----消防本部  
災害時には、自衛隊、警察など専門技術や資機材を持った防災機関との連携は不可欠であるため、平常時から出来る限り情報の共有化を図り、災害時の円滑な消防活動の実施に努めるとともに、合同訓練等を実施して大規模災害に備え、連携強化を図ります。

関係資料

- 綾瀬市火災警報規則【6 - 1】
- 神奈川県下消防相互応援協定書【6 - 2】
- 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空機特別応援実施要領【6 - 3】
- 東名高速道路消防相互応援協定書【6 - 4】
- 消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【6 - 5】
- 消防組織と現勢【6 - 6】

## 第6節 避難対策

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、市民の生命を確保するために、市では、風水害時避難所、一時避難場所、広域避難場所、避難所を確保・指定しています。安全に避難するため、環境整備を総合的に進めます。また、近年各地で発生している風水害等において、避難指示等の発令のタイミングや市民への迅速・確実な伝達等の課題について、その対応策をあらかじめ定めます。

### 1 避難場所等の指定・整備

#### (1) 風水害時避難所

市は、自主・事前避難のため災害発生前に風水害時避難所を開設します。風水害時避難所は15か所を確保しています。

[防災主管部、関係各部]

#### (2) 一時避難場所の指定・整備

災害発生時、広域避難場所や避難所へ避難する前に、家族や近隣の避難者が一時的に安全確保のために様子を見る場所または避難のための集団を形成する場所として、都市公園等を一時避難場所として指定しています。市は、防災マップやホームページ等を活用し、これら一時避難場所の周知を図るとともに、各施設の管理者と連携して、円滑な避難のための条件整備に努めます。

なお、豪雨時等の避難などの急を要する場合は、自宅などから直接一次避難所に避難するため、一時避難場所は利用しません。

[防災主管部、関係各部]

一時避難場所 108箇所（令和2年11月1日現在）

#### (3) 広域避難場所の確保

市街地における大規模火災発生時、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するため、市は、必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、広域避難場所を26箇所確保しています。今後も市街化の状況に応じ、安全な避難のための広域避難場所の確保及び環境整備に努めます。

[防災主管部、関係各部]

主な整備目標

- 1 初期消火・救助救援活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 夜間・休日に地域住民が広域避難場所として利用するために必要な準備措置等
- 3 災害対策本部との相互情報連絡手段の確保

#### (4) 指定緊急避難場所の指定

風水害等が発生または発生するおそれがある際に円滑かつ迅速な避難を図るため、災害対策基本法施行令で定める基準に適した施設及び場所を、指定緊急避難所として指定します。市では広域避難場所26箇所を指定しています。

[防災主管部]

(5) 一次避難所の指定

災害により被害を受け、住居を喪失するなどした被災者について、一時的居住施設として、避難所を開設し、応急的な食料配布等を行うなどの保護を行います。

このため、浸水のおそれのある綾南小学校を除く、市立小・中学校(14校)及び市内県立高校(2校)を指定し、市の防災マップの配布や地域の広報掲示板に避難所を表示するなどして市民への周知を図っています。

なお、綾南小学校の代替施設として南部ふれあい会館、落合自治会館及び上土棚自治会館を指定します。

[防災主管部]

(6) 二次避難所の指定

避難行動要支援者、一般的な避難所生活には耐えられないことも予想されるため、市は、避難行動要支援者優先もしくは専用の二次避難所として、一次避難所として利用する南部ふれあい会館並びに浸水のおそれのある早園地区センター及び綾南地区センターを除く、公共施設(11施設)を活用することとしています。

[防災主管部]

(7) 指定避難所の指定

被災者が安全に一定期間滞在できるよう、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設やその他の施設を、指定避難所として指定します。指定避難所として28施設を指定しています。

[防災主管部]

(8) 地域避難所の確保

災害により被害を受け、住居を喪失するなどの被災者の一時的居住施設として、一次避難所17施設を指定していますが、水害時等に対応するため、地域の事業所等の施設の一部を地域避難所として使用できるよう、事業所等に協力を求めています。

[防災主管部]

(9) 福祉避難所の確保

二次避難所の施設では対応困難な場合を想定し、設備・体制が整った民間の社会福祉施設等と連携し、福祉避難所として緊急受入れに関する協定を締結して避難行動要支援者の支援体制強化に努めます。さらに、公立の社会福祉施設についても受入れます。

[福祉部]

(10) 避難所開設・運営に必要な資機材の備蓄

市は、独立した防災倉庫を各避難所(一次、二次避難所)に設置し、被災した市民のための避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行っており、引続き計画的な整備に努めます。また、被害の状況により、指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の提供・確保、野外受入施設用資材(テント・ビニールシート等)・車中泊等避難者用資機材確保・調達のための体制の確立を図ります。

[防災主管部]

(11) 避難所の環境整備

避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をともにすることとなるため、円滑な避難所運営には、避難者相互の理解と協力が不可欠です。しかし、最低限度の被災者のプライバシー保護や出入口、その他の段差の解消、救護スペースの確保など、要配慮者への配慮等を図る必要があるため、設備等の改修が必要なものについては、避難所開設予定施設の改修計画に合わせて整備を図ります。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

[防災主管部、関係各部]

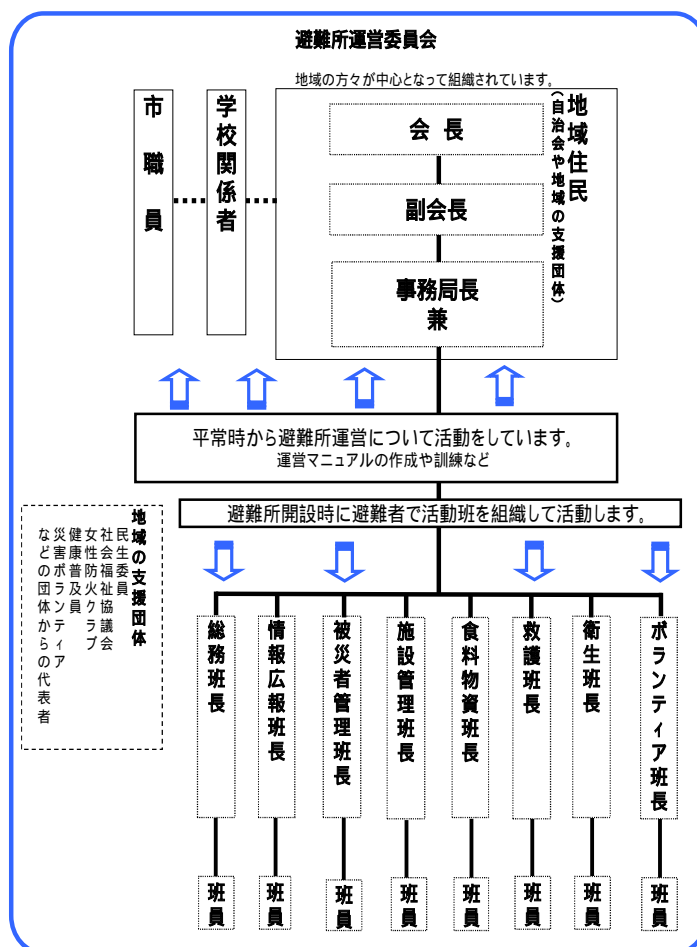
2 避難所運営委員会との連携

-----防災主管部、関係各部  
避難所の開設・運営は、住民の安全確保、生活の維持、健康・衛生管理など、様々な配慮が必要です。市では、各地区の住民代表者と避難所運営委員会を組織しています。

避難所運営委員会では、あらかじめ作成してある「避難所運営マニュアル」の作成、見直し及び地域住民へのマニュアルの周知などを行い、円滑な避難所運営体制について検討、整備に努めています。

(1) 避難所運営委員会の組織構成

避難所運営委員会は、次により構成されています。





(2) 避難所運営委員会の役割

大規模災害時には、住居を喪失したなどの地域住民が一定期間臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難所が避難者にとって秩序の取れた生活の場として機能するように、平常時から運営マニュアルの作成や見直し、避難所内での要配慮者対策など、避難所の円滑な運営に向け検討を行います。このため、避難所運営調整会議を定期的を開催します。

(3) 避難所運営委員会の活動内容

- 1 災害時に備え、避難所運営マニュアルの作成、見直し及び要配慮者対策などの検討、決定
- 2 避難所運営にかかる訓練の実施
- 3 防災に関する意識啓発活動の実施
- 4 自主防災組織などとの連携に関する事項の検討

3 避難経路の整備

-----都市部、土木部、自主防災組織  
避難経路となり得る道路については、計画的に整備を行います。特に幅員4m以下の狭あい道路については、避難、消防活動の支障となる恐れが強いため、改善に努めます。

また、建物の倒壊等により閉塞する恐れのある避難路等について、実態調査を行い、必要に応じて、道路沿いの建築物の耐震化を推進するなど、避難路の確保に努めます。

なお、自主防災組織は、災害時に家屋の倒壊、延焼などにより避難経路が遮断される場合を考慮して、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。

4 避難情報の発令基準の作成

-----防災主管部  
市は、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)等に基づき、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって、逃げ遅れのない適切な避難行動を主体的にとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供します。

災害時に関係機関等から情報を収集し、適時・適切な避難指示等を実施するため、避難指示等の発令の判断基準等を予め整理します。ただし、避難指示等の発令は、想定外の事態にも対応ができるように総合的に判断します。

避難情報等と住民等がとるべき行動

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	住民等がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他緊急に安全を確保する措置をとる。
警戒レベル4	避難指示 (市が発令)	災害のおそれ高い	全員が速やかに避難先へ避難する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (市が発令)	災害のおそれあり	避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始する。 その他の人は避難の準備を整える。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	気象状況悪化	災害に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。

5 関係機関・団体等との連携強化

-----防災主管部  
不特定多数の人が集まる施設や、災害が発生した場合の避難誘導を混乱なく行うため、警察、自主防災組織等との協力体制の確立を図り、その連携の強化に努めます。

6 市外県外への避難者の情報把握

-----防災主管部  
大規模災害の発生により、市外、県外へ避難した市民に対して、的確に行政情報を提供するためには、避難した市民の所在地情報を把握することが不可欠となります。このため、避難した市民に係る情報を本人の同意を得たうえで被災者台帳に記録し、また、避難先自治体等と支援に必要な限度で情報を共有するなど、市外、県外への避難者の把握と適切な支援を実施します。

7 避難所内外の避難者への対策

(1) 適切な指定避難所の指定と生活環境の整備

被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。

(2) 避難所外で避難者の把握、物資等の供給及び健康確保

避難所マニュアル策定指針などを参考に、車中泊など避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、対策を講じます。

(3) 分散避難対策

避難所での人の過密状態及び感染症の拡大を防ぐため、在宅避難、親族・知人宅又は宿泊施設への避難、車中泊避難等の避難所以外の避難先を予め考える分散避難の普及啓発等に努めます。

8 住民への周知

(1) 地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法

風水害等災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

(2) 誘導標識設置上の留意点

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

9 避難訓練

緊急避難場所等への住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

10 ペット対策

(1) 普及啓発活動の実施

県「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。

(2) 避難所運営マニュアルへの反映

避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難のルールを地域住民に周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

関係資料

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

避難所運営マニュアル(標準形)【4 - 4】

## 第7節 要配慮者対策

災害が発生したとき、高齢者、障がい者、難病患者、人工透析者、周産期・小児等、災害発生時に迅速・的確に避難することやその後の生活を送るのに、何らかの支援が必要な場合が多いと思われます。また、日本語が不自由な外国人市民も、防災に関する緊急情報などが理解できず、的確な行動がとれない可能性があります。

今後においては、これらの要配慮者への支援対策を強化します。

### 1 要配慮者等の定義

-----福祉部

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々を要配慮者といいます。要配慮者のうち、高齢者や障がい者等、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を、避難行動要支援者といいます。

### 2 避難行動要支援者の把握

-----福祉部

避難行動要支援者として、地域での支援協力を得るため、本人の同意による「登録制度」を実施しております。

### 3 避難行動要支援者支援マニュアル等の作成

-----福祉部、関係各部

#### (1) 避難支援プラン全体計画

避難行動要支援者の避難支援については、自助・地域(近隣)の共助を基本として、避難行動要支援者及び避難支援者への迅速・確実な伝達体制の整備など、国により取りまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月(内閣府))」に基づき、「避難支援プラン全体計画」が作成されています。

#### (2) 避難行動要支援者支援マニュアル

災害時における在宅の高齢者、障がい者、難病患者、人工透析者、周産期・小児等への対応を含めた支援体制を整備するため、県が作成した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や関係機関との連携をもとに、「災害時避難行動要支援者マニュアル」が作成されています。また、災害時に当事者の方と支援する方に必要となる事項をまとめた「防災ハンドブック」を活用し、災害への備えや障がいの種類別に気をつけることについて周知します。

### (3) 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認等をより確実なものとするため、その基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき作成するとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するように努めます。この名簿には、次の項目を記載・記録するものとします。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、必要に応じて、同法第49条の11第2項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織を始めとする避難支援関係者に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとします。

この避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供に当たっての情報漏えい防止措置などの必要な事項については、別に定めるものとします。具体的には、次の事項について定めます。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保（配偶者暴力、ストーカー行為、児童虐待等）

### (4) 個別避難計画

市は、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための次の事項を記載した個別避難計画の作成に努めます。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するように努めます。

- 1 避難支援等実施者
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- 3 その他、避難支援に関し、必要な事項

#### 4 社会福祉施設等との連携

-----福祉部

高齢者、障がい者などは、一般的な避難所での共同生活には耐えられないことも予想されるため、設備、体制が整った民間の社会福祉施設等と連携して要配慮者を支援するために、あらかじめ、施設管理者と福祉避難所としての緊急受入れに関する協定を結んでいます。今後は、これらの福祉避難所の具体的運用について調整を実施するとともに、協定施設相互の連携体制を進め、支援体制の強化を図ります。また、新たな民間の施設等との協定の締結を積極的に推進します。さらに、公立の社会福祉施設についても確保し、民間の社会福祉施設等と同様に、要配慮者の受入を行い、支援します。

#### 5 社会福祉施設等の対応

-----社会福祉施設

社会福祉施設の入所者あるいは通所者は要援護者であることから、社会福祉施設の管理者は、日頃から防災対策を行っておきます。

##### (1) 防災設備等の整備

施設そのものの災害に対する安全性を高めます。また、ライフライン等の機能停止に備えて入居者の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備を行います。

##### (2) 組織体制の整備

災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておきます。特に職員が手薄な夜間は、照明の確保が困難であることを配慮した組織体制を確保します。

##### (3) 防災教育訓練の実施

施設職員や入所者が、防災についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の状況に応じた防災訓練を定期的を実施します。特に、自力避難が困難な入居者がいる施設では、夜間を想定した防災訓練も行うように努めます。

#### 6 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保

-----防災主管部、福祉部、社会福祉施設

市は、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）を指定します。

市は、要配慮者利用施設に対し、市防災行政用無線、あやせ安全・安心メール等により洪水予報等の情報を伝達します。

要配慮者利用施設は、洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、同計画に基づく訓練の実施状況を、市に報告します。

## 7 外国人市民への対応

-----市民環境部

本市には、約4,200人（令和3年4月現在）の外国人市民が居住しています。

そのうち一定数の人々が十分に日本語を理解できず、災害時には言葉の問題から情報が十分に伝わらずに二次被害に巻き込まれたり、被害が拡大する可能性があるため、避難行動要支援者になることが懸念されています。

### （1）外国人市民への防災意識啓発

外国人市民への防災パンフレットの作成については、やさしい日本語や各種の母国語を使用して避難行動や避難場所などの情報を提供します。

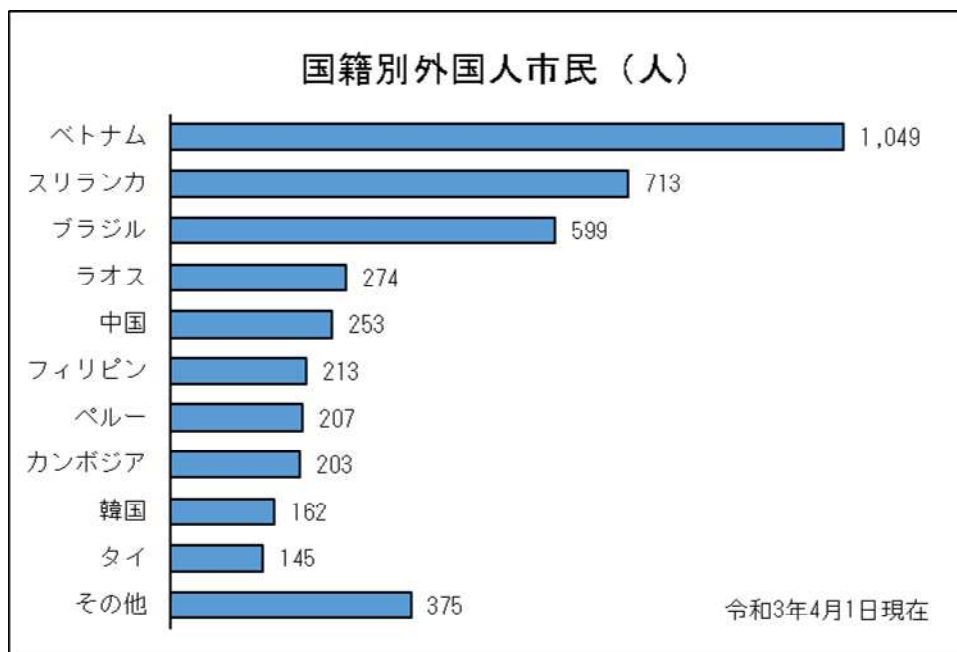
また、外国人市民を雇用している企業での防災教育や防災訓練を支援します。

### （2）外国人市民への防災行政用無線

災害時に放送する緊急放送は、やさしい日本語や多国語での放送に努めます。

### （3）外国人市民を交えた防災訓練

外国人市民を交えた防災訓練の実施を検討します。



### 関係資料

要配慮者利用施設一覧【4 - 23】

## 第8節 防疫・公衆衛生・清掃対策

災害時の防疫・衛生、公衆衛生など、環境保全にかかる体制整備を総合的に進めます。

### 1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備

-----健康こども部

#### (1) 防疫・衛生活動体制の整備

災害時においては、感染症が発生しないように組織的な防疫活動を実施する必要があります。そのため、「防疫班」を組織し、殺菌、消毒、ねずみ等の駆除、飲料水の水質検査などを迅速に行える体制整備に努めます。

なお、防疫・衛生活動の内容を検討、整理し、その実施計画の作成に努めます。

#### (2) 関係機関、民間業者等との協力体制の整備

大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資機材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図ります。

#### (3) 防疫・衛生用資機材の確保

災害時における防疫・衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置・資機材等の備蓄に努めます。また、市有の資機材の備蓄では対応しきれない場合を想定し、県、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制の確立についても検討します。

### 2 遺体収容に関する事前対策

-----福祉部

#### (1) 遺体収容・埋葬マニュアルの作成

大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、市は遺体収容所を設置し、警察による検視、医師の検案等、各関係防災機関等と連携して、迅速かつ適切に遺体の取扱いに関連する各種活動を行う必要があります。このため、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体の取扱いについて検討し、マニュアル等の作成に努めます。

#### (2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備

災害時の遺体収容所設置及び遺体の取扱い等に関し、事前に県、警察署、その他の関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

#### (3) 広域火葬体制の強化

神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は広域的な協力体制をとります。

#### (4) 身元不明遺体に必要な施設の確保

大規模災害時に発生することが予想される遺体の火葬、埋葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、身元不明遺体にかかる必要な施設の確保に努めます。



### 3 し尿処理体制の整備

---

#### (1) 災害時におけるトイレ等の確保

大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯用便器等の備蓄整備を進めています。今後も、引続き計画的に備蓄を行い、災害時のトイレ対策に万全を期して行きます。

[防災主管部]

#### (2) 仮設トイレの確保体制の確立

市で備蓄しているトイレでは対応しきれない場合に備え、レンタル会社との災害時における協力協定を締結しています。今後においては、バキュームカーやし尿処理資機材などを民間収集業者やレンタル会社からの資機材確保について検討し、災害時におけるし尿処理のための体制の確立に努めます。

[市民環境部]

#### (3) 災害時における「便所用水」確保等についての周知

阪神・淡路大震災では、トイレ自体は破損を免れたものの、上水道の破断により使用不能となったトイレが多数存在したことが報告されています。

このことから、市、「ふる水の汲み置き」等、災害時に備えた便所用水・生活水の確保について市民への周知を図って行きます。

[防災主管部]

#### (4) 大規模災害時を想定した「し尿処理・処分マニュアル」の作成

大規模災害時には、水洗トイレの使用不能により、大量のし尿発生が予想されます。

一方では、市の処理施設が被災する可能性もあり、市の処理能力は低下するものと想定されます。これら非常時においても、仮設トイレ等からのし尿の収集体制や処理施設の非常時処理方法等、適切かつ迅速な処理を行うための「し尿処理・処分計画」を検討し、マニュアル等の作成に努めます。

[市民環境部]

#### (5) 下水処理施設の整備

大規模災害時においても被害を最小限に抑え、下水道が適切に機能するよう、下水処理施設の耐震化、ライフライン停止時に対するバックアップ設備の設置、災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、非常時に配慮した整備を図ります。

[土木部]

#### (6) 災害時相互応援協力体制の整備

下水道事業の災害時相互応援については、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、災害時に迅速・的確な連携が図れるよう体制整備を進めます。

[土木部]

#### (7) 民間業者等との協力協定の締結

大規模災害時に発生が予想される、大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集・処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

[市民環境部]

#### 4 ごみ・がれき処理体制の整備

---

##### (1) ごみ・がれき処理・処分マニュアル等の作成

大規模災害時に大量に発生することが想定される、ごみ・がれき等に迅速かつ適切に対応するため、ごみの一時集積場所や廃棄物の仮置き場等の候補地の検討など、災害時を想定した処理・処分マニュアル等の作成に努め、非常時に備えます。

[市民環境部]

##### (2) 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立

ごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処分するため、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等から、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて協力が得られるよう、協定に基づく協力体制の保持・充実に努めます。

[市民環境部]

## 第9節 飲料水の確保対策

水は、生命及び生活の維持に必要不可欠です。このため、災害時における飲料水等の確保、給水体制の整備を総合的に進めます。

### 1 応急給水拠点及び給水源の確保

-----防災主管部

#### (1) 飲料水兼用耐震性貯水槽

大規模災害による上水道の断水を想定し、災害初期の応急飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽（100m<sup>3</sup>）を各地域に整備しています。

番号	設置場所	所在地
1	光綾公園駐車場	深谷上4丁目5234番地
2	北の台小学校	大上9-14-1
3	綾北小学校	寺尾本町3-10-1
4	早園小学校	小園420番地
5	綾西小学校	綾西1-2-1
6	綾南小学校	上土棚中1-12-19
7	消防本部庁舎	深谷中1-4-30

#### (2) 県企業庁の災害用指定配水池

県企業庁は、災害初期の応急飲料水を確保するため、吉岡配水池を災害用の配水池として指定しています。また、吉岡配水池に替えて、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬調整池を応急飲料水の供給場所として指定することがあります。

吉岡配水池確保水量 11,950 m<sup>3</sup>

(神奈川県内広域水道企業団綾瀬調整池 確保水量 11,000 m<sup>3</sup> 他市町供給分を含む)

#### (3) プール・受水槽等補給用給水源の指定・整備

給水拠点及び貯水槽の整備による応急飲料水の確保のほか、補完的な給水源として市立の小・中学校にろ水機等を配備しています。水は、生命維持に必要不可欠なものであり、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、引続き計画的な整備・点検を行い使用方法等の周知を図ります。また、飲料水兼用耐震性貯水槽が設置されていない小・中学校の受水槽には、緊急遮断弁が設置されています。今後は、現に飲料用に使用される市内公共施設・事業所等の受水槽の活用による飲料水確保について、検討していきます。

#### (4) 災害対策用井戸の指定

災害時の飲料水及び生活用水を確保するため、井戸の所有者と災害時における井戸水の供給協力をお願いしています。今後は、井戸を所有する事業者との災害時応援協定の締結の検討や所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法について検討します。

## 2 給水用資機材の整備・強化

-----防災主管部  
市は、災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資機材の整備に努めており、引続き計画的な整備を図ります。

## 3 非常時活動体制の整備・強化

### (1) 応急給水

大規模災害時における応急給水体制の確保、搬送及び給水方法など、あらかじめ関係機関や応援協定団体等と調整をし、災害時における応急給水マニュアル等の作成に努めます。

[市民環境部、産業振興部]

### (2) 応急復旧

大規模災害時の迅速な応急復旧を実施するため、県企業庁海老名水道営業所及び綾瀬市管工事業協同組合等と調整をし、あらかじめその対策マニュアル等の作成に努めます。

[土木部]

## 4 協力体制の確立

-----防災主管部  
災害時における応急給水並びに応急復旧活動を円滑に確立するため、県企業庁、綾瀬市管工事業協同組合など関連団体と連携・協力体制の確立を図り、その強化に努めます。

### 関係資料

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【3 - 1】

## 第10節 備蓄体制の充実・強化

災害時における被害拡大の防止や救助活動、応急復旧活動を行うための資機材や被災者への救援活動を円滑に実施するためには、食料や生活物資等の備蓄が不可欠です。今後においても、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し、その備蓄体制を総合的に進めます。

### 1 防災備蓄庫の整備

-----防災主管部

災害時における救助活動、被災者への救援救護活動を行うために必要な資機材は、災害発生後に予想される輸送ルートの途絶や流通機能停止などを考慮して、一定品目・数量を市内防災活動拠点等に分散して備蓄を進めるものとします。

#### 防災備蓄庫設置場所

種 類	設 置 場 所
避難所・広域避難場所	市内小・中学校（15校）、市内県立高校（2校）、綾北福祉会館、綾南保育園、大上保育園、寺尾児童館、小園児童館、ながつつ児童館、中央公民館、地区センター（5箇所）、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
広域避難場所	市民スポーツセンター、小田急藤沢ゴルフクラブ、光綾公園、風車公園、城山公園、綾西公園
市庁舎	地下倉庫
その他	消防分団車庫、寺尾公園、寺尾南自治会館、保健福祉プラザ、深谷中防災倉庫

#### 主な備蓄資機材

エアーテント、テント、簡易型避難所用テント、折畳式簡易ベッド、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、ガスコンロ、救急箱、担架、発動発電機、投光器、コードリール、懐中電灯、メガホン、かけや、大ハンマー、金てこ、両口つるはし、角・丸スコップ、チェーンソー、ウォーターバルーン、給水タンク、臨時給水栓、ポリタンク、給水容器、プライバシー確保パーテーション、暖房機、折りたたみリヤカー、サバイバル・ブランケット、弾性ストッキングなど。

## 2 非常用食料の備蓄

-----防災主管部

大規模災害により住家を失うなどした市民に供給するため、非常食料を備蓄するとともに、備蓄食料以外の必要な食料については、市民の備蓄や関連企業等と流通在庫を利用した協定による調達や、国・県への調達要請によって食料の供給を実施します。また、アレルギー対策に配慮した非常用食料の備蓄を検討します。

### 備蓄食料 (令和3年4月現在)

種 類	数 量
主 食 (レトルト食品、アルファ米等)	112,460 食
おかゆ	2,480 食
調整粉乳(粉ミルク)	1,530 食
調整粉末大豆乳 (ミルクアレルギー対応粉ミルク)	72 食

## 3 生活必需物資の備蓄

-----防災主管部

避難所などでの生活に必要な生活必需物資の備蓄を行っています。

今後も引続き備蓄の強化に努めるとともに、必要な生活必需物資については、関連企業等と流通在庫を利用した協定による調達や、国・県への調達要請によって生活必需物資等の支給を実施します。

### 備蓄生活必需品

種 類
災害用毛布、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ

## 4 県央地区広域防災活動拠点との連携

-----防災主管部

県では広域防災活動拠点を整備し、救援物資の受入れ、集積・配分、市町村への防災資機材の貸出並びに情報連絡活動を行います。市はこの広域防災活動拠点と連携して、災害応急活動の充実を図ります。

種 類	施 設	所 在 地
物資倉庫・貯水槽	県立厚木高校	厚木市戸室 2-24-1
臨時ヘリポート	厚木市営厚木野球場	厚木市厚木 2325

## 5 緊急調達体制の整備

-----市民環境部、産業振興部

応援協定業者、県、他市町村などからの救援物資等の調達方法、受入れ手順、供給方法等について検討し、非常時における物資供給活動を円滑に実施するため、物資等の調達・供給に関するマニュアル等の作成に努めます。

### 関係資料

防災倉庫設置場所一覧【4 - 5】

各防災倉庫備蓄品【4 - 6】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第11節 文教対策

大規模災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合の児童・生徒などの安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所運営の支援などの学校防災計画を作成し、教職員、保護者に周知徹底することにより、児童・生徒などの安全確保を図ります。

### 1 学校防災計画等の作成

-----教育部

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において学校防災計画を作成し、災害時における迅速かつ的確な対応を図ります。

#### 学校防災計画の内容

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 学校災害対策本部組織の編成と事務分掌 | 7 災害用品などの備蓄                 |
| 2 地震時の基本行動           | 8 防災訓練の実施                   |
| 3 教職員の参集体制           | 9 南海トラフ地震に関連する情報発表時における措置対策 |
| 4 児童・生徒の安全・生活・健康指導   | 10 防災教育の実施                  |
| 5 通学路などの安全点検         | 11 心的症状の対応体制                |
| 6 児童・生徒の引渡し・集団下校・保護  | 12 その他学校災害対策に必要な事項          |

### 2 学校施設の事前対策

-----教育部

公立学校の施設は、大規模災害発生時には避難所としても利用されることから、施設の耐震性等の安全確保を図ります。また、大規模災害発生時においても早期に教育が再開されるように、教育施設、教員、学用品などの確保に努めます。

なお、私立学校は災害予防体制を整えるとともに、防災応急策の策定と避難訓練の実施を行います。

#### (1) 避難所としての学校施設の整備

大規模災害発生時に避難所として円滑に機能するように、飲料水確保のための緊急遮断弁の設置のほか、非常電源や雨水などを有効利用した設備の充実に努めます。

#### (2) 教育再開への施設整備

早期の教育再開に対応するため、教材用品などの充実に努めます。

#### (3) 教職員の確保

大規模災害による被災または交通網の遮断等により、教職員が参集出来ない場合に備えて、臨時教職員の確保に努めます。



### 3 防災教育の充実

#### (1) 応急教育対策用カリキュラムの策定

市教育委員会は、大規模災害の発生を想定し、応急教育対策用カリキュラムを策定します。また、災害時に教職員が指示を誤らないように、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会の開催などにより、防災教育の充実を図ります。

児童・生徒への防災教育としては、教科、特別活動など、学校教育全体を通して災害に対する正しい知識、対処法などの指導を行い、防災（避難）訓練を計画的に実施します。なお、児童・生徒が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努めます。

[教育部]

#### 応急教育対策用カリキュラムの基本事項

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 児童・生徒の在宅時における指導 | 2 児童・生徒の在校時における指導   |
| ・児童・生徒の緊急連絡網の作成   | ・安全な登下校の仕方          |
| ・家庭における避難方法       | ・保護者との緊急連絡網の作成      |
| ・児童・生徒の被災状況の把握    | ・避難所での学校生活・家庭生活のあり方 |
|                   | ・在校時における避難方法        |

#### (2) 心のケアなどに関する研究

被災者に対するメンタルケア対策及び教育的ケア等に関する研究を推進します。

[福祉部、健康こども部、教育部]

#### 基本事項

- |                    |
|--------------------|
| 1 被災者に対するメンタルヘルスケア |
| 2 児童・生徒の教育的ケア      |
| ・カウンセリングマインド       |
| ・家庭及び地域、関係団体との連携   |

### 4 文化財の保護

-----教育部

市内にある文化財を保存・継承するため、防災関係機関等と情報を共有化し、災害時にも被害を最小限にとどめるような震災対策を検討するとともに、その予防対策の推進を図ります。

#### 関係資料

指定文化財一覧【10 - 11】

## 第12節 緊急輸送道路等の確保

大規模災害が発生した場合における災害応急活動に必要な物資、資機材、応援部隊等の広域的緊急輸送を円滑に行うための環境整備を総合的に進めます。

### 1 緊急輸送道路の指定・整備

-----土木部

県警察は、災害時における被災者の救援救護活動を行うため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）として選定しています。

令和3年4月現在、神奈川県で指定されている緊急輸送道路は386路線となっております。市では県指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加え、27路線を「市指定緊急輸送道路補完道路」として指定しています。

なお、緊急輸送道路の沿線地域については、その不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努めます。

#### (1) 県指定の緊急輸送道路（市域に係るもの8路線）

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 (東名高速)		市内全線
	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
	県道40号	横浜厚木	市内全線
	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道913号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道1629-1号線交点～県道42号交点
	市道1629-1号線		県道40号交点～県道45号交点
	市道1629-2号線		藤沢市境～県道45号交点

(2) 市指定緊急輸送道路補完道路(27路線)

	路線名	区間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号(横浜厚木)～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
12	市道913-3号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号(藤沢座間厚木)交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
17	市道950号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
18	県道406号(吉岡海老名)	市道950号線交点～市道1649-1交点
19	市道980号線	全線
20	市道1649-1	県道406号(吉岡海老名)交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線交点～市道1404号線交点

市指定緊急輸送道路補完道路については、道路等の被害状況により迂回路等の措置を行います。

## 2 緊急通行（輸送）車両の事前届出

-----総務部

災害発生時に緊急通行車両として使用する予定のある車両については、緊急通行車両等確認事務を迅速に行えるように、あらかじめ「緊急通行車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受けます。

## 3 臨時ヘリポートの指定

-----防災主管部

ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は32か所で、市内の臨時離着陸場は、5か所を予定しています。

名 称	所在地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場(南側)	綾瀬市早川463	45m × 50m	北緯35°25' 59" 東経139°25' 43."
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25' 15" 東経139°26' 04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27' 24" 東経139°25' 03"
市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26' 38" 東経139°25' 40"
海上自衛隊 厚木航空基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 53m	北緯35°27' 01" 東経139°26' 59"

落合小学校・天台小学校については、避難所を兼ねています。

## 4 物資等集積場所等の指定

-----防災主管部、市民環境部、産業振興部

協定団体等や市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、次の施設を物資等集積場所等として指定を行います。また、施設案内標識の設置や施設利用計画の策定など、物資等集積場所として必要な環境整備を図ります。

物資等集積場所	市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	協定業者の施設	---
運送車両待機場所	市民スポーツセンター駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
物資等一時集積場所	避難所、広域避難場所	---

### 関係資料

綾瀬市における緊急輸送道路一覧【5 - 1】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】

## 第13節 災害時の相互協力・応援体制の拡充

災害時における、市と自治体、防災関係機関、民間団体等との相互協力・応援体制の整備・強化を総合的に進めます。

### 1 近隣市町村との連携強化

-----防災主管部

広域的な災害が発生した場合、近隣3市1町（大和市、海老名市、座間市、寒川町）及び県央地域市町村（相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村）と物資や人員の派遣等について取り決めた「災害時における相互応援協力に関する協定」を締結しています。今後は、他の近隣市との連携の強化を図り、災害時の適切な相互応援体制の確立に努めます。また、神奈川県と県内市町村全てが支援のための協定を締結しており、災害時の適切な相互応援体制が強化されています。

### 2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等

-----防災主管部

大規模な災害が発生して近隣市も被災し、本市に応援ができない場合に備えて、千葉県柏市、木更津市、鹿児島県鹿屋市及び岐阜県各務原市との間で、災害時の相互応援についての協定を締結しています。東日本大震災においても、被害が広域に及んでいることから、県の区域を越えた、遠方の市町村との応援協定締結による、広域応援体制の確立が必要とされており、今後においても、災害時に連絡・連携が可能な遠隔地の自治体について検討を行い、応援協定の締結を図るなど、災害時の相互応援体制の強化に努めます。

### 3 自衛隊との連携

-----防災主管部

大規模な災害発生時に、被害の状況等に応じて迅速・的確に自衛隊の災害派遣を要請することは、市民の生命や生活を守り、被害を最小限に抑えるために大変重要なことから、自衛隊災害派遣要請マニュアルを作成し、迅速・的確な災害派遣要求に備えます。

### 4 米海軍との連携

-----防災主管部

防災活動と災害発生時における綾瀬市と米海軍厚木航空施設との相互協力の基本的枠組みを整備するため「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」を締結しており、震災時などの災害救援や事前対策について、相互に支援、協力し合う体制が確立されています。

## 5 民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化

-----防災主管部、関係各部

### (1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化

現在、協定を締結している綾瀬市医師会、大和歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会、福祉関係事業者、県トラック協会県南サービスセンター、綾瀬市建設業協会、綾瀬市土木協会、綾瀬市造園業協会、綾瀬電設協会、県LPガス協会県央支部綾瀬部会、県自動車整備振興会大和綾瀬支部、綾瀬市測量設計業協会、県石油商業組合高座支部綾瀬部会、大型店、その他の民間団体、事業者等が災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、次の協力要請に係るマニュアル等の作成に努め、市の関係各部との調整を図りながら災害時協力、連携体制の強化を図ります。

- 1 医療・救護活動に関するマニュアル
- 2 防疫・保健衛生活動に関するマニュアル
- 3 遺体処理、埋葬に関するマニュアル
- 4 物資等の調達・供給に関するマニュアル
- 5 災害時の廃棄物処理に関するマニュアル
- 6 道路、下水道・交通障害に関するマニュアル
- 7 建物応急修理に関するマニュアル

### (2) 民間団体・事業者等との応援協力協定の拡充

東日本大震災においては、物資が不足し、市民生活や災害対応に支障をきたしており、災害時における物不足に対応した多種・多様な団体との協定締結を進める必要があります。このため、災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要または有効な協定未締結事項について検討し、関係団体・事業者等に協定締結についての理解を求め、応援協力体制の拡充を図ります。

## 6 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備

### (1) 災害時におけるボランティア等受入体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものと期待されています。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要があることから、ボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受入れ方法及び活動内容等について検討し、体制の整備を図ります。

[福祉部]

### (2) 専門ボランティアの連携・協力体制の整備

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう登録制度の導入検討など、専門ボランティアのネットワーク化等の整備に努めます。

[関係各部]

(3) 人材の育成と活用

災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

(4) マニュアルの作成等

大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、綾瀬市災害ボランティア運営マニュアル等を作成します。

また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した綾瀬市災害ボランティア運営マニュアルの検証・見直しを行います。

関係資料

災害時における相互応援協力に関する協定【9 - 1】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第14節 市民、市職員等の防災対応力の強化

災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、災害に強い人づくりを進めていく必要があります。このため、市民や地域の防災意識高揚を図るとともに、市職員の防災行動力向上に努めます。

### 1 市民の防災意識の高揚

災害による被害を防止し、災害に強い社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」という自助の考え、「皆のまちは、皆で守る」という共助の考えを持ち、それを防災行動力につなげていくことが不可欠です。

なお、東日本大震災においては、災害に対する正確な知識の普及が進んでいなかったことが大きな被害につながったと考えられており、市民の防災意識の向上のための普及啓発活動の重要性が再認識されています。

このため、市は防災マップやホームページの作成、各種の研修会や防災訓練等の実施を通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に積極的に努めていきます。

[防災主管部、消防本部、関係各部]

#### (1) 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、県と協力し市民の防災意識の高揚を図るため、適切な手段や機会を通じて積極的に防災知識の普及を図ります。なお、市民が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努めます。

- 1 災害の歴史や想定される災害等に関する知識
- 2 浸水、急傾斜地崩落等に関する情報、知識
- 3 避難施設等に関する知識
- 4 各種防災用品に関する情報、知識
- 5 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民など）への支援の重要性
- 6 平常時及び災害発生時の行動に関する知識
- 7 避難時における、電気、ガスの出火防止等安全対策に関する知識
- 8 自主防災組織に関する情報、知識
- 9 その他防災意識高揚のために必要な情報、知識



(2) 家庭での防災対策の徹底

市は、県及び防災関係機関と協力し、次の防災対策などについて各家庭で実施すべき対策として、あらゆる手段や機会を通じて周知徹底を図ります。

- 1 1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパーなど非常備蓄品の常備
- 2 非常食、飲料水、救急医薬品、常備薬、懐中電灯、携帯トイレなど非常持ち出し品の常備
- 3 がけ、ブロック塀、排水溝等の点検など
- 4 消火器、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど火災予防対策
- 5 災害時の家族の連絡体制や行動についてのルール作り
- 6 近所との互助、協力体制の構築
- 7 ペットの飼い主が平常時から備えておくべき事項
- 8 災害発生時の生活必需品等の買占め防止策
- 9 その他、防災対策に必要な項目

(3) 普及の手段

防災知識の普及・徹底については、必要に応じて次の手段を通じて実施します。

- 1 広報誌、啓発冊子、ポスター、パンフレット等の発行と配布
- 2 講演会、研修会等の開催
- 3 自主防災組織、自治会等の活用
- 4 綾瀬市生涯学習お届けばら講座などの市民組織等への講演
- 5 市ホームページ等の活用
- 6 防災ビデオの貸出
- 7 その他、効果的と思われる手段

(4) 防災教育の推進

県及び市は、学校、幼稚園・保育所、社会福祉施設及び市内事業所等、それぞれの現場における生徒・児童・従業員などの防災行動力の向上を図るため、防災教育の参考となる資料の作成や研修会を開催するなど、防災教育の充実を図ります。

[福祉部、健康こども部、教育部、防災主管部]

(5) 防災ハザードマップの作成

市は、県と協力し地域住民の避難や防災活動に活用するため、防災ハザードマップを作成、更新し、配布するなど市民等に情報提供を行います。

(6) 自主防災組織等のリーダー養成と教育

市は、市民の防災意識と地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の指導や地域住民へのアドバイスなど、地域の防災活動に対して指導を行う、地域防災リーダーを養成し認定しています。引き続き養成を行うとともに、認定済みのリーダーに対しては、各種の研修会や講習会を実施し知識・技術の向上を図ります。

また、自主防災組織における女性の参画を促進し、被災時の男女別ニーズに対応するため、女性リーダーの養成を進めます。

(7) 帰宅困難者に関する普及啓発

大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。

2 市職員の防災行動力の向上

---

(1) 職員用防災マニュアルの作成・配布

大規模災害時に、少しでも被害を抑え、迅速な災害対応を行うためには、防災担当の職員のみならず、すべての職員が自分の使命を認識し、的確な行動をとることが必要です。このため、大規模災害時における職員としての行動基準や初動期活動要領等を内容とする、職員用防災マニュアル等を作成し、職員に配布するとともに、研修・訓練を通じ、災害対応についての習熟・徹底を図ります。

[防災主管部]

(2) 各部における災害対応マニュアルの作成

災害対策本部の各部は、災害発生時の各任務について、発災時に迅速かつ適切な応急活動を取れるよう、事前に部内の組織体制を検討しておくとともに、各部における迅速な非常時体制を確立するための災害時対応マニュアルを作成し、市職員としての責務と災害時対応について習熟、徹底を図ります。

[関係各部]

(3) 職員研修・訓練の実施

市は、地域防災計画の内容や災害時の対応等、防災に関する研修項目を、新任研修、職場研修、幹部研修等に総合的に取入れ、各職員への周知及び習熟を図ります。

また、災害時に使用する防災関連機器について、担当部署へ使用方法等の講習会を行い、非常時に的確な操作が行えるよう、担当職員の習熟に努めます。

[総務部、防災主管部]

### 3 自主防災組織の強化

-----防災主管部

#### (1) 自主防災組織の育成

災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害などが予想されます。

被害を軽減するためには、「皆のまちは、皆で守る」という地域のコミュニケーション連携意識に基づき、自治会など地域の防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組むことが必要となります。とりわけ自主防災組織は、地域における防災活動の中核として重要であり、今後も引き続き、市は地域における自主防災組織等の防災訓練において、救出・救助、初期消火等、防災活動のための訓練指導や研修を実施します。

#### (2) 自主防災組織の機能強化

自主防災組織は、災害時の応急活動における地域での役割を果たすために、次のとおり機能の強化・充実を図ります。

- 1 情報の収集・伝達
- 2 地域住民相互による安否確認
- 3 初期消火
- 4 救出・救護
- 5 避難行動要支援者に対する安否確認、避難活動支援
- 6 避難経路の事前確認
- 7 避難の誘導
- 8 給食・給水・救援物資の配布等の協力
- 9 避難所運営委員会への参画

#### (3) 自主防災組織相互の連携

自主防災組織は、災害発生時において周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、近隣の自主防災組織と連携し、相互に協力し合える体制を築くとともに、消防団、学校、災害ボランティア、事業所など、地域の団体との有機的な連携に努め、活動の活性化を図ります。

#### 4 民間団体・事業所等の防災体制の強化

-----消防本部

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防組織を設置することとなっています。今後においても、その組織の整備・充実に指導するとともに、地域住民の自主防災組織と事業所自衛消防組織等の連携強化を図ります。

なお、災害が発生し、事業所の活動が滞ると、その影響は事業所のみにとどまらず、地域の雇用や経済に影響を与えることが懸念されます。このため、企業の事業継続計画（BCP）の作成を促します。

##### （1）防火管理者の選任を要する事業所

消防法により防火管理者の選任を要する事業所は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について、消防計画に定めるよう指導します。

##### （2）防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成の指導を行います。

#### 関係資料

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱【10-3】

自主防災組織設置状況【10-6】

## 第15節 公共施設の防災機能の整備・強化

災害時に災害応急対策の拠点となる公共施設について、防災機能の整備・強化を総合的に進めます。

### 1 公共施設の防災対策

-----関係各部

昭和56年の建築基準法改正前の基準により建築された市公共施設については、平成19年度には全施設の耐震診断が終了し、診断の結果、施設の重要度や耐震性の緊急度などを総合的に判断して、計画的に耐震補強工事や建替えなどの必要な措置を行いました。

また、市公共施設については、施設利用者などの安全を確保するために、次のような安全対策を実施します。

- 1 施設内のOA機器、書棚、ロッカー等の転倒防止
- 2 看板、案内板等の落下の危険がある設備の落下防止
- 3 窓ガラス等、地震により、飛散のおそれがあるものについての、飛散防止フィルムや強化ガラスなどによる、飛散防止

### 2 公共施設における防災機能の整備

-----総務部、関係各部

災害によりライフラインが停止した場合、市役所本庁舎、市公共施設(災害時活動拠点)において、必要最低限の機器などの機能確保が果たせるために、必要なバックアップ設備、資機材について検討し、その整備強化に努めます。

### 3 行政情報の防災対策

-----経営企画部、関係各部

各種の重要行政情報及び行政資料等は、災害発生時においても、その事務執行に支障がないよう、平常時から安全管理体制の強化を図ります。また、災害によるOA機器の被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、バックアップデータの分散保管、非常電源の確保、機器類の安全確保を図ります。

## 第16節 防災訓練の実施

災害発生時や災害が発生すると予想された場合に、迅速かつ円滑な災害応急活動が実施できるよう、日頃から多様で実践的な各種訓練を実施します。

### 1 水防訓練

-----消防本部  
市は、県及び厚木水防支部で実施する水防訓練等への参加や、河川周辺の地域を対象に水防訓練を実施します。

### 2 多様な訓練の実施

- (1) 過去の災害教訓や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練やコミュニティレベルで、多様な場면을想定した防災訓練を実施します。また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。
- (2) 様々な場면을想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や警戒情報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応できるよう努めます。

### 3 実践的な訓練の実施

積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、その被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

### 4 個別防災訓練

#### (1) 情報受伝達訓練

県及び防災関係機関と連携し、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策の指令などの情報受伝達訓練を実施します。

[防災主管部]

#### (2) 災害対策本部運営訓練

災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした災害対策本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、地域防災計画や各種マニュアルに基づく図上訓練や参集訓練を実施します。また、あわせて市各部における災害時の分担任務に関する独自訓練の実施を促進します。

[防災主管部、関係各部]

#### (3) 消防訓練

災害救助等の災害訓練を実施し、災害発生時の対応力の向上を図ります。

[消防本部]

(4) 公共施設等の防災訓練

各施設管理者は、非常時における職員や施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成や防災訓練の定期的な実施を推進します。

また、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所について、障がい者や日本語がわからない外国人市民等に配慮したものとすよう努めます。

[施設所管部]

(5) 自治会、自主防災組織等が行う訓練への支援

自治会等自主防災組織、学校等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言を行うとともに、要請により訓練用消火器の貸出し、防災ハザードマップ等の防災資料の提供など、必要な支援を行います。

[防災主管部、消防本部]

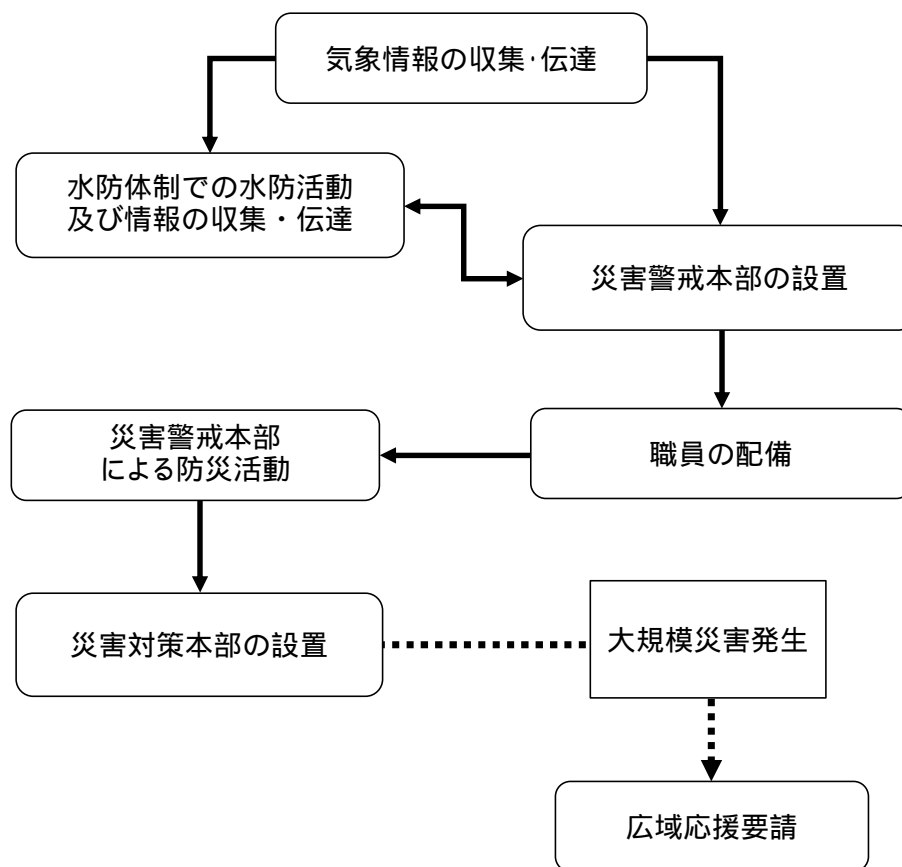
## 第3章 応急対策計画

台風、豪雨等における災害の発生については、気象情報の分析などにより災害の危険性をある程度予測することが可能です。災害を未然に防止するためには、気象庁等からの警報等の伝達、水防活動、適切な避難誘導など、災害が発生する前に的確に行う対策が重要となります。

災害が発生した場合には、迅速、適切な対応を行うため、速やかに体制を整え、県、防災関係機関と協力して応急対策活動を実施します。

応急対策活動にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、救助・救急・消火及び医療・救護活動や二次災害の防止活動を進めるとともに、ライフラインの応急復旧活動及び被災者の生活支援対策を進めてまいります。

### 風水害の事前対策から災害応急対策活動の推移





## 第1節 気象情報等の受理・伝達

被害を未然に防止するために事前に行う対策や発生した場合の応急対策を実施するため、横浜地方気象台等からの各種の気象にかかる注意報、警報等の情報の受理伝達を次のとおり実施します。

### 1 警戒及び注意の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれがある場合に二次細分区域（原則として市町村）単位で警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関へ警戒や注意を喚起します。また、24時間体制を取っている県では、直ちに県防災行政通信網を通じて、市及び関係機関に伝達します。

#### (1) 気象注意報、警報等

気象庁が気象業務法に基づいて発表する注意報、警報、特別警報は、次のとおりです。

区 分	内 容
注 意 報	大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、洪水等の注意報がある。
警 報	重大な災害が起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、洪水等の警報がある。
特 別 警 報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、最大限の警戒を呼びかけて行う予報。 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等の特別警報がある。

(2) 警報、注意報の地域細分

警報及び注意報は、二次細分区域（原則として市町村）単位で発表されます。

◎予報地域細分



府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた 地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

(3) 注意報・警報の種類及び発表基準

気象業務法に基づき、横浜地方気象台が発表する注意報・警報の発表基準は、次のとおりです。

綾瀬市	府県予報区	神奈川県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	湘南		
警 報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	156	
	洪水	流域雨量指数基準	目久尻川流域=12.5, 引地川流域=15.5, 蓼川流域=9.6, 比留川流域=7.6	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準		
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	101
洪水		流域雨量指数基準	目久尻川流域=10, 引地川流域=12.4, 蓼川流域=6.1, 比留川流域=4.8	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準		
強風		平均風速	12m/s	
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		融雪注意報に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。		
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度 55%		
なだれ		なだれ注意報に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。		
低温	夏期：最低気温 16 以下が数日継続 冬期：最低気温 -5 以下			
霜(最低気温)	最低気温 4 以下 発表期間は原則として 4月1日～5月20日			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

(4) 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

「土砂災害警戒情報」が発表された場合、市は土砂災害の危険性が高い要配慮者利用施設に個別に情報の伝達を行います。

土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1km四方の領域(メッシュ)毎に5階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示に判断等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものです。

(5) 水防活動用の注意報及び警報

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められる場合に行う水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代えます。

区分	代替注意報	区分	代替警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報

(6) 河川の水位情報(はん濫警戒情報)

大雨による河川溢水災害の危険が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、県が発表する防災情報です。本市においては、目久尻川及び蓼川において発表されます。

「目久尻川はん濫警戒情報」あるいは「蓼川はん濫警戒情報」が発表された場合、市長は当該河川の浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設に個別に情報の伝達を行います。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

( 8 ) 火災気象通報・火災警報

火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めた場合は、県防災行政通信網により、市長へ通報します。

実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込み。  
毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき。  
(降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。)

火災警報

市長は、市域の気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令します。

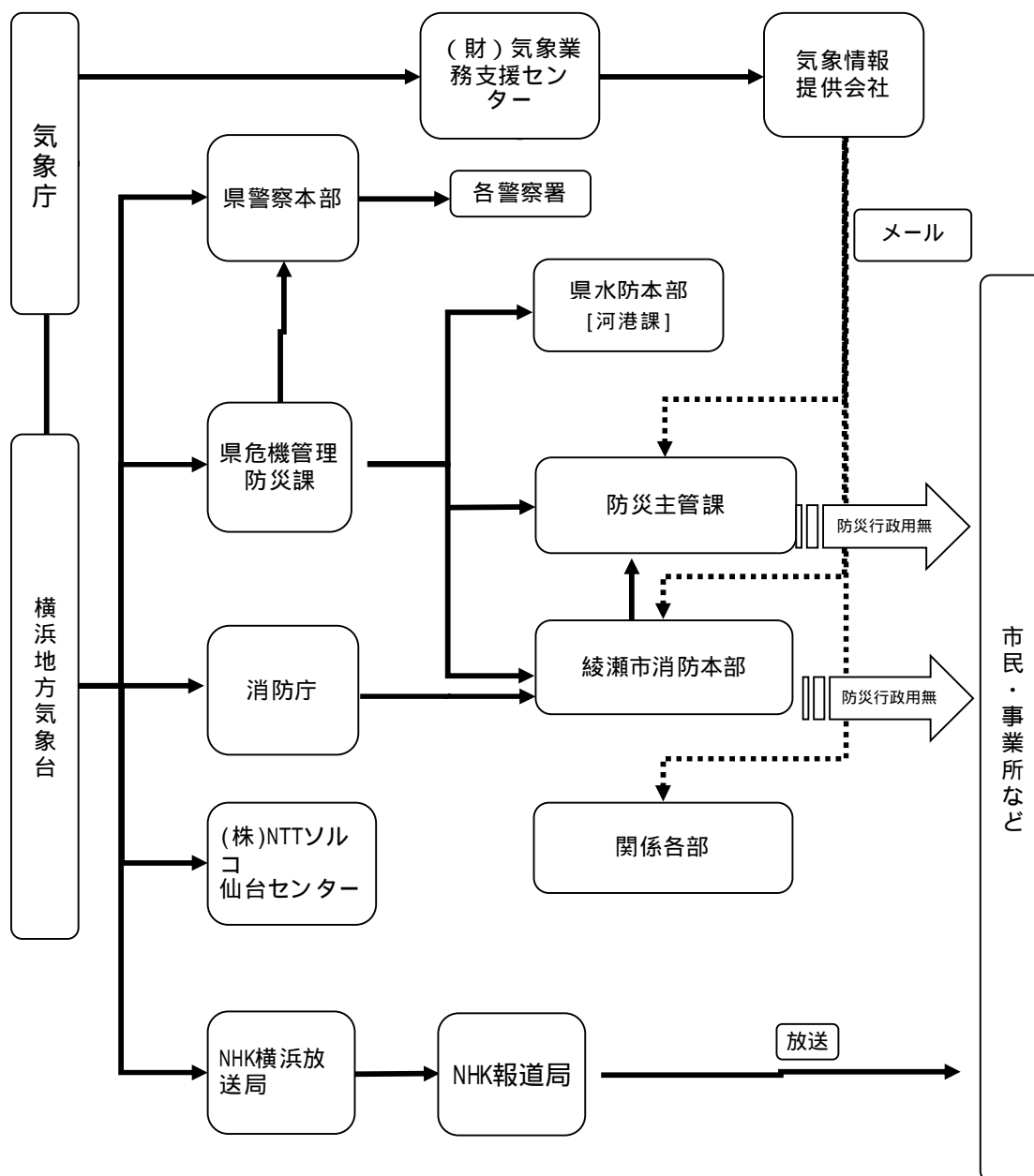
実効湿度が55%以下であって、相対湿度が35%以下で最大風速7メートルを超える見込み。  
平均風速15メートル以上が1時間以上連続して吹く見込み。  
上記に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上、特に危険であると認められる場合

( 9 ) 火災警報の伝達

消防本部では、火災警報の発令時には防災行政用無線及び消防車両により実施します。

2 気象情報の受理伝達体制

県から通報される予報及び警報等は、消防本部及び防災主管課が受理します。



(1) 勤務時間内における措置

消防本部及び防災主管課は、警報等を受理した場合、必要に応じて速やかに関係各部長へ通報します。伝達を受けた関係各部署は、必要な措置を講じます。

(2) 勤務時間外における措置

消防本部は、警報等を受理した場合、緊急を要する情報については、速やかに関係各部署へ通報し、伝達を受けた関係各部署は、必要な措置を講じます。

災害警戒本部及び災害対策本部設置時は、事務局から関係各部署へ伝達します。

## 第2節 水防活動

市は、台風、豪雨等により災害が発生するおそれがある場合は、洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために水防法（昭和24年法律第193号）第3条に規定する、市の区域内の水防の責任を果たすため必要な活動を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 水防体制	消防本部	【風水害等-3-2-1】
2 水防活動		【風水害等-3-2-2】
3 重要水防区域		【風水害等-3-2-2】
4 取水堰	産業振興部	【風水害等-3-2-4】
5 河川水位の観測	消防本部 防災主管部	【風水害等-3-2-4】
6 水防警報	消防本部	【風水害等-3-2-5】

### 1 水防体制

-----消防本部

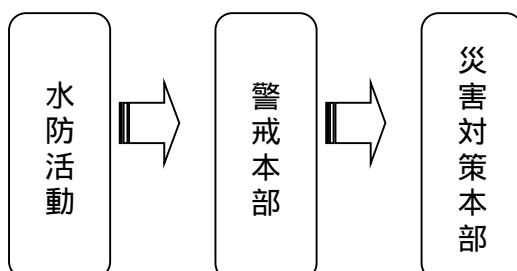
#### (1) 水防責任

市は、区域内の水防が十分に行われるよう次の事項の体制整備を確立します。

- 1 水防体制の確立
- 2 情報、通信連絡系統の確立
- 3 平常時における河川、堰等の巡視
- 4 水防時における的確な水防活動の実施

#### (2) 水防体制

水防体制については、警戒活動等を実施する水防活動及び災害警戒本部の二段階で対応し、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施します。



## 2 水防活動

-----消防本部

消防本部は、台風、豪雨により災害発生のおそれがある場合は、気象情報等に留意し、水防活動を行います。その活動については、平常時における行政組織に基づき所管業務等により行います。また、気象状況等により水防対策活動を実施する場合は、消防長が指揮を取るものとします。

### 主な水防活動

- 1 警戒、応急対策の実施
- 2 消防団の出動体制の確保
- 3 水防資機材の整備点検、調達及び輸送の確保
- 4 雨量、水位の的確な観測
- 5 農業用取水堰等の操作の確保
- 6 住民の水防活動従事の指示
- 7 水防解除の指示
- 8 水防てん末報告書の提出

## 3 重要水防区域

-----消防本部

市内の河川で水防警戒または防御に重要性を有する区域は次のとおりです。なお、消防本部は県厚木土木事務所東部センター水防支部（厚木土木事務所東部センター）と緊密な連携を図り、その警戒等に当たります。

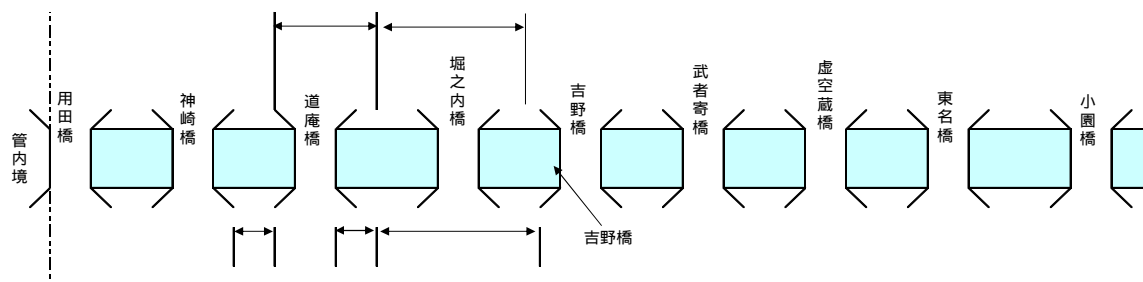
重要水防箇所 [ 令和3年度神奈川県水防計画より ]

【綾瀬市に關係する河川のみ】

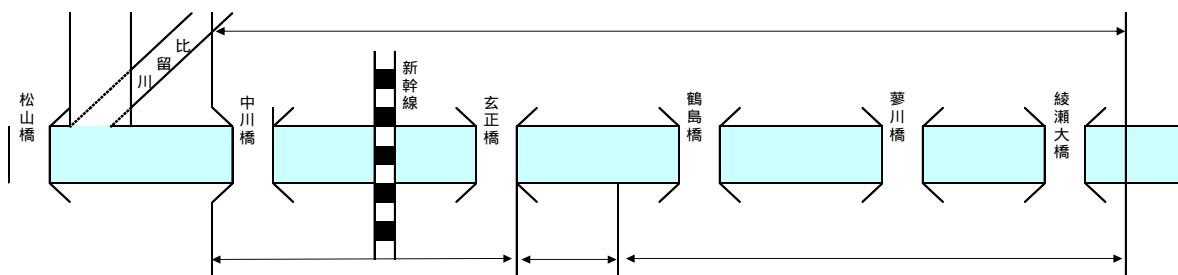
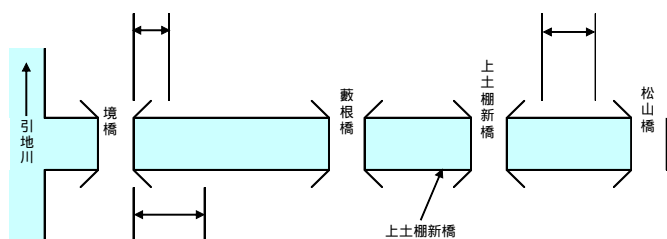
河川名	図番対象番号	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由	水防管理団体名
		種別	階級					
目久尻川	1	堤防高	B	右	綾瀬市吉岡	660	堤防高不足	綾瀬市
目久尻川	2	水衝・洗掘	B	右	綾瀬市吉岡	1,000	護岸未施工	
目久尻川	4	堤防高	B	左	綾瀬市吉岡	500	堤防高不足	
目久尻川	5	水衝・洗掘	B	左	綾瀬市吉岡	1,000	護岸未施工	
計						3,320	B : 3,320m	
蓼川	1	堤防高	A	右	綾瀬市上土棚南2丁目	50	流下能力不足	綾瀬市
蓼川	2	堤防高 工作物	A A	左	綾瀬市上土棚中6丁目	120 (1箇所)	流下能力不足	
蓼川	3	堤防高 工作物	A A	右	綾瀬市上土棚北3丁目	2,380 (1箇所)	流下能力不足 中川橋他5橋	
蓼川	4	堤防高	A	左	綾瀬市深谷	740	流下能力不足	
蓼川	5	堤防強度	A	左	綾瀬市本蓼川	640	護岸未施工	
蓼川	6	堤防高	A	左	綾瀬市本蓼川	1,000	流下能力不足	
計						4,930	A : 4,930m	



目久尻川



蓼川



重要水防区域重要度評定基準

重要度		評定基準
種別	階級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所
	B	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防強度 (法崩れ・すべり)	A	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所
	B	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れまたはすべりの実績がないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋りょう、樋管、その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所
	B	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

4 取水堰

-----産業振興部

市内の取水堰及び堰の操作責任者は次のとおりです。

河川名	位置 大字	名称	構造	管理者	操作責任者
蓼川	上土棚	打越堰	自動	綾瀬市産業振興部	農政所管担当
深谷第1号雨水幹線	深谷	大堰	自動		
深谷川	深谷	第2堰	自動		
深谷川	深谷	第3堰	自動		
深谷川	深谷	第4堰	自動		
深谷川	深谷	第5堰	手動		
深谷川	深谷	第6堰	自動		
深谷川	深谷	第7堰	手動		
深谷川	深谷	第8堰	手動		
中堀用水路	深谷	---	手動		
西根用水路	吉岡	---	手動		

5 河川水位の観測

-----消防本部、防災主管部

市内の河川のうち、県厚木土木事務所東部センター水防支部により水位観測を行っており、水防法の定めにより市長へ水位の通報及び水防警報の発表が行われます。

なお、水位等の情報は県ホームページによって一般周知されております。

水位観測所

【綾瀬市に關係する河川のみ】

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位 (待機発表)	はん濫 注意水位 (出勤発表)	避難判断 水位 (水位情報)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	方式
		大字					
吉野橋	目久尻川	吉岡	1.3	2.0	3.2	3.6	テレメーター
上土棚新橋	蓼川	上土棚中	1.2	1.8	1.8	2.3	テレメーター

6 水防警報

-----消防本部

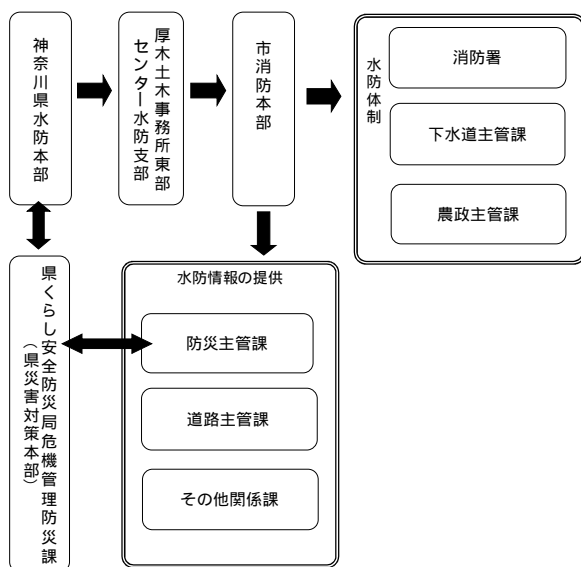
(1) 水防警報の種類

県厚木土木事務所東部センター水防支部長により発令される、目久尻川及び蓼川の水防警報の種類、内容及び発令基準は次のとおりです。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。 水防待機水位(通報水位)に達したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。または、水位流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 水防警報の伝達

水防警報の伝達系統は、次のとおりとします。



関係資料

水防管理団体水防実施状況報告書【2 - 7】

## 第3節 災害警戒本部の設置（風水害対応）

台風・豪雨等により災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、気象情報等に留意して災害警戒本部を設置し、風水害の被害を最小限に止めるために、災害警戒活動を迅速・的確に行います。

項 目	主 管 部	頁
1 災害への警戒体制	事務局	【風水害等-3-3-1】
2 災害警戒本部の組織		【風水害等-3-3-2】
3 災害警戒本部の設置場所		【風水害等-3-3-3】
4 災害警戒本部の活動	警戒本部各部	【風水害等-3-3-3】
5 職員の配備		【風水害等-3-3-3】
6 動員・配備の指示の伝達	事務局	【風水害等-3-3-4】
7 職員配備の報告		【風水害等-3-3-4】
8 活動状況の報告	警戒本部各部	【風水害等-3-3-5】
9 災害警戒本部の運営	事務局	【風水害等-3-3-5】
10 県への報告及び防災関係機関との通信・連絡		【風水害等-3-3-5】
11 災害対策本部への移行		【風水害等-3-3-5】
12 災害警戒本部の廃止等		【風水害等-3-3-6】

### 1 災害への警戒体制

-----事務局

台風・集中豪雨等により災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、防災主管部長は、迅速な対策・対応を取るため、綾瀬市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」といいます。）を設置します。

第3章 応急対策計画  
第3節 災害警戒本部の設置（風水害対応）

災害警戒本部設置基準（風水害）	県及び横浜地方気象台から市域に「大雨」「洪水」「暴風」警報のいずれかが発表され、かつ、水防体制指標3（1時間雨量30mm以上の降雨を予測）が発表された場合
	厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川又は蓼川に係る水防警報の「出動」が発表された場合
	県及び横浜地方気象台から市域に「土砂災害警戒情報」が発表された場合
	次の基準値を超える降雨の場合 1時間雨量が30mmを超えた時 3時間継続雨量が60mmを超えた時 24時間雨量が100mmを超えた時 前日までの連続雨量が100mm以上で、当日の雨量が50mmを超えた時 前日までの連続雨量が40mmから80mmで、当日の雨量が80mmを超えた時
	台風の上陸若しくは接近又は台風並みに発達した低気圧の通過が予想される時
	集中豪雨等により、河川、排水路等の溢水及び道路冠水等の被害が予想される場合

2 災害警戒本部の組織

-----事務局

災害警戒本部は、防災主管部長を災害警戒本部長、消防長を警戒副本部長として活動します。

災害警戒本部は、市内の被害状況の確認や関係機関等との情報収集・伝達、危険箇所の安全確保、避難対策の準備など初動体制を確保するため、防災主管部長が指揮を取ります。

なお、災害対策の総括責任者は市長であることから被害状況などの報告は常に行います。

◎災害警戒本部

災害警戒本部長[市長室長]
災害警戒副本部長[消防長]
福祉部 部長：福祉部長 福祉総務課
産業振興部 部長：産業振興部長 農美振興課
都市部 部長：都市部長 都市計画課、道の駅整備推進室、都市整備課、建築課、みどり公園課
土木部 部長：土木部長 道路管理課、道路整備課、下水道課
消防本部 部長：消防長 消防総務課、予防課、消防署、消防団
教育部 部長：教育部長 教育総務課、学校教育課、教育指導課、教育研究所
北部統括部 部長：総務部長 ※人員等は災害対策本部に準じます。 北の台中学校、北の台小学校、北の台地区センター、大上保育園、風早公園 天台小学校、寺尾いずみ会館、寺尾児童館、綾北小学校、綾北福祉会館、寺尾小学校、綾瀬高校 早園小学校、小園児童館、早園地区センター、城山中学校、城山公園、綾瀬西高校
南部統括部 部長：鶴原こども部長 ※人員等は災害対策本部に準じます。 綾瀬小学校、綾瀬中学校、中村地区センター、小田島蔵沢ゴルフクラブ、綾北中学校、中央公民館、光綾 綾西小学校、森口台中学校、吉岡地区センター、ななかつ児童館、綾西公園 綾西小学校、綾南地区センター、南部ふれあい会館、土欄小学校、落合小学校、綾南保育園
事務局 事務局長・危機管理課長 危機管理課、秘書広報課、基地対策課

### 3 災害警戒本部の設置場所

-----事務局

災害警戒本部は、次の場所へ設置します。

綾瀬市役所 J 1 - 1 会議室又は庁議室  
【綾瀬市早川 5 5 0 番地】

### 4 災害警戒本部の活動

-----警戒本部各部

災害警戒本部の主な活動内容は、市内における被害状況の把握と、小規模で局所的な被害に対応する次のような警戒活動を行います。

- 1 気象情報等の収集、伝達
- 2 市域の被害情報の収集、県及び関係機関へ伝達
- 3 消防署による救助活動等
- 4 市民への気象情報等の伝達
- 5 河川、下水道、道路、がけ地等の危険箇所の安全確保
- 6 土砂災害警戒情報の要配慮者利用施設への伝達
- 7 避難対策
- 8 市民等からの通報に基づく現地確認などの対応
- 9 その他災害への警戒活動に必要な事項

### 5 職員の配備

-----警戒本部各部

市域内において「災害警戒本部設置基準」に定める気象状況を確認し、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部長は該当職員を配備します。なお、災害警戒本部長は災害対策本部配備体制まで至らないが、配備職員での災害対応が困難と認める場合は、必要な所属長に連絡を取り必要職員の招集を要請します。

## 6 動員・配備の指示の伝達

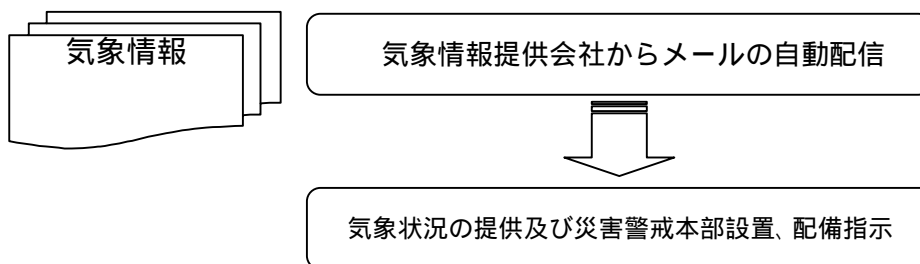
-----事務局

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置した場合、警戒本部の各部に対し職員配備の伝達を行います。各部は、次の点に留意し職員の配備を行います。なお、動員配備の伝達方法は事前に定め、職員に対し周知徹底をします。

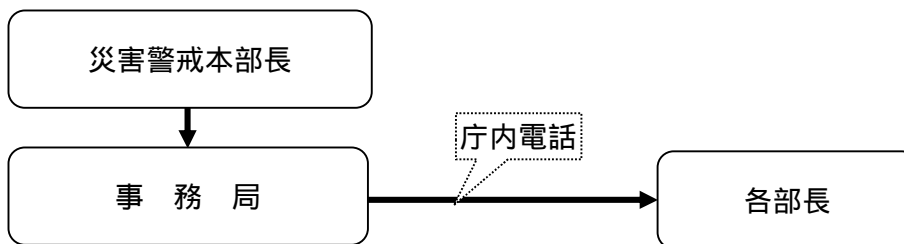
特に、勤務時間外に配備指示を受けた場合にも、所属職員に対し確実に伝達できるような連絡方法等を把握しておきます。

各部の行動マニュアルなどによる災害応急対策対応の班編成等による配備

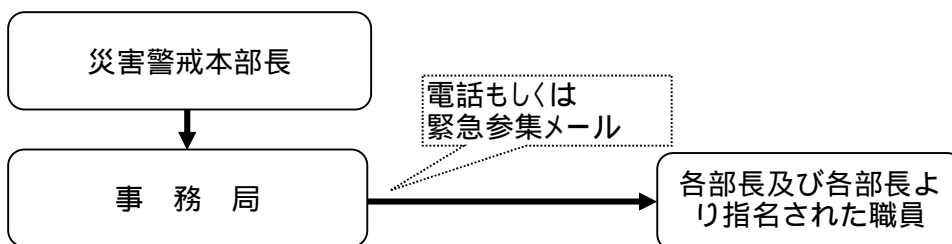
### 【災害警戒本部各部長及び部長より指名された職員への気象情報の提供】



### 【勤務時間内での伝達】



### 【勤務時間外での伝達】



## 7 職員配備の報告

-----事務局

災害警戒本部の各部長は、所定の職員配備報告書に所属職員の配備状況を記録し、災害警戒本部事務局長に報告します。

災害警戒本部事務局長は、全体の配備状況を取りまとめ、災害警戒本部長へ報告します。

8 活動状況の報告

-----警戒本部各部

災害警戒本部の各部は、随時あるいは特に指示があったときには、活動状況等について警戒本部長へ報告します。

警戒本部長は、各部からの報告及び収集情報等を集約して、随時、総合的に市長へ報告します。

9 災害警戒本部の運営

-----事務局

(1) 災害警戒本部会議

災害警戒本部を設置した場合、災害警戒活動上の指示または総合調整を行うため、「本部会議」を開催します。

開催時期	災害警戒本部設置後 その他本部長が必要と認めた場合
構成員	本部長、副本部長、災害警戒本部組織各部長、事務局長 部長が不在の場合は、当該部の長があらかじめ指名した者 各部の連絡員
本部会議事務局	災害警戒本部事務局
協議事項等	次の事項に掲げる基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員非常配備体制及びその廃止に関すること。</li> <li>・ 被害情報等の収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 避難準備に関すること。</li> <li>・ その他、災害警戒対策の重要事項に関すること。</li> </ul>

10 県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

-----事務局

県への報告及び防災関係機関等との通信・連絡については、「第3節 情報の収集伝達」の定めるところにより、災害対策本部設置時に準じて行います。

11 災害対策本部への移行

-----事務局

災害警戒本部長は、被害の状況等により災害対策本部の設置が必要と判断した場合は、市長へ説明します。市長は設置の必要を認めた場合は、災害対策本部の設置とその配備体制を決定します。



第3章 応急対策計画

第3節 災害警戒本部の設置（風水害対応）

1 2 災害警戒本部の廃止等

事務局

災害警戒本部長は、次の災害状況等により災害警戒本部を廃止します。

- 1 市域に災害の発生する危険が解消したと認めた場合
- 2 災害応急対策が、おおむね完了したと認めた場合
- 3 災害対策本部を設置した場合

関係資料

綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第4節 災害対策本部の設置

台風、豪雨等により災害が発生し、またはそのおそれがある場合、適切な事前対策や応急対策活動を行うために災害対策本部等を設置するとともに、必要な職員の配備を行います。

災害対策本部における各部は、定められた分掌事務に基づき応急対策活動を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 災害対策本部の設置	事務局	【風水害等-3-4-1】
2 災害対策本部の組織等		【風水害等-3-4-2】
3 地区対策本部の設置		【風水害等-3-4-11】
4 職員の配備		【風水害等-3-4-13】
5 災害対策本部の運営		【風水害等-3-4-17】
6 災害対策本部の廃止		【風水害等-3-4-19】

### 1 災害対策本部の設置

-----事務局

#### (1) 設置基準

市長は、市域に台風や豪雨等のより災害が発生し、またはその発生のおそれがある場合、被害を軽減し応急対策活動を速やかに実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の規定に基づく綾瀬市災害対策本部（以下、「災害対策本部」といいます。）を設置します。

災害対策本部設置基準	□	厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川あるいは蓼川の避難判断水位に達した場合で、今後もさらに降雨(1時間雨量30mmを超える)が予想される場合
	□	台風の上陸または接近が予想され、かつ相当の被害及び降雨が見込まれる場合
	□	暴風(竜巻)などにより災害が発生した場合
	□	その他、風水害等により相当の被害が発生した場合及び相当の被害が見込まれる場合
	□	その他、市長が設置を認めた場合

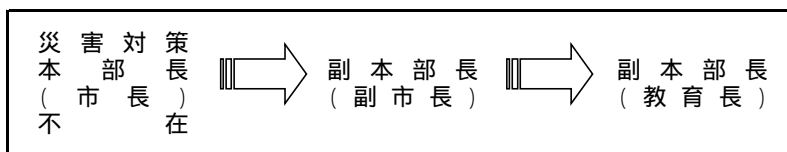
(2) 市長不在時の代理

市長は災害対策本部の設置及び指揮を行います。市長が不在などの場合は次に定める順位の者が代理します。



(3) 災害対策本部長の職務代理

災害対策本部長（市長）が不在、または連絡の取れない状況でその職務の執行が不可能な場合、災害対策に必要な意思決定等については、次の順位により代理することとします。



2 災害対策本部の組織等

-----事務局

市対策本部の組織は、「綾瀬市災害対策本部条例」及び「綾瀬市災害対策本部規則」の定めるところによるものとし、組織は次のとおりです。

(1) 災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部の構成員

区 分	担 当	主 な 職 務
本 部 長	市 長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 市 長 教 育 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 員	災害対策本部組織各部長	災害対策本部組織における各部の長であり、本部長の命を受け、担当部職員の指揮監督を行う。
副 部 長	本部員が指名した職員	災害対策本部組織における、各部長を補佐し部長に事故あるときは、その職務を代理する。
連 絡 員		部長の命を受け、本部及び部内の連絡調整等を担当する。
地区対策本部長	災害対策本部事務局長 (防災主管部長)が指名した職員または部長が指名した職員(消防部及び事務局は除く)	統括部長の命を受け、担当地区を指揮監督する。
地区対策副本部長		地区対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
地区対策本部員		統括部に所属し、地区対策本部長の命を受けて、担当地域の災害応急対策に従事する。
事務局連絡員	本部員が所属職員の中から指名した主査以上の職員(議会部は除く)	本部会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。 指名を受けた事務局連絡員の所属は、事務局付けとする。
部 員	上記以外の職員	本部会議の決定事項及び部長からの指示に基づき、災害応急対策活動に従事する。

(3) 災害対策本部各部の分掌事務

災害応急処理に関する災害対策本部各部の分掌事務は、綾瀬市行政組織条例に定める所掌事務を基本としますが、災害対策本部は次の「綾瀬市災害対策本部の分掌事務」に基づいて災害応急対策を実施します。

災害応急対策の実施については、被害状況に応じて柔軟な対応を行うため災害対策本部長(市長)により変更される場合があります。

綾瀬市災害対策本部の分掌事務（区分：○災害対策 復興対策）

総務対策部 部長：経営企画部長

配置課等	区分	分掌事務
企画課		企画課の特命事項
財政課	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
文書法務課	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
情報政策課	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
職員課		総務対策部の分掌事務
公共資産課	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
課税課	2	国、県及び市町村への応援要請（緊急消防援助隊を除く）に関する事。
収納課	3	自衛隊への派遣要請に関する事。
会計課	4	応援部隊等との連絡調整に関する事。
監査事務局	5	災害派遣職員の受入れに関する事。
選挙管理委員会事務局	6	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	7	帰宅困難者対策に関する事。
	8	国、神奈川県等への陳情に関する事。
	9	在日米軍等との連絡調整に関する事。
	10	公用令書の発行に関する事。
	11	災害記録の総括に関する事。
	12	臨時市議会の諸手続に関する事。
	13	視察及び見舞等来庁者の対応に関する事。
	14	合同慰霊祭等儀式に関する事。
	15	災害対策に必要な用地等の総合調整に関する事。
	16	本部職員等の動員及び服務に関する事。
	17	義援金の受領及び配分計画に関する事。
	18	災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他後方支援業務に関する事。
	19	災害従事職員の災害補償などに関する事。
	20	避難者名簿の整理に関する事。
	21	被害情報の集約及び集計整理に関する事。
	22	情報処理システムの被害調査及び応急対策に関する事。
	23	災害情報メールによる、災害情報、安否情報、災害復旧情報等の情報収集及び配信に関する事。
	24	災害対策に関する財政計画並びに予算及び決算に関する事。
	25	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
	26	災害救助法適用に係る災害報告、救助実施状況報告及び帳票調製に関する事。
	27	庁舎及び市有財産（総務部以外の所管するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。
	28	本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関する事。
	29	公用車の配車に関する事。
	30	緊急通行車両の確認証明書及び標章の交付に関する事。
	31	災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事。
	32	燃料、資機材等の調達及び配布（各部で緊急対応する場合を除く。）に関する事。
	33	家屋の被害認定調査の実施に関する事。
	34	他の部課が行う調査等との総合調整に関する事。
	35	災害証明（り災証明を含む。）等の発行に関する事。
	36	租税の減免等に関する事。
	37	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	38	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	39	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	40	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	41	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事。
	42	要搜索者名簿の作成の協力に関する事。
	43	物資等集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。
	44	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。
	45	他部の応援に関する事。
	46	その他特命事項に関する事。
	47	市災害復興対策の総合調整に関する事。
	48	都市復興基本方針等の策定に関する事。
	49	復興都市計画等の策定に関する事。
	50	激甚災害の指定手続に係る被害報告、帳票調製等に関する事。
	51	復興対象地区の設定に関する事。

第3章 応急対策計画

第4節 災害対策本部の設置

救護対策部 部長：福祉部長

配置課等	区分	分掌事務	
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 保険年金課 こども未来課 保育課 地域包括ケア 推進課 健康づくり推 進課 スポーツ課		福祉総務課の特命事項	
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。	
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。	
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。	
			救護対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。	
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。	
	3	災害時ボランティアの受付及び配置計画に関する事。	
	4	災害時ボランティアセンターの設置支援及び連絡調整に関する事。	
	5	綾瀬市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワークとの連絡調整に関する事。	
	6	医療及び保健対策並びに救援救護対策の総合調整及び計画に関する事。	
	7	福祉避難所等の緊急受入れに関する事。	
	8	要配慮者用二次避難所の確保及び運営に関する事。	
	9	日本赤十字社との連絡調整に関する事。	
	10	綾瀬市赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。	
	11	災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付の計画に関する事。	
	12	被災者生活再建支援金の支給に関する事。	
	13	遺体収容所の設置及び運営に関する事。	
	14	遺体の搬送に関する事。	
	15	遺体の火葬及び埋葬に関する事。	
	16	遺体の検案に関する事。	
	17	災害死亡者に係る情報の収集に関する事。	
	18	避難行動要支援者の救助救援及び介護に関する事。	
	19	乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関する事。	
	20	乳幼児及び児童に係る相談に関する事。	
	21	応急保育の実施に関する事。	
	22	医療、助産及び救護に関する事。	
	23	応急救護所の設置に関する事。	
	24	医療救護本部の設置に関する事。	
	25	医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事。	
	26	医療資器材、薬品等の調達に関する事。	
	27	保健衛生及び健康相談に関する事。	
	28	被災地の消毒等防疫対策に関する事。	
	29	感染症予防に係る防疫及び動物対策に関する事。	
	30	災害時におけるペット等の愛玩動物に関する事。	
	31	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。	
	32	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。	
	33	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。	
	34	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。	
	35	物資等集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。	
	36	食品その他生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。	
	37	家屋の被害認定調査の協力に関する事。	
38	要搜索者名簿の作成の協力に関する事。		
39	被災児童及び生徒の救護の協力に関する事。		
40	その他特命事項に関する事。		
41	医療、保健及び福祉に係る復興支援対策に関する事。		
42	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。		

生活支援部 部長：市民環境部長

配置課等	区分	分掌事務
市民活動推進課 市民課 環境保全課 リサイクルプラザ 生涯学習課 商工観光課 工業振興企業誘致課 農業振興課 農業委員会事務局		市民協働課の特命事項
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		生涯学習課の特命事項
	1	管理施設の安全確保対策に関する事。
		生活支援部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	3	災害時の広聴に関する事。
	4	防犯、交通安全対策に関する事。
	5	被災者相談、要望等の受付に関する事。
	5	外国人市民への支援に関する事。
	6	被災者相談、要望等の受付に関する事。
	7	災害復旧に伴う市民相談に関する事。
	8	仮設トイレの設置及び管理に関する事。
	9	ごみ及びがれきの収集及び処理に関する事。
	10	し尿の収集及び処理に関する事。
	11	災害廃棄物の処理に関する事。
	12	行方不明者に関する事。
	13	要搜索者名簿の作成に関する事。
	14	農業の被害調査及び応急対策に関する事。
	15	農業関係団体との連絡調整に関する事。
	16	商工業等の被害調査及び応急対策に関する事。
	17	商工業関係団体との連絡調整に関する事。
	18	応急給水に関する事。
	19	食料その他生活必需物資の調達、要請、供給等に関する事。
	20	救援物資の受入れ、配布等に関する事。
	21	物資集積場所等の設置及び運営に関する事。
	22	車両その他の輸送手段の確保及び緊急輸送に関する事。
	23	神奈川県トラック協会への応援要請に関する事。
	24	調達物資、救援物資等の輸送に関する事。
	25	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	26	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	27	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	28	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	29	家屋の被害認定調査の協力に関する事。
30	文化財等の被害状況把握及び保全に関する事。	
31	二次避難所等の提供及び設営の協力に関する事。	
32	他部の応援に関する事。	
33	その他特命事項に関する事。	
34	産業に係る復興対策に関する事。	
35	中小企業の復興支援に関する事。	
36	被災者等の雇用対策に関する事。	
37	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。	



第3章 応急対策計画

第4節 災害対策本部の設置

土木対策部 部長：土木部長

配置課等	区分	分掌事務	
都市計画課 道の駅整備推進室 都市整備課 建築課 みどり公園課 道路管理課 道路整備課 下水道課		都市計画課の特命事項	
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。	
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。	
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。	
			土木対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。	
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。	
	3	道路、橋りょう等の被害状況把握に関する事。	
	4	緊急輸送道路の確保に関する事。	
	5	災害応急対策及び復旧に伴う綾瀬市建設業協会及び建設関係団体等との連絡調整及び運用に関する事。	
	6	交通対策に関する事。	
	7	公共建築物の修理に関する事。	
	8	被災宅地の応急危険度判定に関する事。	
	9	被災住宅の応急修理に関する事。	
	10	被災者への住宅供給に関する事。	
	11	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関する事。	
	12	応急仮設住宅の調達、建設及び管理に関する事。	
	13	応急仮設住宅建設等に伴う綾瀬市建設業協会、建設関係団体等との連絡調整及び運用に関する事。	
	14	応急仮設住宅の入居希望者の受付に関する事。	
	15	道路、河川の流木その他の障害物の除去に関する事。	
	16	公共下水道、河川、排水路、処理場、ポンプ場等の被害調査及び応急対策に関する事。	
	17	下水道管路の点検、整備及び復旧に関する事。	
	18	危険建物及び危険区域（急傾斜地等）の安全確保に関する事。	
	19	土砂災害危険箇所、危険建物等の情報収集と警戒に関する事。	
	20	国及び県土木関係機関との連絡調整に関する事。	
	21	家屋の被害認定調査の協力に関する事。	
	22	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。	
	23	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。	
	24	土砂災害の危険箇所等の警戒の協力に関する事。	
	25	仮設トイレの設置及び管理の協力に関する事。	
	26	物資集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。	
	27	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。	
	28	他部の応援に関する事。	
	29	その他特命事項に関する事。	
	30	都市復興基本方針等の策定に関する事。	
	31	復興都市計画等の策定に関する事。	
32	復興対象地区の設定に関する事。		
33	市街地復興に係る仮設市街地づくりに関する事。		
34	建築制限の実施に関する事。		
35	被災者の住宅復興に係る相談に関する事。		
36	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。		

消防部 部長：消防長

配置課等	区分	分掌事務
消防総務課 予防課 消防署 消防団		消防総務課の特命事項
	1	部の災害対策活動の総括に関する事。
	2	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		消防部の分掌事務
	1	消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する任務に関する事。
	2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	3	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導に関する事。
	4	被害状況の調査その他の災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	5	行方不明者及び遺体の捜索に関する事。
	6	危険建物、危険区域等の安全確保に関する事。
	7	り災証明の発行の協力に関する事。
	8	臨時ヘリポートの開設に関する事。
9	緊急消防援助隊への出動要請に関する事。	
10	神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援要請に関する事。	
11	その他特命事項に関する事。	
12	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。	

教育対策部 部長：教育部長

配置課等	区分	分掌事務
教育総務課 学校教育課 教育指導課 教育研究所		教育総務課の特命事項
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の総括に関する事。
	2	部の災害対策活動の総括に関する事。
	3	部内職員の非常配備及び事務分掌に関する事。
		生涯学習課の特命事項
	1	管理施設の安全確保対策に関する事。
		教育対策部の分掌事務
	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関する事。
	2	所管する地域の被害状況の調査その他災害情報の収集に関する事。
	3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策に関する事。
	4	学校施設の点検、整備及び復旧に関する事。
	5	児童及び生徒の安否確認等に関する事。
	6	被災児童及び生徒の救護に関する事。
	7	応急教育に関する事。
	8	被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。
	9	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事。
	10	炊き出しの実施に関する事。
	11	被害状況の調査その他災害情報の収集及び伝達の協力に関する事。
	12	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
	13	避難場所の開設及び運営の協力に関する事。
	14	危険建物、危険区域等の安全確保の協力に関する事。
	15	避難場所における応急救護所及び応急給水所設置等並びに被災者の救護及び支援の協力に関する事。
	16	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事。
17	家屋の被害認定調査の協力に関する事。	
18	物資集積場所等の設置及び運営の協力に関する事。	
19	食品その他の生活必需物資の確保、調達及び配布の協力に関する事。	
20	他部の応援に関する事。	
21	その他特命事項に関する事。	
22	学校教育に係る復興支援対策に関する事。	
23	所管事項に係る災害復興対策の計画に関する事。	

第3章 応急対策計画

第4節 災害対策本部の設置

議会部

配置課等	区分	分掌事務
議会事務局	1	所管する応急対策対応マニュアル等の作成に関すること。
	2	市議会議員との連絡調整に関すること。
	3	他部の応援に関すること。
	4	その他特命事項に関すること。

北部統括部 [部長：総務部長]      南部統括部 [部長：健康子ども部長]

配置課等	区分	分掌事務
北部統括部 綾北地区対策本部 寺尾地区対策本部 早園地区対策本部	1	部内の職員行動、災害応急対策マニュアル等の作成に関すること。
	2	担当地区の被害状況その他の災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
	3	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関すること。
	4	担当地区内の被災者への救急、救護及び支援に関すること。
南部統括部 中央地区対策本部 綾西地区対策本部 綾南地区対策本部	5	担当地区の避難所の開設、運営、統合及び閉鎖に関すること。
	6	自主防災組織との連絡調整に関すること。
	7	避難所運営委員会との連絡調整に関すること。
	8	他地区統括部の応援に関すること。
	9	応急給水、食料その他の生活必需物資等の供給に関すること。
	10	その他特命事項に関すること。

事務局 事務局長：市長室長 事務局長代理：危機管理課長 秘書広報課長 基地対策課長

配置課等	区分	分掌事務
危機管理課 秘書広報課 基地政策課 事務局連絡員	1	災害対策本部の運営に関すること。
	2	各部との総合調整に関すること。
	3	災害対策本部会議の庶務に関すること。
	4	防災会議委員、県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
	5	避難の準備及び指示等発令時の避難誘導の協力に関すること。
	6	本部長命令の伝達に関すること。
	7	災害関連情報の収集の総括に関すること。
	8	防災関係機関との総合調整に関すること。
	9	防災行政用無線の運用に関すること。
	10	災害に関する広報に関すること。
	11	報道機関との連絡調整に関すること。
	12	広報活動の総括に関すること。
	13	市ホームページ等による災害情報、安否情報、災害復旧情報等の情報収集及び掲示に関すること。
	14	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	15	本部長の特命に関すること。
	16	その他各部に属さないこと。
	17	災対復興本部との連絡調整に関すること。

(4) 災害対策本部の設置場所

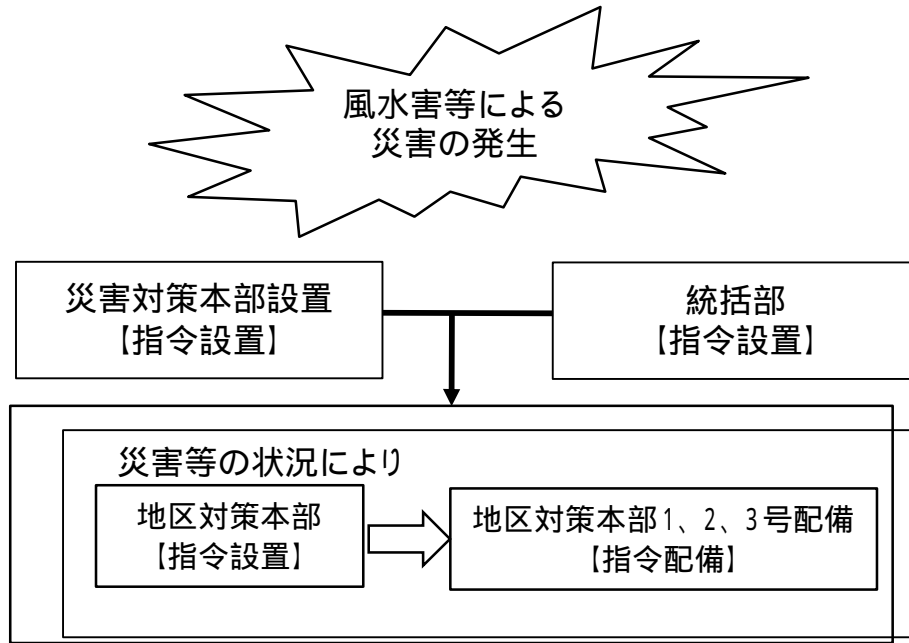
災害対策本部は市庁舎内に設置します。

市役所事務棟1階 J1-1会議室  
3階 庁議室  
【綾瀬市早川550番地】

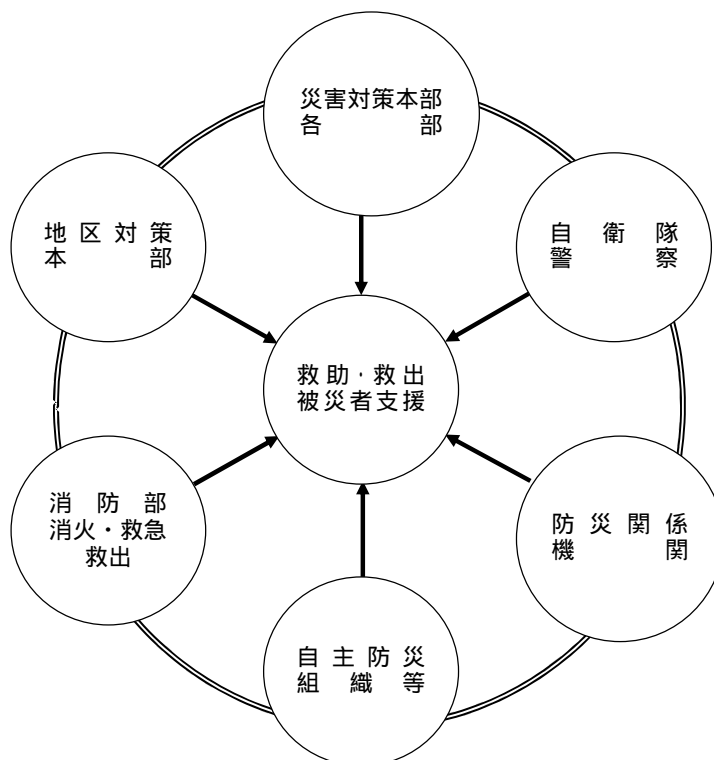
3 地区対策本部の設置

-----事務局

市内各地域における災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部長は地域の災害状況等を判断して、地区対策本部を設置します。



(1) 地区対策本部の組織と防災関係団体等との関係



(2) 地区対策本部の設置場所

統括部	地区対策本部	第1設置場所	所管する避難施設				担当自治会	
北部統括部	綾北地区 対策本部	北の台中学校	北の台中学校	北の台小学校	-	-	-	蓼川・大上
			北の台地区センター	大上保育園	風車公園	-	-	
	寺尾地区 対策本部	天台小学校	天台小学校	綾北小学校	寺尾小学校	綾瀬高校	-	寺尾南・寺尾綾北・ 寺尾北・寺尾天台
			寺尾いずみ会館	寺尾児童館	綾北福祉会館	-	-	
	早園地区 対策本部	早園小学校	早園小学校	城山中学校	綾瀬西高校	-	-	小園・早川
			小園児童館	早園地区センター	城山公園	-	-	
南部統括部	中央地区 対策本部	綾瀬小学校	綾瀬小学校	綾瀬中学校	綾北中学校	中央公民館	-	中村・上深谷
			光綾公園	中村地区センター	小田急藤沢ゴルフクラブ	市民スポーツセンター	-	
	綾西地区 対策本部	綾西小学校	綾西小学校	春日台中学校	-	-	-	吉岡・綾西
			吉岡地区センター	ながつ児童館	綾西公園	-	-	
	綾南地区 対策本部	綾南小学校	綾南小学校	落合小学校	土棚小学校	-	-	落合・上土棚
			綾南地区センター	南部ふれあい会館	綾南保育園	-	-	

地区対策本部の設置場所については、災害の規模及び状況に応じて変更するものとする。

(3) 統括部及び地区対策本部の主な業務

- 1 担当地区の被害状況、その他災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 2 避難指示等発令時の避難誘導の協力に関する事。
- 3 担当地区内の被災者への救急、救護、支援に関する事。
- 4 担当地区の避難所の開設、運営に関する事。
- 5 自主防災組織との連絡調整に関する事。
- 6 避難所運営委員会との連絡調整に関する事。
- 7 他の統括部との連携、応援に関する事。
- 8 応急給水、食料、その他生活必需物資等の供給に関する事。
- 9 その他特命事項に関する事。

(4) 地区対策本部の配備態勢

- 1号配備 市域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で総合的な応急対策を必要とする場合
- 2号配備 市域で相当の災害発生または相当の被害が見込まれ、応急対策を必要とする場合
- 3号配備 市の総力を挙げて応急対策の全てを行う場合

(5) 地区対策本部の解散

次の状況の場合、災害対策本部長は地区対策本部の一部または全地域の地区対策本部を解散します。なお、解散した地区対策本部員は、災害対策本部長の指示により他の災害応急対策に就くものとします。

- 1 各地域において災害の危険がなくなった場合
- 2 各地域において災害発生後の災害応急対策がおおむね完了した場合

4 職員の配備

-----事務局

(1) 参集の区分

災害対策本部が設置された場合、職員は次の区分により参集を行います。

区 分	内 容
指 令 参 集	本部長の配備指令によって、各配備区分に応じた、職員が連絡を受けてから参集する。

(2) 職員の参集場所

職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集します。

ただし、市内各地域における支援・救護等の拠点として速やかな活動が必要となるため、各地区対策本部の職員については、地区対策本部第一設置場所に参集します。

なお、地区対策本部第一設置場所へ参集が困難な場合、次の措置を講じます。







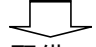
- 1 状況により事前に定められた場所へ参集が不可能なときは、最寄り指揮本部あるいは市公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、応急対策活動に従事する。
- 2 病気、けがなどやむを得ない状況によりいずれの施設にも参集不可能なときは、なんらかの手段によりその旨を所属長または最寄りの施設の責任者に連絡する。

(3) 配備態勢

災害時の職員の配備態勢は次のとおりとしますが、災害対策本部の各部における配備要員等は各部長及び事務局長（防災主管部長）が定めます。

なお、災害対策本部長は被害の状況等により、特定の部または課に対して異なる配備態勢を指示することがあります。

【職員配備基準】

<p>厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川あるいは蓼川の避難判断水位に達した場合で、今後もさらに降雨（1時間雨量30mmを超える）が予想される場合</p> <p>台風の上陸又は接近が予想され、かつ相当の被害及び降雨が見込まれる場合</p> <p>暴風などにより災害が発生した場合</p> <p>相当の災害発生、あるいは相当の災害が見込まれる場合</p>		<p>1号配備 （警戒態勢）</p>	<p>災害対策本部1号配備員 地区対策本部1号配備員</p> <p></p> <p>配備の指令により、直ちに所定の場所に参集する。</p> <p>災害対策本部2、3号配備員 地区対策本部3号配備員</p> <p></p> <p>自宅待機</p>
<p>台風の上陸、直撃、異常豪雨等により、現に相当の被害が発生し、今後も危険な状態の場合</p> <p>相当の災害発生、あるいは相当の被害が見込まれる場合</p>		<p>2号配備 （活動態勢）</p>	<p>災害対策本部2号配備員</p> <p></p> <p>配備の指令により、直ちに所定の場所に参集する。</p> <p>災害対策本部3号配備員</p> <p></p> <p>自宅待機</p>
<p>台風の直撃、異常豪雨等により、大災害が発生しあるいは大災害の発生が見込まれる場合</p>		<p>3号配備 （非常態勢）</p>	<p>災害対策本部3号配備員 地区対策本部3号配備員</p> <p></p> <p>配備の指令により、直ちに所定の</p>

(4) 動員職員の対象者

綾瀬市に所属する全職員を対象とします。ただし、次の職員については動員対象外とします。

- 1 発災時において、急病・負傷等で参集が不可能となった者
- 2 その他本部長が認めた職員

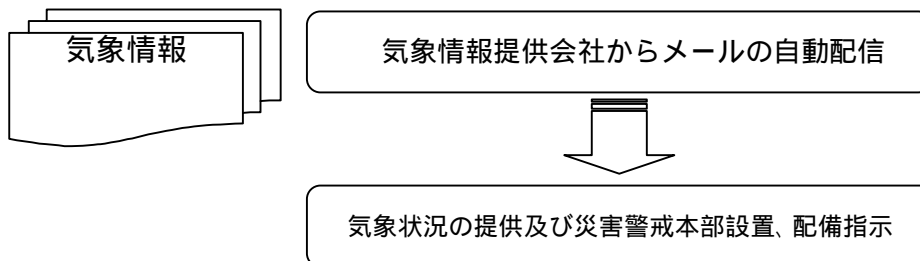
(5) 配備指令の伝達

災害対策本部事務局長（防災主管部長）は、配備態勢の決定がなされたときは、災害対策本部各部に対し事前に確認している連絡方法等により、職員配備の伝達を行います。各部長は、次の点に留意し職員の配備を行います。なお、指令配備の伝達方法は事前に定め、職員に対し周知徹底をします。

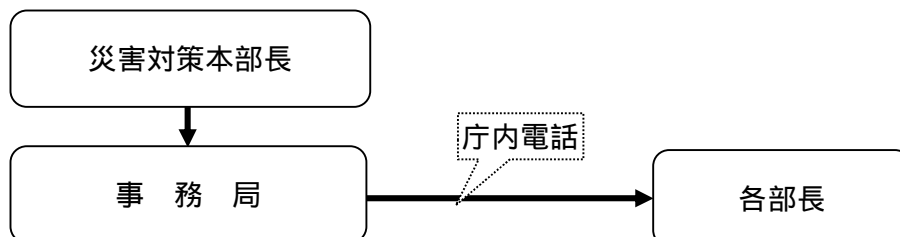
特に、勤務時間外に配備指示を受けた場合にも、所属職員に対し確実に伝達できるような連絡方法等を把握しておきます。

各部の行動マニュアルなどによる災害応急対策による配備

【災害対策本部部長及び部長から指名された者への気象情報の提供】

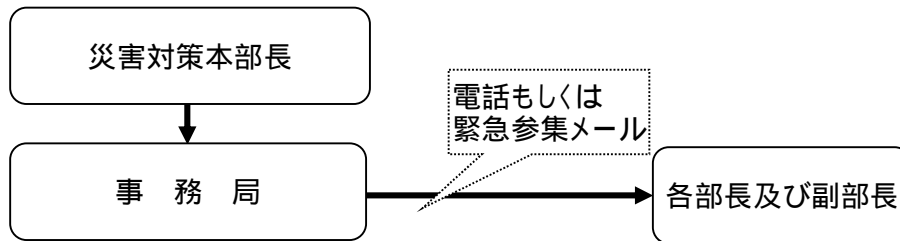


【勤務時間内での伝達】





【勤務時間外での伝達】



(6) 職員配備の報告

災害対策本部の各部長は、配備指令を伝達した場合、職員配備状況を所定の職員配備報告書に記録し、災害対策本部事務局へ報告します。

災害対策本部事務局は、全体の配備状況を取りまとめ、災害対策本部長へ報告します。

(7) 参集時の留意事項

参集する職員は次の事項に留意し指定された場所に参集します。

- 1 服装は、応急活動に適する安全な作業服など。
- 2 特に指示がなくとも、次の物品等を携行に努める。  
・食料（最低1日分） ・飲料水 ・携帯ラジオ ・懐中電灯など。
- 3 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の収集に努め、参集後は、速やかに所属長等に報告を行う。

(8) 職員の服務

職員は、災害時には次の事項を遵守します。

- 1 配備についていないときも、災害情報、本部長等の指示に注意する。
- 2 勤務場所を離れるときは、所属長と連絡を取り、所在を明確にする。
- 3 状況に応じて不急の会議、行事、出張等を中止する。
- 4 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- 5 市民に不安や誤解を与えないように、自らの言動には細心の注意をする。

5 災害対策本部の運営

-----事務局

(1) 災害対策本部会議

災害対策本部を設置した場合、災害対策上の重要な指示または総合調整を行うため、「本部会議」を開催します。

開催時期	災害対策本部設置後 その他本部長が必要と認めた場合
構成員	本部長、副本部長、災害対策本部組織各部長、事務局長 部長が不在の場合は、当該部の長があらかじめ指名した者 各部の連絡員 本部長が出席を認めた、自衛隊、警察及び防災関係機関等の職員及び連絡員
本部会議事務局	災害対策本部事務局
協議事項等	次の事項に掲げる基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員非常配備体制及びその廃止に関すること。</li> <li>・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 避難の指示等に関すること。</li> <li>・ 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>・ 神奈川県、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること。</li> <li>・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>・ その他、災害対策の重要事項に関すること。</li> </ul>

(2) 災害対策本部会議室等の設置及び資機材等の確保

災害対策本部の設置を決定した場合、災害対策本部事務局は総務対策部と連携し次の措置を行います。なお、被害の状況により、本庁舎以外に災害対策本部を設置する場合は、当該施設管理所管部と連携して行います。

区分	内容
本部会議室等の設置	本部会議を開催する部屋の確保（J1-1会議室、庁議室） 応急対策実施のための調整室の確保（窓口棟3階会議室） その他本部会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保（窓口棟3階会議室）
資機材等の確保	防災関連の情報を整理した地図、資料等 住宅地図、その他地図類 パソコン関連機材 プロジェクター、スクリーン、黒板等の表示装置 複写機等の装置 カメラ、ビデオ、ボイスレコーダー等の記録装置 関係機関、協力団体等の連絡先リスト 各種報告様式等 その他必要資機材等

(3) 関係機関からの連絡員の派遣

市災害対策本部との連携を図るため、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所、自衛隊、警察、県央地域県政総合センター、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部会議事務局に派遣するよう要請します。

なお、各機関の連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡にあたります。

(4) 防災会議の招集

市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、防災会議会長（市長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催します。

(5) 災害対策本部の設置の通知等

事務局は、災害対策本部を設置したときは、直ちに県へ報告するとともに災害対策本部入口に標識を掲示します。

また、必要に応じて、次の関係機関等に通知、公表を行います。

通知先	担当	伝達の方法
本庁舎内各部	事務局 庁舎管理主管課	庁内放送、庁内電話、庁内ネットワーク、口頭など
市出先機関	各所管部担当課	市防災行政用無線（地域系）、電話、FAX、庁内ネットワークなど
県及び近隣市町村	事務局	文書、県無線ネットワーク、電話、FAX、Eメールなどなど
防災会議委員	事務局	電話、FAX、Eメール、市防災行政用無線（地域系）など
防災関係機関	事務局	市防災行政用無線（地域系）、電話、FAX、Eメールなど
応援協定団体等	事務局	市防災行政用無線（同報系）、電話、FAX、Eメールなど
市民	事務局・総務対策部	市防災行政用無線（同報系）、市ホームページ、広報車など
報道関係機関	事務局	文書、電話、FAX、Eメールなど

## 6 災害対策本部の廃止

-----事務局

次の状況の場合、災害対策本部長は災害対策本部を廃止します。なお、災害対策本部を廃止したときは、設置時と同様に廃止の通知、公表を行います。

- 1 本市域において災害の危険がなくなった場合
- 2 本市域において災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合

### 関係資料

- 綾瀬市防災会議条例【8 - 1】
- 綾瀬市防災会議運営要綱【8 - 2】
- 綾瀬市防災会議委員名簿【8 - 3】
- 綾瀬市災害対策本部条例【8 - 4】
- 綾瀬市災害対策本部規則【8 - 5】
- 綾瀬市災害警戒本部設置要領【8 - 6】

## 第5節 情報の収集伝達

災害時には、効果的な応急対策活動を行うために、迅速かつ的確に被害の全体像を把握することが不可欠です。そのために情報収集及び伝達等の通信手段を確保するとともに、通信の多重化により円滑な通信体制を確立します。

項	目	主管部	頁
1	災害時の通信連絡手段	事務局	【風水害等-3-5-1】
2	通信機器の応急対策		【風水害等-3-5-1】
3	防災行政用無線の運用		【風水害等-3-5-2】

### 1 災害時の通信連絡手段

-----事務局

災害に関する情報や災害情報の収集及び伝達手段として確保する通信手段としては、次の通信設備を使用します。

- 1 綾瀬市防災行政用無線（同報系・地域系）
- 2 災害時優先電話
- 3 一般加入電話（携帯電話含む）
- 4 消防無線
- 5 神奈川県防災行政通信網
- 6 神奈川県災害情報管理システム
- 7 綾瀬市ホームページ等
- 8 あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール
- 9 その他の通信設備

### 2 通信機器の応急対策

-----事務局

災害が発生した場合、災害対策本部事務局及び災対各部は、保有する通信機器の点検を行い、非常電源等の確保を図りながら、機器の復旧依頼や代替え手段の確保など、必要な対策を行います。

#### （1）非常無線通信の利用

防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合は、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(2) 放送機関への依頼

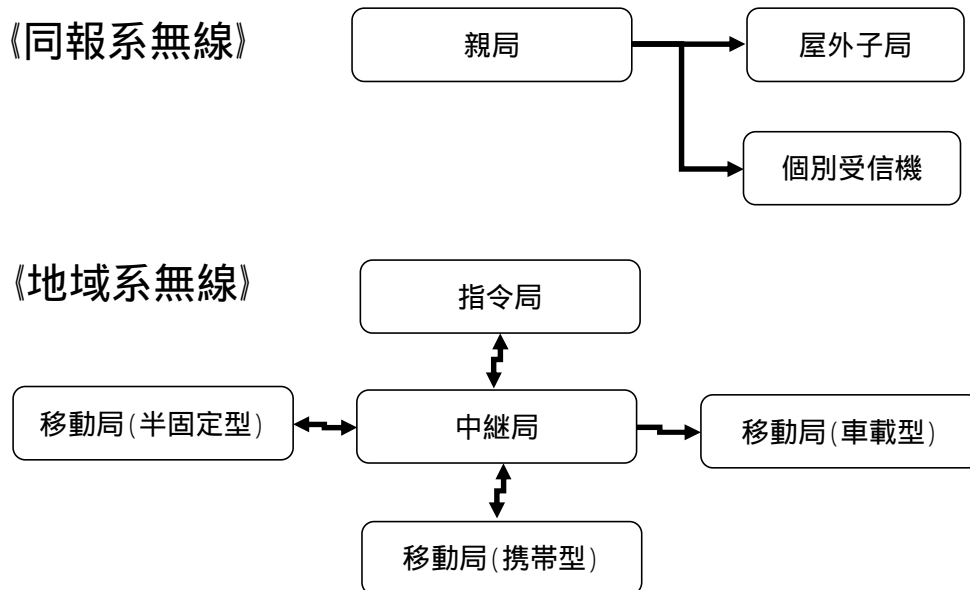
防災行政用無線や加入電話が使用不能となった場合には、必要に応じて放送法第2条第3項に規定する放送局に対して、連絡のための放送を依頼します。

3 防災行政用無線の運用

-----事務局

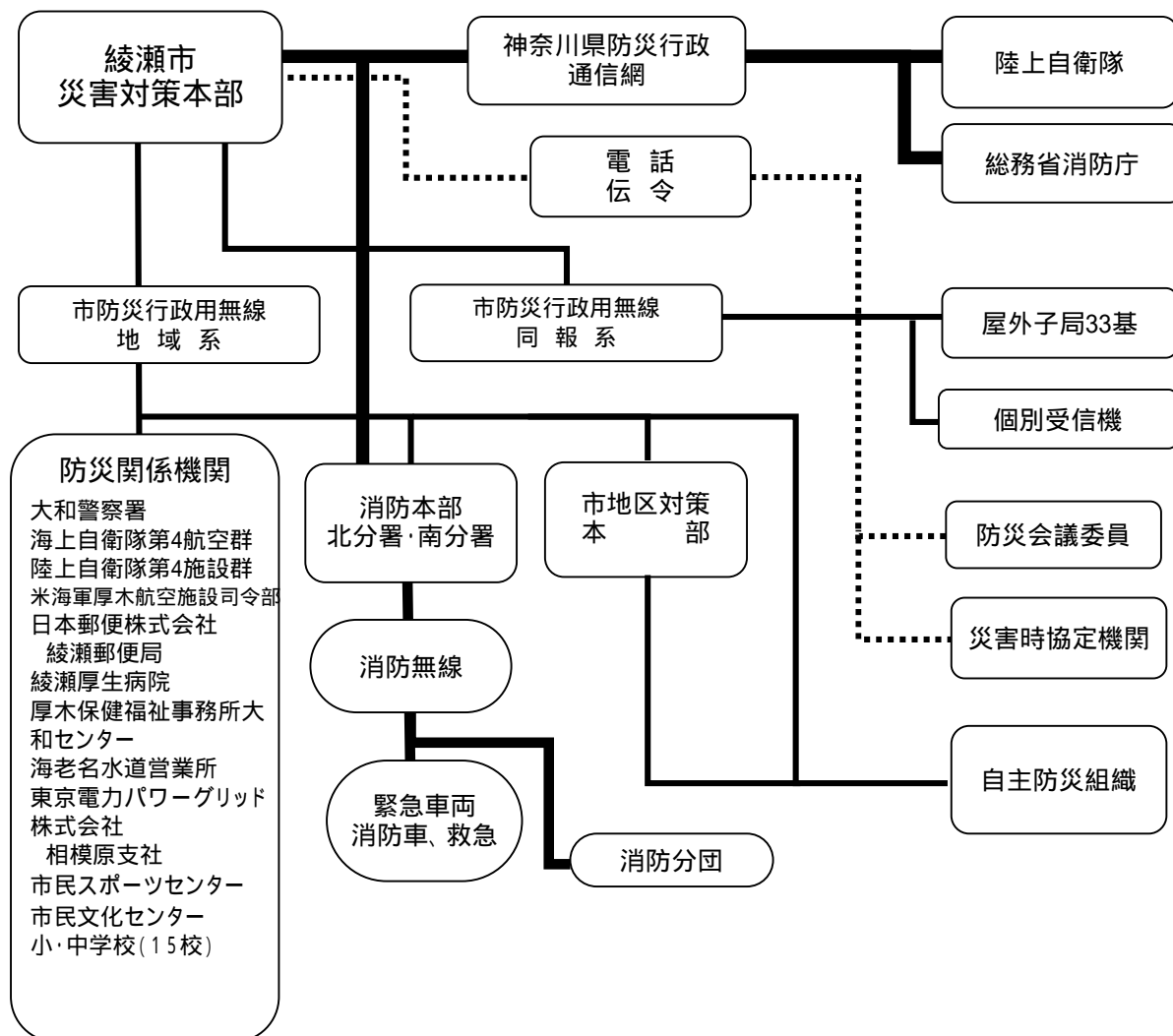
防災行政用無線の運用は、「綾瀬市防災行政用無線局管理運用規定」に基づき、次のように運用します。

(1) 防災行政用無線の種類



(2) 通信連絡の系統図

災害発生時の通信連絡系統は、次のとおりです。



関係資料

- 防災関係機関等連絡先【1 - 1】
- 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【2 - 1】
- 綾瀬市防災行政用無線系統図【2 - 2】
- 神奈川県防災行政無線系統図【2 - 3】

## 第6節 災害情報の広報活動

災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民に正確な情報を迅速に提供し、混乱防止や適切な判断による行動が取れるように県及び防災関係機関と連携して、迅速な広報活動を行います

項 目	主管部	頁
1 災害発生前の広報	事務局 関係各部 統括部	【風水害等-3-6-1】
2 災害発生後の広報		【風水害等-3-6-2】
3 広報の手段		【風水害等-3-6-2】
4 広報の種類		【風水害等-3-6-3】
5 報道機関への発表と資料の収集	事務局	【風水害等-3-6-3】

### 1 災害発生前の広報

-----事務局、関係各部、統括部  
災害発生のおそれがある場合、次に掲げる項目を主に広報を実施します。

内 容 ・ 広 報 事 項	
1 気象情報に関する情報	気象・注意報など
2 危険地域に関する情報	急傾斜地、浸水想定地域等の危険回避の情報
3 避難に関する情報	避難準備に関する情報
	避難場所、避難経路の情報
	注意事項
4 ライフラインの状況	電気、ガス、水道、電話、下水道等の状況
5 その他必要な情報	



## 2 災害発生後の広報

-----事務局、関係各部、統括部  
災害発生後広報は、災害応急対策活動の状況を中心に広報活動を実施しますが、災害の状況により、適宜必要な項目について行います。

内 容 ・ 広 報 事 項	
1 浸水、がけ崩れ等の被害状況	災害の概要（規模、範囲など）
2 避難に関する情報	避難指示、警戒区域の設定
	避難場所、避難経路の情報
	注意事項（携行品、連絡先の表示）
4 医療・救護に関する情報	応急救護所の開設状況
	医療機関の受入れ情報
5 ライフライン等の状況	ライフラインの状況（電気、ガス、水道、電話、下水道等の状況）
	道路情報（交通規制など）
	交通機関の運転状況
6 応急対策の状況	応急対策の実施状況
	救援物資の情報（食料、飲料水、生活物資）
7 その他必要な情報	安否に関すること
	遺体収容関係
	市長のメッセージ
	その他必要な事項

## 3 広報の手段

-----事務局、関係各部、統括部  
市民に行う災害広報の手段は、災害の状況により次の手段を有効に活用して実施します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政用無線（同報系：屋外子局、個別受信機）</li> <li>2 広報車両、消防車両、警察車両</li> <li>3 広報誌（「広報あやせ」臨時号を含む。）</li> <li>4 チラシ、パンフレット</li> <li>5 綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール及び緊急速報メール</li> <li>6 集配郵便局等を媒体とした広報</li> <li>7 新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関による広報</li> <li>8 その他の手段</li> </ol> |
|--|

#### 4 広報の種類

-----事務局、関係各部、統括部

##### (1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、「3 広報の手段」を有効に活用して行います。

##### (2) 外国人市民に対する広報

状況により、多言語による表現をボランティア等の協力を得て行います。

##### (3) 障がい者に対する広報

視覚障がい者に対しては、可能な限り防災行政用無線(固定系)で放送を行います。

また、可能な範囲で点字による広報を行います。

聴覚障がい者に対しては、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メールを活用した文字による広報を行います。

実施については、ボランティア団体等と連携を密にして、必要な情報提供を行います。

#### 5 報道機関への発表と資料の収集

-----事務局

災害対策本部が取りまとめた災害情報等は、事務局を通じて、適宜報道関係機関に発表します。

##### (1) 情報の発表

報道関係機関への対応は、専任の担当を置くこととし、情報の提供方法、情報内容等のマニュアルを作成し、常に統一した情報提供を行い、情報の混乱を防止します。

##### (2) 災害写真等の収集

総務対策部は、必要に応じて被害状況、災害対策活動等の災害写真の撮影等を行い、広報資料などに使用します。

また、報道機関が撮影した写真や情報を収集します。

##### (3) 災害時における 安否不明者の氏名等公表について

災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に安否不明者の氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表の可否や判断基準等について、関係機関と適切な連携を図ります。

関係資料

防災行政用無線広報文例【2 - 4】

## 第7節 被害状況情報の収集、報告

災害時には、効果的な応急対策活動を行うために、迅速かつ的確に被害の全体像を把握するとともに、県や防災関係機関へ迅速に報告、伝達を実施します。

項	目	主 管 部	頁
1	災害情報の収集及び報告	関係各部	【風水害等-3-7-1】
2	被害調査		【風水害等-3-7-6】
3	家屋の被害認定調査	総務対策部	【風水害等-3-7-7】

### 1 災害情報の収集及び報告

-----関係各部  
災害の発生した場合や発生するおそれのある場合において、市や防災関係機関が実施する災害応急対策を円滑に進めて行くため、被害状況や被災者の状況等の情報を迅速・的確に収集するため、次により情報収集・集約を行います。

#### (1) 市の被害調査

綾瀬市災害対策本部規則に基づき、災対各部及び各統括部が人員・車両等を活用し、被害状況調査を行います。

また、市民・自主防災組織、防災関係機関、企業等からの災害情報は、総務対策部が集約し、災害対策本部において整理したものを神奈川県、防災関係機関及び被災者に対し、情報提供を行います。

#### (2) 市民・事業所等の協力

災害が発生した場合や発生するおそれのある異常な現象を発見した市民、事業所等は、直ちに最寄りの市行政機関、警察官（大和警察署）に通報するものとします。

また、通報を受けた関係者（市及び防災関係機関）は、その事項を直ちに所管機関に報告するものとします。

(3) 災害発生直前の情報収集事項

災害直前の市域の情報を正確に把握し、災害が発生した場合に的確な応急対策の実施や被害の拡大防止、二次被害の防止を図るために、次の項目の情報を収集します。

所 管 部	内 容
災害対策本部	市域の状況を統括部、防災関係機関及び市民等からの各種状況報告を収集・集約
統括部	担当地区内の状況を収集・集約
公共施設勤務職員	当該施設内及び施設周辺の状況を収集・集約
関係各部	発災後の応急対策活動に必要な情報をできる限り収集するとともに、所管施設の状況を収集・集約

報 告 項 目
避難を要する人の把握
道路の状況
急傾斜地の状況
ライフラインの状況
避難路の確認
早急な応急対策内容
その他必要と思われる状況

(4) 災害発生直後情報収集事項

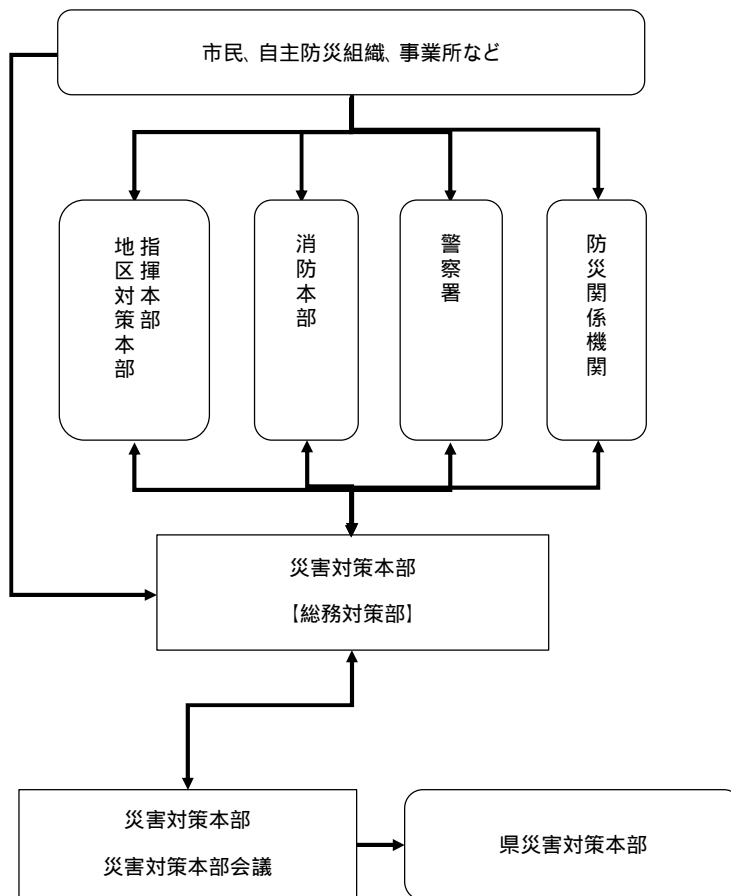
人命に係る情報を最優先として、綾瀬市被害調査報告事務処理要綱に基づき次の情報を収集します。

所 管 部	内 容
災害対策本部	災害発生直後における体制からの、地区対策本部、防災関係機関及び市民等からの各種の被害状況報告を収集・集約
統括部	担当地区内の、災害発生直後における被害状況の収集・集約
公共施設勤務職員	当該施設内及び施設周辺の、災害発生直後における被害状況の収集・集約
関係各部	所定の災害応急対策活動に必要な情報を収集するとともに、所管施設の被害状況の収集・集約

報 告 項 目
人的被害の状況（救助を要する人）
火災の発生状況、延焼状況
建築物の被災状況
道路の状況
急傾斜地の状況
ライフラインの被災状況
避難状況、避難の必要性
早急な応急対策内容
その他必要と思われる状況

(5) 情報報告の系統

収集した情報は、整理をして次の系統によって伝達するものとします。



(6) 被害情報等の集約

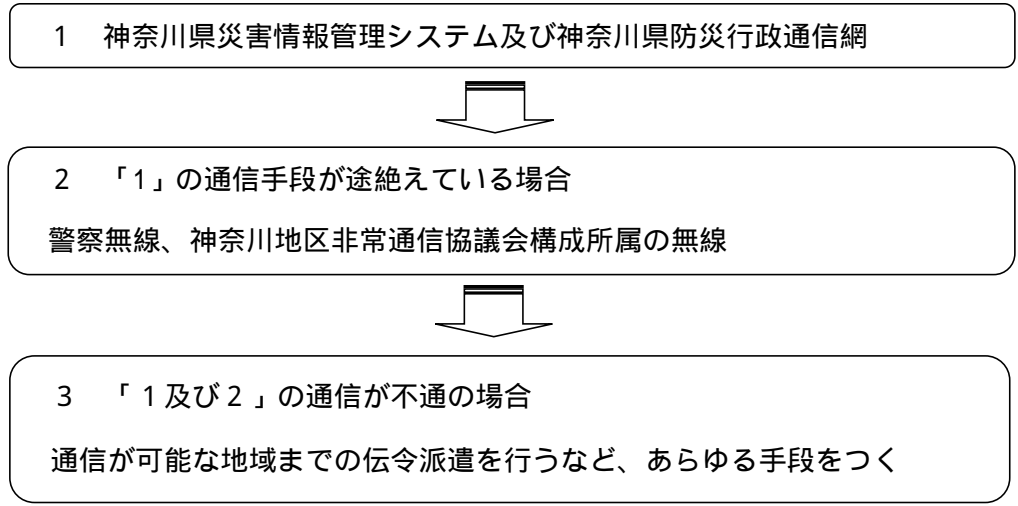
総務対策部は、各部からの被害情報や応急対策の活動状況を、情報源別、地域別、被害種別等に整理して取りまとめるとともに、本部長及び本部会議へ報告します。

各地区対策本部は、所管区域内の災害情報を取りまとめ、所属統括部へ報告します。

活動時期	取りまとめの留意点
初動期	災害の全体像の把握
	現在の被害の状況
	応急対策実施上利用可能な施設、設備、人員、資機材等の把握
応急期	市全体の被害の状況
	各事項の詳細な内容の整理

(7) 県災害対策本部への報告

災害対策本部が集約した被害状況等は、災害対策基本法第53条第1項の規定により、災害対策本部事務局から県災害対策本部長（県知事）に次により報告します。なお、報告の種類及び様式は、神奈川県災害情報管理システムの定めによります。



(8) 県災害対策本部への報告ができない場合の措置

災害の状況により、県災害対策本部長（県知事）に報告できない場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定により総務省消防庁に報告をします。

消 防 庁 連 絡 先		
電話	平日9:30～17:45	03 - 5253 - 7527
	上記以外	03 - 5253 - 7777
F A X	平日9:30～17:45	03 - 5253 - 7537
	上記以外	03 - 5253 - 7553

2 被害調査

-----関係各部

(1) 被害調査

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、所管施設、所管事項等に関する被害調査を行います。調査結果は、災害対策本部から指示する期間内に総務対策部へ報告します。

調 査 事 項			担 当 部	
被災調査	人的被害・住家被害	人的被害	死者、行方不明者	
			負傷者	
		家屋被害	救護対策部 生活支援部	
	上下水道施設関係被害	上水道被害	救護対策部	
		下水道被害	総務対策部	
	公共土木施設被害	道路施設の被害	市道	土木対策部
			市道以外	土木対策部
		河川管理施設の被害	土木対策部	
	医療機関の被害		救護対策部	
	商工関係・農林水産関係被害		生活支援部	
教育関係被害	学校関係の被害	教育対策部		
	文化財の被害	生活支援部		
参集途上の見聞情報			各部	
被災地概況調査情報			各部	
市民からの通報情報			総務対策部	
市有施設	庁舎の被害		総務対策部	
緊急点検	所管施設関係の被害	施設の被害	各部	
		施設利用者等の被害		
関係機関の通報、問い合わせ情報	公共輸送機関の被害	車両、施設(利用者)等の被害	生活支援部	
	近隣市町村等の被害状況		災害対策本部事務局	

(2) 調査方法

関係各部は、次の調査方法を参考に、被害調査を行います。

項 目	内 容
班編成	調査区域をいくつかのブロック等に分け、各ブロックにつき職員2名程度で編成
判定基準	被害の判定は、被害程度の認定基準「第4章第4節3災害被害認定」に基づく。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であり、適当な枚数を撮影する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防など関係機関と連絡を取り、調査の脱落、重複集計に注意する。</li> <li>・被災世帯人員数等については、住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。</li> </ul>



### 3 家屋の被害認定調査

-----総務対策部

総務対策部は、大規模な災害で多数の家屋が被災したときは、県、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、被災地の概況調査とは別に被害報告、り災証明書の発行等のため、家屋の被害認定調査を実施します。

#### (1) 調査体制の確立

総務対策部は、次のような事前準備を行い、調査体制を確立します。

- 1 調査実施計画の策定
- 2 調査員の確保（市職員、応援職員等の派遣要請）
- 3 調査備品の用意（調査携帯品の調達、車両の確保、派遣職員の宿泊場所等）
- 4 参考資料の整理（消防署による火災の調査結果）

#### (2) 調査方法

家屋の被害認定調査は、他市での災害調査事例を参考に、第1次調査及び第2次調査の2段階で行うことを検討します。

この場合、被災対象者が、第1次調査の判定結果に不服のあるときは、申し出に基づき、第2次調査（再調査）を実施することとします。

#### (3) 判定基準

家屋被害の判定は、被害程度の認定基準に基づき行いますが、判定が困難なときは、専門知識を有する土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の助言を得て判定することを検討します。

#### (4) 被災者台帳、り災証明書

総務対策部は、復興対策本部と連携し、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき「り災証明書」を発行します。（第4章第4節「2 り災証明の発行」参照）また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムなどのデジタル技術を活用するように努めます。

#### (5) 広報活動

総務対策部は、家屋の被害認定に関する必要事項を広報します。

- 1 調査の進捗状況
- 2 り災証明の内容
- 3 第1次調査に不服のあるときの申請方法

第3章 応急対策計画

第7節 被害状況情報の収集、報告

関係資料

綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【2 - 1】

綾瀬市防災行政用無線系統図【2 - 2】

神奈川県防災行政無線系統図【2 - 3】

綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【8 - 7】

綾瀬市災害証明等取扱規程【8 - 8】

綾瀬市消防証明等取扱規程【8 - 9】

## 第8節 災害時の広聴活動

災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合市民等から、災害に関する問合せや、要望、苦情等に迅速かつ効率的に対応するため、窓口の一本化を図ります。

項	目	主 管 部	頁
1	広聴窓口の設置	生活支援部	【風水害等-3-8-1】
2	要望等の取扱		【風水害等-3-8-1】
3	臨時市民相談窓口の設置		【風水害等-3-8-1】

### 1 広聴窓口の設置

-----生活支援部  
災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合、市民等から災害に関する問合せや、要望・苦情等に迅速かつ効率的に対応するため、生活支援部は、速やかに対応窓口を設置します。

窓口には、災害の状況によって専用電話、ファックス、インターネットなどの一般市民との有効な通信手段を設置します。

なお、市民等の安否に関する問合せ等については、生活支援部があたります。

### 2 要望等の取扱

-----生活支援部  
被災者から要望や苦情等があった場合は、生活支援部が取りまとめ事務局へ報告します。事務局にあたっては、所管各部または関係機関へ連絡を取り、迅速な対応と問題解決に努めます。

### 3 臨時市民相談窓口の設置

-----生活支援部  
生活支援部は、被災者の生活再建（住宅、福祉、医療、教育など）に向けた総合的な窓口として、関係所管や関係機関等と連携し「臨時市民相談窓口」を開設して、市民の相談、要望などを聴取しその解決に努めます。（第4章第4節生活再建等の支援を参照）

## 第9節 災害救助法の適用

市内において一定規模以上の災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

項 目	主 管 部	頁
1 救助の実施者		【風水害等-3-9-1】
2 災害救助法の適用	事務局 総務対策部	【風水害等-3-9-1】
3 災害救助法の適用基準		【風水害等-3-9-2】
4 災害救助法の適用手続		【風水害等-3-9-3】
5 救助の種類及び期間		【風水害等-3-9-3】
6 災害報告及び救助実施状況報告	総務対策部	【風水害等-3-9-4】

### 1 救助の実施者

災害救助法による救助業務は、県知事が実施者となりますが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長（災害対策本部長）が行うこととすることができます。

また、市長（災害対策本部長）は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとされています。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市町村の責務として市長が応急措置を実施します。

### 2 災害救助法の適用

-----事務局、総務対策部

市内における災害が、災害救助法の適用基準に該当、または該当する見込みがある場合で、災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めた場合は、県知事に救助の実施を要請します。

3 災害救助法の適用基準

-----事務局、総務対策部

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条第1項第1号から第4号の定めるところによりますが、本市における適用基準は、次のとおりです。

基準項目		滅失世帯家屋	根拠
1	市内の住家が焼失、倒壊等により滅失	80世帯以上	第1項第1号
2	県内の滅失住家の世帯数のうち、市内の滅失した住家の世帯数	県内：2,500世帯以上 市内：40世帯以上	第1項第2号
3	県内の滅失住家の世帯数のうち、市内の滅失した住家の世帯数	県内：12,000世帯以上かつ市内で多数	第1項第3号
4	災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数の住家が滅失した場合（注：1）	第1項第3号
5	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準（注：2）	第1項第4号

注：1 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与などについて特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

注：2 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与などについて特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

滅失住家世帯等の算出基準

1	半壊、半焼	2世帯で1世帯とみなす。
2	床上浸水、土砂の堆積などにより一時住居不能の場合	3世帯で1世帯とみなす。
3	多数の定義	本市の被害状況が特に救助を要する状態にあると判断されたとき。

#### 4 災害救助法の適用手続

-----事務局、総務対策部

災害対策本部長(市長)は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告します。

その場合、次に掲げる事項について口頭または電話をもって連絡し、後日改めて文書の提出を行います。

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 災害発生の日時及び場所               |
| 2 災害の原因及び被害の状況              |
| 3 適用を要請する理由                 |
| 4 適用を必要とする期間                |
| 5 すでに実施した救助措置及び実施しようとする救助措置 |
| 6 その他必要な事項                  |

#### 5 救助の種類及び期間

災害救助法による救助の種類及び期間については、県災害救助法施行細則(昭和34年規則第90号)及び同細則に基づく、災害救助法施行細則による救助の程度等(県告示)によりますが、その概要は次のとおりです。

救助の種類	期 間
1 避難所の開設	開設期間7日以内
2 応急仮設住宅の供与	完成の日から最長2年
3 炊き出し及びその他による食品の給与	実施期間7日以内
4 飲料水の供給	実施期間7日以内
5 被服、寝具その他、生活必需品の給与または貸与	10日以内に完了
6 医療及び助産	実施期間14日以内ただし助産は分べんの日から7日以内
7 被災者の救出	実施期間3日以内
8 被災した住宅の応急修理	1か月以内に完了
9 学用品の給与	教科書：1か月以内に完了 文具：15日以内に完了
10 埋葬	10日以内に完了
11 死体の搜索	10日以内に完了
12 死体の処理	10日以内に完了
13 障害物の除去	10日以内に完了

注 期間については、「助産」を除き、すべて災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間の延長ができる。

## 6 災害報告及び救助実施状況報告

-----総務対策部  
災害救助法に基づく災害報告は、災害発生の時間的経過により発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、市長がその都度、県知事に報告します。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられているため、関係各部は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、市長（災害対策本部長）に報告を行います。

総務対策部は、関係各部からの報告に基づき、所定の帳票調製を行い整理します。

### 関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

## 第10節 医療・救護対策

大規模な災害時には、多数の負傷者に対処するため、医師会等の協力を得て応急救護所を設置し、医療救護活動を行います。同時に医薬品、資機材を確保するとともに、重傷者等は後方医療施設を確保し、搬送します。また、災害が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルケアなどの対応を県保健福祉事務所等と連携して行います。

項 目	主 管 部	頁
1 医療・救護の実施者		【風水害等-3-10-1】
2 医療及び助産の方法		【風水害等-3-10-1】
3 応急救護所の設置	救護対策部	【風水害等-3-10-3】
4 医療救護本部の設置		【風水害等-3-10-3】
5 救助・救急	救護対策部 消防部	【風水害等-3-10-5】
6 医薬品等の確保	救護対策部	【風水害等-3-10-6】
7 費用の負担		【風水害等-3-10-6】
8 精神保健対策	救護対策部	【風水害等-3-10-7】

### 1 医療・救護の実施者

被災者に対する医療及び助産の実施は、災害対策本部長（市長）が行います。

ただし、災害救助法が適用された場合は、神奈川県知事の補助機関として災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 医療及び助産の方法

医療及び助産の範囲等については、災害救助法及び関係法令の規定に基づき行います。

医療の実施期間については、原則として、災害の発生した日から14日以内、助産については、分べんした日から7日以内とします。

#### 医療の受診対象者

災害のために医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療を受けられない者

#### 助産の受診対象者

- 1 災害のため、助産を受けられない者
- 2 害発生前後7日以内に分娩した者
- 3 その他出産、死産または流産により助産を必要とする者



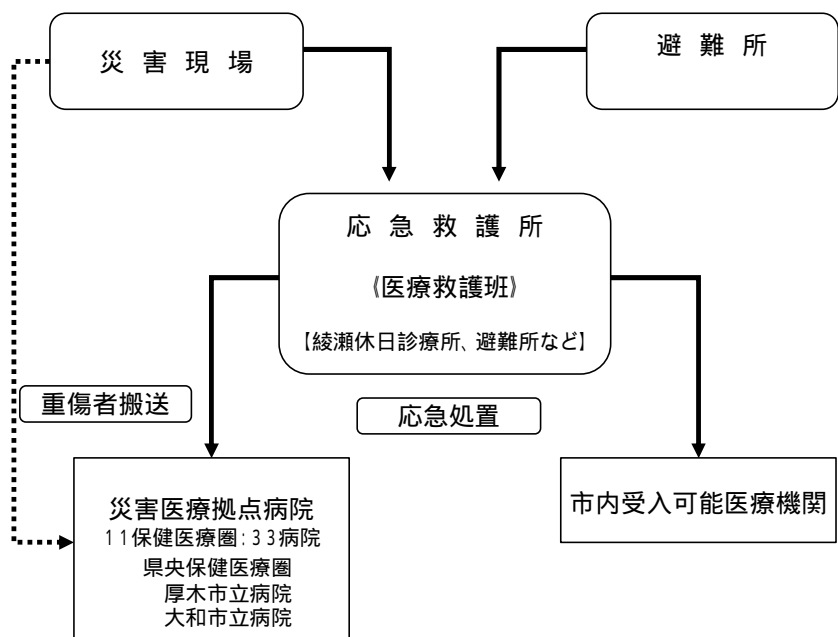
医療の範囲

- 1 診察
- 2 薬剤または治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療及び施術
- 4 病院または診療所への入院
- 5 看護

助産の範囲

- 1 分べんの介助
- 2 分べん前及び分べん後の処置
- 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

災害時における医療の流れ



### 3 応急救護所の設置

-----救護対策部

大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合、救護対策部は綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会の協力により、次の場所へ応急救護所を開設します。

設置場所
綾瀬休日診療所に拠点となる応急救護所を開設し、負傷者や病人などの状況により、次の場所から応急救護所を設置する。
避難所(小・中学校15校、県立高校2校、公共施設14箇所)
広域避難場所(26箇所)
公共施設(避難所以外)
その他、応急救護所の設置が必要とされる場所

### 4 医療救護本部の設置

-----救護対策部

#### (1) 医療救護本部の設置

災害対策本部長(市長)の指示により、医療・救護活動については、医療救護本部を保健福祉プラザに設置し、次の対策を綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会及び綾瀬市赤十字奉仕団等と連携して行います。

項目	活動内容
災害医療情報の収集	1 医療機関の被災状況の把握 2 医療機関の活動状況の把握
医療救護班の派遣	1 医療救護班の派遣調整 2 医療救護班の移動手段の確保
救護班の設置及び運営	1 医師及び看護師等の医療スタッフ及び資機材の確保 2 傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置 3 傷病者等の医療優先順位を決定するトリアージの実施 4 助産活動
医薬品等の確保	1 備蓄医薬品及び医療資機材の利用配分及び配送 2 不足した医薬品および医療用資機材等の調達
災害時医療情報の提供	1 医療機関の情報や応急救護所の開設状況など、医療救護の情報を災害対策本部及び関係機関へ提供 2 神奈川県医療救護本部と連携し、被災地後の後方医療機関等の状況を把握し、市災害対策本部及び関係機関へ情報提供
その他	1 遺体検案を行う医師の派遣調整 2 要配慮者への対応 3 その他、災害対策本部長(市長)の指示があった活動等

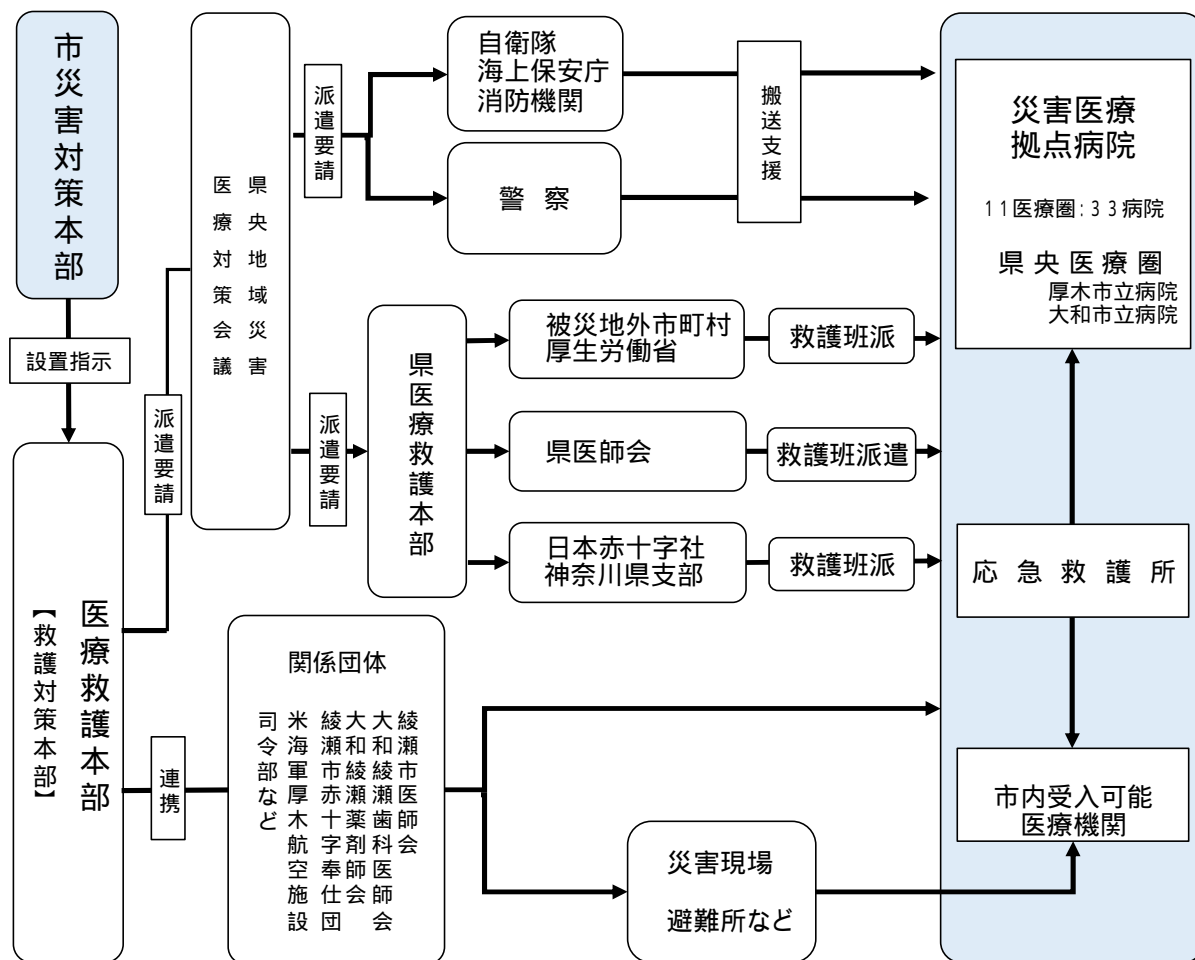
#### (2) 県及び日本赤十字社等に対する応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害の規模または被災状況に応じて、県、日本赤十字社等の医療関係機関に対して、応援の要請を行います。

（3）海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請

災害対策本部長（市長）は、医療救護本部が実施する医療・救護活動及び県医療救護本部からの応援状況などから判断して、医療援護支援が必要と思われる場合は、海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空施設への医療援護支援要請を行います。

医療救護活動体制



5 救助・救急

-----救護対策部、消防部  
負傷者等の救出及び応急救護所、病院等への搬送は、「第3章 第11節 消火・救急・救助対策」の定めにより、消防部が行います。

(1) 市外の医療機関への協力要請

医療救護本部及び消防部は、必要に応じて市外の医療機関等に対して、収容等に関する協力を求めます。

(2) ヘリコプターによる患者搬送

医療救護本部及び消防部は、重傷者等の搬送について道路の破損または遠隔地への搬送の場合は、自衛隊等のヘリコプターの緊急搬送の要請を行い、迅速な重症患者等の搬送を行います。

ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場(南側)	綾瀬市早川463	45m × 50m	北緯35°25' 59" 東経139°25' 43"
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25' 15" 東経139°26' 04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27' 24" 東経139°25' 03"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26' 38" 東経139°25' 40"
海上自衛隊厚木基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 54m	北緯35°27' 01" 東経139°26' 59"

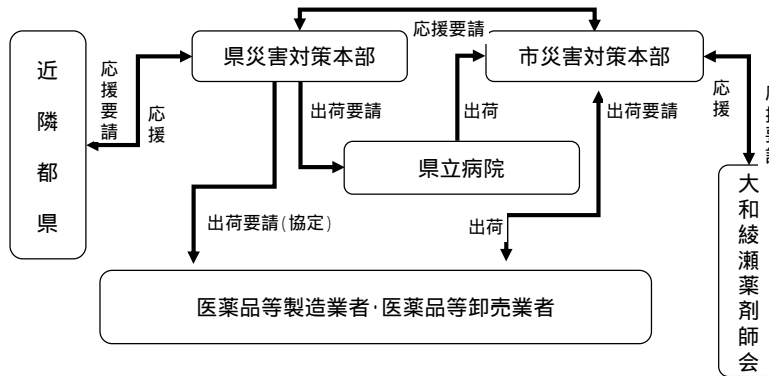
落合小学校及び天台小学校は避難所を兼ねている。

6 医薬品等の確保

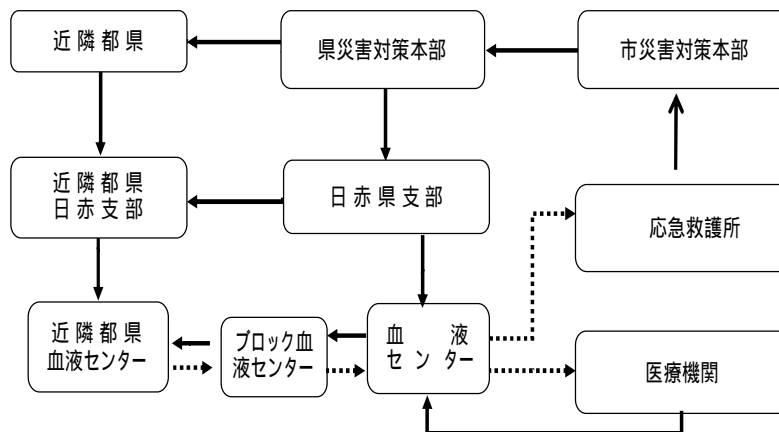
-----救護対策部

救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品を使用します。なお、被害の状況に応じて不足する医薬品は、大和綾瀬薬剤師会、県及び日本赤十字社等の関係機関に調達の応援要請を行います。

【医薬品の伝達系統】



【血液製剤供給の流れ】



7 費用の負担

医療及び助産に要した費用の額は、次のとおりとします。なお、災害対策本部長（市長）は、災害応急対策上必要があると認めた場合は、災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて医療及び助産にかかる費用を支出し、医療救護を行います。

項目	内容
救護班による医療処置	薬剤、治療材料、医療器具等の実費負担
病院、診療所による医療処置	国民健康保険の診療報酬の額の範囲内の負担
救護班による助産処置	衛生材料費等の実費負担
助産師による場合	慣行料金の8割以内の額の負担

8 精神保健対策

-----救護対策部

災害の発生による避難生活の長期化等により、生活環境の激変に伴い、被災者の心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、救護対策部は厚木保健福祉事務所大和センターなどと連携をして、次の対策を実施します。

項 目	内 容
巡回指導	保健師等が避難所や応急仮設住宅などを巡回し、被災者の健康管理及び栄養指導を実施
メンタルケアの実施	被災による子どもや高齢者を初め、急性ストレス障害や心的外傷ストレス障害などの「心の傷」のケアの実施

関係資料

- 災害救助法施行規則【3 - 2】
- 災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】
- 災害時における医療・医薬品に関する協定【3 - 4】
- 災害医療拠点病院一覧【3 - 5】
- 市内医療機関一覧【3 - 6】

## 第11節 消火・救急・救助対策

災害発生時には、消防部の保有する消防力を最大限に活用し、出火の防止、初期消火及び延焼の拡大防止活動を行います。

また、救助・救急活動は、人命救助を最優先に実施し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図ります。

項 目	主 管 部	頁
1 消防活動の基本方針	消防部	【風水害等-3-11-1】
2 活動体制及び配備体制		【風水害等-3-11-1】
3 防衛活動		【風水害等-3-11-2】
4 救急・救助活動		【風水害等-3-11-3】
5 消防相互応援		【風水害等-3-11-4】
6 広域応援部隊の活動拠点		【風水害等-3-11-4】

### 1 消防活動の基本方針

-----消防部  
災害時における消防活動の基本方針は、次のとおりです。

項 目	活 動 方 針
消火活動	火災に対応するため、電気及びガス関係機関との連絡を密にして、出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を消防の施設及び人員を最大限に活用し、被害の軽減を図る。
救助・救急活動	がけ崩れ、建物の損壊、障害物の落下、交通事故、危険物・毒物などの漏洩等により被害が多発することが予想されることから、保有する救助・救急資機材及び人員を最大限に活用し、人命救助を最優先して実施し、人命の安全確保を図る。
避難誘導	がけ崩れ、河川の浸水、建物の損壊等のおそれによる人命の安全確保を優先とした避難場所への誘導を行う。

### 2 活動体制及び配備体制

-----消防部  
配備体制については、「第2節 災害対策本部の設置」のとおりとし、消防組織法第4条第15号の規定により制定された消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づく「綾瀬市消防計画」に定める、消火・救急・救助活動を実施します。  
なお、活動の概要は、次のとおりです。

### 第3章 応急対策計画

#### 第11節 消火・救急・救助対策

##### (1) 初動措置

災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防庁舎内に、消防警備本部を設置します。

- 1 消防警備本部の設置
- 2 消防車両の安全確保及び資機材の点検
- 3 燃料の確保
- 4 通信及び情報収集体制の確保
- 5 火災監視体制等の確立
- 6 非常警備体制の確立
- 7 二次災害防止のための関係機関との連絡調整

##### (2) 消防団の措置

消防団長及び消防団副団長は、消防庁舎に設置された消防警備本部と連携し消火・救急・救助活動を行います。

- 1 消防警備本部との連携
- 2 非常参集体制の確立
- 3 分団員の非常招集

### 3 防御活動

-----消防部  
火災被害は、対応の遅れによる甚大な類焼被害が発生することが知られている。したがって、迅速な対応で火災の延焼拡大を阻止するため、現有勢力で綾瀬市警防規程に基づき、有効的な消防活動を行います。

##### (1) 火災防御方針

火災が多発した場合は、建物が密集している市街地の火災防御を優先します。その後、これらの火災を鎮圧した後に延焼拡大のおそれがない地域の火災に対する防御を行います。

##### (2) 避難場所と避難経路の確保

火災の発生により、住民に避難の必要がある場合は、避難場所及び避難路の安全確保に全力を注ぎ防御活動を行います。



(3) 消防部隊の編成

消防警備本部は、綾瀬市警防規程に基づき消防部隊を編成します。

火災の延焼拡大により消防力を結集する必要がある場合は、消防警備本部において、全市総括的な防御方針を決定し、消防団との連携を密にして出動部隊に指示を行います。

(4) 消防団の活動

災害発生時には、受持ち地域の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行います。受持ち地域外への出動は、指令を受けた場合とします。なお、分団長は、活動状況及び被害状況等を、逐次団長へ報告します。

4 救急・救助活動

-----消防部  
綾瀬市警防規程に基づき活動を実施します。なお、その概要は次のとおりです。

(1) 救急・救助活動の方針

- 1 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。
- 2 当直部隊の救急隊及び救助隊は、救急・救助資機材を使用する。
- 3 非直部隊は、予備隊を編成し、非常用救急・救助資機材を使用する。
- 4 災害の状況により、消防警備本部は上記にかかわらず、全市総括的な救急・救助活動方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

(2) 救急活動

- 1 優先順位の決定  
多数の傷病者が同時に発生した場合は、トリアージタグを使用して、搬送の優先順位を決定し、医療機関へ搬送を行う。
- 2 診療体制の把握  
災害による診療体制が不十分な場合は、県広域災害・救急医療情報システム等の情報を活用し、情報の把握を行い、円滑な搬送を行う。

(3) 救助活動

- 1 活動の優先順位  
火災現場及びその付近の救助事故を優先して活動を行う。
- 2 二次災害の防止  
災害発生現場等における再被害または救助中の二次被害の防止

5 消防相互応援

-----消防部

(1) 他都市消防部隊への応援要請

災害による被害が全市域に及んだとき、また本市消防力では対応が困難と判断される場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による普通応援、特別並びに消防組織法第44条に基づく、緊急消防援助隊の応援又は神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援を速やかに求めます。

(2) 受援体制

緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）に基づき、緊急消防援助隊を円滑に受入るため、神奈川県緊急消防援助隊受援計画（平成15年8月22日制定）に基づく受援体制を定めます。

- 1 警防本部における応援要領及び活動・誘導要領を明確にし、応援要請を行う災害の詳細及び要請の判断基準・付加事項について定めます。
- 2 応援隊に対する情報提供として消火栓の以外の水利、避難場所、救急医療機関が網羅された地図の整備を進めます。
- 3 活動体制として、応援部隊の運用及び到着した県隊長に対する情報提供の項目を定め、通信連絡体制の確立を図ります。
- 4 機動力のあるヘリコプターの活動拠点指定し、ヘリコプターの効果的活動方策を定めます。
- 5 応援部隊の補給体制として、警防本部における補給体制の整備及び貸出機材の提供を定めます。
- 6 応援部隊の引き上げに際しての活動状況報告については、地震警防計画による各様式によって報告を求めます。

(3) 米海軍厚木航空施設への援助要請

米海軍厚木航空施設周辺において、本市消防部の能力を上回る火災が発生した場合は、綾瀬市と在日米海軍司令部間で締結されている「消防相互援助協定」に基づき、援助の要請を行い、市消防部と米海軍消防隊が協力して消火活動にあたります。

6 広域応援部隊の活動拠点

-----消防部

市民文化センター第1駐車場を活動の拠点とします。

なお、災害の状況により使用できない場合は、他の場所を指定します。

施設名	所在地
綾瀬市民文化センター第1駐車場	綾瀬市深谷中1-3-1

関係資料

消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【6-5】

消防組織と現勢【6-6】

消防本部・消防署車両及び機械器具一覧【6-7】

消防団機械器具一覧【6-8】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10-7】

## 第12節 避難対策

災害時に浸水、延焼火災、がけ崩れ等の危険から市民を守るため、市長は、必要に応じて避難情報を発令し、安全な場所に避難誘導を行います。

項	目	主 管 部	頁
1	市民の避難行動		【風水害等-3-12-1】
2	避難のための立退き、避難指示等	事務局	【風水害等-3-12-2】
3	避難誘導	消防部 警察署	【風水害等-3-12-4】
4	事業所などにおける避難行動		【風水害等-3-12-5】
5	催事開催中における避難行動		【風水害等-3-12-5】
6	避難場所		【風水害等-3-12-6】
7	避難行動要支援者への配慮		【風水害等-3-12-7】

### 1 市民の避難行動

河川の洪水、火災の延焼、がけ崩れの心配などにより、生命の危険を感じた場合は、自主的に避難行動を開始します。

なお、避難行動要支援者の避難については、周辺住民及び自主防災組織等が協力し、避難場所（一時避難場所、広域避難場所、避難所）へ誘導します。避難行動は、災害状況を判断し段階的に避難しますが、豪雨時などは、自宅から直接避難所に避難するなど状況を考慮した上で実施します。

2 避難のための立退き、避難指示等

-----事務局

災害対策本部長（市長）は、防災気象情報、日没、雨や風が強くなり始める時刻等を参考に、状況を総合的に判断して避難情報を発令します。

事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令せず、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令を行います。避難所が未開設であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令します。

避難情報の広報伝達は、防災行政用無線、綾瀬市ホームページ等、あやせ安全・安心メール、緊急速報メール、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、各統括部、消防部及び関係機関等と連携し、あらゆる手段を活用し、広報伝達を確実にを行うように努めます。

避難情報等と住民等がとるべき行動（再掲）

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	住民等がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示 (市が発令)	災害のおそれ高い	全員が速やかに避難先へ避難する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (市が発令)	災害のおそれあり	避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始する。 その他の人は避難の準備を整える。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	気象状況悪化	災害に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。

(1) 避難指示等の実施

○災害対策基本法に基づく避難指示等の実施者等

実施者	指示等を行う場合
市長 意思決定代理 順位者 権限を委任さ れた市職員 (地方自治法 第153条第1 項に基づく委 任)	○災害が発生 または 発生するおそれ ○人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する 避難(のための立ち退き)を指示できる(災害対策基本法第60条第1項)  避難のための立退きによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ おそれがあり かつ 事態に照らし緊急を要する 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口 部から離れた場所での待避等(「緊急安全確保措置」)を指示できる(災 害対策基本法第60条第3項)
↓ 市が避難指示を行えない場合等	
県知事	市が避難指示を行えない場合 その役割を代行しなければならない(災害対策基本法第60条第6項)
警察官 海上保安官	市が避難指示を行えない場合または要求があった場合 その役割を代行することができる(災害対策基本法第61条)

○災害対策基本法以外の法律に基づく避難指示

災害種別	関係法令	実施者等
洪水、高潮	水防法第29条	・ 県知事 ・ その命を受けた職員または水防管理者
地すべり	地すべり等防止法第25条	・ 県知事 ・ その命を受けた職員

(2) 警戒区域の設定

○警戒区域設定の法的根拠等

根拠法	災害対策基本法第63条
実施内容	災害による危機がすぐそこに迫っている場合 立入を禁止する区域を設定 区域内にいる人には区域外への退去を命令する
実施権限	市長や権限を委任された市職員
警戒区域設定時の入域	災害応急対策従事者に限定

○警戒区域の設定が必要とされる状況

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害の危険が及ぶと予想される地域 (急傾斜地崩壊危険箇所等)</li> <li>2 浸水により危険が及ぶと予想される地域</li> <li>3 施設被害等により爆発、有毒ガス、放射線の危険が及ぶと予想される地域</li> <li>4 その他、災害から地域の居住者等の保護を図る必要がある地域</li> </ol>
---

○避難指示等と警戒区域設定の違い

避難指示等	警戒区域設定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人に対して避難を指示</li> <li>・ 罰則なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止、退去命令</li> <li>・ 罰則あり</li> </ul>

(3) 避難情報の内容等

避難情報は、次の内容を明らかにして行います。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示します。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難対象地域(地区または施設名)</li> <li>2 避難の理由(避難要因となった危険要素とその場所等)</li> <li>3 避難先(安全な方向、避難場所の名称等)</li> <li>4 その他避難行動時の注意事項 (携行品、避難行動要支援者への支援呼びかけ等)</li> </ol>
---

(4) 県への報告

災害対策本部事務局は、避難の措置及び解除の状況について、避難状況表により記録し、速やかに次の項目を県に報告します。

- 1 発令者
- 2 発令の理由と発令の日時
- 3 避難の対象地域
- 4 避難地
- 5 その他必要な事項

(5) 市民への周知

避難の指示等を行ったときは、防災行政用無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート(災害情報共有システム)に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

3 避難誘導

-----消防部、警察署

(1) 危険地域からの避難誘導

避難の指示等が発令され、対象地域内の市民等が避難するとき、または避難場所が危険な状態となり、他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行います。

- 1 状況が許す限り、あらかじめ経路の安全を確認する。
- 2 避難は原則として徒歩とし、自動車による避難は原則として禁止する。
- 3 携帯品は必要最小限のものに限定する。
- 4 避難行動要支援者の避難を優先する。

(2) 市の活動

消防部は、警察署、自主防災組織等と連携し、避難誘導を実施します。  
地区対策本部及び各部は、避難の状況について、適宜、災害対策本部へ報告します。

(3) 消防署・消防団、警察署の活動

### 消防署・消防団

- 1 避難の指示等が発令されたときは、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市、警察署等に報告する。
- 2 避難が開始されたときは、消防車両等の活用により、避難誘導を実施する。
- 3 避難の指示等が発令された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

### 警察署

- 1 避難道路等に警戒員を配置するなど、現場における個別広報や地域住民の避難誘導にあたる。
- 2 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。
- 3 広域避難場所、避難所への定期的な巡回を行うとともに、関係機関と緊密に連絡のうえ、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握、危険と認められた場合の再避難の措置等を行い、秩序維持に努める。

#### (4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者・責任者等は、必要に応じ職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導します。

#### (5) 避難者の携行品等

避難時における携行品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとします。

#### 4 事業所などにおける避難行動

事業所、学校、その他の施設管理者は、災害の発生に伴い、避難の必要が生じた場合には、消防法による消防計画に基づき、避難誘導等の適切な措置を行い、従業員、児童、生徒などの安全確保に努めます。

#### 5 催事開催中における避難行動

各種催事の主催者は、災害発生における避難誘導等の適切な措置をあらかじめ確認し、災害発生時の参加者などの安全確保に努めるものとします。

## 6 避難場所

---

### (1) 一時避難場所

自宅の周囲が危険な状態になったときは、より安全な場所へ移動して危険を避けま  
す。具体的には、一時避難場所（自宅近くの公園等）や近くの広い場所へ危険回避の  
ため、非常持出袋を携行して一時避難を行います。

一時避難した市民は、自主防災組織などに安否情報、住家の被害状況を報告します。  
その後、自宅が倒壊や火災などの被害に遭わなかった、軽微であったなど、危険が  
回避された場合は、自宅に戻ります。

なお、水害の場合は一時避難場所は使用しません。

### (2) 広域避難場所

火災の延焼により一時避難場所などが危険な状態になった場合は、警察、消防団、  
自主防災組織の指示や、自主的判断で広域避難場所へ避難し、身の安全を図ります。

### (3) 避難所

住家の倒壊、火災延焼、がけ崩れなどにより、自宅で生活ができない状況になった  
場合は、避難所で、一時的に避難生活を送ります。

風水害時の避難においては、長期の避難に至らない場合が多いことから、事前避難  
として、まず自治会館及び高齢者福祉会館等の風水害時避難所に避難します。

大規模な風水害が発生した場合は、地震災害と同様に、一次避難所（小・中学校体  
育館）等を開設し、そこで一時的な避難生活を送ります。

一次避難所での生活が困難である避難者（高齢者、障がい者、乳幼児を持つ世帯等）  
は、二次避難所（公共施設）や福祉避難所に移動します。ただし、身体状況によっ  
ては、自宅から直接二次避難所や福祉避難所に避難します。

### (4) 福祉避難所

二次避難所の施設で対応困難な避難者（特に要配慮者）は、市内の民間の社会福祉  
施設との緊急受け入れに関する協定により受け入れの要請を行い、対応可能な施設へ移  
動します。さらに、公立の社会福祉施設においても、受け入れます。

### (5) 応急仮設住宅

応急仮設住宅が供与された場合は、避難所から移動を行います。



## 7 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者に対しては、福祉事業者、ボランティア団体の協力のもと、次の事項に配慮します。

- 1 高齢者及び障がい者等の所在情報を把握し、迅速な避難誘導
- 2 寝たきり等により、施設での生活が必要な被災者の福祉施設への移送
- 3 介護を必要とする、高齢者及び障がい者等が避難できる二次避難所の開設
- 4 避難所での生活環境の確保
- 5 避難所での健康状態の把握
- 6 メンタルケアの実施
- 7 避難行動要支援者に向けた情報の提供
- 8 高齢者及び障がい者の応急仮設住宅の優先入居

## 8 広域避難の協議等

災害の発生が予測される場合で、想定される被害が広域にわたり市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、避難者の受入れについて、受入れ自治体と直接又は県を介して、協議を行います。

### 関係資料

福祉避難所（要配慮者）に関する協定【3 - 7】

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第13節 避難所の開設と運営

大規模災害時に市民が被害の危険性を感じて自主避難する場合や避難指示等により避難する場合、避難者を一時的に受入れ、保護するために、避難所を速やかに開設します。

避難所の運営は、地域住民、施設管理者、市職員による避難所運営委員会が中心となり、円滑な自主運営を努めます。

なお、交通機関の不通による帰宅困難者等に対しても、情報や避難所の提供などの支援を行い、人命の安全確保を第一に、被災住民等の安全を図ります。

項	目	主管部	頁
1	避難所の開設	統括部	【風水害等-3-13-1】
2	避難所の避難対象者		【風水害等-3-13-2】
3	風水害時避難所及び一次避難所の管理運営		【風水害等-3-13-2】
4	二次避難所の管理運営		【風水害等-3-13-2】
5	避難所の環境整備	救護対策部 総括部	【風水害等-3-13-3】
6	応急対策活動の拠点		【風水害等-3-13-3】
7	避難状況等の報告	統括部	【風水害等-3-13-3】
8	避難所の統合、閉鎖	事務局 統括部	【風水害等-3-13-4】
9	帰宅困難者への対応	総務対策部 統括部	【風水害等-3-13-4】

### 1 避難所の開設

-----統括部

#### (1) 風水害時避難所の開設

災害対策本部長（市長）は、風水害に際して避難指示等を発令した場合や自主避難により、風水害時避難所の開設が必要と判断した場合は、風水害時避難所を開設します。

避難所の開設については、地区対策本部あるいは、避難所運営委員会などが「避難所運営マニュアル」にしたがい、該当施設の安全性の確認を行い、開設準備などを行った後に、避難者を受入れます。

#### (2) 一次避難所の開設

災害対策本部長（市長）は、大規模な風水害が発生した場合等、長期にわたる避難生活が必要と見込まれる場合、一次避難所を開設します。

#### (3) 二次避難所の開設

災害対策本部長（市長）は、統括部からの状況報告等から判断して、風水害時避難所または一次避難所での生活が困難（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児）と思われる世帯があると判断した場合は、二次避難所を開設します。

## 2 避難所の避難対象者

---

避難所で避難生活をおくる対象者は、原則、次のような被害状況の被災者とします。

- 1 自主避難者、避難指示等を受けた市民
- 2 住居が被害を受けて、居住の場所を失った被災者
- 3 被害を受けて、安全確保等のために、避難を要する被災者
- 4 帰宅することが困難な者

## 3 風水害時避難所及び一次避難所の管理運営

---

### (1) 管理運営主体

風水害時避難所及び一次避難所の管理運営は、あらかじめ設置してある避難所運営委員会（第2章6節参照）が中心となって実施します。なお、学校を利用する避難所の運営については、応急教育や早期の教育再開に配慮した運営を努めます。

### (2) 避難所運営委員会の基本的な役割

- 1 災害対策本部からの情報伝達
- 2 避難所運営にかかわる事項の協議、調整、決定
- 3 避難者名簿の作成、管理
- 4 食料・飲料水の配布など
- 5 避難所共通ルールの徹底(清掃、ゴミ、トイレ等の衛生管理など)
- 6 ボランティアの対応

## 4 二次避難所の管理運営

---

二次避難所の管理運営については、救護対策部と統括部が連携して行います。運営にあたっては、避難者の生活環境に注意を払い、プライバシーの確保に配慮して、常に良好なものとするよう努めます。なお、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、ボランティア、NPOの協力が得られるよう努めます。

## 5 避難所の環境整備

-----救護対策部、統括部

避難所では、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組みの実施に努めるとともに、次の事項に配慮して避難所の環境整備を行います。

- 1 医療・保健体制の整備
- 2 避難者の健康管理
- 3 避難生活の長期化への対応
- 4 プライバシーの保護
- 5 要配慮者への配慮
- 6 ペットの適正な飼育指導
- 7 女性に対する暴力防止・安全確保

## 6 応急対策活動の拠点

-----

避難所は、被災者を避難させるだけでなく、広域避難場所を兼ねているため、災害により都市機能が麻痺した地域住民の生活を支援するための、地域における応急対策活動の拠点としての機能を保有しています。

- 1 飲料水、食料、生活物資などの配布の拠点
- 2 医療、救護の拠点
- 3 情報伝達の拠点

## 7 避難状況等の報告

-----統括部

統括部は、避難所内及び所管地区内の状況を定期的に災害対策本部へ報告します。

- 1 避難者数及び被災者数
- 2 周辺状況（施設の安全性、ライフライン、道路状況、建物倒壊など）
- 3 緊急を要する事項（人命救助、傷病人等）
- 4 要請事項（飲料水、食料、生活必需品、応急災害対策用資機材など）

## 8 避難所の統合、閉鎖

-----事務局、統括部  
災害対策本部は、災害の復旧状況、避難所人数の減少状況等を総合的に考慮し、関係各部との調整を図り、避難所の統合及び閉鎖を決定します。

統括部は、災害対策本部の指示に基づき、避難所の統合及び閉鎖を行います。

## 9 帰宅困難者への対応

-----総務対策部、統括部  
鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者、旅行者等の帰宅困難者等に対し、市、公共交通機関、警察署等は相互に連携し、支援を行います。

### (1) 安全確保と情報提供

公共交通機関の責任者等は、災害時に利用者等を最寄りの安全な場所や避難所へ誘導するとともに、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行います。

### (2) 避難所の確保、誘導等

市は、鉄道等の運行・復旧状況や避難所に関する情報を市内の事業所等に提供します。

また、近隣市の駅において帰宅困難者が発生し、近隣市から要請があった場合は、帰宅困難者に対する避難所を確保するとともに、状況に応じ、警察署等の協力を得て誘導を行います。

### (3) 事業所等の対応

事業所等の責任者は、交通情報等を収集して被害状況を把握し、状況によっては、従業員等を徒歩により帰宅させることや事業所に滞留させるなどして帰宅困難者の発生を抑制するよう努めます。

また、事業所等に宿泊する従業員に対して、仮泊場所、水、食料の確保などに努めます。

### 関係資料

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

避難所運営マニュアル(標準形)【4 - 4】

## 第14節 要配慮者対策

大規模震災時には、高齢者、障がい者、難病者、人工透析者、周産期、乳幼児、外国人市民は、より一層大きな生活上の制約、困難等が生じます。このため、災害後、避難が必要になった場合の支援や安否確認を行うとともに、生活に必要な支援を行います。なお、これらの支援・援護については、地域住民、関係団体、ボランティア等と連携・協力して、自助・地域（近隣）の共助を基本として行うよう努めます。

なお、避難所、応急仮設住宅等においては、要配慮者の生活に支障がないような設備、施設等を確保するなどの配慮を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 要配慮者への支援活動	生活支援部 救護対策部	【風水害等-3-14-1】
2 避難行動要支援者の避難や安否確認等	救護対策部	【風水害等-3-14-2】
3 要配慮者に対する避難所での応急支援		【風水害等-3-14-3】
4 福祉避難所等の確保と移送		【風水害等-3-14-4】
5 要配慮者への健康相談等		【風水害等-3-14-4】
6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給	土木対策部	【風水害等-3-14-4】

### 1 要配慮者への支援活動

-----救護対策部、生活支援部

#### (1) 要配慮者とその支援方針

要配慮者の区分とその支援の基本方針は、次のとおりです。

要配慮者の区分	支 援 方 針
高 齢 者	病気や衰弱による震災関連死を防止するため、安否・所在を確認し、避難所や仮設住宅等において健康的な生活を維持できる環境の確保、向上に努める。
障がい者	支援ニーズが極めて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、関連する支援団体等との連絡体制の確立に努める。
乳 幼 児	保護者を失ったときの保護、養育と、乳幼児が受ける生活上の制約解消に努める。
外国人市民	通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努める。
そ の 他	難病患者、人工透析患者等については、障がい者と同様に支援ニーズが極めて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。 周産期の被災者については、被災による過度のストレス、外傷等による流・早産への対応

(2) 避難行動要支援者への支援活動

救護対策部は、避難行動要支援者に対し、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、次のような一連の支援活動を行います。

- 1 安否確認、支援内容の把握、支援者等の確保
- 2 避難誘導の支援
- 3 避難所での応急支援
- 4 二次避難所等の確保と移送
- 5 高齢者及び障がい者入所施設被害状況の確認
- 6 健康診断、生活相談、広報活動等
- 7 避難行動要支援者向け仮設住宅の供給と支援

(3) 外国人市民への支援活動

生活支援部は、救護対策部及び災害時ボランティアセンターと連携して、通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努めます。

(4) 保護者を失った乳幼児の支援活動

救護対策部は、保護者を失った乳幼児がいる場合、児童相談所と連携し、保護可能な親戚や養護施設等を検索し、速やかに引渡または移送します。引渡または移送先が確保されるまでの間は、応急保育にて保護します。

また、病気や衰弱した乳幼児者がいる場合は、受入れ可能な病院等を検索し、速やかに引渡または移送します。引渡または移送先が確保されるまでの間は、避難所等で保護します。

2 避難行動要支援者の避難や安否確認等

-----救護対策部

(1) 避難誘導

避難行動要支援者は、家族や同居者等及び近隣居住者とともに避難行動を行うことを原則とします。また、自主防災組織、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体等は、これの支援を行います。

(2) 安否確認等

救護対策部及び市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等は「避難支援プラン全体計画」及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行います。

(3) 支援ニーズの把握、対応等

救護対策部は、安否確認と併せて、災害時ボランティアセンター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、支援ニーズの把握を行うとともに、必要な介護・介助要員、資機材等の確保や支援計画を策定します。

- 1 必要な介護・介助要員の種別、人数
- 2 必要な介助用具の種別、数量
- 3 その他、支援を必要とする事項や留意点等

なお、専門知識や技術を必要とする要員が不足する場合は、専門ボランティアの協力を要請します。

- 1 福祉ボランティア
  - 医療：医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
  - 介護：介護福祉士、ホームヘルパー、点字翻訳者、一般ボランティア介護指導者等
- 2 通訳、翻訳ボランティア 外国語通訳、翻訳

3 要配慮者に対する避難所での応急支援

-----救護対策部

救護対策部は、統括部等と連携して、避難所における要配慮者の支援ニーズを把握し、次のような支援を行います。

支援項目	支援内容
必要な設備等の確保・設置	1 踏み板等の設置による段差の解消や手すりの取り付け 2 簡易ベッドの確保 3 間仕切り、カーテン等の設置 4 車椅子、杖、紙おむつ、簡易トイレの確保等
要配慮者専用スペースの確保	1 少人数部屋への割り当て 2 冷暖房、出入り、トイレ等への配慮等
生活支援措置	1 適温食など、要配慮者に配慮した食事の供給 2 ボランティアの派遣、介護等
広報支援措置	1 掲示板の設置、手話通訳の派遣 2 ボランティアによる個別情報伝達等



#### 4 福祉避難所等の確保と移送

-----救護対策部

##### (1) 福祉避難所等の確保

救護対策部は、福祉避難所の被災状況及び使用の可否を確認し、施設の安全が確認され、福祉避難所の開設の必要が認められる場合には、施設を運営する福祉関係団体に対して、高齢者、障がい者等の受け入れを要請し、福祉避難所を確保します。さらに、公立の社会福祉施設についても、確保します。

##### (2) 福祉避難所等への移送

救護対策部は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送します。

#### 5 要配慮者への健康相談等

-----救護対策部

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等と連携し、自宅被災者や避難所、応急仮設住宅等の要配慮者に対し、次のような支援を行います。

- 1 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等
- 2 ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談
- 3 ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- 4 チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等

#### 6 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

##### (1) 要配慮者向け応急仮設住宅の供給

-----土木対策部

土木対策部は、必要と認めるときは県と協議し、救護対策部と連携して要配慮者向けの応急仮設住宅を供給するように努めます。

##### (2) 要配慮者向け応急仮設住宅での支援

-----救護対策部

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、市社協、地区社協、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において、次のような支援を行います。

- 1 スタッフ詰所の設置と運営
- 2 居住環境の向上
- 3 健康相談、メンタルケア対策の実施
- 4 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- 5 ホームヘルパー等の派遣など

関係資料

福祉避難所（要援護者）に関する協定【3 - 7】

避難所等一覧【4 - 1】

避難所想定区域及び想定避難者数一覧【4 - 2】

避難所想定区域図【4 - 3】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第15節 防疫・清掃対策

災害発生時には、感染症の発生等を予防するため、必要に応じて被災地や避難所の防疫活動や保健衛生対策を行います。

また、上下水道に被害を受けた地域の避難所などに災害用トイレを設置するとともに、し尿、生活ごみの収集処理体制を確立します。

項 目	主 管 部	頁
1 防疫活動	救護対策部	【風水害等-3-15-1】
2 災害用トイレの設置、管理	生活支援部	【風水害等-3-15-4】
3 し尿の処理		【風水害等-3-15-5】
4 ごみの処理		【風水害等-3-15-5】

### 1 防疫活動

-----救護対策部  
救護対策部は、次のような場所について市が保有する薬剤・資機材を使用して消毒を行います。薬剤・資機材が不足するときは、県及び大和綾瀬薬剤師会等に調達を要請します。

また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導します。

- 1 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生となった場所
- 2 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある場所
- 3 浸水、倒壊家屋、下水等により不衛生となった場所
- 4 土壌還元によるし尿処理を行った場所
- 5 鼠、昆虫が大量に発生した場所
- 6 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所
- 7 ごみ集積所、便所、その他衛生状況が良好でない場所

(1) 避難場所における防疫・保健衛生活動

救護対策部は、避難所等の防疫活動を実施するとともに、保健活動を併せて実施します。

また、市の処理対応能力では十分でないとき、厚木保健福祉事務所大和センターへ協力要請を行います。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。
- 2 消毒薬・うがい薬等の配布
- 3 避難者へ手洗いうがい、屋内清掃、その他衛生管理及び感染症予防策の周知
- 4 インフルエンザ、肺炎等が流行したときは、保健指導の強化

(2) 感染症対策

救護対策部は、必要に応じて消毒班を編成し、県の指示により市が感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施します。なお、市の対応能力では十分でないときは、厚木保健福祉事務所大和センターへ消毒班の派遣を要請します。また、感染症患者が発生した場合は、必要に応じ、法の定めに基づき、県により速やかに当該患者を感染症指定医療機関に収容します。

(3) 避難所の衛生管理

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、避難所等の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行います。

- 1 避難所の過密状況の把握
- 2 土足禁止区域及び下足場の設定
- 3 ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導
- 4 飲料水の安全確保
- 5 日常衛生用品の確保
- 6 室内環境の衛生保持
- 7 洗濯場、物干し場の設置等
- 8 シャワー施設、トイレの衛生管理

(4) 食品の安全確保

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センターと協力して、配布食料等の安全を確保するため次の措置を実施します。

- 1 搬入された食品の消費期限、保管方法、残飯の処理等について管理・指導する。
- 2 避難者及び自宅で避難している被災者へ、手指の消毒、食品・食器の取り扱い、残飯等の処理について適正な措置をとるよう周知する。

(5) 動物対策

救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物愛護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。

- 1 動物の飼育状況等を把握する。
- 2 飼育者等による自主管理体制を確立する。
- 3 県への資材提供・綾瀬市獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。
- 4 飼育者(避難者)へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。
- 5 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。
- 6 避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。

## 2 災害用トイレの設置、管理

-----生活支援部

### (1) 設置、管理及び周知措置

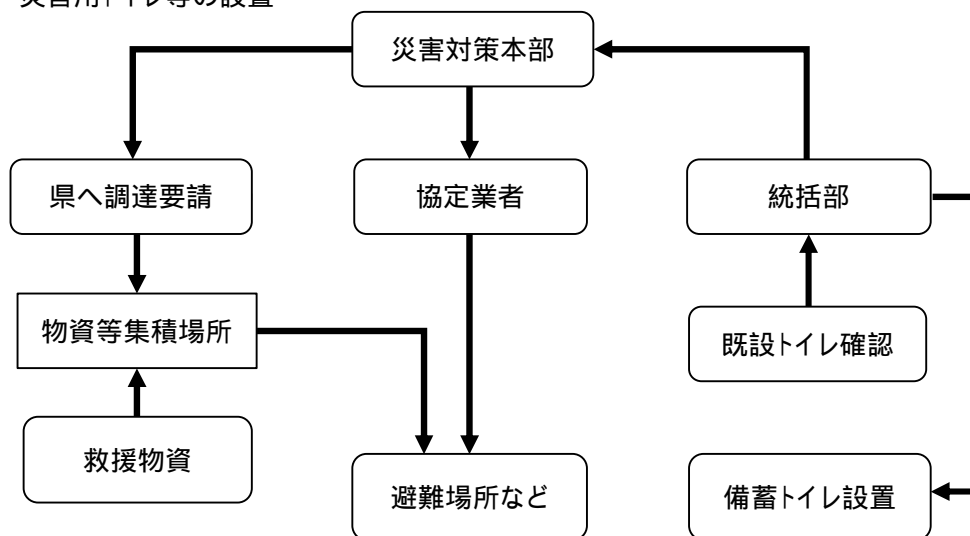
生活支援部は、大規模な災害が発生し上下水道の被害が生じた場合、災害用トイレを設置して、これを管理します。災害用トイレは、市備蓄品及び災害協定業者から調達します。

また、災害用トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

#### 災害用トイレ設置場所

- 1 避難所、広域避難場所
- 2 災害活動拠点
- 3 病院、福祉施設
- 4 その他必要と認められる場所

#### 災害用トイレ等の設置



### (2) 支援要請

市は、災害用トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

### 3 し尿の処理

-----生活支援部

生活支援部は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿の収集・処理を実施します。

#### し尿処理の基本方針

- 1 水を確保し、下水道機能を活用することを基本とする。
- 2 高座清掃施設組合及び綾瀬終末処理場、相模川流域左岸処理場（柳島管理センター）の施設被害状況及び処理能力の把握をする。
- 3 収集すべきし尿の量、仮設トイレの容量等を想定し、「し尿処理計画」を策定する。
- 4 綾瀬市畜産協会及び浄化槽清掃許可業者等に、協力依頼をするとともに、バキュームカーの確保を行う。
- 5 県へ広域応援体制を要請し、処理能力のある市町村へ処理の応援要請を行う。

排出し尿量：1人1日あたり1.4ℓを想定

仮設トイレ容量：1基あたり350ℓを想定

（日本トイレ協会等監修「阪神大震災トイレパニック」より）

### 4 ごみの処理

-----生活支援部

#### （1）ごみ処理体制の確立

生活支援部は、被害の状況に応じたごみ処理の実施のため、次の対策を行います。

- 1 高座清掃施設組合の被害状況及び当面の収集処理能力を把握するとともに、応急復旧措置を要請する。
- 2 地区別の被害状況、避難所・災害対策活動拠点の設置状況に応じて段階的な応急ごみ収集・処理計画を策定する。
  - ・可燃ごみ、資源物等、それぞれに計画する。
  - ・直接回収、臨時回収ステーション・一時集積場の配置等を計画する。
  - ・一時集積場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。
- 3 業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集車等を確保する。
- 4 県への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある他市町村への応援処理を要請する。
- 5 市民・事業所等へ、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報する。

(2) 収集と処理

生活支援部は、次の点に留意して生活ごみを収集車、ダンプ等で収集・搬送し、処理します。

- 1 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集・処理する。
- 2 一時集積場については、中間処理設備の設置等による減量化、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒を実施する。
- 3 道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、一時集積場へ搬送する。
- 4 有害ごみは、県と協議し、専門処理業者の協力を要請する。
- 5 医療廃棄物は、専門処理業者等へ協力を要請する。

関係資料

資機材等調達に関する協定【4 - 8】

綾瀬市災害廃棄物処理計画



## 第16節 行方不明者、遺体の処理

災害の発生により多数の行方不明者や死者が発生するおそれがあります。  
行方不明者については、警察と密接な連携をして把握し、捜索活動を行います。  
また、不幸にも災害による死亡遺体は、警察による検視や医師による検案を受ける必要  
があります。  
災害対策本部は、遺体収容所を設置し、納棺用品等を確保するとともに、速やかに遺体  
の検視、検案等を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 行方不明者の捜索	生活支援部	【風水害等-3-16-1】
2 遺体の処理	救護対策部	【風水害等-3-16-2】
3 遺体の引渡し		【風水害等-3-16-3】
4 遺体の埋火葬		【風水害等-3-16-4】

### 1 行方不明者の捜索

-----生活支援部

#### (1) 行方不明者名簿の作成

大和警察署は、市（生活支援部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い  
合わせや行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、要捜索者（行方不明者）の名簿を作  
成します。なお、個人情報の管理については、関係法令の規定に基づき取り扱います。

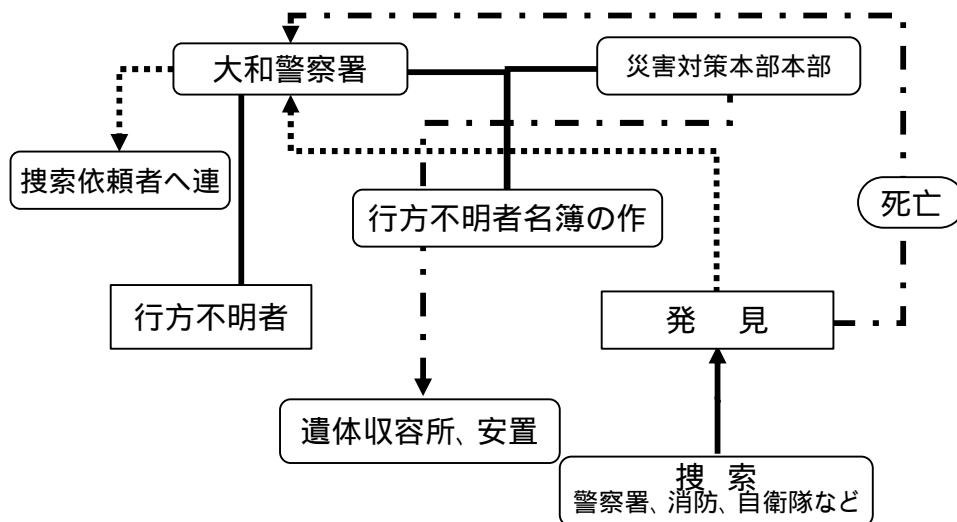
- 生活支援部は、相談窓口や被災現場からの要捜索者情報を名簿に整理する。
- 名簿には、要捜索者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴を、可能な限  
り詳細に記録する。
- 名簿は、市と警察署で相互に連絡をとり、共有化を図る。
- 生活支援部は、要捜索者名簿を避難者名簿、診療記録簿、その他市で把握する安否情  
報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

(2) 行方不明者の搜索

大和警察署は、要搜索者名簿に基づき、消防部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行います。

搜索活動中に発見された行方不明者及び遺体は、直ちに大和警察署あるいは市（救護対策部）に連絡後に、大和警察署は、搜索依頼者に連絡します。

また、発見された遺体は、災害対策本部の指示により最寄りの遺体収容所に収容します。



2 遺体の処理

-----救護対策部

(1) 遺体の搬送

大和警察署は、搜索活動中に遺体を発見したときは、遺族等に連絡します。

身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努めます。

救護対策部は、状況に応じて遺体を現場から災害対策本部から指示のあった、遺体収容所、安置所まで搬送します。

- 1 検視・検案の受入
- 2 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付など
- 3 遺体の引渡し、一時保存
- 4 遺体の洗浄・縫合・消毒等

(2) 遺体収容所、安置所の設置

救護対策部は、大規模な災害により死者が発生したときは、あらかじめ定めてある次の施設に遺体収容所を設置し、遺体の受入れ・収容を行います。

なお、多数の死者が発生した場合は、市民スポーツセンター体育館を遺体収容所及び安置所として開設します。

区分	施設名	所在地	電話
遺体収容所 安置所	市民スポーツセンター 体育館	綾瀬市深谷上3-6-1	0467-76-9292
仮遺体収容所	綾瀬中学校	綾瀬市深谷南2-3-1	0467-78-0024
	綾北中学校	綾瀬市深谷上4-4-1	0467-78-8566
	城山中学校	綾瀬市早川2230	0467-77-6134
	北の台中学校	綾瀬市蓼川1-2-1	0467-77-8430
	春日台中学校	綾瀬市吉岡393-1	0467-76-8661

(3) 納棺用品等の確保

救護対策部は、県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等を確保します。

(4) 遺体の検視・調査等

大和警察署は、遺体収容所において遺体の検視・調査等を行います。

(5) 遺体の検案

遺体の検案は、医療救護本部（救護対策部）の医師が、法医学専門医、警察協力医との協力により、遺体収容所で実施されます。

3 遺体の引渡し

-----救護対策部

(1) 身元判明遺体の引渡し

検視、検案の済んだ遺体は、身元の判明・不明に応じて、それぞれ区別して安置します。

救護対策部は、大和警察署と協力して、身元判明遺体を速やかに遺族に引き渡します。

(2) 身元不明遺体の身元確認

救護対策部は、大和警察署、自治会と協力して、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

身元の確認には、指紋、歯牙、身体特徴等の確認が必要になります。

身元不明遺体の問い合わせ等に対応し、遺体の引取人があるときは、遺体を引き渡します。

警察から引渡された身元不明遺体については、「墓地埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品の写真撮影などを行い、人相、着衣、特徴等を記録し、遺品の保管、埋葬または火葬を行います。

4 遺体の埋火葬

-----救護対策部

(1) 火葬の許可等

救護対策部は、遺族に引渡された遺体は遺体収容所等において、死亡届を受理し、火葬に対する許可を行います。

(2) 埋火葬の実施

救護対策部は、遺族等が遺体の搬送、火葬を行うことが困難なときは、総務対策部、県トラック協会県南サービスセンター、葬祭業者等の協力を得て、火葬場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を引き渡します。

(3) 埋火葬の期間

災害救助法が適用された場合は、定めにより10日間以内に完了するものとします。

なお、11日以降も埋火葬の必要がある場合は、県知事に次の項目について申請を行います。

- |                     |
|---------------------|
| 1 延長する期間            |
| 2 延長を必要とする理由        |
| 3 延長を必要とする地域        |
| 4 延長期間中の埋火葬される遺体の数等 |

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

資機材等調達に関する協定【4 - 8】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第17節 飲料水の確保対策

災害の発生により、水道施設等が被害を受けた場合は、飲料水を中心とした応急給水が不可欠です。生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人あたり3リットルを基準に応急給水を行います。

その後、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含め給水量の拡大に努めます。

項	目	主 管 部	頁
1	応急給水の実施者		【風水害等-3-17-1】
2	応急給水量		【風水害等-3-17-1】
3	応急給水の確保	生活支援部	【風水害等-3-17-2】
4	応急給水の順位		【風水害等-3-17-3】
5	応急給水計画		【風水害等-3-17-3】
6	応急給水の費用と期間		【風水害等-3-17-5】

### 1 応急給水の実施者

-----

災害対策本部長（市長）は、災害により水道施設が破壊し、給水機能が停止した被災者に対して、飲料水等の応急給水を行います。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 応急給水量

-----

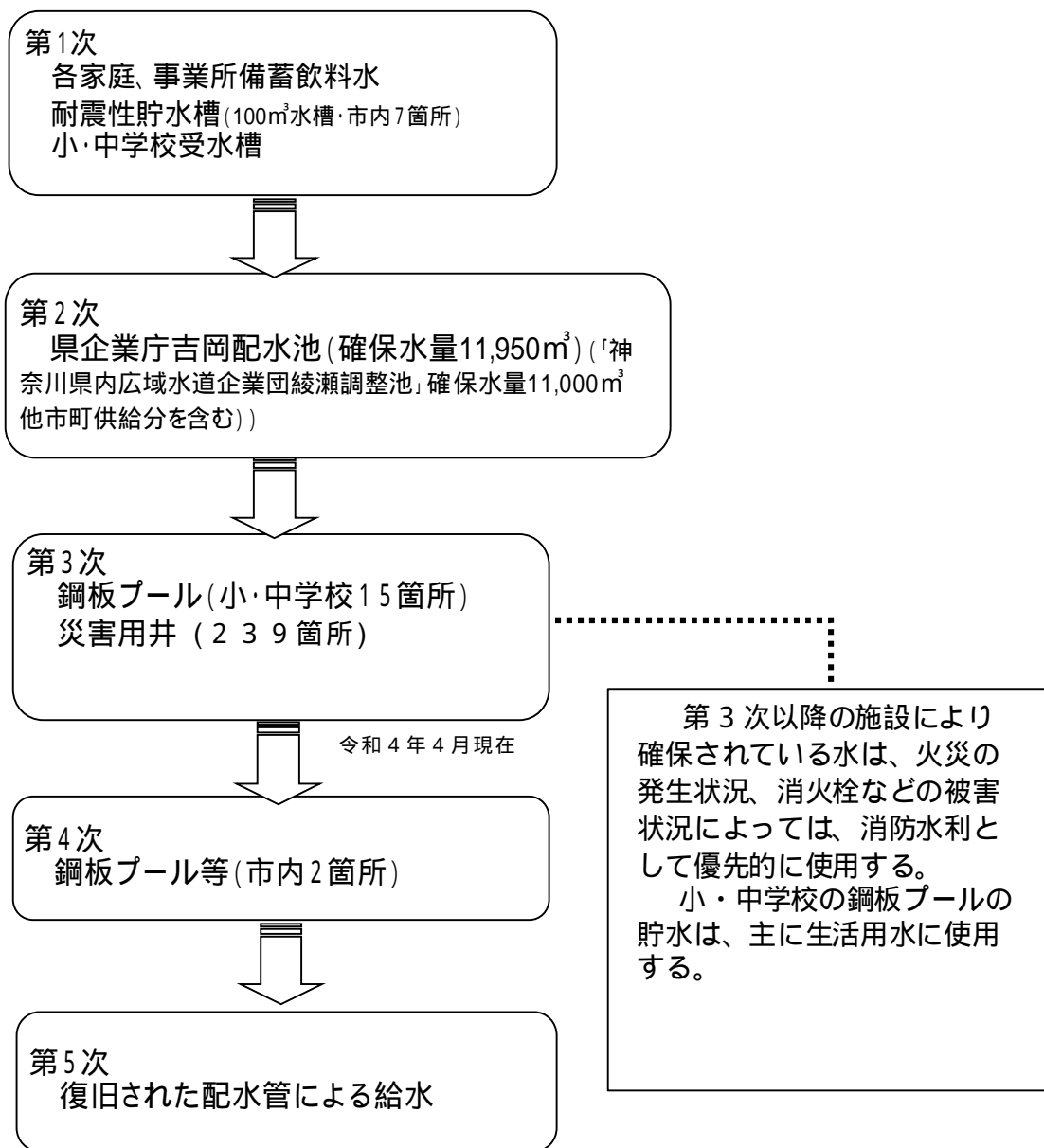
- 1 飲料水は、1日1人あたり3リットルとする。
- 2 生活用水は、災害状況及び飲料水の給水状況により、給水可能な量とする。
- 3 医療用水は、医療機関の要請に基づく必要量とする。

### 3 応急給水の確保

-----生活支援部

応急給水の確保は、原則として次により行います。

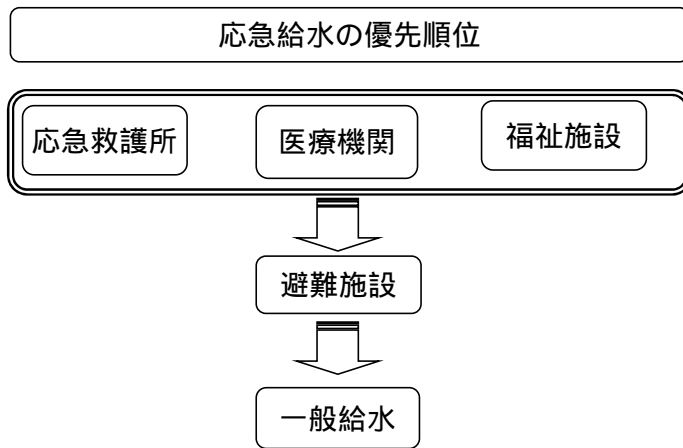
ただし、災害の状況に応じて、適宜最も適切な方法を取るものとします。



#### 4 応急給水の順位

-----生活支援部

応急給水を行う場合は、原則として次の優先順位とします。



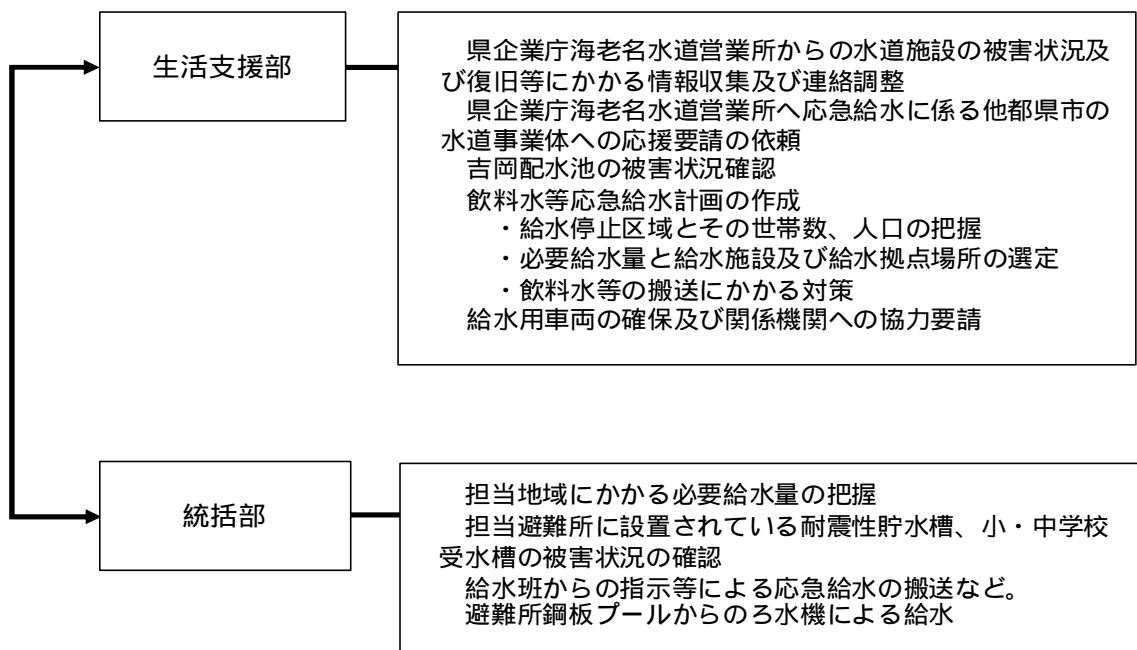
#### 5 応急給水計画

-----生活支援部

##### (1) 応急給水の実施

生活支援部は、県企業庁海老名水道営業所からの、水道施設の被害状況を把握し、給水班を組織して土木対策部と県企業庁海老名水道営業所と連携して応急給水計画を作成し、給水計画に基づき応急給水を実施します。

なお、災害対策本部における応急給水活動は、次のとおり分担します。



(2) 飲料水等の搬送

飲料水等を確保した後の医療施設等や一般給水拠点までの搬送方法は、次のとおりとします。

ただし、具体的な搬送方法や搬送手段については、応急給水計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法を取るものとします。

搬送方法	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心に、関係職員による直接搬送
2 綾瀬市管工事業協同組合による搬送	綾瀬市管工事業協同組合へ災害時協力の要請を行い搬送をする。
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請もしくは、災害ボランティアによる搬送
4 自衛隊 協定業者、応援自治体による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送

(3) 食料等の搬送との調整

生活支援部は、応急給水の搬送を行うときは、食料や他の物資と併せて搬送するなどの調整をして、効率的な搬送に努めます。

(4) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、応急給水活動を実施する場合、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

- 1 日時
- 2 給水場所
- 3 利用方法
- 4 その他必要事項(給水容器の持参など)

(5) 応急給水の配布

応急給水の配布については、原則被災者が持参した容器により、一定量を行うこととします。なお、容器の確保が被災状況により困難な場合は、災害対策本部が準備した容器により行います。



## 6 応急給水の費用と期間

---

### 災害救助法が適用された場合

- |      |   |
|------|---|
| 1 費用 | 飲料水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用                     |
| 2 期間 | 災害発生の日から7日以内<br>ただし、災害応急対策上必要があると認める場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長できる。 |

### 関係資料

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【3 - 1】

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

## 第18節 食料等供給対策

災害の発生により、避難場所などに集まる多数の被災者のために、飲料水、食料及び生活物資の調達や供給が必要となります。食料、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて県への調達要請など市外部からの調達・救援食料を物資集積場所等において仕分けして、効率的に被災者へ供給しなければなりません。

その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努め、災害時における被災者の生活を支援します。

項 目	主 管 部	頁
1 食料等供給の実施者		【風水害等-3-18-1】
2 食料等の供給対象者		【風水害等-3-18-2】
3 食料等の供給		【風水害等-3-18-2】
4 食料等の調達	生活支援部	【風水害等-3-18-3】
5 食料等供給計画		【風水害等-3-18-4】
6 食料等の集積場所		【風水害等-3-18-5】
7 炊き出しの実施、支援等	教育対策部	【風水害等-3-18-5】
8 食料等供給の費用と期間		【風水害等-3-18-6】

### 1 食料等供給の実施者

災害対策本部長（市長）は、被災者及び災害応急対策従事者に対して、食料等の供給を行います。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

## 2 食料等の供給対象者

食料供給の対象者は、次に掲げる被災者等としますが、災害の状況や被災者の状況などを考慮して、災害対策本部長（市長）が決定します。

- 1 避難所に避難している避難者
- 2 住家の被害状況により、炊飯のできない被災者
- 3 ライフラインの機能停止及び物流機能のマヒにより、炊飯のできない被災者
- 4 市内の旅行者または一時滞在者で、帰宅困難な被災者
- 5 災害応急対策に従事する者
- 6 その他、市長が認める者

## 3 食料等の供給

### （1）供給品目

食料の供給品目は、主食、副食品等とします。なお、乳児や疾病者等に対しては、調製粉乳やおかゆを調達して供給します。

### （2）供給の基本方針

災害発生時には、次の供給方針に基づき食料の段階的な供給を行います。

#### 第1段階【発災当日～3日間】

備蓄品から被災者に提供  
必要に応じて、市内協定締結業者から調達し、供給

#### 第2段階【4日目以降】

被害状況により、第1段階に加え、調達要請した救援食料の供給

#### 第3段階【7日目以降】

被害状況により、第1、2段階の他に災害対策本部、自衛隊、自主防災組織等による、炊出しでの食料の供給

注）炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則（昭和34年12月15日 神奈川県規則第90号）の定めるところによる。

4 食料等の調達

-----生活支援部

(1) 備蓄食料

市における備蓄食料等は、次のとおりです。

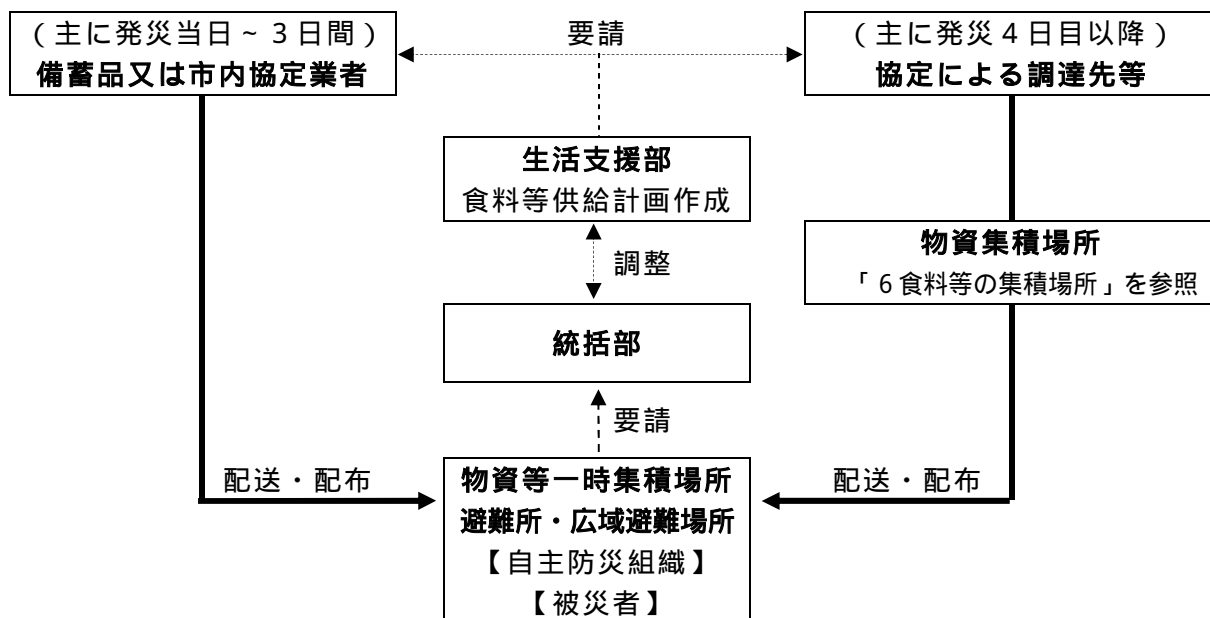
主食 長期保存食(サバイバルフーズ)、おかゆ、調整粉乳(粉ミルク)、野菜シチュー、アルファ米

(2) 調達する食料

米 穀 市と協定業者との災害時協定に基づく調達  
県と協定業者との災害時協定の災害時協定に基づく調達  
政府所有食料の調達  
救援物資

米穀以外の食料 市と協定業者との災害時協定に基づく調達  
県と協定業者との災害時協定の災害時協定に基づく調達  
政府所有食料の調達  
救援物資

【食料の調達から供給までの流れ】



5 食料等供給計画

-----生活支援部

(1) 食料等供給計画の作成

生活支援部は、各統括部等からの被災状況を調査し、食料等供給計画を作成し、供給を行います。

(2) 医療機関、福祉施設等への食料供給活動

生活支援部は、施設の被害状況や要請に基づき、市内の医療機関、福祉施設等に対し、最優先で応急食料の供給を行います。

(3) 食料等の搬送

食料等を確保した後の物資等集積場所、物資等一時集積場所への搬送は、生活支援部が行うことを基本とします。

生活支援部は、総務対策部及び県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て、搬送を行うこととしますが、業者などから調達する食料は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

具体的な搬送方法や搬送手段については、食料等供給計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法を取るものとします。

搬送区分	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心とする、関係職員による直接搬送
2 自衛隊、応援自治体、協定団体等による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請もしくは、災害ボランティアによる搬送

(4) 生活物資等の搬送との調整

総務対策部は、食料等の搬送を行うときは、他の物資搬送と調整し、効率的な搬送に努めます。

(5) 食料の供給方法

被災者への食料等の供給は、生活支援部が次の食料供給拠点を設置して行うことを基本とします。

施設名	配布方法
各避難場所	地区対策本部員、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布を実施する。

(6) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、食料等供給計画を実施する場合は、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

- |           |
|-----------|
| 1 日時      |
| 2 配布場所    |
| 3 その他必要事項 |

## 6 食料等の集積場所

-----生活支援部

調達した食料等の仕分け、分類が必要なために一時的に集積、保管をする場合は、原則次の施設とします。使用する施設は、被災状況及び被災者への効率的な供給の観点から選定します。

施設名	所在	集積する食料
市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1	仕分け、分類が必要な食料 外来救援食料等で、配分方法が決定していない食料 避難所などで保管することが適当でない認められる 食料
協定業者の施設	---	

## 7 炊き出しの実施、支援等

-----教育対策部

### (1) 炊き出しの実施

教育対策部は、避難所等の体制が整った段階で、必要に応じて炊き出しを行います。炊き出しは、一次避難所において、避難所運営委員会、自主防災組織、ボランティア、学校、自衛隊等の協力を得て行います。

なお、炊き出し時には、衛生管理に十分注意し実施します。

### (2) 炊き出しの支援

生活支援部は、炊き出しに必要な米穀、食材、資機材等を確保します。

米穀の調達は、協定締結団体等から行い、必要に応じて政府が保有する米穀を県に要請します。

## 8 食料等供給の費用と期間

-----  
災害救助法が適用された場合

- |      |  |
|------|--|
| 1 費用 | 食料等の供給を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。                               |
| 2 期間 | 災害発生の日から7日以内<br>ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。 |

第3章 応急対策計画  
第18節 食料等供給対策

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

食料調達に関する協定【4 - 9】

災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第19節 生活物資等供給対策

地震災害により生活物資（被服、寝具、その他生活必需品）の調達や支給が必要となります。発災直後は、備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて県への調達要請など市外部からの調達・救援物資を、物資配送拠点等において仕分けして、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、効率的に被災者へ支給します。

項 目	主 管 部	頁
1 生活物資等の支給の実施者		【風水害等-3-19-1】
2 生活物資等の供給対象者		【風水害等-3-19-1】
3 生活物資等の支給区分		【風水害等-3-19-2】
4 生活物資等の支給		【風水害等-3-19-2】
5 生活物資等の調達	生活支援部	【風水害等-3-19-3】
6 生活物資等支給計画		【風水害等-3-19-4】
7 生活物資等の集積場所		【風水害等-3-19-6】
8 生活物資等支給の期間		【風水害等-3-19-6】

### 1 生活物資等の支給の実施者

災害対策本部長（市長）は、被災者及び災害応急対策従事者に対して、生活物資等の支給を行います。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

### 2 生活物資等の供給対象者

生活物資等の対象者は、次に掲げる被災者等としますが、災害の状況や被災者の状況などを考慮して災害対策本部長（市長）が決定します。

- 1 避難所に避難している避難者
- 2 住家の被害状況により、日常生活に大きな支障をきたしている被災者
- 3 市内の旅行者または一時滞在者で、帰宅困難な被災者
- 4 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった被災者
- 5 災害応急対策に従事している者
- 6 その他、市長が認める者



### 3 生活物資等の支給区分

生活物資等の支給方法は、次のとおりです。

個人支給	被災者一人ひとりに支給するもの
世帯支給	世帯ごとに支給するもの
被害支給	被害の程度により支給するもの
配慮支給	乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者などに支給するもの

### 4 生活物資等の支給

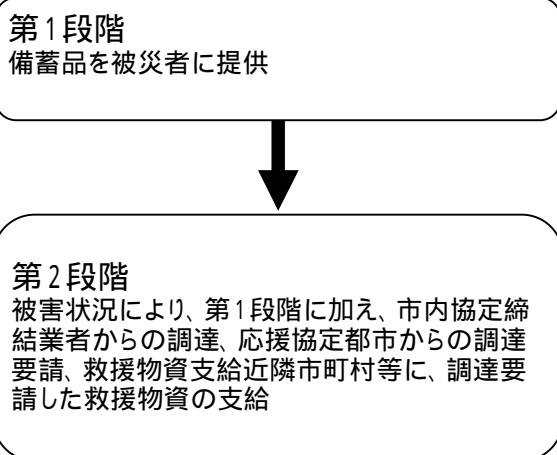
#### (1) 支給品目

生活物資等の支給品目は、おおむね次のとおりです。

支給品目	内容等
1 寝具	就寝に必要な最低限度の毛布等
2 衣料	洋服、肌着、下着など
3 日用品雑貨	タオル、石鹸、トイレットペーパー、おむつ、生理用品など
4 炊事用具	なべ、やかん、包丁、卓上コンロなど
5 食器類	茶碗、皿、箸など
6 光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯など
7 その他の物資	必要と認められるもの

#### (2) 支給の基本方針

災害が発生した時は、次の支給方針に基づき生活物資等の段階的な支給を行います。



5 生活物資等の調達

-----生活支援部

(1) 備蓄物資

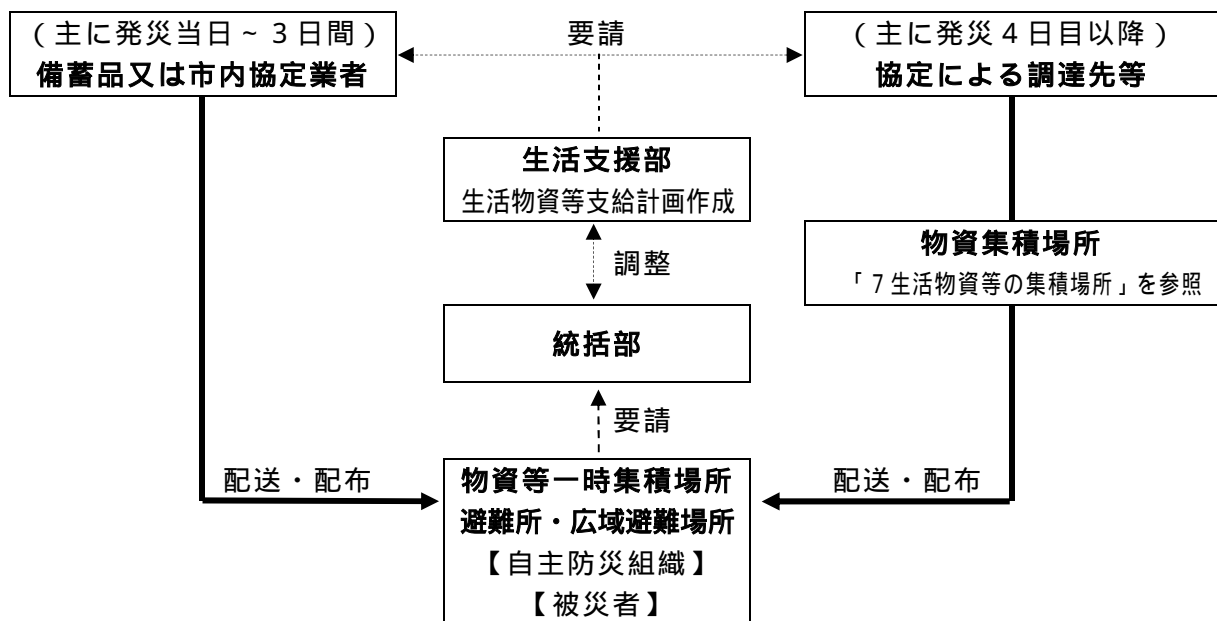
市における生活物資等の備蓄品は、次のとおりです。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 1 寝具  | 災害用毛布            |
| 2 日用品 | トイレトーパー、オムツ、生理用品 |

(2) 調達する生活物資等

- |                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 寝具、衣料、日用品雑貨、炊事用具、食器類、光熱材料、その他の物資 | 市と協定業者との災害時協定に基づく調達       |
|                                  | 県と協定業者との災害時協定の災害時協定に基づく調達 |
|                                  | 救援物資                      |

【生活物資等の調達から供給までの流れ】



6 生活物資等支給計画

-----生活支援部

(1) 生活物資等支給計画の作成

生活支援部は、統括部等からの被災状況、要請状況を調査し、生活物資等支給計画を作成し、物資等を支給します。

(2) 生活物資等の搬送

生活物資等を確保し、物資等集積場所、物資等一時集積場所への搬送は、生活支援部が行うことを基本とします。

生活支援部は、総務対策部及び県トラック協会県南サービスセンター等の協力を得て搬送を行うこととしますが、業者などから調達する生活物資等は、極力その業者に指定地までの輸送協力を依頼します。

ただし、具体的な搬送方法や搬送手段については、生活物資等支給計画によりますが、災害の状況に応じて適宜、最も適切な方法をとるものとします。

搬送区分	内 容
1 災害対策本部職員による搬送	生活支援部を中心とする、関係職員による直接搬送
2 自衛隊、応援自治体、協定団体等による搬送	「第3章23、24節 応援要請」等による、応援要請に基づく搬送
3 自主防災組織やボランティアによる搬送	自主防災組織への協力要請もしくは、災害ボランティアによる搬送

(3) 食料等の搬送との調整

生活支援部は、生活物資等の搬送を行うときは、他の物資搬送と調整し、効率的な搬送に努めます。

(4) 生活物資等の支給方法

被災者への生活物資等の支給は、生活支援部が次の生活物資支給拠点を設置して行うことを基本とします。また、支給の際は、男女のニーズの違いや、子育て家庭等のニーズに配慮して行います。

施設名	配布方法
各避難場所	地区対策本部員、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布を実施する。

(5) 周知及び広報

生活支援部及び統括部は、生活物資等支給計画を実施する場合は、広報車両などにより、被災者への周知を図ります。

- |  |
|--|
| <p>1 日時</p> <p>2 支給場所</p> <p>3 その他必要事項</p> |
|--|

## 7 生活物資等の集積場所

-----生活支援部

調達した生活物資等を仕分け、分類が必要なために一時的に集積、保管をする場合は、原則次の施設とします。使用する施設は、被災状況及び被災者への効率的な供給の観点から選定します。

施設名	所 在	集積する食料
市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1	仕分け、分類が必要な食料 外来救援食料等で、配分方法が決定していない食料 避難所などで保管することが適当でないと思われる 食料
協定業者の施設	---	

## 8 生活物資等支給の期間

災害救助法が適用された場合

期間 原則として災害発生の日から10日以内

### 関係資料

- 災害救助法施行規則【3 - 2】
- 災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】
- 防災倉庫設置場所一覧【4 - 5】
- 各防災倉庫備蓄品【4 - 6】
- 生活物資等調達に関する協定【4 - 7】
- 災害時応援協定一覧【10 - 8】

## 第20節 文教対策

大規模災害の発生時には、児童、生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員等の被害状況を把握し、学校教育の実施に万全を期するために教職員及び教育施設などの早期確保と応急教育の円滑な実施を図ります。

項	目	主管部	頁
1	児童、生徒の安全確保	教育対策部	【風水害等-3-20-1】
2	応急教育の実施		【風水害等-3-20-2】
3	学用品の調達・支給		【風水害等-3-20-3】
4	児童などの安全確保	救護対策部	【風水害等-3-20-4】
5	応急保育の実施		【風水害等-3-20-4】

### 1 児童、生徒の安全確保

-----教育対策部

災害時の児童、生徒の安全を確保するため、教育対策部は、市立小・中学校における応急対策計画を各学校の実情に応じてあらかじめ作成します。

災害が発生した場合、学校長は消防計画に定める学校災害対策本部等を設置して情報の収集などに努め的確な指揮にあたります。

#### 【安全確保対策の基本項目】

区分	内容
1 災害情報等の収集対策	施設の被害状況把握 教育委員会、災害対策本部、消防機関等への連絡方法など
2 防災活動	初期消火、救護、搬出活動の実施
3 児童等の安全確保対策	消防計画に基づく児童、生徒の安全確保対策 ガスの漏出、火災等の危険があるときの、安全な場所への避難誘導対策
4 下校時の危険防止対策	下校途中における危険防止対策
5 保護者への引渡し対策	学校での保護者に引き渡し及び一時保護対策
6 児童及び教職員等の安否確認対策	休日、夜間などに地震が発生した場合における、児童、生徒、教職員の安否確認対策
7 教職員の非常参集方法	教職員の非常参集対策
8 避難所運営の支援対策	避難所開設に伴う、地区対策本部及び避難所運営委員会への教職員等の支援体制

## 2 応急教育の実施

-----教育対策部

災害によって、通常の教育の実施が困難な場合は、応急教育を実施します。

応急教育の実施にあたっては、施設の被害状況、避難所としての使用状況、教職員、児童等の被災状況、地域内での応急復旧活動状況などを勘案して、教育委員会と学校長が協議した上で、教育長の判断に従って行います。

なお、応急教育の実施における児童、生徒への指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、被災により精神的に不安定に陥った児童、生徒の心のケア対策に十分留意します。

### (1) 応急教育の実施者

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 市立小・中学校   | 市教育委員会        |
| 2 県立学校、私立学校 | 県教育委員会、施設の設置者 |

### (2) 応急教育の区分

臨時休校	短縮授業	二部授業	分散授業	複式授業	合併授業
その他必要な措置					

### (3) 市立小・中学校における応急教育の実施場所

- |  |
|--|
| 1 各地域ごとに使用可能な校舎等の状況を把握し、安全な校舎等を応急教育実施場所として指定を行う。                               |
| 2 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要する場合や校舎などの施設が、全面的に避難所として使用されている場合は、県立高校の使用について県知事に要請を行う。 |
| 3 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要する場合や校舎などの施設が、全面的に避難所として使用されている場合は、応急仮設教室の設置を行う。         |

### (4) 市立小・中学校における教育再開への準備

教育施設の被災または避難所として使用していることにより授業が長期間にわたって中断することを避けるため、災害対策本部、教育委員会及び学校長は、次の項目についての応急対策等を実施します。

施設の被害箇所、危険箇所への応急修理	学校の相互利用の調整
代替え施設(公共施設)の利用調整	応急仮設教室の設置
教員の確保	学用品の確保
避難所の統合や廃止に向けての協力	

### 3 学用品の調達・支給

-----教育対策部

#### (1) 災害救助法が適用された場合

##### 支給対象者及び品目

- |         |  |
|---------|--|
| 1 支給対象者 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒 |
| 2 支給品目  | 被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物支給する。<br>教科書 文房具 通学用品 その他の学用品   |

##### 費用及び期間

- |      |  |
|------|--|
| 1 費用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・教科書<br/>教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会又は、市教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</li><li>・文房具及び通学用品<br/>原則として「災害救助法施行細則による救助の程度等」による。</li></ul> |
| 2 期間 | 災害発生の日から1箇月以内（文房具及び通学用品については、15日以内）<br>ただし、災害応急対策上必要があると認める場合は、期間を超えて給与を実施することができる。  |

#### (2) 災害救助法が適用されない場合

災害の規模、被害の程度により災害救助法に準じて教育委員会が別に定める基準により支給します。

#### 4 児童などの安全確保

-----救護対策部

保育所などの管理下において災害が発生したときは、施設長（代理者を含む）は、児童の安全確保を行います。

また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導するとともに、保護者への引渡しや園児の一時保護を実施して、園児等の安全確保を実施します。なお、市立保育園における避難対策は、市立小・中学校に準じます。

#### 5 応急保育の実施

-----救護対策部

救護対策部は、施設長と協議し応急保育の実施を検討します。なお、実施にあたっては、保護者等の意向を確認して行うものとします。

#### 関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

市立小中学校・県立高等学校一覧【10 - 9】

市内保育所等一覧【10 - 10】



## 第21節 道路交通対策

大規模災害の発生時には、被災者、避難者、物資の輸送など、様々な種類の緊急輸送が必要となります。これらの輸送を迅速・適切に行い、災害対策活動を円滑に実施するため、次のような措置を講じます。

項	目	主 管 部	頁
1	交通情報の収集、道路規制	土木対策部	【風水害等-3-21-1】
2	交通規制に関する措置		【風水害等-3-21-2】
3	緊急輸送道路の確保		【風水害等-3-21-3】
4	道路等の障害物除去		【風水害等-3-21-5】
5	緊急通行(輸送)車両の確認申請	総務対策部	【風水害等-3-21-6】

### 1 交通情報の収集、道路規制

-----土木対策部

#### (1) 情報収集、交通輸送計画

土木対策部は、大和警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達します。

特に、緊急輸送道路の状況については、大和警察署、関係機関と密接な連絡を取ります。また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡します。

#### (2) 関係機関への通報

土木対策部は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、市の管理する道路、橋りょう等の損壊箇所について、災害対策本部へ連絡するとともに、県厚木土木事務所東部センター、大和警察署及び関係機関に速やかに通報します。

また、国道、県道の損壊箇所について、各道路管理者、大和警察署等から情報収集に努め、収集した情報は、速やかに総務対策部及び関係機関へ通報します。

2 交通規制に関する措置

-----土木対策部

道路管理者、県公安委員会、大和警察署は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、もしくは危険が予想されるとき、または緊急輸送道路等の確保の必要があるときは、関係機関と連絡を取り、速やかに必要な規制を行います。

(1) 交通規制の実施者

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、後退させることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	道路交通法第6条 または第75条の3
道路管理者	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。	道路法第46条

(2) 交通規制の実施等

大和警察署は、交通規制の要員確保や装備資機材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努めます。

土木対策部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努めます。

(3) 交通規制の周知

大和警察署は、交通規制を行ったときは、規制内容を立て看板、広報車両、報道機等を利用して一般に周知します。土木対策部は、必要に応じて交通規制広報の協力を行います。

### 3 緊急輸送道路の確保

-----土木対策部  
土木対策部は、市域の緊急輸送道路の状況を把握し、交通規制や啓開（障害物除去）作業により緊急輸送道路を県指定道路（第1次及び第2次）、市指定道路の順番で確保します。なお、市指定緊急輸送道路補完道路では、被害状況等により迂回の措置を講じます。

#### 第1次・第2次緊急輸送道路

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 （東名高速）		市内全線
	県道 22 号	横浜伊勢原	市内全線
	県道 40 号	横浜厚木	市内全線
	県道 45 号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道 42 号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道 913 号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道 1629 - 1 号線交点～県道 42 号交点
	市道 1629 - 1 号線		県道 40 号交点～県道 45 号交点
	市道 1629 - 2 号線		藤沢市境～県道 45 号交点

第3章 応急対策計画  
第2.1節 道路交通対策

市指定緊急輸送道路補完道路

	路線名	区間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号(横浜厚木)～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
12	市道913-3号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号(藤沢座間厚木)交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
17	市道950号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
18	県道406号(吉岡海老名)	市道950号線交点～市道1649-1交点
19	市道980号線	全線
20	市道1649-1	県道406号(吉岡海老名)交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線交点～市道1404号線交点

市指定緊急輸送道路補完道路については、道路等の被害状況により迂回路等の措置を行います。

#### 4 道路等の障害物除去

-----土木対策部

##### (1) 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とします。

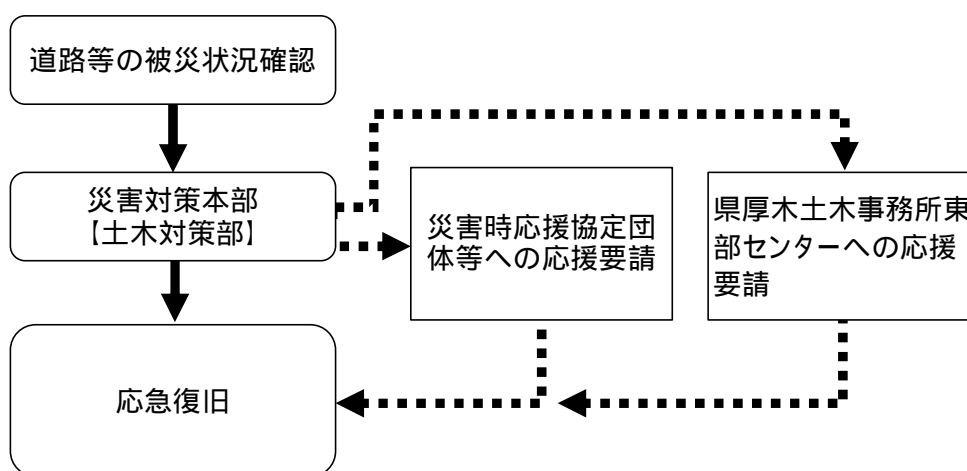
##### (2) 応急復旧措置

土木対策部は、市の管理する道路について災害時応援協定団体と協力し、緊急輸送道路等を優先して、道路の障害物除去（啓開）作業を行います。

なお、具体的な措置は、「第3章 第23節 障害物の除去対策」の定めとします。

##### (3) 経費

道路等の応急復旧に要した費用は、原則として当該道路管理者の負担とします。



## 5 緊急通行（輸送）車両の確認申請

-----総務対策部

### (1) 緊急通行（輸送）車両

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制または制限を行ったとき、緊急通行（輸送）車両の確認（確認標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があります。

- 1 地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの。
- 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの。
- 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの。
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの。
- 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの。
- 6 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの。
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの。
- 8 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- 9 その他災害発生の防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの。

### (2) 緊急通行（輸送）車両の事前届出

総務対策部は、緊急通行（輸送）車両として使用する予定のある車両について、災害応急対策活動の迅速な対応を行うため、あらかじめ県公安委員会（県警本部）に事前届出を行い、「緊急（輸送）車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受けておきます。

### (3) 緊急通行（輸送）車両確認証明書及び確認標章の交付

総務対策部は、災害の発生により交通規制等が行われたとき、または規制が開始される前に、事前届出済の車両については、直ちに大和警察署等（各警察署、交通検問所、県警交通規制課、交通部三隊、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所）に「緊急通行（輸送）車両事前届出済証」を提出し、「緊急通行（輸送）車両確認証明書及び確認標章」の交付を受け、各車両の前面に掲出して通行します。

#### 関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

綾瀬市における緊急輸送道路一覧【5 - 1】

災害復旧工事等業務協定書【9 - 2】

災害時における応急対策等の協力に関する協定【9 - 3】

## 第2.2節 緊急輸送対策

大規模な災害時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など緊急輸送需要が発生します。

これらの輸送を迅速かつ適確に行い、応急対策活動を円滑に進めます。

項 目	主 管 部	頁
1 車両の配車及び燃料の確保	総務対策部 生活支援部	【風水害等-3-22-1】
2 緊急輸送の実施	生活支援部	【風水害等-3-22-2】
3 物資等集積場所		【風水害等-3-22-4】
4 臨時ヘリポートの開設	消防部	【風水害等-3-22-5】

### 1 車両の配車及び燃料の確保

-----総務対策部、生活支援部

総務対策部は、必要な車両の確保、配車及び燃料の調達を行います。

市で保有する車両のみでは不十分と認めるときは、生活支援部は災害時協定団体等及び県に対し、車両及び人員の応援要請を行います。

#### (1) 要請による車両の調達

車両種類	機 関 名	区 分
バ タ ク シ ー 乗 用 車	神奈川中央交通(株)綾瀬営業所	指定地方公共機関
	相鉄バス(株)綾瀬営業所	指定地方公共機関
	(株)ユタカトラベル	災害時応援協定
	(有)つゆきタクシー	災害時応援協定
貨物自動車	(一社)県トラック協会県南サービスセンター	災害時応援協定
特殊自動車	(一社)綾瀬市建設業協会・綾瀬市土木協会 ・綾瀬市造園業協会	災害時応援協定
	(一社)県トラック協会県南サービスセンター	災害時応援協定

(2) 県等への調達要請

種類	要請先
バス 乗用車 特殊車両	県保有のもの
	関東運輸局
	特殊車両等保有業者に対する協力要請
ヘリコプター	県警察及び自治体保有のもの
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部など
	災害時協力要請に関する協定に基づく民間会社

(3) ボランティアの協力

個人、団体等の輸送関係者への協力要請。

(4) 車両の待機場所

緊急輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、市庁舎及び市民スポーツセンター駐車場に待機します。このため、市庁舎及び市民スポーツセンター駐車場は、大規模災害発生の場合、一般車両駐車禁止の措置を取ります。

(5) 車両の管理

車両（公用車）の管理は、調達・配車に関しては総務対策部が管理します。配車担当は、車両の使用状況を常に把握し、適正な配車を行います。なお、災害時協定団体等から配車された車両を含め、配車後の車両管理は各部が実施します。

2 緊急輸送の実施

-----生活支援部

(1) 輸送計画の作成

生活支援部は、被害状況や道路規制の状況等を考慮し、緊急輸送計画を作成し、輸送等を実施します。

関係各部は、配車を受けて分担された輸送活動を行いますが、不足するときは生活支援部にその旨を連絡します。

生活支援部は、輸送車両の不足が生じた場合は、応援協定団体等に要請を行い、必要な車両を確保に努めます。

輸送区分	輸送先
飲料水	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
食料、生活物資	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
仮設トイレ	避難場所(避難所、広域避難場所など)、医療機関等
医薬品、医療資機材	応急救護所



(2) 輸送対象の想定

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況等に応じ、以下のように定めます。

第1段階(発災直後～3日目)

救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品、人命救助に要する

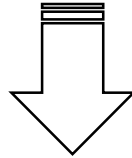
人員、物資

消防、水防活動等被害の拡大のための人員及び物資

政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な要員・物資等

後方医療機関へ搬送する負傷者等

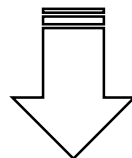
緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に



第2段階(4日目以降)

上記第1段階の続行

食料、水等生命の維持に必要な物資



第3段階(7日目以降)

上記第2段階の続行

災害復旧に必要な人員及び物資

### 3 物資等集積場所

-----生活支援部

#### (1) 物資等集積場所の設置

生活支援部は、備蓄物資では不足し業者等から調達するとき、または県、他市町村からの救援物資の受入れのため、必要に応じて物資等集積場所を開設します。

物資等集積場所では、ボランティア等の協力を得て、物資の受入れ、仕分け、一時保管等を行います。

区 分	施 設 名	所 在 地
物資等集積場所	市民スポーツセンター 屋外運動場、体育館	綾瀬市深谷上 3-6-1
	協定業者の施設	---
運送用車両基地	市民スポーツセンター駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1 ほか
	綾瀬市役所	綾瀬市早川 550

#### (2) 車両への表示

応急対策に従事する公用車及び要請を受けた関係車両は、次の表示をします。

市の公用車	「災害対策用車両」 緊急通行車両については、18節に定める標章
-------	------------------------------------

要請車両など	「災害緊急輸送」若しくは「緊急物資輸送車」
--------	-----------------------

#### 4 臨時ヘリポートの開設

-----消防部

消防部は、災害対策本部の指示に基づき、ヘリポートを使用する機関と連携して臨時ヘリポートを開設します。

ヘリポートの開設に備え、事前に臨時離着陸場及び周辺地域の被害状況等を把握し、必要な措置を講じておきます。

名 称	所 在 地	離着陸場の規模	座 標
市民文化センター 第2駐車場（南側）	綾瀬市葉早川463	45m × 50m	北緯35°25' 59" 東経139°25' 43"
落合小学校グラウンド	綾瀬市落合北3-10-1	110m × 60m	北緯35°25' 15" 東経139°26' 04"
天台小学校グラウンド	綾瀬市寺尾台1-3-1	70m × 80m	北緯35°27' 24" 東経139°25' 03"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上3-6-1	16m × 16m	北緯35°26' 38" 東経139°25' 40"
海上自衛隊厚木基地滑走路	綾瀬市無番地	45m × 54m	北緯35°27' 01" 東経139°26' 59"

落合小学校及び天台小学校は避難所を兼ねている。

#### 関係資料

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書【5 - 2】

神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱【5 - 3】

綾瀬市保有車両一覧【5 - 4】

地震防災応急措置要領 - 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【5 - 5】

防災規則 相鉄バス(株)【5 - 6】

## 第23節 障害物の除去対策

大規模災害による浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の破損によって発生した障害物は、住民の生活に支障や危険を及ぼすこととなります。

そのため、災害応急活動対策を円滑に実施するために、道路、河川等を閉塞している障害物の速やかな除去に努めます。

項 目	主 管 部	頁
1 道路等の障害物の除去	土木対策部	【風水害等-3-23-1】
2 河川等の障害物の除去		【風水害等-3-23-2】
3 住家に係る障害物の除去		【風水害等-3-23-3】
4 がれき等の処理	生活支援部	【風水害等-3-23-4】

### 1 道路等の障害物の除去

-----土木対策部

#### (1) 実施機関

道路等にある障害物の除去は、原則としてその施設管理者が行います。

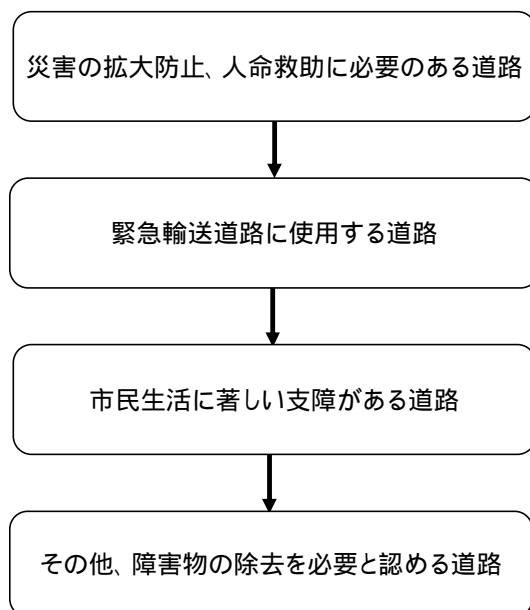
#### (2) 障害物除去の対象

- 1 市民の生命、財産等を保護するため、速やかに除去を必要とする場合
- 2 交通の安全及び輸送を確保するため、速やかに除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から、速やかに除去を必要とする場合

#### (3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体、他の道路管理者等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限で応急的な除去に限る。
- 3 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

(4) 除去の優先順位



2 河川等の障害物の除去

-----土木対策部

(1) 実施機関

河川等にある障害物の除去は、原則としてその河川管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

- 1 河川の溢水防止
- 2 緊急な応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合
- 3 その他、公共的立場から、速やかに除去を必要とする場合

(3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体、他の河川管理者等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

### 3 住家に係る障害物の除去

-----土木対策部

#### (1) 実施機関

災害により住家またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物が発生した場合、災害対策本部長（市長）は、その障害物の除去を実施します。

なお、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が行います。

#### (2) 障害物除去の対象

- 1 自らの資力を持ってしては、当該障害物を除去することができない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれている、または敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合
- 3 当面の日常生活が営めない状態にある場合（別宅等で営める場合は対象外）
- 4 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたもの

#### (3) 除去の方法

- 1 市の所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害応援協定団体等の協力を得て行う。
- 2 障害物の除去は、原状復旧でなく応急的な除去に限る。
- 3 障害物の除去は、事後の復旧対策に支障がないように配慮する。

#### (4) 障害物除去の期間

災害救助法が適用された場合は、その定めにより災害発生の日から10日以内に完了するものとします。

なお、期間内以降においても障害物の除去の必要がある場合は、県知事に申請を行います。

災害救助法の適用のない場合は、災害救助法に準じて実施します。

#### 4 がれき等の処理

-----生活支援部  
災害により発生した建築物等の焼却灰、木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理します。

##### （1）建物の解体

建物の解体は、所有者が行うことが原則です。

ただし、被害の状況や規模によっては、東日本大震災の時と同様に特別措置を講ずるよう県知事に協力を要請し、知事と共に国へ要請します。

##### 特別措置が適用された場合

- 1 解体、撤去の実施方法の検討
- 2 解体、撤去の対象とする家屋の範囲や、状況に応じた優先順位の決定
- 3 解体、撤去の協力要請する団体等と単価などの調整
- 4 その他、必要とされる事項

上記の内容を県と協議して実施します。

##### （2）がれきの撤去

がれきの撤去は状況に応じて、個人住宅や一部の中小事業所に限り、生活支援部が申請を受け、民間業者等に作業を委託します。その他の建物については、業者のあっ旋、作業の指導等を行います。

##### （3）周知・受付

生活支援部は、解体・撤去の概要等を広報し、希望者を避難所や被災者相談窓口等で受け付けます。

##### （4）処理計画の策定

生活支援部は、災害の状況に応じてがれきの発生量を推定し、がれき処理実施計画を策定し、処理を実施します。

(5) 仮置き場の設置

生活支援部は、次の種類を参考に仮置き場を設置します。

仮置き場では、周囲の環境に十分配慮し、火災対策や散水によるほこり対策等を講じます。なお、仮置き場には、原則として、廃木材、コンクリートがら、金属くず、その他の4区分による分別を徹底して搬入します。

仮置き場の種類 (設置時期)	目的	搬入対象物
第一仮置き場 (第一段階)	輸送効率を高めるためのもの (設置当初は道路啓開用)	緊急輸送道路 障害物 除去 がれき
第二仮置き場 (第二段階)	輸送効率を高めるための積替基地	倒壊建物除去 がれき
第三仮置き場 (第三段階)	中間処理施設及び再利用施設が円滑に 機能するまでの暫定的な貯留施設 輸送 効率を高めるための積替基地	倒壊建物除去 がれき

(6) 分別・減量化・再利用等

がれきの発生地においては、可能な限り分別するほか、減量化及び再利用の促進、有害物質の適正処理等を徹底するよう指導します。

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

災害復旧工事等業務協定書【9 - 2】

地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【9 - 4】



## 第24節 警備対策

大規模災害の発生時には、県警察を中心に、市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取締り並びに被災地の治安維持活動を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 災害警備体制の確立	県警察 大和警察署	【風水害等-3-24-1】
2 災害応急対策活動		【風水害等-3-24-1】
3 防犯パトロール	生活支援部 消防部 自治会	【風水害等-3-24-2】

### 1 災害警備体制の確立

-----県警察・大和警察署

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

- (1) 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県災害警備本部を、警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。
- (2) 県警察は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

### 2 災害応急対策活動

-----県警察・大和警察署

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

- (1) 警報等の伝達
 

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行います。また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力します。
- (2) 情報の収集・連絡
 

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

(3) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施するとともに、各防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

(5) 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

(7) ボランティア等の連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

### 3 防犯パトロール

-----生活支援部、消防部、自治会

消防部及び自治会等は、放火・窃盗、その他の犯罪防止のため、避難所及び被災地における防火・防犯巡回パトロールを行います。

また、生活支援部は、状況に応じて防犯協会等に対して、防犯活動への協力を要請します。

## 第25節 ライフライン等の応急対策

災害が発生したときは、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行います。

項	目	主管部	頁
1	情報連絡体制の確保	事務局	【風水害等-3-25-1】
2	応急対策活動拠点		【風水害等-3-25-2】
3	上水道の応急対策	県水道営業所 土木対策部	【風水害等-3-25-2】
4	下水道の応急対策	土木対策部	【風水害等-3-25-3】
5	電気の応急対策	東京電力パワーグ リッド(株)	【風水害等-3-25-4】
6	ガスの応急対策	東京ガス(株) LPガス事業者	【風水害等-3-25-5】
7	通信関係の応急対策	関係事業者	【風水害等-3-25-6】
8	バス会社の安全措置	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	【風水害等-3-25-10】

### 1 情報連絡体制の確保

-----事務局

ライフライン関係機関及び市災害対策本部は、情報連絡を密に行い、情報の共有化に努めるとともに、相互協力によって円滑な応急対策実施のための連携体制を確保します。

#### (1) 情報連絡

ライフライン関係機関は、市災害対策本部へ適宜状況報告を行います。

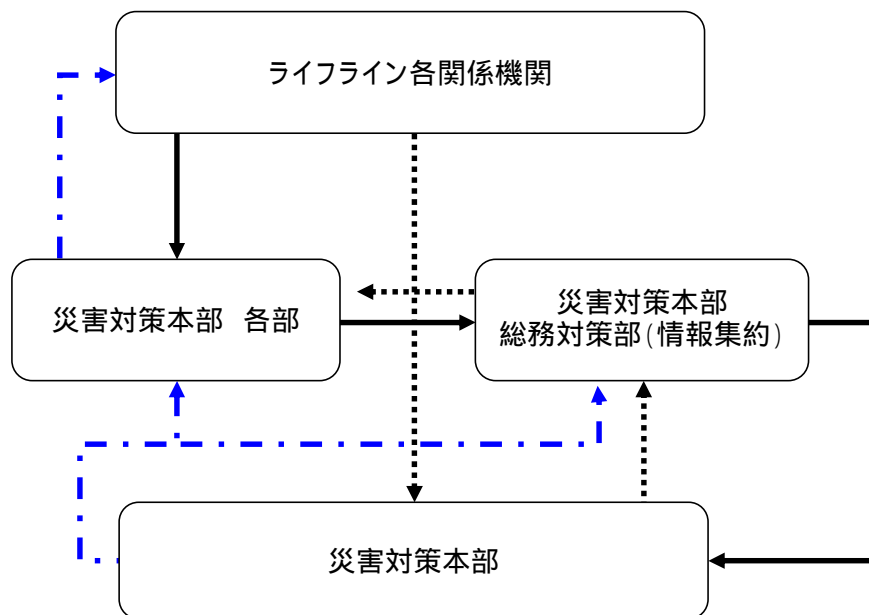
- 1 各関係機関の施設被害状況
- 2 各関係機関における応急対策の状況
- 3 各関係機関の施設復旧の見通し。

(2) 応急対策活動の協議

市災害対策本部は、ライフライン関係機関に情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて、応急対策活動について協議を行います。

ライフライン関係機関は、応急復旧に関する活動状況等について報道機関等を通じて市民に発表する場合には、情報の一元化のために市災害対策本部（総務対策部）にその内容を通知します。

災害対策本部各部は、「第3節 情報の収集伝達」の定めにより、情報等は総務対策部へ報告し、情報の一元化に努めます。



2 応急対策活動拠点

ライフライン事業者等の活動拠点は、次の施設とします。

名 称	所 在 地
市民文化センター 第2駐車場（北側）	綾瀬市早川475

3 上水道の応急対策

-----県企業庁海老名水道営業所・土木対策部  
 県企業庁海老名水道営業所は、災害対策本部（土木対策部）と連携して水道施設の被災状況を把握し、配水調整等により断水区域の減少に努めます。

また、被害施設はその重要度にしたいがい、総力を上げて短期間での復旧を実施します。

(1) 応急対策

県企業庁海老名水道営業所は、職員の動員確保、情報連絡体制や応援体制を確立し、配水施設、管路、工事現場等の点検、被害調査を行うとともに必要な応急措置を行います。

(2) 復旧対策

県企業庁海老名水道営業所は、市民に対して災害対策本部と連携して破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて、民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行います。

また、土木対策部は、民間工事業者の協力を得て医療施設、福祉施設、避難所等の給水装置の復旧対策を行います。

- 1 配水池、ポンプ所等の施設の復旧
- 2 管路の復旧、配水調整（断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら優先施設から順次復旧）
- 3 資機材等の調達
- 4 給水装置の復旧（医療施設、福祉施設、避難所等を優先）

4 下水道の応急対策

-----土木対策部

災害が発生したときは、下水道施設の被災状況を把握します。また、下水道施設が被災したときは、速やかに応急復旧を行います。

(1) 応急対策

污水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、災害時応援協定団体等と連携して応急対策を実施します。

- 1 下水道施設被害による道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。
- 2 污水管渠は、污水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- 3 多量の塵芥等による管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。
- 4 処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 5 処理施設が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。

(2) 復旧対策

土木対策部は、市民に対し破損箇所、注意事項、復旧作業状況等の広報を行うとともに、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行います。

## 5 電気の応急対策

-----東京電力パワーグリッド(株)

災害により電力施設に災害があった場合、二次被害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対する電力供給を確保します。

### (1) 基本方針

#### ア 非常災害対策本部（支部）の設置

非常災害対策神奈川総支社本部の発令に伴い、非常災害対策相模原支部を設置します。

#### イ 電力供給継続の原則と危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

#### ウ 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施します。

#### エ 関係機関との連携

市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行います。

### (2) 応急対策

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事と関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施します。

イ 設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施します。

ウ 特に防災上の重要となる施設（原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他）に対しては優先的に送電します。

エ 被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は他都県当社社員あるいは工事会社の協力得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施します。

### (3) 広報対策

#### ア 電気による二次災害防止の注意喚起

避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切る。

感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等）

漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない）。

電気器具のコンセントを抜く。

#### イ その他被害状況及び復旧見通し等の広報

## 6 ガスの応急対策

-----東京ガスネットワーク㈱、LPガス事業者

### (1) 東京ガスネットワーク㈱の応急対策

#### ア 情報の収集

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握します。

#### イ 災害時における応急工事

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し、二次災害の発生を防止します。

#### ウ 危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

#### エ 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行います。

##### (ア) 高・中圧導管の復旧作業

区間遮断

漏えい調査

漏えい箇所の修理

ガス開通

##### (イ) 低圧導管の復旧作業

閉栓作業

復旧ブロック内巡回調査

被災地域の復旧ブロック化

復旧ブロック内の漏えい検査

本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理

本支管混入空気除去

灯内内管の漏えい検査及び修理

点火・燃焼試験（給排気設備の点検）

開栓

#### オ 広報活動

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

### (2) LPガス事業者の応急対策

災害発生時、神奈川県LPガス協会県央支部は、速やかに顧客の被害状況把握を行い、二次災害発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努めます。

また、市から応急対策への協力要請があった場合には、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難所へのLPガス供給等の協力を行う。

## 7 通信関係の応急対策

-----日本郵便(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部  
(株)NTTドコモ、KDDI(株)

通信関係の各機関は、災害時における通信の途絶を防止するため各種通信設備の確保、復旧等についての応急対策を実施します。特に東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害時に最優先で市をはじめとする防災関係機関並びに医療機関、避難施設の相互通信を確保するとともに、被害が同時多発的に発生する事態に備えます。

### (1) 活動体制

市域で災害による被害が発生し、市災害対策本部を設置したときは、通信関係の各機関は災害対策本部等を設置し、市、県及び関係機関との連絡調整を行います。

### (2) 応急対策

各機関の災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行うとともに、重要通信の確保、通信の途絶防止等の対策を行います。

日本郵便(株)

ア 非常参集

イ 非常災害対策本部等の設置

会社の業務運行に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には非常対策本部等を設置する。

非常災害対策本部等は関係機関等と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、次の業務を行います。

通信手段の確保

災害に関する情報の収集及び伝達

災害の拡大防止活動

救助・救護及び消火活動

避難活動

施設及び設備の応急復旧活動

災害時における広報活動

災害時における郵便業務の確保

災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策

災害復旧・復興



東日本電信電話(株)神奈川事業部

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

気象情報、災害予報等  
電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況  
当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況  
被災設備、回線等の復旧状況  
復旧要員の稼働状況  
その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。  
通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般電話の利用状況に応じて必要な範囲で通話の利用制限を行う。  
防災関係機関等の通信を優先的に確保する。(災害時優先電話)

エ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

地震災害時に電話通信が困難な場合、行政側にて事前設置済の災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとする。また、利用の際は東日本電信電話(株)神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知する。

オ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

大規模災害の発生等により、電話がふくそうした時に東日本電信電話(株)の判断により提供されます。提供開始時期は、東日本電信電話(株)で決定し、テレビ・ラジオ等で周知されます。

(株)NTTドコモ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

気象情報、災害予報等  
電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況  
当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況  
被災設備、回線等の復旧状況  
復旧要員の稼働状況  
その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。  
通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。  
非常、緊急通話は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施工規則第55条の定めるところにより、一般の通話に優先して取り扱うこと。

エ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努めます。

KDDI(株)

ア 通信疎通の管理、制御等

電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、通信ルートの変更措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施します。

イ 災害対策本部の設置、活動

通信サービスの確保と応急復旧措置を組織的、統一的かつ緊急に実施するため、本社に災害対策本部を設置します。

同本部は、関係要員を招集し、ネットワーク、営業、管財、管理、広報及び救護等の対策組織の編成後、災害対策本部長の指揮のもと、防災機関との連絡調整、応急復旧活動等の応急復旧対策を行います。

ウ 災害対策用資機材の配備

災害対策用資機材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、移動無線設備、移動無線中継車を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食料等を貯蔵しています。

エ 通信サービスの利用制限

通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合があります。

(3) 復旧対策

東日本電信電話(株)神奈川事業部、(株)NTTドコモ

ア 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計します。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力します。

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除く。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

KDDI(株)

ア 復旧工事の計画

(ア) 応急復旧工事

被災した国際通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施します。

(イ) 原状復旧工事

被災した国際通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施します。

(ウ) 本復旧工事

被害の再発を防止し、設備機能の充実または改善を施した本格的な復旧工事を実施します。

イ 復旧の順位

復旧工事にあたっては、国際通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施します。

8 バス会社の安全措置

-----神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)  
 各バス会社は、災害時に次の安全措置を講じます。

措 置	対 策
運行中止	危険箇所(堀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等)を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗客救護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗客の避難誘導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。
車両処置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会社等への連絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

関係資料

- 地震防災応急措置要領 - 神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【5 - 5】
- 防災規則 - 相鉄バス(株)【5 - 6】
- 神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画【7 - 1】
- 東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策【7 - 2】
- 東京ガスネットワーク(株)の防災業務計画(抜粋)【7 - 3】
- 災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書【7 - 4】
- 災害時における応急対策等の協力に関する協定【9 - 3】

## 第26節 応援要請（国、県、市）

大規模な災害が発生した場合、市災害対策本部長（市長）は、応急対策や復旧対策を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、国及び県の関係各機関に災害応援要請を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 国及び神奈川県知事への応援要請	総務対策部 消防部	【風水害等-3-26-1】
2 相互応援協定締結都市への応援要請	総務対策部	【風水害等-3-26-2】
3 地方公共団体への応援要請		【風水害等-3-26-3】
4 派遣隊の受入		【風水害等-3-26-4】

### 1 国及び神奈川県知事への応援要請

-----総務対策部、消防部  
災害対策基本法に基づく関係行政機関への応援協力項目は、次のとおりです。

#### （1）応援要請項目

要請先	要 請 項 目	根拠法令等
指定地方行政機関又は指定公共機関の長	職員の派遣要請、派遣	災害対策基本法第29条
神奈川県知事	指定公共機関及び指定地方行政機関職員の派遣のあっ旋	災害対策基本法第30条
	応援の求め又は災害応急対策の実施要請	災害対策基本法第68条 災害対策基本法第70条
	河川法第22条の規定に基づく、洪水時等における緊急措置の実施要請	
	道路法第68条の規定に基づく、非常災害時における土地の一時使用等	
	土地改良法第120条の規定に基づく、災害時における土地の一時使用等	
	感染予防法第27条の規定に基づく、防疫措置の実施要請	
	自衛隊法第83条の規定に基づく、災害出動要請	消防組織法第44条
緊急消防援助隊に対する出動要請		

（2）応援要請の手続

災害対策本部長（市長）は、応援要請を行う場合、次の項目を明らかにして、口頭、電話、またはその他の連絡手段により要請を行い、後日、速やかに文書による要請事項を送付します。

応援要請の場合

1	被害状況
2	応援要請内容
3	品目及び数量
4	応援を受ける場所
5	応援を受ける場所への経路
6	応援期間
7	その他必要な事項

職員の派遣の場合

1	派遣要請（あつ旋）の理由
2	派遣要請（あつ旋）する職員の職種及び人員
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他勤務条件
5	その他必要な事項

（3）派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び市町村からの派遣職員に対する経費負担は、災害対策基本法施行令18条に基づき行います。

2 相互応援協定締結都市への応援要請

-----総務対策部

災害による被害が、広域かつ甚大なものとなった場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行います。

（1）応援の種類

- 1 救出救護及び医療
- 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供
- 3 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員及び車両の提供
- 4 被災者の一時保護のための施設への受入れ
- 5 その他、特に要請があった事項

（2）応援要請の手続

応援要請を行う場合は、次の項目を明らかにして文書により応援要請を行います。  
ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、またはその他の連絡手段により要請を行い、後日、速やかに文書による要請事項を送付します。

- 1 被害状況
- 2 応援要請内容
- 3 品目及び数量
- 4 応援を受ける場所
- 5 応援を受ける場所への経路
- 6 応援期間
- 7 その他必要な事項

（3）応援措置に対する経費負担

応援措置に要した経費は協定で定めるとおりとしますが、原則綾瀬市の負担とします。

3 地方公共団体への応援要請

-----総務対策部

（1）応援の基準

大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するために他の市町村の応援が必要と認められた場合は、災害対策基本法67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求めます。

（2）応援に従事する者の指揮

応援に従事する者は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に行動します。

（3）応援の要請手続

応援要請の手続きは、上記「2 相互応援協定締結都市への応援要請」に準じて行います。

（4）応援措置に対する経費負担

応援措置に要した経費は、災害対策基本法第92条に基づき綾瀬市の負担とします。

第3章 応急対策計画

第26節 応援要請（国、県、市）

4 派遣隊の受入

-----総務対策部

派遣要請等により、派遣の決定がされた場合の受入れ施設は、次のとおりとします。

施設名	所在地	連絡先
綾瀬市中央公民館	綾瀬市深谷中1-3-1	0467-77-8181 252

は市防災行政用無線(地域系)呼出し番号

関係資料

災害時における相互応援協力に関する協定【9 - 1】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】



## 第27節 応援要請（自衛隊）

大規模な災害が発生した場合、人命または財産の保護のため自衛隊の災害派遣の必要があると災害対策本部長（市長）が認めた場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、神奈川県知事に対して派遣要請を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 自衛隊への派遣要請	総務対策部	【風水害等-3-27-1】
2 災害派遣要請の手続		【風水害等-3-27-3】
3 災害派遣部隊の受入体制		【風水害等-3-27-4】
4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収		【風水害等-3-27-5】
5 経費の負担		【風水害等-3-27-6】

### 1 自衛隊への派遣要請

----- 総務対策部

自衛隊への派遣要請基準は、概ね次のとおりです。

#### （1）派遣要請の基準

派 遣 方 法	要 請 基 準				
県知事に対する派遣要請 (災害対策基本法第68条の2第1項)	地震災害の発生した場合や、発生するおそれのある場合、人命または財産の保護のため応急措置を実施する必要があり、綾瀬市災害対策本部及び防災関係機関での動員では不可能と綾瀬市災害対策本部長（市長）が認めたとき。				
県知事に対する派遣要請によらない派遣 (災害対策基本法第68条の2第2項)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td>災害対策本部長（市長）は通信の途絶等により神奈川県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>災害状況が急を要し県知事の要請を持っては時機を失すると認められる場合</td> </tr> </table>	1	災害対策本部長（市長）は通信の途絶等により神奈川県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合	2	災害状況が急を要し県知事の要請を持っては時機を失すると認められる場合
1	災害対策本部長（市長）は通信の途絶等により神奈川県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合				
2	災害状況が急を要し県知事の要請を持っては時機を失すると認められる場合				

県知事に対する派遣要請を行った場合、災害対策本部長（市長）は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知します。なお、通知した旨を速やかに神奈川県知事に通知します。

県知事に対する要請によらない派遣について（以下、「緊急派遣要請」といいます。）は、災害の状況を管轄する部隊に通報連絡を行います。

緊急要請を行った場合、災害対策本部長（市長）は、速やかにその旨を神奈川県知事に通知します。

第3章 応急対策計画  
第27節 応援要請（自衛隊）

（2）派遣要請の範囲

項目	活動内容
1 被害状況の把握	車両、船舶及び航空機等状況に適した手段による偵察
2 避難の援助	避難者の誘導や移送など
3 遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者及び負傷者等の搜索、救助
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作り、運搬及び補修
5 消防活動	大火災の発生に伴う消防機関への協力
6 道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除
7 応急医療、救護	負傷者の応急処置、救護
8 防疫・病虫防除の支援	大規模な感染症などの発生に伴う応急防疫など（薬剤等は県または市が準備） 入浴支援
9 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合における緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機の場合は特に緊急を要する場合に限る）
10 炊飯及び給水の支援	緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合
11 救援物資の無償貸与または譲渡	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による無償貸与及び譲渡等 ただし、譲渡は県市町村その他公共機関の救助が受けられずとうがい物品の譲渡を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
13 その他	市長が認め、自衛隊の能力で対応可能な業務

2 災害派遣要請の手続

-----総務対策部

(1) 県知事に対する派遣要請

項 目	内 容
1	派遣要請者 災害対策本部長（市長）
2	要請先 県知事（神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課）
3	要請方法 次の項目を明記して文書をもって行う。緊急の場合は、電話等で要請を行った後、速やかに文書を提出する。
	災害の状況及び派遣を要請する理由
	派遣希望期間
	派遣希望区域及び活動内容
	要請責任者氏名
	派遣時における特殊携行装備または作業種類
	派遣地への最適経路
連絡場所及び現地責任者の氏名、標識、誘導地点とその表示	
その他、参考となるべき事項	

(2) 要請先

要請先	連絡番号	
県危機管理防災課	県防災行政通信網	9-400-9301
	N T T 電話（勤務時間内）	045-210-3430
	N T T 電話（勤務時間外）	045-210-3456
	県防災行政通信網FAX	9-400-9293
	N T T F A X	045-210-8829
		045-201-6409
衛星電話	080-8764-8617	
県央地域県政総合センター 県民・防災課	県防災行政通信網	9-402-9206
	県防災行政通信網FAX	9-402-9291

県庁へ通信機器の故障等により連絡ができない場合は、県政総合センターへ連絡をする。

第3章 応急対策計画

第27節 応援要請（自衛隊）

（3）緊急派遣要請の場合

項目	内 容			
派遣要請者	災害対策本部長（市長）			
要請先	連絡先	所在地	連絡番号	管轄区域
	海上自衛隊 第4航空群司令部	綾瀬市無番地	市地域防災行政用無線 500 78-8611 (内線2245、2246、FAX2288)	近隣地域 防災対策対応
	陸上自衛隊 第4施設群第3科 (座間)	座間市座間	県防災行政通信網 9-488-9209 046-253-7670 (内線230、233、FAX235)	県央・湘南地区
	陸上自衛隊 第31普通科連隊 第3科 (武山)	横須賀市御幸浜 1-1	県防災行政通信網 9-486-9201 046-856-1291 (内線630)	県内全域
	陸上自衛隊 第1高射特科大隊 (駒門)	静岡県御殿場市 駒門5-1	県防災行政通信網 9-636-9209 0550-87-1212 (内線430、420、449FAX434)	

3 災害派遣部隊の受入体制

-----総務対策部  
自衛隊の派遣が決定した場合は、次の事項を検討して受入れ体制を整えます。

（1）災害対策本部会議への出席

情報を共有化し、災害対策活動を効率的に進めるため、自衛隊に災害対策本部会議の出席を要請します。

（2）準備

項目	内 容
1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除	他の災害救助復旧機関と競合重複しないよう、効率的な作業分担の配慮
2 作業計画の樹立及び資機材等の準備	派遣部隊の到着と同時に作業開始できる計画を定め、必要な資機材を準備
3 連絡窓口の明確化	連絡、調整の窓口は特別な場合を除き災害対策本部事務局とする。
4 食糧等の準備	災害の状況により、食糧等の準備が必要となる場合は、生活支援部と派遣部隊等と協議して調整を行う。
5 現地への誘導	派遣部隊等が現地に着するために必要な誘導の実施、なお、状況により大和警察へ誘導の要請を行う。

(3) 宿营地、車両基地の予定施設

災害の規模被害状況等に応じて、次の予定地から適当な場所の指定を行い、派遣隊等へ連絡を行います。

なお、状況により、予定施設以外の場所を指定することがあります。

施設名	所在地	ヘリコプター離発着場の指定
綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川345番地ほか	×

ヘリコプター離発着場の指定「第3章19節緊急輸送対策」を参照

(4) 活動状況の把握

災害対策活動には、連絡員を同行させ、活動状況等の報告をします。

なお、連絡員の派遣については、活動内容の所管する部が行います。

(5) 県知事への報告

災害対策本部長（市長）は、派遣隊等の活動状況の把握を行い、随時県知事に報告を行います。

4 災害派遣部隊の要請変更及び撤収

-----総務対策部

(1) 要請の変更

派遣部隊等の派遣期間、人員などの変更を必要とした場合は、その理由を付して県知事に具申します。なお、手続きについては、「2 災害派遣要請の手続き」に準じて行います。

(2) 派遣部隊等の撤収

災害対策活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなると認めた場合は、速やかに県知事に対して、撤収の要請について協議を行います。

## 5 経費の負担

-----  
自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとします。

項 目	
1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊が行う救援活動の実施に伴う光熱、水道、電話料等
4	派遣部隊が行う救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
5	その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等と協議し、決定するものとする。

### 関係資料

自衛隊災害派遣要請マニュアル【3 - 9】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10 - 7】

## 第28節 ボランティアの活動

大規模な災害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、県、他市町村、応援協定民間団体などの応援活動が不可欠であると同時に、ボランティアや民間非営利団体(NPO)は、柔軟性やきめ細やかな特性を持つため、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割を果たすことが可能です。

そのため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 災害時ボランティアセンターの設置	救護対策部	【風水害等-3-28-1】
2 一般ボランティアの活動		【風水害等-3-28-2】
3 専門ボランティアの活動		【風水害等-3-28-2】
4 ボランティアの要請	関係各部	【風水害等-3-28-2】
5 災害時ボランティアセンターの提供	災害対策本部	【風水害等-3-28-3】

### 1 災害時ボランティアセンターの設置

-----救護対策部  
救護対策部は、必要に応じて市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークに対し、ボランティアの活動拠点となる災害時ボランティアセンター設置の要請を行います。

市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークは、相互に連携して、災害時ボランティアセンターを運営します。

なお、災害時ボランティアセンターが設置されるまでの初期対応は、救護対策部が連絡調整などを行います。

#### 災害時ボランティアセンターの主な役割

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受入及び登録に関すること。</li> <li>2 災害対策本部からの情報等に基づくボランティアニーズの把握</li> <li>3 ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り</li> <li>4 ボランティア活動用のスペース・資機材の確保</li> <li>5 ボランティアセンター調整会議の開催</li> <li>6 災害対策本部との連絡調整</li> <li>7 ボランティアの募集活動</li> <li>8 県災害救援ボランティアセンターとの連携</li> <li>9 その他ボランティア活動について必要な活動</li> </ol> |
|--|

## 2 一般ボランティアの活動

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりです。

- 1 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 2 避難所等生活者の支援(水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配送)
- 3 在宅者被災者の支援(特に高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供)
- 4 物資等集積場所での活動(物資の搬出入、仕分け、配付、輸送)
- 5 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 6 その他被災者の生活支援に必要な活動

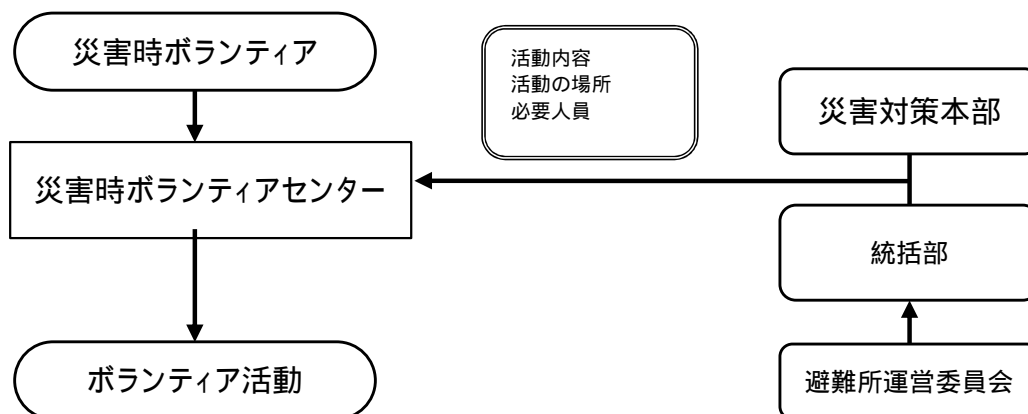
## 3 専門ボランティアの活動

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりです。

- 1 救助ボランティア(災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等)
- 2 医療ボランティア(医師、看護師、助産師等)
- 3 保健ボランティア(保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等)
- 4 福祉ボランティア(社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者等)
- 5 語学ボランティア
- 6 その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

## 4 ボランティアの要請

-----関係各部  
災害対策本部において、ボランティア救援活動が必要となった場合の要請手続きは、各部長及び統括部長が次の項目を明らかにして、災害時ボランティアセンターに要請します。  
なお、災害時ボランティアセンターにおいては、市民等からのボランティアの派遣要請を直接受け付けます。





## 5 災害時ボランティアセンターの提供

-----災害対策本部

災害対策本部は、災害時ボランティアセンターの活動拠点として、保健福祉プラザを提供します。なお、施設の被害状況によっては、他の市内公共施設から指定します。

施設名	所在地
保健福祉プラザ	綾瀬市深谷中4-7-10 0467-77-1120

### 関係資料

災害時のボランティア活動関連団体の連携についての協定書【3-8】

広域応援部隊等活動拠点一覧【10-7】

## 第29節 市民、自主防災組織等の防災活動

大規模な災害が発生した時は、災害対策本部や防災関係機関が応急対策活動を行うこととなりますが、「防災の主役は市民」であるため、市民や地域の災害対応が適切で迅速に行われることによって、災害による被害を少しでも少なくすることが可能となります。

項	目	主 管 部	頁
1	市民の防災活動		【風水害等-3-29-1】
2	自主防災組織の活動		【風水害等-3-29-2】
3	事業所の防災活動		【風水害等-3-29-2】

### 1 市民の防災活動

#### (1) 自宅での防災活動

自宅に居たときに災害が発生した時は、「あわてず、落ち着いて」自主的に次の防災活動を行うように努めます。

- 1 身の安全の確保
- 2 火の始末は素早く、火災が発生した場合は初期消火
- 3 ドアや窓を開けて、逃げ道の確保
- 4 自宅内の家族の安否確認
- 5 身の危険を感じたり、避難指示等が発せられた場合は、すばやく避難
- 6 避難する場合は、電気ブレーカーやガスの元栓を閉止

#### (2) 地域での防災活動

地域の安全確保のため、次の防災活動を行うように努めます。

- 1 自宅周囲で火災、家屋等の倒壊が発生した場合は、初期消火、救助活動に協力
- 2 軽傷者の応急救護措置の実施
- 3 正確な情報収集
- 4 避難の指示等が発せられた場合は、その指示に速やかに従い身の安全を確保
- 5 自主防災組織や避難所運営の活動に積極的に参加

2 自主防災組織の活動

災害対策本部や防災関係機関が効果的な応急対策を行うためには、「地域ぐるみの協力体制」が重要になります。自主防災組織は、次のような防災活動に努めます。

活 動	対 応
救出・救助	建物等の下敷きになった者の救出・救護活動
	避難行動要支援者への安否確認
初期消火	出火確認がされた場合は消防署への通報、初期消火活動の実施
	避難行動要支援者への安否確認や避難誘導
避難誘導	避難場所（一時避難場所、広域避難場所）での地域住民の安否確認
	避難行動要支援者へ避難誘導
	避難の指示等の発せられた場合の避難誘導
情報の収集・伝達	地域住民からの被害状況の収集及び市への報告
	災害対策本部や防災関係機関からの情報伝達
救援対策活動の協力	応急給水、食料、生活物資の給付、炊出しの実施、協力など
	避難所運営委員会への支援

3 事業所の防災活動

事業所等は災害が発生した場合は、次の防災活動に努めます。

活 動	対 応
被害状況、従業員の安否確認	被害情報等の把握
	従業員やその家族の安否確認
初期消火	出火確認がされた場合の消防署への通報、初期消火活動の実施
帰宅困難者対策	組織の責任において、安否情報や交通情報などの情報を収集
	災害状況を見極めた上で、徒歩などにより緩やかに帰宅させ、帰宅が困難な人は事業所内で保護を行うなど、交通渋滞や一斉帰宅の発生を抑制する。
負傷者の救出・救護	負傷者が発生した場合は、救出や応急手当を可能な範囲で対応を行う。
地域防災活動への協力	地域住民と協力して、地域社会の安全確保のため、最大限の協力を行う。
業務活動の維持・継続	応急対応終了後は、企業活動の早期再開に努める。

関係資料

自主防災組織設置状況【10 - 6】

## 第30節 住宅対策

大規模な災害発生時には、住宅の浸水や破損などにより住居に居住することができなくなることが考えられます。住宅を被災し、自らの対応が困難な者に対しては、仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理等、必要な支援を行います。

項 目	主 管 部	頁
1 被災住宅の応急修理	土木対策部	【風水害等-3-30-1】
2 公共、民間住宅の確保		【風水害等-3-30-2】
3 応急仮設住宅の用地確保、建設等		【風水害等-3-30-2】

### 1 被災住宅の応急修理

-----土木対策部

県知事が災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に着手したときは、市はこれに協力します。また、県知事から委任を受けたときは、災害対策本部（市長）がこれを実施します。

#### （1）対象者

- 1 災害によって住家が半壊または半焼し、日常生活を営むことが出来ない者
- 2 自力の資金では、応急修理ができない者

#### （2）対象者の調査、募集

土木対策部は、り災証明書及び被災者の資力、その他生活条件の調査結果から県が策定する選定基準により、対象者の募集、選定を行う。

#### （3）応急修理の方法

災害救助法による修理は、県が関係団体を通じて実施します。なお、県知事が市長に事務を委任したときは、土木対策部が災害時応援協定団体等に修理を依頼して実施します。

一世帯あたりの経費は災害救助法に定める基準によるものとし、期間は原則として災害発生の日から1ヶ月以内とします。

また、費用・期間については、災害救助法の限度内を基準に実施します。

#### （4）応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において実施します。

## 2 公共、民間住宅の確保

-----土木対策部

土木対策部は、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては住家を確保できない被災者に、一時的な公共住宅、市内の民間賃貸住宅の空き家の確保を行います。

### (1) 公共住宅の確保

土木対策部は、市営住宅の空き家を確保し、入居者の募集、選定を行います。また、県に対し県営住宅等の確保を要請します。

### (2) 民間賃貸住宅の提供

土木対策部は、県や関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を借上げまたはあっ旋の方法により、住宅に困窮する被災者に提供するように努めます。

## 3 応急仮設住宅の用地確保、建設等

-----土木対策部

土木対策部は、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を建設し、居住の安定を図ります。

県が、災害救助法に基づき仮設住宅の建設に着手したときは、市は実施に協力します。また、県知事から建設に係る事務の委任を受けたときは、災害対策本部長（市長）がその委理事務を実施します。

### (1) 建設予定地

応急仮設住宅の早期建設を可能とするため、土木対策部はあらかじめ次の場所を建設候補地として選定し、各部と調整します。建設場所は、保健衛生上好適な場所であること、また生活の利便性に配慮します。

災害救助法が適用された場合、県は、建設用地を確保された建設候補地の中から選定します。なお、市の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、広域的な調整により必要戸数の確保に努めます。

- 1 公有の未利用地など
- 2 公園等の公共施設
- 3 民間の未利用地、休耕地など

### (2) 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は、県が発注し工事の管理を行います。ただし、県知事が災害対策本部長（市長）へ委任したときは、土木対策部が災害時応援協定団体等の協力を得て実施します。

### (3) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設

被災者の実態などを考慮し、応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に向けたバリアフリーに対応した住宅を建設します。

なお、救護対策部は、保健師などを派遣し、入居者の生活状態の把握など訪問活動を行います。

(4) 応急仮設住宅の管理等

応急仮設住宅の管理は、原則として市営住宅の管理に準じて行います。入居期間は、原則として竣工の日から2年以内とします。

なお、応急仮設住宅の供与が終了したときは、県知事が処分します。

(5) 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、原則次のすべての条件に該当する者とします。

- 1 住家が全焼、全壊または流失した者
- 2 居住する住家がない者
- 3 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者

(6) 入居希望者の把握

地区対策本部及び総務対策部は、土木対策部が作成する応急仮設住宅入居者の募集計画に基づき、被災者相談窓口または避難所にて、入居希望者の申込みを受付けます。

(7) 入居決定の方法

原則として、優先世帯など優先度を考慮して決定しますが、地震発生前からのコミュニティの維持や、高齢者や障がい者が集中しすぎないように配慮して、入居を決定します。

優先世帯： 高齢者や障がい者の世帯、 高齢者や障がい者を含む世帯、 乳幼児や妊婦を含む世帯

関係資料

災害救助法施行規則【3 - 2】

災害救助法施行細則による救助の程度等【3 - 3】

災害復旧工事等業務協定書【9 - 2】

## 第31節 二次災害の防止活動

災害の発生に伴う二次災害として、爆発や有害物質が流出することのないように、市及び関係事業者は必要に応じて防止策を講じます。

項	目	主 管 部	頁
1	災害対策本部の措置		【風水害等-3-31-1】
2	事業者の措置		【風水害等-3-31-1】
3	二次災害が発生した場合の措置	消防部	【風水害等-3-31-1】

### 1 災害対策本部の措置

災害対策本部は、危険物施設、有害物質の漏洩の危険がある事業者の被災状況を確認し、二次被害が発生しないように指導を行います。

### 2 事業者の措置

危険物施設、有害物質の漏洩の危険がある事業者は、施設内の安全対策を講じ、災害対策本部へ状況報告等を行います。

### 3 二次災害が発生した場合の措置

危険物施設等で災害が発生した場合は、「風水害等災害対策編第10章2節危険物等災害時の応急活動計画」に準じて、応急対策を実施します。

-----消防部

## 第4章 災害復旧・復興対策

大規模な災害の発生は、市民の方々の生活、財産生活基盤に直接被害をもたらすだけでなく、その被害の状況により、社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。大規模災害発生後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティや NPO、県や市などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を総合的に整理したものです。



## 第1節 災害復旧事業

大規模災害発生後は、その災害による被害を一刻も早く復旧し、市民生活の秩序回復に努める必要があります。このため、市の各部は、所管施設及び所管事業に係る被害の程度を十分調査検討し、計画的な復旧を図ります。また、国は著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の復興意欲を高めることを目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)を制定しており、この法律の指定を受けた場合には、国の特別な財政援助を受け迅速な復旧を目指します。

項 目	主 管 部	頁
1 公共施設の災害復旧事業計画	関係各部	【風水害等-4-1-1】
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	総務対策部	【風水害等-4-1-2】
3 産業の復旧		【風水害等-4-1-2】
4 激甚法による災害復旧事業	総務対策部	【風水害等-4-1-3】

### 1 公共施設の災害復旧事業計画

-----関係各部  
各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成します。

災害復旧事業計画の基本方針	1 災害の再発防止……被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。
	2 事業期間の短縮……被災状況を的確に把握し、速やかに効果があるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。
公共施設に関する主な災害復旧事業計画の種類	1 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設事業復旧計画 イ 道路公共土木施設事業復旧計画
	2 農林水産業施設災害復旧事業計画
	3 下水道災害復旧事業計画
	4 住宅災害復旧事業計画
	5 社会福祉施設災害復旧事業計画
	6 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
	7 学校教育施設災害復旧事業計画
	8 社会教育施設災害復旧事業計画
	9 都市災害復旧事業計画
	10 ライフライン(上下水道を除く)災害復旧事業計画
	11 その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

-----総務対策部

各部は、被災施設の復旧事業計画を作成します。また、総務対策部は、国または県が費用の全部または一部を負担、もしくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるように努めます。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針等により運営されます。災害復旧事業費の決定は、知事の報告、その他、地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されます。

災害復旧事業に伴う財政援助関係法律等	1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
	3 公営住宅法
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	6 予防接種法
	7 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
	8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

3 産業の復旧

地域の産業や経済の復興をめざし、各種支援情報を発信します。  
災害により被害を受けた事業者等に対する主な支援制度は次のとおりです。

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度
農林漁業の再建資金	(株)日本政策金融公庫による資金貸付
中小企業事業の再建資金	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
	生活衛生改善貸付
	高度化事業(災害復旧貸付)
	セーフティネット保証4号
	災害関係保証
	被災者の(個人・個人事業主)の債務整理支援
再就職支援	職場適応訓練費の支給
融資制度や申込手続きの相談	事業資金相談ダイヤル

4 激甚法による災害復旧事業

-----総務対策部

(1) 激甚災害の指定

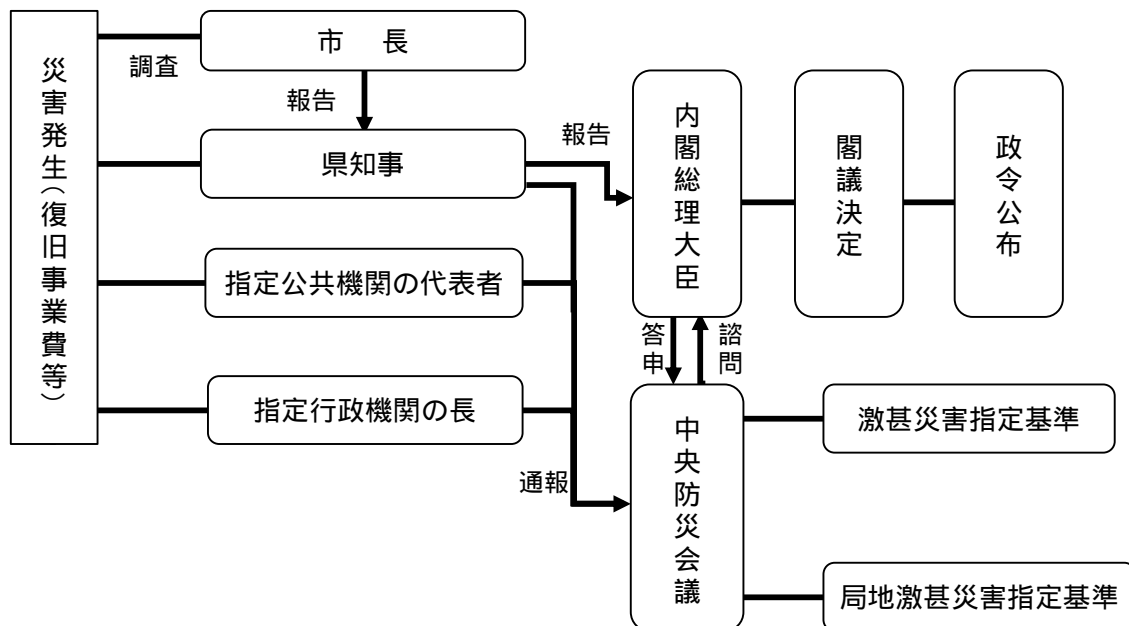
市域で災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚な災害(以下、「激甚災害」という。)が発生した場合に、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するためには、激甚法による財政援助等を受けることが必要です。このため県及び市は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう迅速な手続を行います。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受けることとなります。

(2) 激甚災害の指定手続

市域に大規模な災害が発生した場合、市長は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を県知事に報告します。県知事は、県内区市町村の被害状況を検討して必要な調査を行い、その結果を取りまとめて内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっています。

[激甚災害指定の手続きのながれ]



(3) 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、県各部局へ提出します。県の関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助等を受けるための手続等を実施します。

(4) 激甚法に定める事業

激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は次のとおりです。

区分	対象事業
1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	1 公共土木施設災害復旧事業
	2 公共土木施設災害関連事業
	3 公立学校施設災害復旧事業
	4 公営住宅災害復旧事業
	5 生活保護施設災害復旧事業
	6 児童福祉施設災害復旧事業
	7 老人福祉施設災害復旧事業
	8 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
	9 知的障害者援護施設災害復旧事業
	10 女性保護施設災害復旧事業
	11 感染症予防事業
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業
	13 堆積土砂排除事業
	14 湛水排除事業
2 農林水産に関する特別の助成	1 農地等の災害復旧事業
	2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
	3 開拓者等の施設の災害復旧事業
	4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
	5 森林組合等の行う堆肥土砂の排除事業
	6 土地改良区等の行う湛水排除事業
	7 共同利用小型漁船の建造
	8 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	2 小規模企業者等設備導入資金助成による貸付金などの償還期間などの特例
	3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
	4 中小事業者に対する商工中央金庫の融資に関する特例
4 その他の財政援助及び助成	1 公立社会教育施設災害復旧事業
	2 私立学校施設の災害復旧事業
	3 市町村が施行する感染症予防事業
	4 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
	5 水防資機材の補助の特例
	6 被災者公営住宅建設事業
	7 産業労働者住宅建設資金融通の特例
	8 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業に対する特別財政援助
	9 31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

関係資料

激甚災害・局地激甚災害指定基準【3 - 10】

## 第2節 復興体制の整備

大規模な災害発生後、市民の生活基盤の復興、生活再建及び地域経済復興の支援など、迅速かつ的確に災害復興対策を実施するため、災害復興体制を整備します。

項 目	主 管 部	頁
1 復興計画策定に係る庁内組織の設置	経営企画部	【風水害等-4-2-1】
2 人的資源の確保	総務部	【風水害等-4-2-1】
3 災害対策本部と復興本部の関係	関係各部	【風水害等-4-2-2】
4 復興対策の実施		【風水害等-4-2-3】
5 復興に関する調査		【風水害等-4-2-3】

### 1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

-----経営企画部

復興に係る総合的措置を講じ、速やかに復興を図るために、復興に関する事務を行う組織として「復興本部」を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を担当部局において作成する、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

### 2 人的資源の確保

-----総務部

本格的な復旧作業及び災害復興事業の実施のためには、通常業務に加え膨大な事務執行が長期間にわたり必要となりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局との協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

#### (1) 派遣職員の受入

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、またはあっ旋の要請を行い職員を受入れます。

#### (2) 専門家の支援の受入

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産関係士、税理士など専門家に支援を要請し、支援を受入れます。

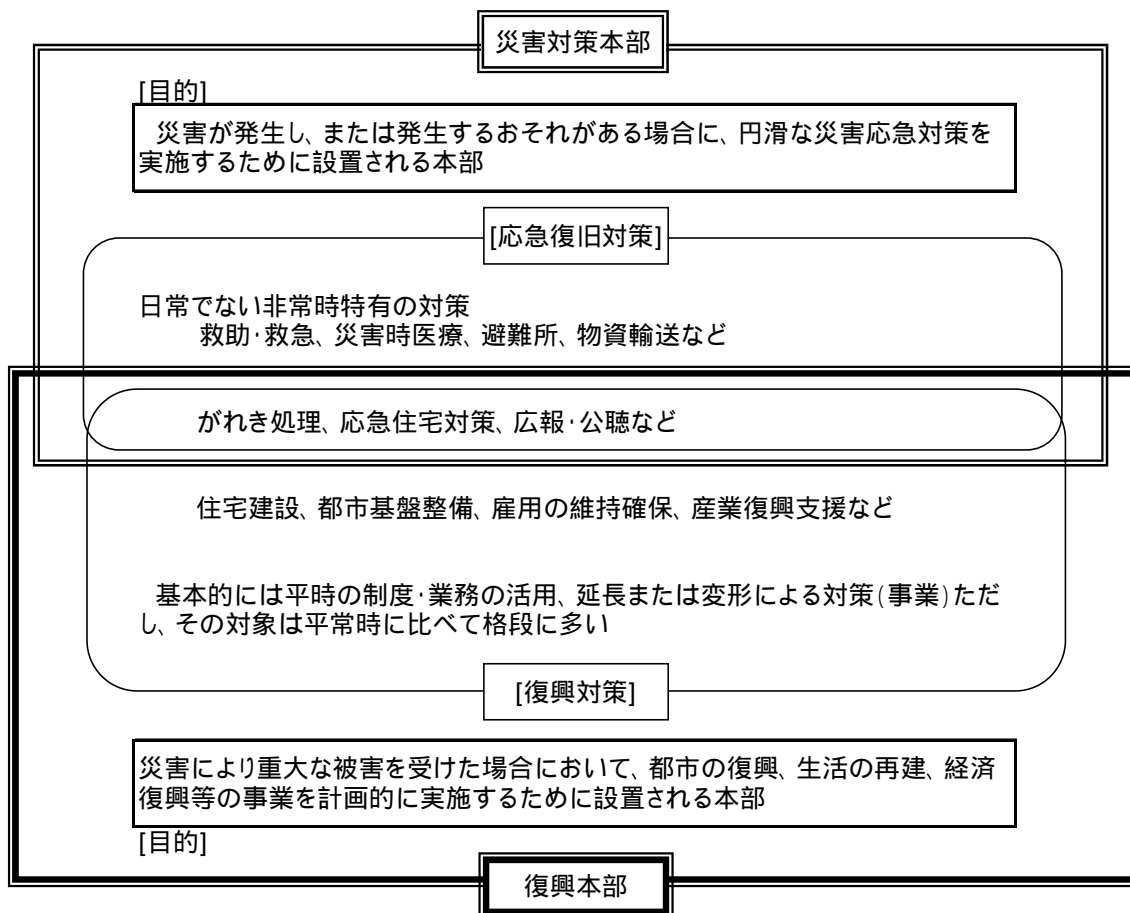
### 3 災害対策本部と復興本部の関係

-----関係各部

復興本部は、災害復興対策を長期的視点に立って、計画的かつ速やかに実施していくための体制であり、災害応急・復旧対策を迅速に実施するために、災害対策基本法23条第1項に基づき設置する「災害対策本部」とは、その目的や対策は異なります。

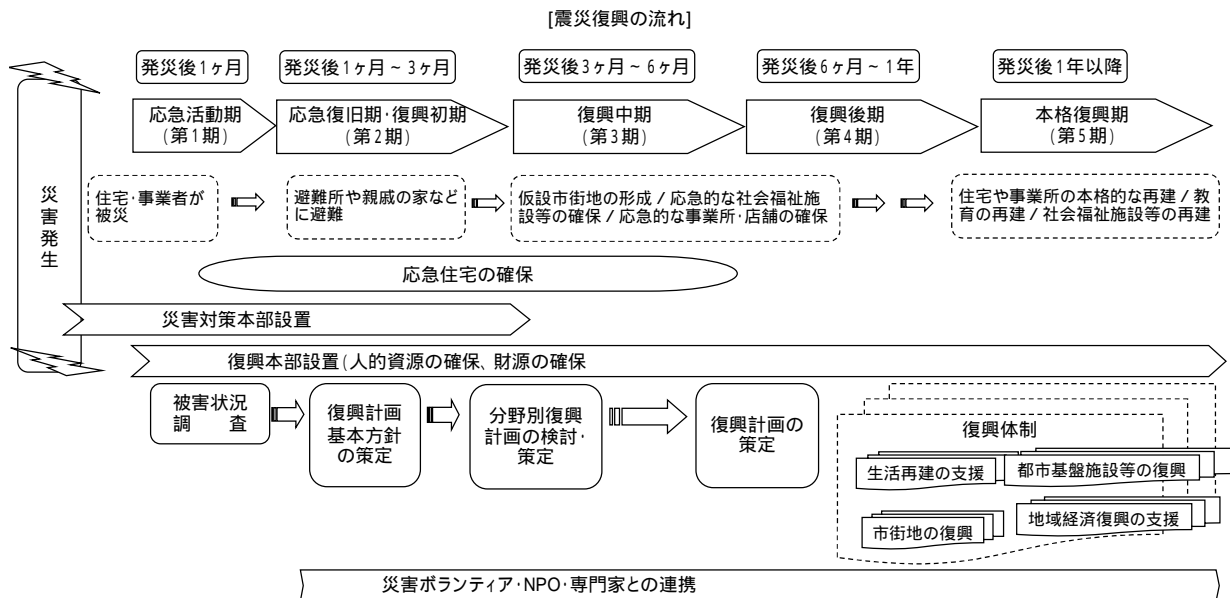
災害復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、災害復興にも関係する対策については、連携して実施する必要があります。

[災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較]



#### 4 復興対策の実施

-----関係各部  
市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方針の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。



#### 5 復興に関する調査

-----関係各部  
本計画「第3章 応急対策計画」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方針の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

##### (1) 建築物の被災状況に関する調査

応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった市域の建築物の被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて国や他の地方自治体等の協力を得ながら派遣要請を行います。

##### (2) 都市基盤復興にかかる調査

###### ア 公園・緑地等の被災状況調査

広域避難場所や応急仮設住宅用地となる、公園・緑地等の被災状況を調査します。

###### イ その他の都市基盤復興に係る調査

下水道施設等の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。

(3) 応急仮設住宅に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い県に報告します。県は、市からの報告のほか「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊、焼失、半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

(4) 生活再建にかかる調査

ア リ災証明用家屋の被害認定調査

市は、生活再建支援金等を支給するために必要な、「リ災証明」を発行するために、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、リ災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ 災害離職者にかかる調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

ウ 住宅再建に関する意向把握

市は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認をします。県は、市で取りまとめた結果と被災者の実態をもとにして、恒久的な必要量を算出します。

エ その他の生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被害状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

市は、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被害状況調査や事業差の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況のモニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済など、復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況に依拠して的確に調査し、必要に応じて、復興対策や復興事業を修正します。



## 第3節 復興計画の策定

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これらを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を推進していくための復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、復興の基本方針の策定 分野別復興計画の策定 復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

項 目	主 管 部	頁
1 復興の基本方針の策定	経営企画部	【風水害等-4-3-1】
2 分野別復興計画の策定	関係各部	【風水害等-4-3-2】
3 復興計画の策定	経営企画部	【風水害等-4-3-2】
4 復興計画の公表		【風水害等-4-3-3】
5 復興財源の確保	経営企画部	【風水害等-4-3-3】
6 市街地復興	経営企画部	【風水害等-4-3-4】
7 都市基盤施設等の復興対策	市民環境部 都市部 土木部	【風水害等-4-3-6】

### 1 復興の基本方針の策定

----- 経営企画部

#### (1) 復興理念と基本目標の設定

市民、事業者、行政が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

#### (2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行う必要があることから、復興計画を策定していく過程において、地域全体の合意形成に努めます。

## 2 分野別復興計画の策定

-----関係各部

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開する必要があります。

都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定にあたっては、各計画間の整合性を図ります。

## 3 復興計画の策定

-----経営企画部

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされることから、これら基本的な課題を解決するための復興計画を策定します。

また、復興施策や復興事業は、広範な分野にわたり、複雑多岐に及ぶので、何を優先して実行していくのかを明確に示します。

具体的に復興計画に規定する事項は、次のとおりです。

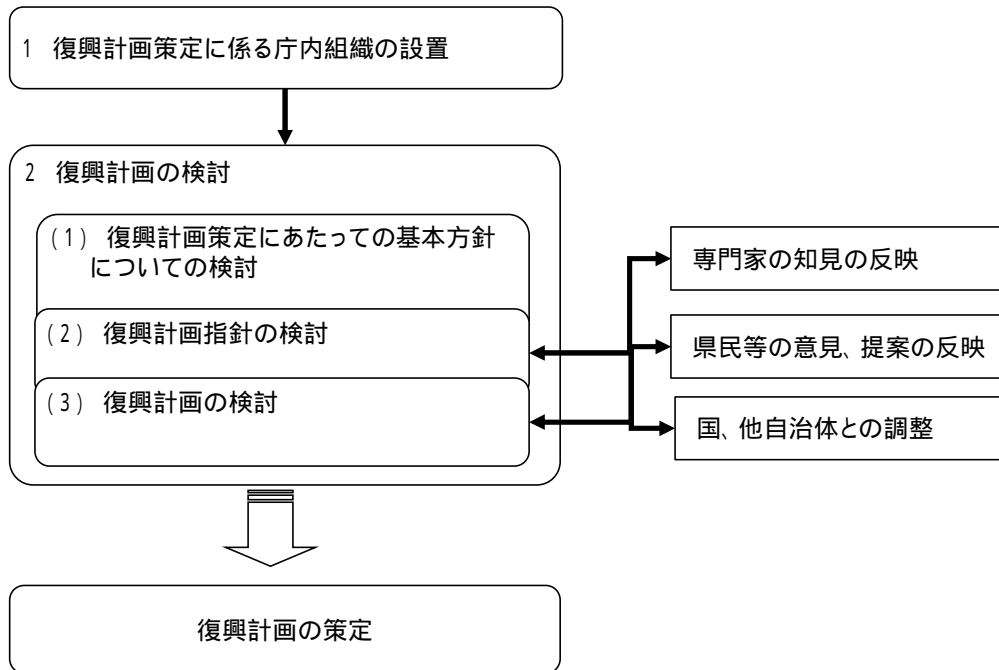
- 1 復興に関する基本理念
- 2 復興の基本目標
- 3 復興の方向性
- 4 復興の目標年
- 5 復興計画の対象地域
- 6 個々の復興施策の体系(被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活支援計画、地域経済復興支援計画等)
- 7 復興施策や復興事業の事業推進方策
- 8 復興施策や復興事業の優先順位

#### 4 復興計画の公表

-----経営企画部

市民や行政などと協働・連携して復興対策を推進するため、広報誌、インターネット等により復興施策を具体的に公表します。

[復興計画策定の流れ]



#### 5 復興財源の確保

-----経営企画部

##### (1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要の見込みに基づき、対策の優先度や需要度に応じて適切な対応が図られるよう、機動的かつ柔軟な予算編成や執行を行うこととします。

##### (2) 財政確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国に要望していきます。

## 6 市街地復興

-----経営企画部

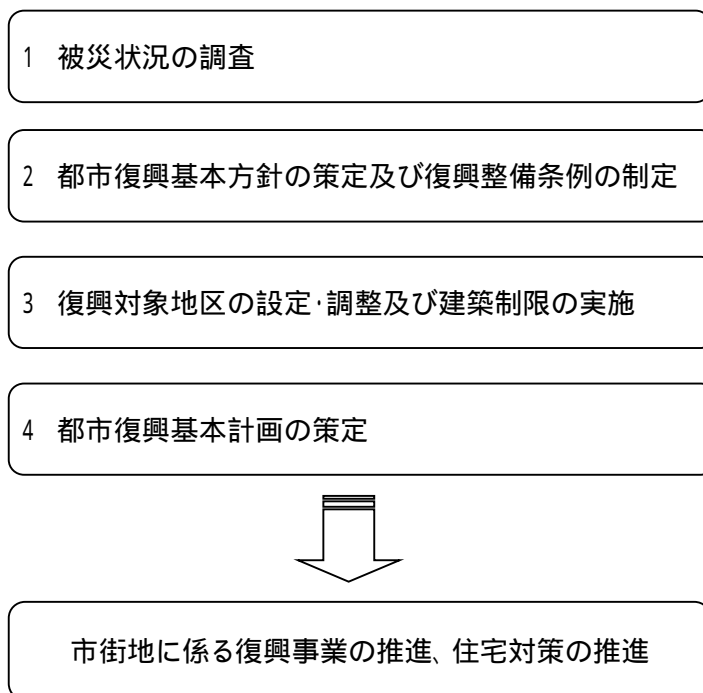
被災した市街地を迅速に復興するためには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画（「綾瀬市総合計画2030」など）における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ「災害に強いまちづくり」といった、中・長期的な計画的市街地復興を検討します。

さらに、市街地復興の基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図ります。

### [市街地復興の流れ]



#### (1) 都市復興基本方針の策定

各地域の被災状況や地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画（「綾瀬市総合計画2030」など）における位置づけ等を踏まえ、現状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して、基本方針を策定し公表します。

(2) 復興整備条例の制定

都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため条例を制定します。条例には、市、市民、事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

[復興整備条例の目的]

目的1

生活の基盤である「すまい・まち」の復興に関する地方公共団体としての取組み方針と理念をなるべく早い段階で被災者に対し宣言することにより、不安を解消し、復興への道筋を明らかにする。

目的2

特定の地区内における建築行為については、建築主事への届出を義務づけることにより、再建のための建築行為に関する情報収集、復興に関する補助制度等建築主に対する情報提供などを有効に実施するための枠組みを整備し、震災を教訓にした災害に強いまちづくりを誘導していく。

目的3

市街地復興の対象となる地区、その中でも特に重点的に住宅供給、基盤整備等を進める地区といったような重層的な地区指定を行うことにより、被災市街地復興の基本方針を明らかにする。

(3) 復興対象地区の指定

条例を制定した場合、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、土地区画整理事業等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条に基づき、区域を指定し建築制限を特定行政庁に要請します。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、市民の意見の集約を図りながら具体的な復興施策を示す、都市復興基本計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

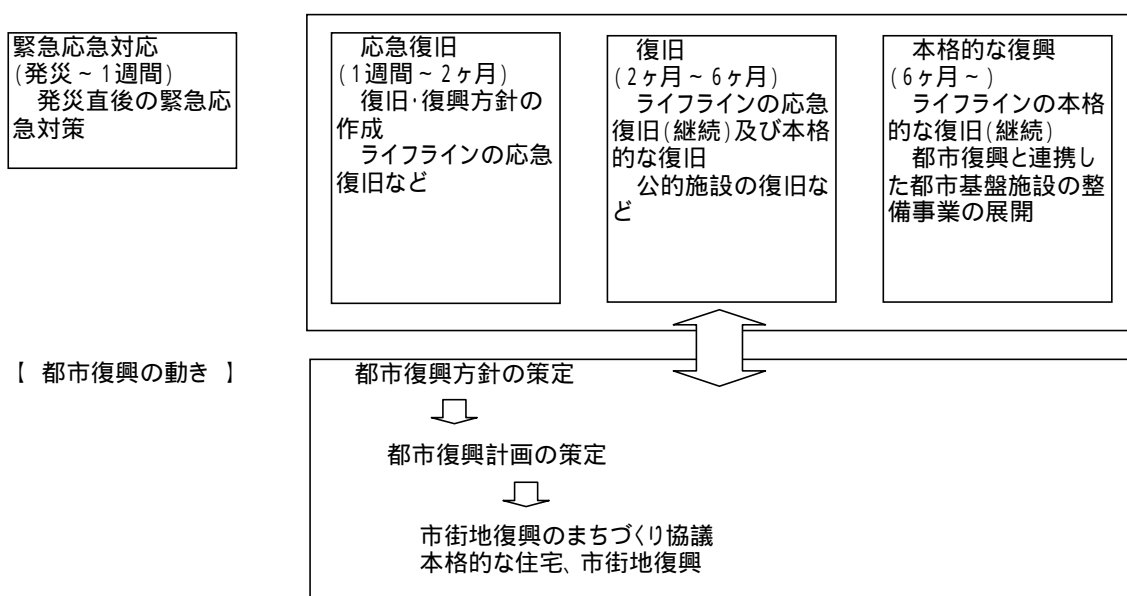
生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。また、公営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

7 都市基盤施設等の復興対策

-----市民環境部、都市部、土木部

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる、機能の回復を目的とした応急復旧、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、及び防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本計画に沿って施策を実施します。

[都市基盤施設の復興プロセス]



(1) 被災施設の復旧等

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、広域避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的都市基盤、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

ア 道路・交通基盤

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

被災市街地等の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などの調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園・緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

ウ ライフライン

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

エ 災害廃棄物等

安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するための方針や実施計画を策定します。なお、家屋の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助状況により県及び関係機関と調整し、解体処理実施計画書等を作成して実施します。

## 第4節 生活再建等の支援

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、市民、民間企業等が連携し、協働して支援することが大切になります。

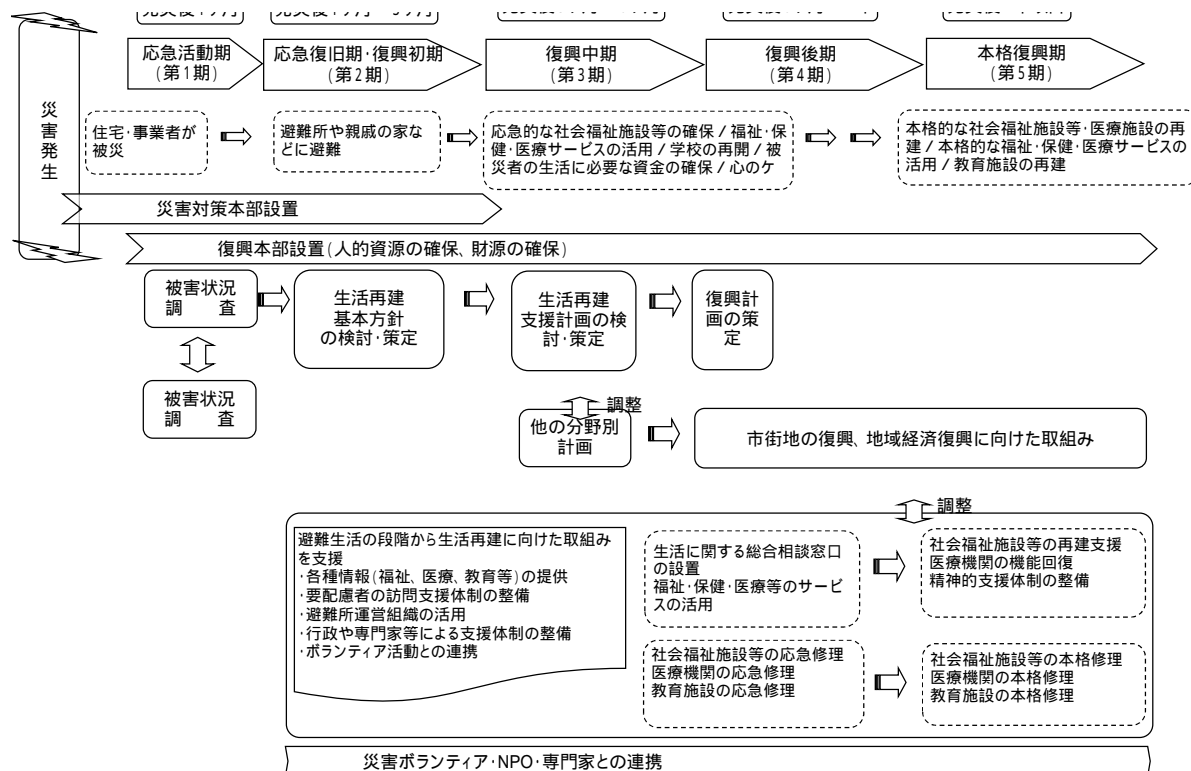
項	目	主 管 部	頁
1	被災者の経済的再建支援	関係各部	【風水害等-4-4-2】
2	り災証明の発行	総務対策部 消防部	【風水害等-4-4-3】
3	災害被害認定（被害住家調査）	総務対策部	【風水害等-4-4-4】
4	義援金の受入、配分		【風水害等-4-4-5】
5	災害弔慰金・見舞金等の支給	救護対策部	【風水害等-4-4-6】
6	被災者生活再建支援金		【風水害等-4-4-6】
7	日赤神奈川支部による災害見舞金等の交付		【風水害等-4-4-6】
8	災害援護資金等の貸付		【風水害等-4-4-6】
9	租税の減免等	総務部	【風水害等-4-4-7】
10	郵便料金などの免除等		【風水害等-4-4-7】
11	電話料金などの免除等		【風水害等-4-4-8】
12	生活保護	福祉部	【風水害等-4-4-8】
13	精神的支援	福祉部 健康こども部 教育部	【風水害等-4-4-8】
14	避難行動要支援者への支援	経営企画部 福祉部 健康こども部	【風水害等-4-4-9】
15	社会福祉施設、社会復帰施設等	福祉部	【風水害等-4-4-9】
16	生活環境の確保	健康こども部	【風水害等-4-4-9】
17	教育の再建	教育部	【風水害等-4-4-10】
18	社会教育施設、文化財等	市民環境部	【風水害等-4-4-10】
19	ボランティア活動支援	救護対策部	【風水害等-4-4-10】
20	情報の提供	市長室 経営企画部	【風水害等-4-4-10】



1 被災者の経済的再建支援

-----関係各部

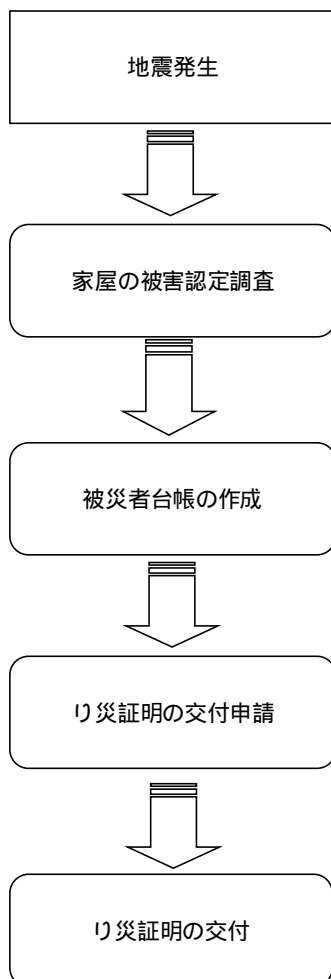
被災者の生活再建が円滑に進むよう、県及び市は福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を設置し、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付など、各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行います。



## 2 り災証明の発行

-----総務対策部、消防部

大規模災害時の「り災証明」の交付にかかる手順は次のとおりです。



### (1) 証明書発行の担当

大規模災害時の「り災証明書」の発行事務は、建築物の倒壊等にあつては復興対策本部が担当し、火災にあつては焼損状況の調査等に基づき、火災によるり災証明書を消防長が交付します。

### (2) 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（消防長が発行するり災証明書を除く。）で、次の事項について、証明するものです。

担 当	り災証明の範囲
復興本部	家屋被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊 等）
消防長	○火災による焼損等

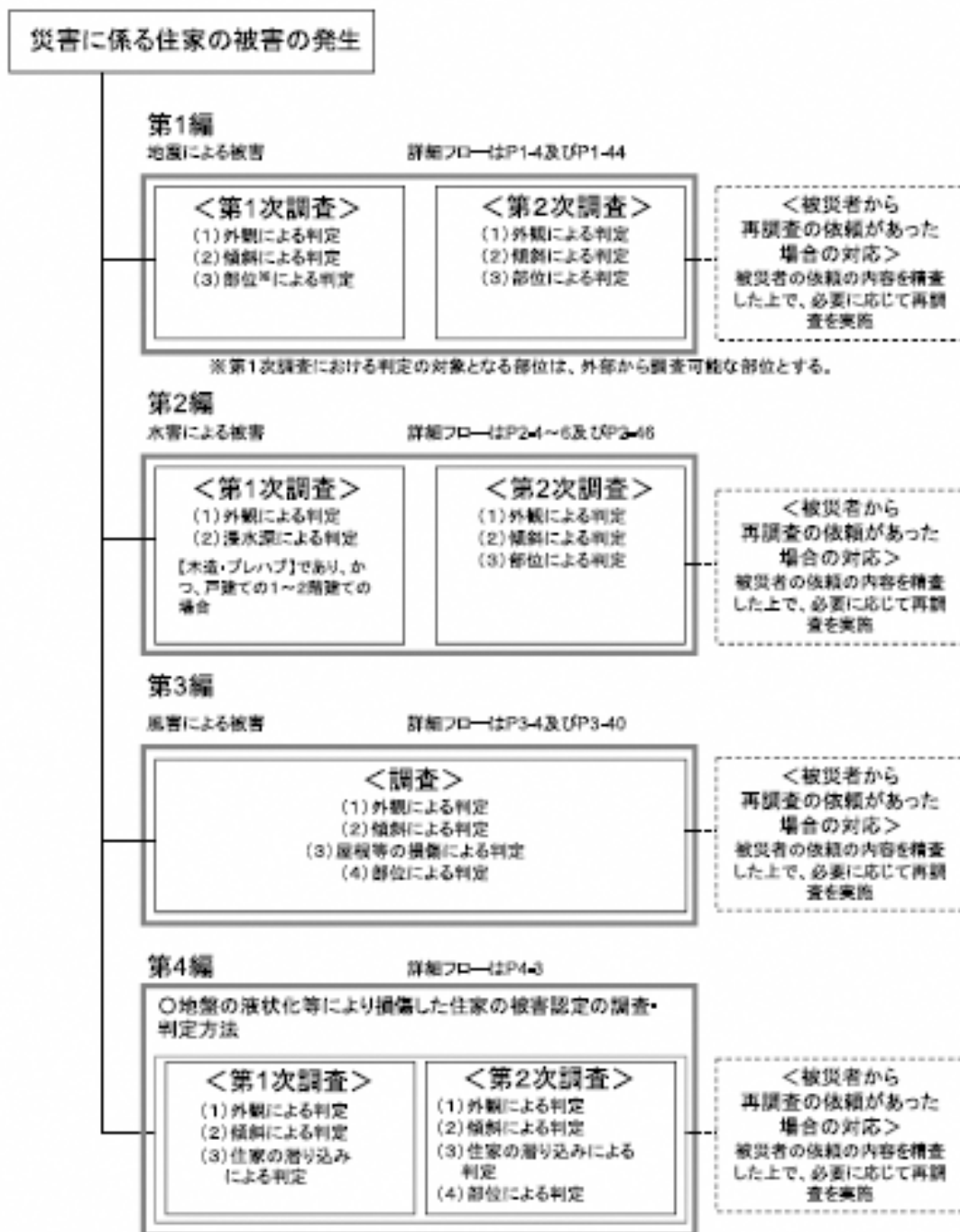
3 家屋の被害認定調査

-----総務対策部

住家の被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（内閣府）」に基づき行います。

調査は外部から調査可能な部位だけで判定できる1次調査又は内部への立ち入りを要する2次調査により行います。

また、被災者から再調査の依頼があった場合、被災者の依頼の内容を精査したうえで、再調査を実施します。



出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（防災担当） 令和3年3月）

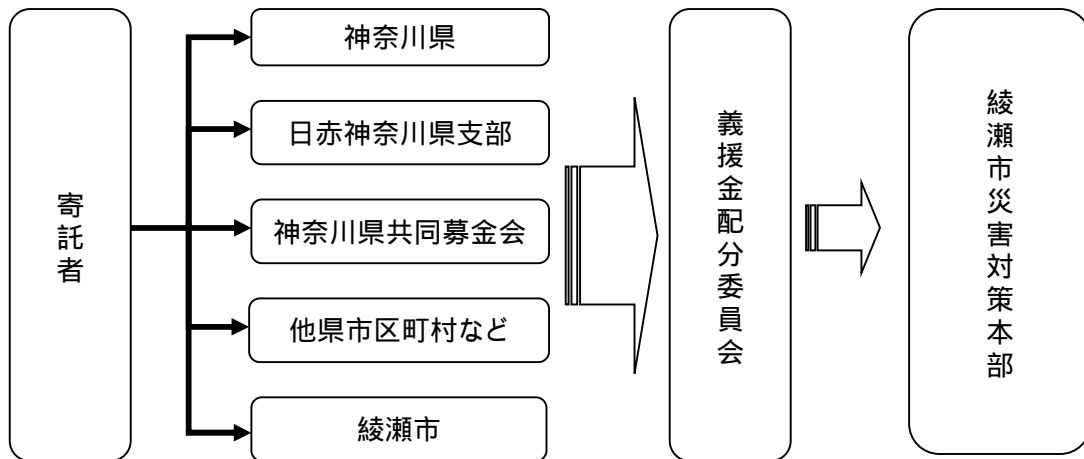
#### 4 義援金の受入、配分

-----総務対策部

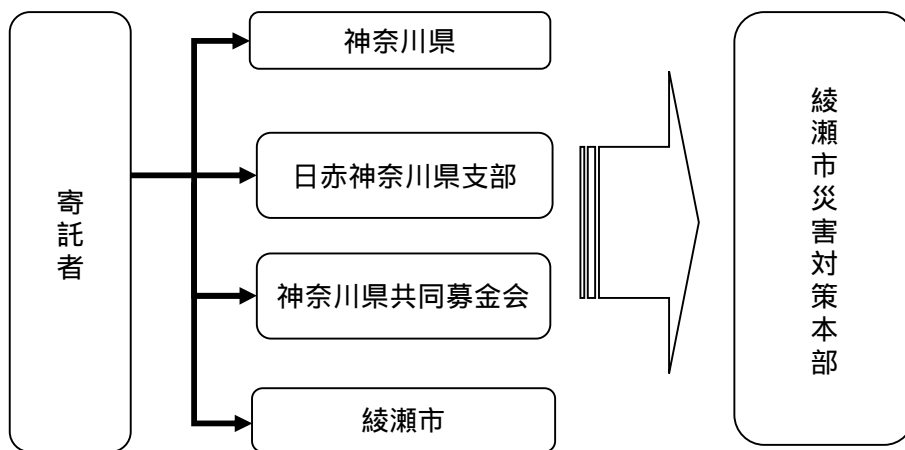
##### (1) 義援金の受付

義援金は、以下に示すような経路により市に寄託され、市に直接寄託された場合は、復興本部が受入れを担当します。なお、受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行します。

複数の市町村が被災した場合



綾瀬市のみが被災した場合



##### (2) 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を作り、市指定金融機関に保管します。

##### (3) 義援金の配分

義援金の配分については、被災状況等を勘案して配分委員会を設置し、配分方法を決定して被災者に配分します。

## 5 災害弔慰金・見舞金等の支給

-----救護対策部

### (1) 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律第3条及び8条の規定に基づき、綾瀬市災害弔意金の支給等に関する条例等の規定にしたがって、自然災害により死亡した者の遺族に対しては、災害弔慰金を、また、自然災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

### (2) 災害見舞金

綾瀬市災害見舞金支給条例等の規定にしたがって、死亡、負傷または居住の用に供している家屋の損壊、焼失、流失、もしくは床上浸水等の被害を受けた場合は、災害見舞金を支給します。

## 6 被災者生活再建支援金

-----  
県から支援金の支給に関する事務の委託を受けた被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した市民に対し、支援金を支給します。救護対策部はこの支援金の申請を受付け、県に報告します。

## 7 日赤神奈川県支部による災害見舞金等の交付

-----  
日赤神奈川県支部は、災害被災者救護要綱・実施要領に基づき、日赤綾瀬市地区を通して被災者に災害見舞金（品）を交付します。

## 8 災害援護資金等の貸付

-----  
災害により家屋等に被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、神奈川県社会福祉協議会より、貸付けが行われます。また、小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得者を対象に貸付が行われます。

9 租税の減免等

-----総務部

災害によって被害を受けた市民の方々に対して、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの条例、規則等で定める減免規程に基づき、必要に応じて適切な減免措置を行います。

区 分	内 容	
納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
減 免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。	
	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

10 郵便料金などの免除等

-----  
災害が発生した場合において、日本郵便㈱は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ次のとおり、業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  
災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第3条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災地あて救助郵便物の料金免除  
災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配布

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第15条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体の内、審査・選考の後、総務大臣の許可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(5) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金(倍額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延長等の非常取扱いが実施されます。

1.1 電話料金などの免除等

NHK及び東日本電信電話(株)神奈川事業部、NTTドコモは、次の措置を行います。

NHK	被災者の受信料免除
	避難所等への受信機の貸与・設置
東日本電信電話(株)神奈川事業部	災害救助法が適用された場合、り災者が利用する災害時用公衆電話の通話料は免除する。
NTTドコモ	料金等の減免を行ったときは、関係の(携帯・自動車)電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

1.2 生活保護

-----福祉部  
 被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的な要保護者の把握に努めます。

1.3 精神的支援

-----福祉部、健康こども部、教育部

(1) 精神的な後遺症等に関する相談

被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、県と連携し、医師、保健師、ソーシャルワーカー等で「心の相談」に応じる体制を整えます。また必要に応じて訪問相談を行うよう努めます。

(2) 精神保健活動

被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に長期に対応するなど、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、県と連携し精神保健活動を行います。

(3) 被災児童・生徒の心のケア

災害時、特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口などの開設やスクールカウンセラー等による巡回相談などの実施を県と連携して行います。

1.4 要配慮者への支援

-----福祉部、市民環境部、健康こども部

(1) 高齢者、障がい者、児童への支援

高齢者、障がい者、児童等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅サービスや、入所施設などへの受入れ、福祉ボランティア等の確保等を県と連携して実施します。

(2) 被災した外国人市民への支援

県及び市は、言葉の壁のある被災した外国人市民が情報を入手できるよう、各種の生活支援情報を多言語、またはやさしい日本語で発信するとともに、相談窓口を設置し、帰国手続き、り災証明、義援金などの給付、就労、住宅に関する相談を通訳ボランティア等の協力を得て行います。

1.5 社会福祉施設、社会復帰施設等

-----福祉部

(1) 福祉需要の把握

避難行動要支援者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

社会福祉施設、社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を県と連携して実施します。

(3) 福祉サービスの体制整備

被災者の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設等を検討します。

1.6 生活環境の確保

-----健康こども部

(1) 食品・飲料水の安全確保

水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用するため、これによる感染症の発生を防止のため、飲料水の安全確保指導を県と連携して行います。また、食料品についても、炊出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。



### 17 教育の再建

-----教育部

#### (1) 授業の再開

授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕等の復旧対策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎や公共施設の利用等により、授業の場を確保します。

#### (2) 児童・生徒への支援

児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に扱います。

### 18 社会教育施設、文化財等

-----市民環境部

被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所、破損した収蔵品の修復など、補修計画を策定します。

### 19 ボランティア活動支援

-----救護対策部

物的、経済的支援のほか、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供します。

### 20 情報の提供

-----市長室、経営企画部

行政が行う施策のほか、生活関連情報等を整理し、ホームページや広報誌を利用して提供を行うとともに、臨時の相談窓口等を設置して、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。なお、相談窓口の設置においては、女性や外国人市民が相談しやすい窓口になるよう配慮します。

#### 関係資料

災害の被害認定基準について【3 - 11】

綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【8 - 7】

綾瀬市災害証明等取扱規程【8 - 8】

綾瀬市消防証明等取扱規程【8 - 9】

## 第5節 地域経済への復興支援

地域経済の状況は、市民の方々にとって雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に関わるもので、被災者の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると地域経済が復興し、税収を維持できれば自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するためには、人々が地域にとどまり、また戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

項 目	主 管 部	頁
1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	産業振興部	【風水害等-4-5-1】
2 金融・税制面での支援		【風水害等-4-5-2】
3 事業の場の確保		【風水害等-4-5-3】
4 農林水産業者などに対する支援		【風水害等-4-5-4】

### 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

-----産業振興部

#### (1) 産業振興方針の決定

被災した事業者等が速やかに事業を継続し再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、県、関係団体等と協力して、被災状況に応じて県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した、新たな産業復興方針を策定します。

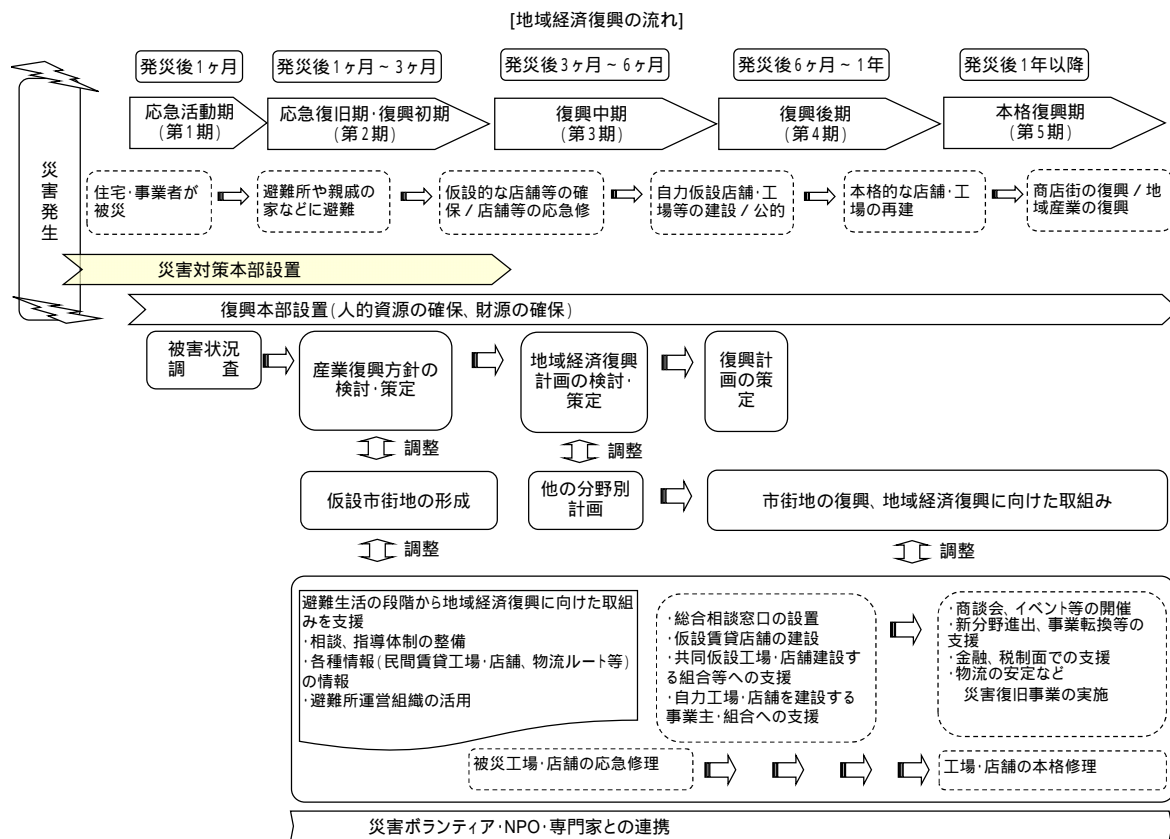
#### (2) 相談・指導体制の整備

雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や問題解決の助けになる相談・指導体制を県及び商工会議所などの関係団体と協力しながら整え、総合的に支援します。

#### (3) 商談会、イベント等の活用

各種団体と協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベントの活用等により、地場産業等のPRを行います。

第4章 災害復旧・復興対策  
第5節 地域経済への復興支援



2 金融・税制面での支援

-----産業振興部

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が不足することが想定されるため、国等の関係機関に対して、償還条件の緩和など特例措置を要請します。また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長などの特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用促進

事業者が速やかに事業を再建できるよう、県と連携して既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援

災害復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが予想されるため、金融機関（一般、政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者等の意見を踏まえ、低金利の融資など、新たな融資制度の創設について検討します。

- (5) 金融制度、金融特別措置の周知  
速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。
- (6) 税の減免等  
災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

### 3 事業の場の確保

-----産業振興部

- (1) 仮設賃貸店舗の建設  
被害状況調査や事業者等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設や低廉な賃料等での提供を検討します。
- (2) 共同仮設工場・店舗の建設支援  
倒壊や焼失により被害を受けた事業組合等が自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。
- (3) 工場・店舗の再建支援  
自ら工場・店舗を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。
- (4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供  
業界団体等に対して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。
- (5) 物流ルートに関する情報提供  
長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

#### 4 農林水産業者などに対する支援

-----産業振興部

##### (1) 災害復旧事業等の実施

被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

##### (2) 既存制度活用の促進

被災した農林水産業者が速やかに生産等の再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

##### (3) 物流ルートに関する情報提供

長期にわたる道路等の利用制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供に努めます。

## 第5章 火山災害対策

## 第1節 火山現象に関する情報の伝達体制等

箱根山や富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、風向・風速によっては東に流され、本市にも降灰する可能性があります。このため、火山災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、市は、県等関係機関と連携し、情報伝達と降灰対策の応急対策を実施します。

### 1 箱根山及び富士山の火山活動の概要

---

#### (1) 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの単成火山と南北12km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）を持つ複成火山で、第1期、第2期、第3期と火山活動を繰り返し、新旧2つの外輪山と中央火口丘群からなる三重式火山を構成しています。2900年前の神山噴火以降、大きな噴火はありませんが、神山中腹の早雲地獄、大涌谷、駒ヶ岳中腹の湯の花沢で活発な噴気活動が続き、数年に一度程度、火山性群発地震が繰り返し発生しています。

また、大涌谷では、2015年6月にはごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化しました。

#### (2) 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、東西に約38km、南北に約44kmで、八ヶ岳、箱根山、伊豆半島、伊豆七島に連なる富士火山帯の主峰で日本で最も高い成層円錐火山（コニーデ式火山）です。

富士山は、約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような形になったと考えられています。

現在、富士山の活動には、低周波地震が多発した時期（平成12年秋から平成13年5月）はあったものの、活発化する兆候は表れておらず、直ちに噴火の発生等を懸念する必要性は小さいものと考えられます。しかし、富士山が噴火した場合には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が予想されています。

2 火山現象に関する情報の発表と伝達系統

火山現象に関する情報は、気象庁火山監視・警報センターが気象庁業務計画等に基づき発表します。横浜地方気象台は、発表された火山現象に関する情報を速やかに県へ伝達します。

(1) 噴火警報の発表

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称( )で発表します。

名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

(2) 噴火予報の発表

火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。各レベルに「避難」「避難準備」等のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

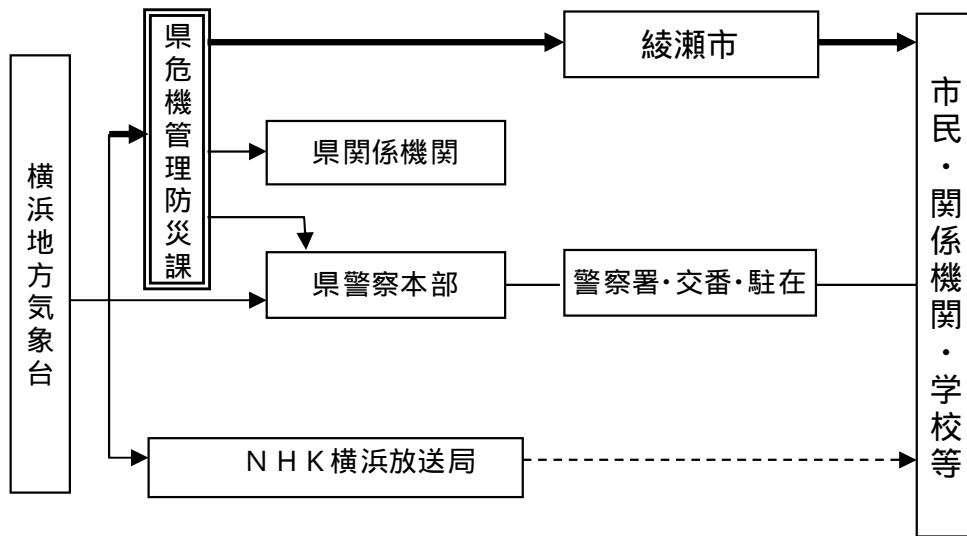
[ 噴火警戒レベル表 ]

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口付近	レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。



(4) 火山現象に関する情報の通報及び伝達体制

火山現象に関する情報の通報及び伝達系統は、おおむね次のとおりです。



凡例

- ▶ 法令（活動火山対策特別措置法）による噴火警報の伝達系統
- - - -▶ 法令（気象業務法等）による市民への周知依頼及び周知系統
- ▶ 地域防災計画による伝達系統  
 防災情報提供システム（専用線またはインターネット系）  
 県防災行政通信網  
 市防災無線  
 自営無線等
- ◻▶ 法令により気象台から噴火警報を受領する機関

## 第2節 火山災害の応急対策への備え

火山災害に備えて、情報の収集、救助・救急、消火及び医療救護活動に必要な資機材等を備え、県等関係機関と連携し、火山災害時の迅速な応急対策の実施に努めます。

### 1 火山災害の応急対策への備え

#### (1) 情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部]

#### (2) 情報提供の多元化

市は、避難情報、救護活動など市民等への情報提供については、市ホームページの活用など、各種の通信手段の活用を図ります。

#### (3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

##### ア 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

[消防本部]

##### イ 消火活動

市は、平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

[消防本部]

##### ウ 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

[健康こども部]

#### (4) 避難誘導

市は、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努め、避難行動要支援者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

[防災主管部、関係各部]

## 2 防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

[防災主管部、関係各部]

### 降 灰

本市への大量の降灰は、富士山または箱根山で、高さ数kmを超えるような噴煙柱を噴き上げる大規模な噴火が発生した場合です。灰は高層の強い偏西風に乗って、東へ流され、地上へ降り注ぐことになり、本市へは噴火から30分から1時間程度で降り始めます。

大量の降灰が予想される場合には、噴火直後に気象庁からその旨の情報が発信されることになります。

#### 1 大量降灰時の本市へ予想される影響

呼吸器系の障害を訴える人が増えます。

交通輸送力が低下します。

農作物収穫量に影響が出ます。

家庭の雨どいなどが詰まります。

車のフロントガラスなどが傷つきます。

屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもあります。

#### 2 大量降灰が予想される場合の対応

降灰中は外出を控えるよう、また、やむを得ず外出する場合にはマスク等を着用するよう広報します。

車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転するように広報します。

外出先から帰ったときには灰をよく落とすよう呼びかけます。

## 第3節 火山災害時の応急対策計画

応急活動対策の実施にあたっては、生命・身体の安全確保を最優先に、災害の拡大や二次災害の防止、救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難対策や食料、水の確保対策、ライフラインの応急復旧等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を実施します。

なお、この計画に定められていない事項については「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項	目	主 管 部	頁
1	警戒及び応急対策体制	事務局	【風水害等-5-3-1】
2	発災直後の情報の収集・連絡	事務局 総務対策部	【風水害等-5-3-3】
3	災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等-5-3-3】
4	医療救護活動	救護対策部	【風水害等-5-3-3】
5	救助・救急、消火活動	消防部	【風水害等-5-3-4】
6	避難活動	事務局	【風水害等-5-3-5】
7	警戒区域の設定	消防部	【風水害等-5-3-5】
8	広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-5-3-6】
9	被災市町村への応援	消防部	【風水害等-5-3-6】
10	火山灰処理	関係各部	【風水害等-5-3-6】
11	その他応急対策		【風水害等-5-3-6】

### 1 警戒及び応急対策体制

-----事務局

#### (1) 災害警戒本部の設置

臨時火山情報等の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

#### (2) 災害対策本部の設置

大規模な火山災害が発生した場合等、災害対策本部を設置し県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

(3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めたとときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な火山災害が発生したまたは火山災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

(7) 職員配備基準

配備区分	配備基準
1号配備	火山災害が発生したまたは発生の危険が予想されるとき。
2号配備	火山災害が発生し、さらに被害が拡大したまたは拡大のおそれがあるとき。
3号配備	火山災害により大災害が発生し、または発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とするとき。

(8) 組織・分担事務・配備体制

組織、分担事務及び配備体制については、「風水害等災害対策編第3章応急対策計画」に準じます。

## 2 発災直後の情報の収集・連絡

-----事務局、総務対策部

### (1) 災害情報の収集・連絡

市は人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

### (2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

### (3) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

## 3 災害広報の実施

-----事務局、関係各部

### (1) 実施者

市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

### (2) 広報事項

市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。なお、避難行動要支援者等に配慮した伝達を行います。

### (3) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、市ホームページ、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

## 4 医療救護活動

-----救護対策部

市は、県医療救護計画及び市災害時医療救護班活動マニュアルなどに基づき、被災者に対する医療活動を実施します。なお、災害救助法が適用された場合には、知事が行いますが、知事から委任を受けた場合には、災害対策本部長（市長）が実施します。

その他、医療救護活動については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」により実施します。

## 5 救助・救急、消火活動

-----消防部

### (1) 消防活動

市は、事前に定めた災害時の計画により消防活動を実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。

### (2) 救助・救急

市は、被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと、広域的な救急活動を実施します。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。

### (3) 消防団

消防団は地域防災の中核として、自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

### (4) 消防相互応援

市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長及び米海軍に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。

### (5) 最重要防御地域等の優先順位の決定

市は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

#### 警戒区域の設定

##### 1 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

##### 2 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとなっています。(災害対策基本法第73条第1項)

##### 3 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

(6) 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(7) その他の救助・救急、消火活動

その他の救助・救急、消火活動については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」により実施します。

6 避難活動

-----事務局

(1) 避難誘導の実施

市長は発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。また、避難誘導にあたっては、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めます。

(2) 帰宅困難者への対応

旅館、ホテル等宿泊施設及びホール等不特定多数の者が利用する施設管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の避難所に誘導するものとします。

7 警戒区域の設定

-----消防部

(1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

(2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

(3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。



## 8 広域的な応援体制

-----総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。

## 9 被災市町村への応援

-----消防部

被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

なお火山災害の場合、噴火の形式によって熱傷や呼吸器系への障害が起こる場合や火山礫による裂傷等、負傷の状況も多岐にわたるため、火山災害の状況に係る情報を入手しつつ、応援活動を実施するものとします。

## 10 火山灰処理

-----関係各部

火山灰処理は、降灰の状況にもよりますが、原則、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画 第15節 防疫・清掃対策及び第23節 障害物の除去対策」に準じて実施します。

## 11 その他応急対策

-----関係各部

火山災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」により実施します。

- 1 避難の指示等
- 2 避難所の開設
- 3 避難路の通行確保と避難の誘導
- 4 帰宅困難者への対応
- 5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
- 6 被災者への情報提供、相談
- 7 その他必要な措置

## 第 6 章 雪氷害対策

## 第1節 雪氷害の応急対策への備え

大雪に等に伴うライフラインの途絶、交通機能の停止など雪害対策の備えについて必要な事項を定めます。

### 1 雪氷害の応急対策への備え

#### (1) ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上・下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

[市民環境部、土木部]

#### (2) 情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

[防災主管部、土木部]

#### (3) 通信手段の確保

非常時に備え、情報通信手段について平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部、関係各部]

### 2 除雪体制の整備

#### (1) 道路除雪体制の整備

道路管理者は、降雪による道路交通を確保するため、除雪を実施します。なお、豪雪にも対応できるよう、除雪資機材の整備、除雪要員の確保、業者委託等による除雪体制の強化に努めます。

#### (2) 雪氷対策路線の措置

道路管理者は、積雪、凍結、交通路等路線の諸条件を確保し、氷雪対策路線の指定等雪氷対策に努めます。

### 3 救助・救急活動への備え

救急車等車両の積雪、凍結への対策及び救急措置等に必要な資機材の整備を図ります。

## 第2節 雪氷害時の応急対策計画

雪氷害の応急活動対策実施にあたっての体制を整えます。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 気象情報の収集・伝達	防災主管部 消防本部	【風水害等-6-2-1】
2 警戒及び応急対策体制	事務局	【風水害等-6-2-2】
3 発災直後の情報の収集・連絡	事務局 総務対策部	【風水害等-6-2-3】
4 災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等-6-2-3】
5 救助・救急活動	消防部	【風水害等-6-2-4】
6 避難活動	事務局 消防部	【風水害等-6-2-4】
7 除雪の実施	土木対策部	【風水害等-6-2-4】
8 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-6-2-4】

### 1 気象情報の収集・伝達

-----防災主管部、消防本部

#### (1) 雪氷害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台は、市域が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生がするおそれがある場合、警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒または注意を喚起します。また、24時間体制を取っている県では直ちに市及び関係機関に伝達しています。

警報	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	融雪	融雪注意報に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。	
	なだれ	なだれ注意報に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。	
	低温	夏期：最低気温 16 以下が数日継続 冬期：最低気温 -5 以下	
	霜（最低気温）	最低気温 4 以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	

(2) 警報発表に伴う措置

市は、警報の発表に伴い被害状況等の収集活動を行い、その災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 警戒及び応急対策体制

-----事務局

(1) 災害警戒本部の設置

災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

(2) 災害対策本部の設置

大規模な雪氷災害が発生した場合等、災害対策本部を設置し県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

(3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、雪氷により災害が発生したまたは雪氷害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

災害対策の総合調整に関すること。

職員の配備体制に関すること。

避難指示等に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

関係機関の応援要請に関すること。

災害対策に要する経費の処理に関すること。

その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

(7) 職員配備基準

配備区分	配 備 基 準
1号配備	災害が発生しまたは発生の危険が予想されるとき。
2号配備	災害が発生し、さらに被害が拡大しまたは拡大のおそれがあるとき。
3号配備	大災害が発生し、または発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とするとき。

(8) 組織・分担事務・配備体制

組織、分担事務及び配備体制については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」に準じます。

3 発災直後の情報の収集・連絡

-----事務局、総務対策部

(1) 災害情報の収集・連絡

市は人的被害の状況、建築物の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

4 災害広報の実施

-----事務局、関係各部

(1) 被害情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。

(2) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

## 5 救助・救急活動

-----消防部

### (1) 救助・救急

市は、市域における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じて県や他の市町村に応援を要請します。その他の救助・救急活動については、「風水害等災害対策編第3章応急対策計画」により実施します。

### (2) 被災市町村への応援

県または被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

### (3) 資機材等の調達等

救助・救急に必要な資機材は原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

### (4) 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

## 6 避難活動

-----事務局、消防部

### (1) 避難誘導の実施

市長は発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。また、避難誘導にあたっては、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めます。

### (2) 帰宅困難者への対応

旅館、ホテル等宿泊施設及びホール等不特定多数の者が利用する施設管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じ地域の避難所に誘導するものとします。

## 7 除雪の実施

-----土木対策部

市及び道路管理者は、災害を防止するため除雪を実施するものとします。

## 8 広域的な応援体制

-----総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。

## 第7章 航空災害対策



# 第1節 航空災害の応急対策への備え

本市には、厚木基地が存在し、頻繁に航空機の離着陸が行われています。厚木基地航空機（米軍機・自衛隊機）、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めま

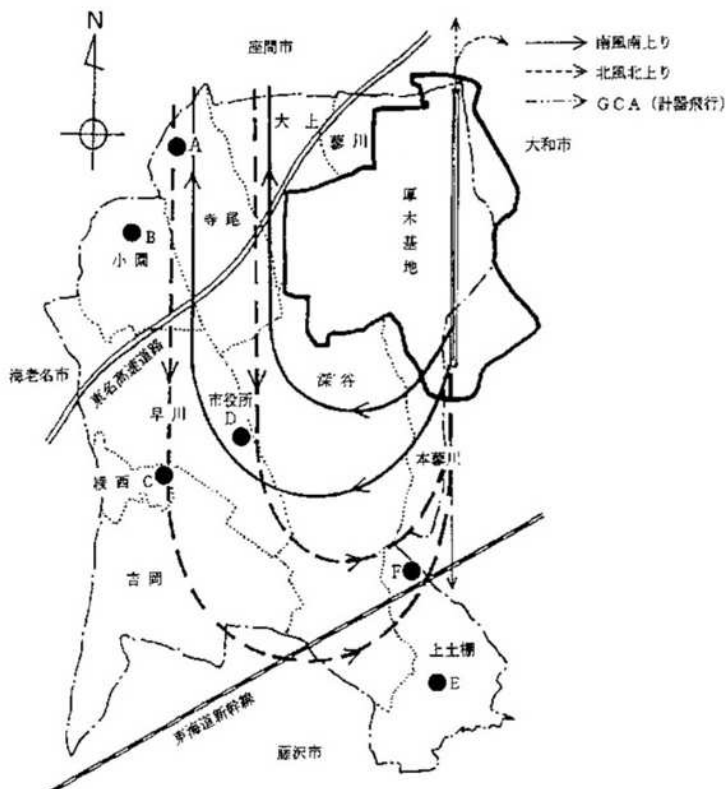
## 1 厚木基地の概要

### (1) 厚木基地の概要

厚木基地は、本市と大和市にまたがる飛行場で、在日米海軍と海上自衛隊が共同で使用している軍事基地です。また、神奈川県内で唯一ジェット機が離着陸できる飛行場です。

米海軍は、ヘリコプター部隊が本拠地として使用しており、海上自衛隊は対潜哨戒機の基地として使用しています。

### (2) 本市の飛行ルート



## 第7章 航空災害対策

### 第1節 航空災害の応急対策への備え

#### 2 航空災害の応急対策への備え

---

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部、関係各部]

## 第2節 航空災害時の応急対策計画

航空災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 応急対策体制	経営企画部 消防本部 事務局	【風水害等-7-2-1】
2 発災直後の情報の収集・連絡	事務局 総務対策部	【風水害等-7-2-3】
3 災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等-7-2-4】
4 救援活動の区分		【風水害等-7-2-4】
5 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	総務対策部 救護対策部 消防部	【風水害等-7-2-5】
6 警戒区域の設定	消防部	【風水害等-7-2-6】
7 避難活動	事務局 消防部	【風水害等-7-2-6】
8 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-7-2-6】

### 1 応急対策体制

-----消防本部、事務局

#### (1) 航空事故発生時の連絡

消防本部は、市域において航空機事故が発生した場合、その被害状況により、災害対策本部での対応が必要であると判断した場合、速やかに防災主管部へ事故状況等を報告します。

#### (2) 災害対策本部の設置

大規模な航空災害が発生した場合等、災害対策本部を設置し県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

#### (3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めるときに設置します。その設置基準はおおむね、次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、航空災害が発生しまたは航空災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合、直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

(7) 職員配備基準

配備区分	配備基準
1号配備	災害が発生しまたは発生の危険が予想される時。
2号配備	災害が発生し、さらに被害が拡大しまたは拡大のおそれがあるとき。
3号配備	大災害が発生し、または発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とするとき。

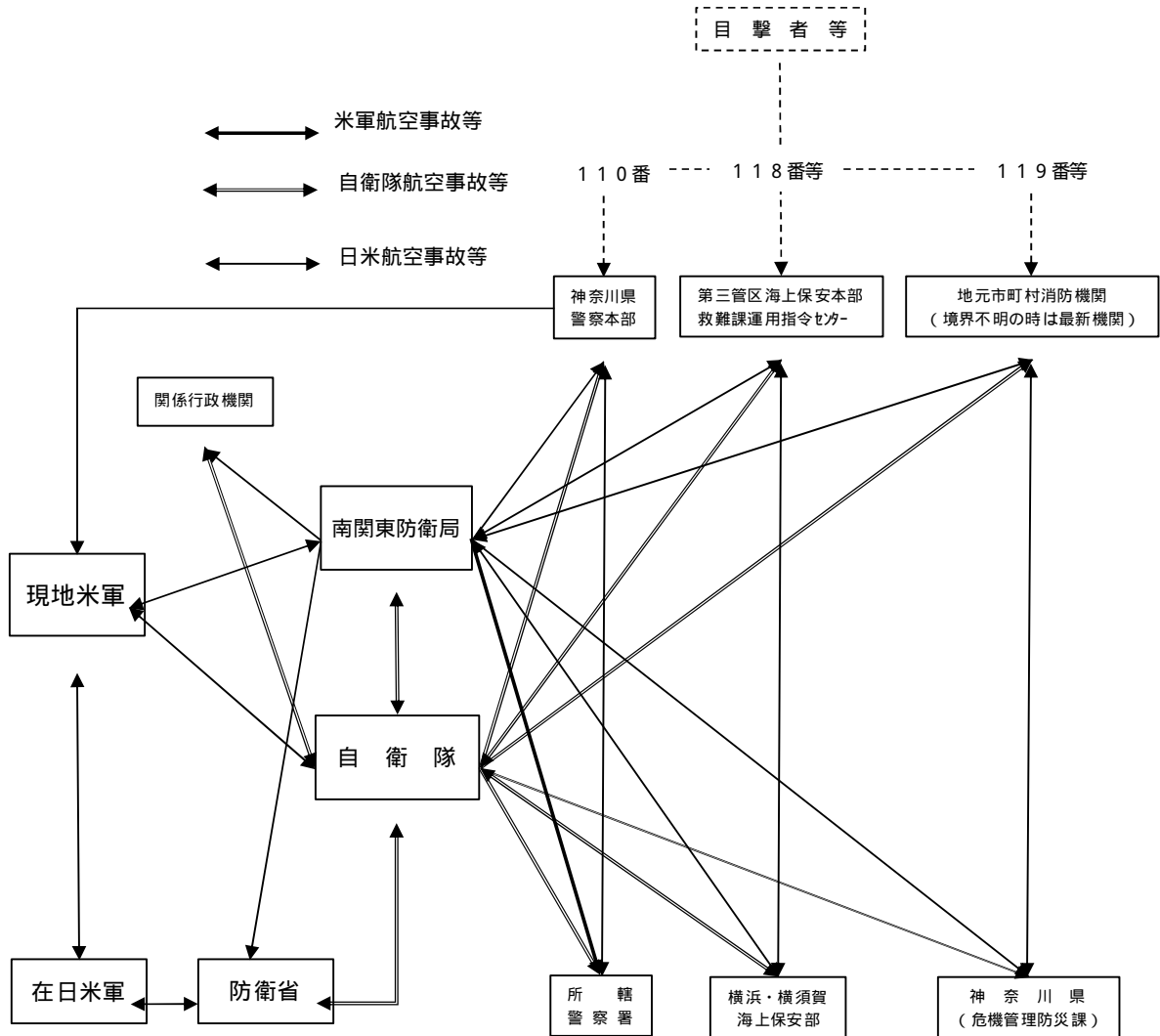
(8) 組織・分担事務・配備体制

組織、分担事務及び配備体制については、「風水害等災害対策編第3章応急対策計画」に準じます。

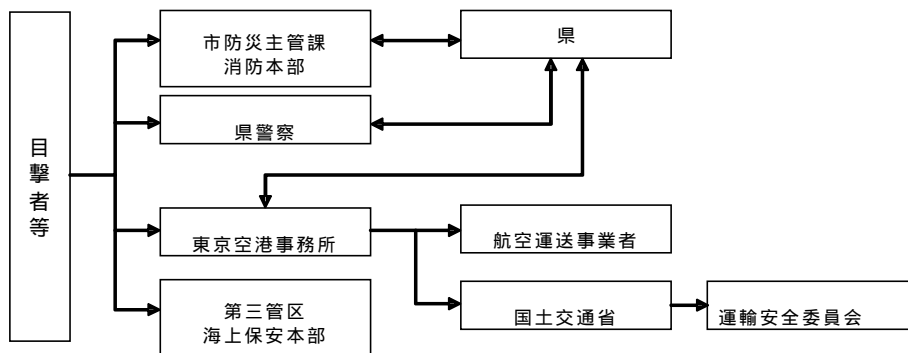
2 発災直後の情報の収集・連絡

-----事務局、総務対策部

航空事故等緊急連絡経路図



民間航空機の事故発生



(1) 被害情報の収集・連絡

ア 市は人的被害の状況、建築物の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概  
括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、航空災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させるとともに、  
航空機等を活用し、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の  
応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、  
県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

3 災害広報の実施

-----事務局、関係各部

(1) 被害情報伝達活動

市は、防災関係機関と連携し適切かつ迅速な広報活動を実施します。なお、その際、  
高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。

(2) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、  
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

4 救援活動の区分

-----  
米軍または自衛隊の航空機事故等が発生した場合「航空機事故等に係る緊急措置要領」  
により関係防災機関は次の区分により応急活動を実施します。

<米軍航空事故等応急及び救援活動分担>

区 分	活 動 内 容	地方防衛局	警 察	消 防	海 保	自衛隊	県	市町村
負傷者 救 援	救助・救急活動							
	医療機関への搬送							
	その他（入院後の対応等）							
現場対策	消火活動							
	交通整理・立入制限							
	現場保存							
	連絡所設置							
	通信・輸送							
財産被災 者 救 援	財産保護、警備							
	仮住居の斡旋・提供等							
	生活必需品支給							
	残置財産警備							

注： 印は主務機関とする。

印は協力機関とする。

海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。

航空事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日  
部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行われるものとする。

< 自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担 >

区分	活動内容	自衛隊	警察	消防	海保	県	市町村
負傷者 救援	救助・救急活動						
	医療機関への搬送						
	その他（入院後の対応等）						
現場対策	消火活動						
	交通整理・立入制限						
	現場保存						
	連絡所設置						
	通信・輸送						
財産被災 者救援	財産保護、警備						
	仮住居の斡旋・提供等						
	生活必需品支給						
	残置財産警備						

注： 印は主務機関とする。  
印は協力機関とする。  
海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。  
地方防衛局は、自衛隊の要請により応援する。

5 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

-----総務対策部、救護対策部、消防部

(1) 捜索、救助・救急

- ア 県警察及び消防機関は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施します。
- イ 海上自衛隊第4航空群は航空機事故等連絡協議会規約に基づく「航空事故等に係る緊急措置要領」により応急救助活動を行います。
- ウ 市及び県警察は、救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- エ 県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

(2) 消火活動

- ア 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村及び米海軍に消火活動の応援要請を行います。

(3) 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。その他、医療救護活動については、「風水害等災害対策編第3章応急対策計画」に準じます。

## 6 警戒区域の設定

-----消防部

### (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

### (2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

### (3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

## 7 避難活動

-----消防部、事務局

市長は発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。また、避難誘導にあたっては、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めます。

## 8 広域的な応援体制

-----総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。



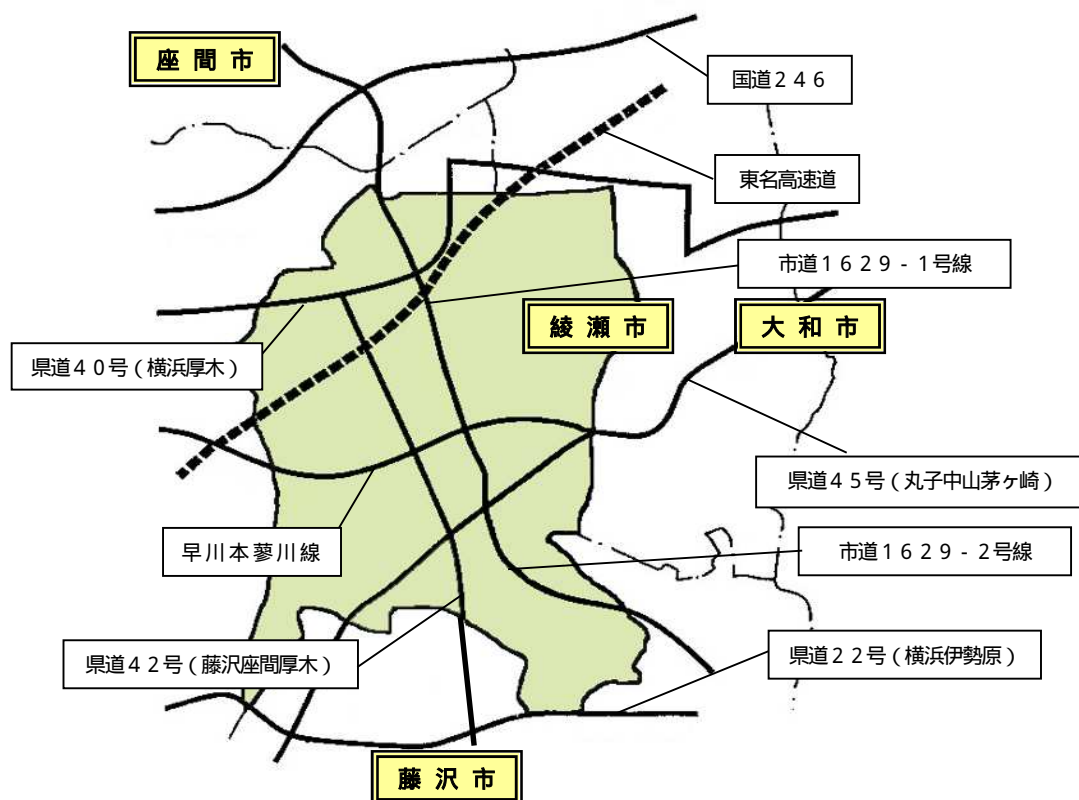
## 第 8 章 道路災害対策

## 第1節 道路災害の応急対策への備え

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとします。

### 1 本市における主な道路網

---



道路種別	路線名	管理主体
自動車専用道路	東名高速道路	中日本高速道路株式会社
主要地方道	県道22号（横浜伊勢原）	神奈川県
主要地方道	県道40号（横浜厚木）	神奈川県
主要地方道	県道42号（藤沢座間厚木）	神奈川県
主要地方道	県道45号（丸子中山茅ヶ崎）	神奈川県
市道	早川本蓼川線	綾瀬市
市道	市道1629-1・2号線	綾瀬市

## 2 道路の安全確保

---

### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

イ 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

### (2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

## 3 災害情報の収集・連絡

---

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部、関係各部]

## 第2節 道路災害時への応急対策計画

大規模な道路災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 応急対策体制	土木部 消防本部 事務局	【風水害等-8-2-1】
2 発災直後の情報の収集・連絡	総務対策部 事務局	【風水害等-8-2-2】
3 災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等-8-2-3】
4 救助・救急、消火及び医療救護活動	総務対策部 救護対策部 消防部	【風水害等-8-2-3】
5 警戒区域の設定	消防部	【風水害等-8-2-3】
6 道路管理者の活動体制	土木対策部	【風水害等-8-2-4】
7 危険物等の流出に対する応急対策	土木対策部 消防部	【風水害等-8-2-4】
8 道路施設・交通安全施設の復旧活動	土木対策部	【風水害等-8-2-4】
9 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-8-2-5】

### 1 応急対策体制

-----土木部、消防本部、事務局

#### (1) 大規模事故発生時の連絡

道路管理者及び消防本部は、市域において大規模な道路事故等が発生した場合、その被害状況により、災害対策本部での対応が必要であると判断した場合、速やかに防災主管部へ事故状況等を報告します。

#### (2) 災害対策本部の設置

大規模な道路災害が発生した場合等、災害対策本部を設置し県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

#### (3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めるときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な道路災害が発生しまたは道路災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

災害対策の総合調整に関すること。

職員の配備体制に関すること。

避難指示等に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

関係機関の応援要請に関すること。

災害対策に要する経費の処理に関すること。

その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

2 発災直後の情報の収集・連絡

-----総務対策部、事務局

(1) 災害情報の収集・連絡

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合速やかに県厚木土木事務所東部センターへ報告します。また県は、国土交通省から受けた情報を関係市町村、関係機関へ連絡をします。

(2) 人的被害の報告

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(4) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

### 3 災害広報の実施

-----事務局、関係各部

#### (1) 被害情報伝達活動

市は、防災関係機関と連携し適切かつ迅速な広報活動を実施します。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。

#### (2) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

### 4 救助・救急、消火及び医療救護活動

-----総務対策部、救護対策部、消防部

#### (1) 救助・救急

ア 市及び道路管理者は、県警察と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初動活動を実施します。

イ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

ウ 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

#### (2) 消火活動

ア 市及び道路管理者は、県警察と連携し、迅速・的確な初期消火活動を実施します。

イ 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村及び米海軍に消火活動の応援要請を行います。

#### (3) 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。

#### (4) その他の救助・救急、消火及び医療救護活動

その他の救助・救急、消火及び医療救護活動については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」により実施します。

### 5 警戒区域の設定

-----消防部

#### (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

(2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

(3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

6 道路管理者の活動体制

-----土木対策部

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

また、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制を整えます。

7 危険物等の流出に対する応急対策

-----土木対策部、消防部

(1) 対応措置等

ア 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。

イ 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。

ウ 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

8 道路施設・交通安全施設の復旧活動

-----土木対策部

(1) 応急復旧活動

ア 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。

イ 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。

ウ 道路管理者及び県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。また、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

## 9 広域的な応援体制

-----総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。



## 第9章 放射性物質災害対策

## 第1節 放射性物質災害の応急対策への備え

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物資・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

また、東日本大震災での東京電力株式会社福島第一原子力発電所の電源喪失による多量の放射性物質の外部放出事故が発生し、本市においてもその影響を受けたことから、市外の原子力施設において発生する事故により放射性物質又は放射線が放出されたことによる災害に対する災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項も、併せて定めます。

### 1 本市における放射性物質取扱事業者等の現状

本市には「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定に基づき、放射性同位元素、放射線発生装置及び放射性同位元素によって汚染された物を取扱う事業者として、民間企業等が存在しています。

これらの事業者は、国の「原子力規制委員会原子力災害対策指針」における原子力防災対策が必ずしも必要とされているレベルの施設ではなく、許可行政庁も国の機関ではありませんが、火災等の事故の発生した場合は、市民の生命、身体、財産を守る立場から、本市が中心となり応急対策を実施します。

### 2 安全確保

#### （1）放射性物質取扱事業者等に対する指導

ア 市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備  
従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施  
自主防災体制の強化  
消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施  
その他必要な事項

イ 県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬日時、経路、その他必要な事項を指示します。

(2) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(3) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 消防防災担当職員の教育

市、県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他の関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

放射性物質及び放射線の特性に関すること  
放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること  
緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること  
その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及・啓発

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、県及びその他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

教育機関においては、防災に関する教育の充実を図ります。

市は、防災意識の普及・啓発に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民、その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとし、

(普及・啓発の内容)

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 3 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 4 その他必要と認める事項

### 3 放射性物質災害の応急対策への備え

-----消防本部

#### (1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

##### ア 災害予防措置等の実施

放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。

放射性物質取扱事業者等は、職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、市、県等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

##### イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

消防機関、県警察等への通報連絡体制  
消火、延焼防止の措置  
現場周辺への関係者以外立入禁止措置  
放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制  
放射線防護資機材の整備  
その他放射線障害の防止のために必要な事項

##### ウ 市及び県の防災体制の整備

##### (ア) 防災体制の整備

市及び県は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

消防機関は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含みます。以下同じ。）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被爆防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

(1) 放射性物質取扱事業所等の把握

市、消防機関及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

(2) 情報伝達体制の充実・強化

市は、放射性物質災害発生時、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。また、夜間、休日の場合においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

[防災主管部、関係各部]

(3) 広報体制の整備

ア 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民その他の要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。

なお、主な広報方法・手法は、第3章第6節に定めるところによるものとします。

イ 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

災害等の状況及び今後の予測  
被害状況と応急対策の実施状況  
避難場所、避難方法  
市民のとるべき措置及び注意事項  
その他必要な事項

(4) 放射能測定の実施

ア 県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ測定を実施します。県では放射能の測定を行っています。

イ 市は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

(5) 救助・救急、消火及び医療救護活動

市、県及び県警察は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

主な資機材は、次のとおりです。

体表汚染を防ぐ放射線防護資機材  
内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材  
救急、救助資機材  
医療資機材

(6) 避難誘導

市は、市民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制の整備に努めます。

(7) 訓練の実施

市、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射線物質に係る事故を想定した訓練の実施に努めます。

## 第2節 放射性物質災害時の応急対策計画

放射性物質の漏洩等が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 応急対策体制	消防部 事務局	【風水害等-9-2-1】
2 発災直後の情報の収集・連絡	総務対策部 事務局	【風水害等-9-2-2】
3 市災害対策本部における応急活動等	関係各部	【風水害等-9-2-3】
4 災害時の市民等への広報等	事務局 関係各部 統括部	【風水害等-9-2-4】
5 警戒区域の設定	消防部	【風水害等-9-2-4】
6 放射線測定体制の強化		【風水害等-9-2-4】
7 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	関係各部	【風水害等-9-2-5】
8 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-9-2-6】
9 災害復旧		【風水害等-9-2-6】

### 1 応急対策体制

-----消防部、事務局

#### (1) 事故発生の連絡

消防本部は、市域において放射性物質の漏洩等による事故が発生した場合、その被害状況により、災害対策本部での対応が必要であると判断した場合、速やかに防災主管部へ事故状況等を報告します。

#### (2) 災害対策本部の設置

市は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予測される被害等により、災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

#### (3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めるときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な放射性物質災害が発生または放射性物質災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

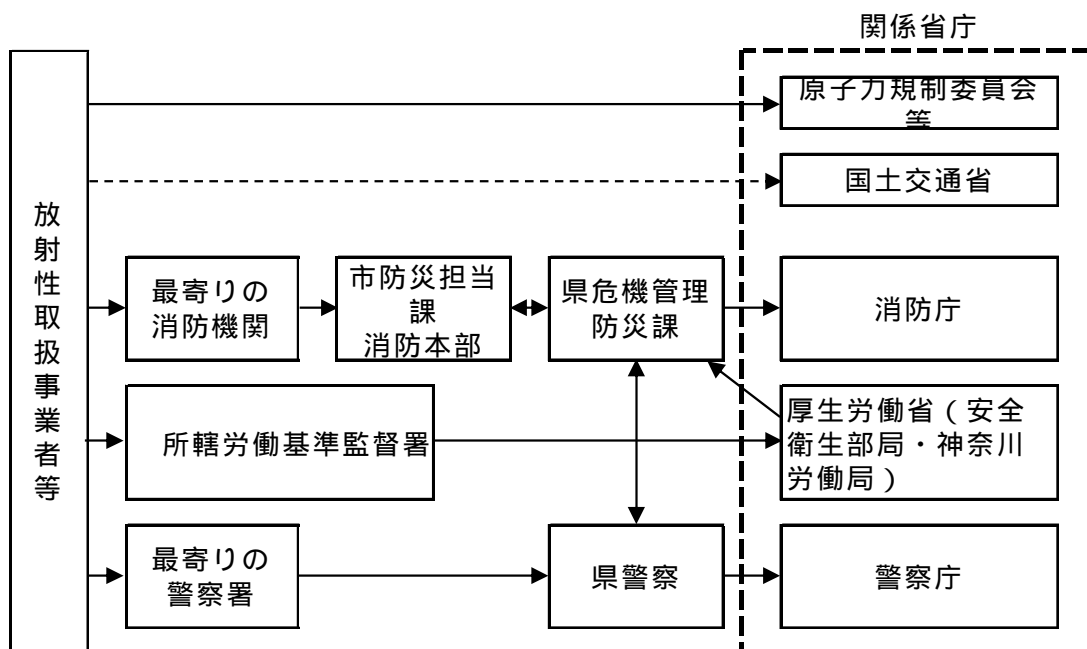
(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

2 発災直後の情報の収集・連絡

-----総務対策部、事務局

(1) 災害情報の収集・連絡



ア 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、厚生労働省（労働基準監督署）等、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、事業所の外における運搬における事故の場合は、国土交通省に連絡します。



市は、消防機関から受けた事故情報を県に連絡します。

市は、県危機管理防災課から災害情報収集を行うことができます。

#### イ 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、事業所の外における運搬における事故の場合は、国土交通省に連絡します。

市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行います。

#### ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業所等は、原子力規制委員会（事業所外運搬中に事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### エ 情報の連絡方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

### 3 市災害対策本部における応急活動等

-----関係各部

#### (1) 活動体制

市は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとります。

#### (2) 災害応急活動

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

救出救助・救急活動  
消火活動  
医療救護活動  
周辺住民等に対する災害広報  
警戒区域の設定  
周辺住民等に対する屋内避難または避難の指示、避難誘導  
避難所の開設、運営管理  
その他必要な措置

#### 4 災害時の市民等への広報等

-----事務局、関係各部、統括部

##### (1) 市民等への広報、指示

市は、防災行政用無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行います。

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ア | 事故等の状況及び今後の予測              |
| イ | 被害状況と応急対策の実施状況             |
| ウ | 市民のとるべき措置及び注意事項            |
| エ | 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項 |
| オ | その他必要な指示                   |

##### (2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び国と連携して、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

#### 5 警戒区域の設定

-----消防部

##### (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

##### (2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

##### (3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

#### 6 放射線測定体制の強化

##### (1) 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

##### (2) 市の措置

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、空間等の放射線量の測定や、飲料水、食品等の放射線量の検査を行います。

## 7 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

-----関係各部

### (1) 屋内退避または避難

ア 市長は、国の指示、または県のモニタリングの結果や、専門家の助言・指導等に基づき必要と認めるときは、市民等に対して、屋内退避または避難のための立ち退きの指示等を行います。

イ 屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。

避難等を要する理由	避難指示等の対象地域
避難先とするその場所	避難経路
注意事項	

ウ 市は、屋内退避または避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、防災行政用無線や広報車等により市民等への周知を実施します。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とします。

エ 市は、避難誘導や避難所での生活に関し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人市民その他の要配慮者及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとします。

### (2) 広域的避難

大規模な災害が発生し、市単独では市民の避難場所の確保が困難となった場合に、市は、県内の他の市町村に受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めます。

### (3) 治安の確保等

県警察及び消防機関は、必要に応じてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

### (4) 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの指示があったとき、または放射線の被ばくから市民を防護するために必要があると判断したときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じます。

### (5) 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき、または放射線の被ばくから市民を防護するために必要があると判断したときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じます。

## 8 広域的な応援体制

-----総務対策部

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、県知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を県知事に通知します。

### (2) 専門家の派遣要請等

市長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係者の専門家または専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

### (3) 緊急救護体制

県は、国、市町村、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。  
また、市の要請または自らの判断により、県保健福祉事務所に救護所を設置します。

## 9 災害復旧

### (1) 汚染物の除去等

国の統括のもと、市は、県、関係機関と連携して、放射性物質による汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じます。

### (2) 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査及び措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置を解除します。

### (3) 心身の健康相談体制の整備

市は、県、関係機関と連携して、国とともに、市民からの心身の健康に関する相談に応じる体制を整備します。

### (4) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県、関係機関と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止または軽減します。

## 第 1 0 章 危険物等災害対策

## 第1節 危険物等災害の応急対策への備え

危険物等災害は、市内の危険物貯蔵・取扱施設等における火災・爆発等の発生、及び不発弾除去を想定します。

### 1 安全確保

#### (1) 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、市は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

#### (2) 自主保安体制の整備

ア 市及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実  
危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実  
高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実  
危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

イ 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

#### (3) 保安思想の啓発、訓練

消防機関及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図ります。

各種講習会、研修会の充実  
危険物安全週間等、各種安全週間の充実  
事業所における危険物の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施  
移動途上での災害を想定した訓練の充実

#### (4) 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

### 2 危険物等災害の応急対策への備え

#### (1) 災害情報の収集・連絡

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部、関係各部]

(2) 救助・救急、消火活動

ア 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

イ 消火活動

市は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には市が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。

市は、化学消防力の強化を図ります。

市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

[消防本部]

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

[消防本部]

## 第2節 危険物等災害時の応急対策計画

危険物等により災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 応急対策体制	事務局 消防本部	【風水害等-10-2-1】
2 災害情報の収集・連絡	総務対策部 事務局	【風水害等-10-2-2】
3 災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等-10-2-3】
4 救助・救急、消火及び医療救護活動	総務対策部 救護対策部 消防部	【風水害等-10-2-3】
5 警戒区域の設定	消防部	【風水害等-10-2-4】
6 避難活動	事務局 統括部	【風水害等-10-2-4】
7 危険物等の流出に対する応急対策	土木対策部 消防部	【風水害等-10-2-4】
8 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-10-2-5】

### 1 応急対策体制

-----事務局、消防本部

#### (1) 大規模事故発生の連絡

消防本部は、市域において危険物による大規模な事故等が発生した場合、その被害状況により、災害対策本部での対応が必要であると判断した場合、速やかに防災主管部へ事故状況等を報告します。

#### (2) 災害対策本部の設置

市は、危険物等の火災、爆発、漏洩・流出等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予測される被害等により、災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

#### (3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めるときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な危険物等災害が発生または危険物等災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。



(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

- 災害対策の総合調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 関係機関の応援要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

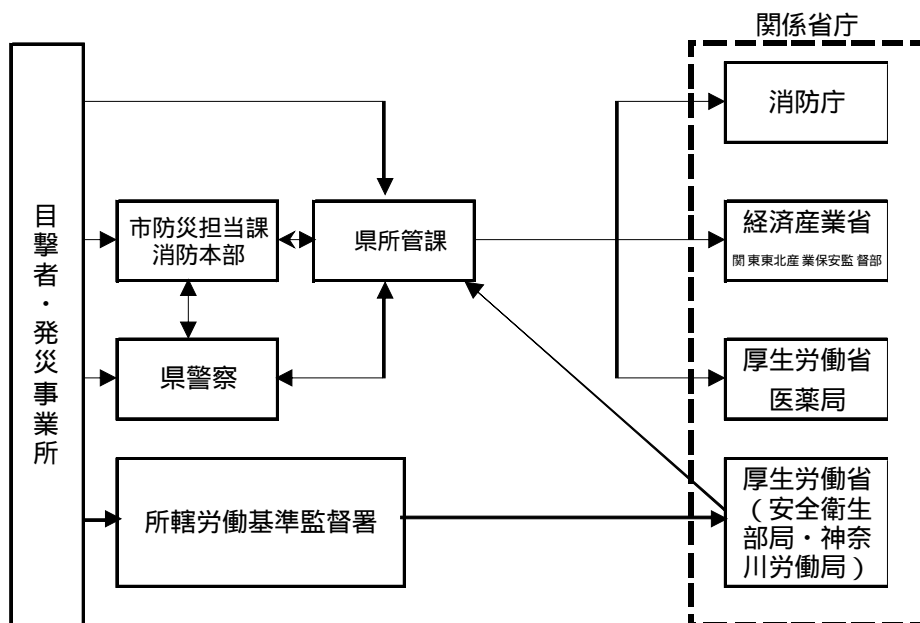
2 災害情報の収集・連絡

-----総務対策部、事務局

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



危険物      高圧ガス火薬類      毒劇物

イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市に連絡します。なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡します。

ウ 市は、県危機管理対策課から災害情報収集を行うことができます。

(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国または県へ報告します。

イ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市または消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し応援の必要性等を連絡します。

(4) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

3 災害広報の実施

-----関係各部、事務局

(1) 被害情報伝達活動

市は、防災関係機関と連携し適切かつ迅速な広報活動を実施します。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。

(2) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

4 救助・救急、消火及び医療救護活動

-----総務対策部、救護対策部、消防部

(1) 救助・救急

ア 市及び県警察は救出救助活動を行うほか被災者の早急な把握に努めます。

(2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、迅速・的確な初期消火活動を実施します。

イ 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村及び米海軍に消火活動の応援要請を行います。

(3) 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。

## 5 警戒区域の設定

-----消防部

### (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

### (2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

### (3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

## 6 避難活動

-----統括部、事務局

市長は発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。また、避難誘導にあたっては、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めます。

## 7 危険物等の流出に対する応急対策

-----土木対策部、消防部

### (1) 対応措置等

ア 市及び道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。

イ 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。

ウ 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と密接に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。

## 8 広域的な応援体制

----- 総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。

## 第 1 1 章 大規模火災対策

## 第1節 大規模火災の応急対策への備え

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模火災に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 1 安全確保

#### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

#### (2) 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

### 2 大規模火災の災害応急対策への備え

#### (1) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[防災主管部、関係各部]

#### (2) 消火活動への備え

市は、消防力の整備強化に努めるとともに、県は、これに必要な指導・支援を行います。

[消防本部]

#### (3) 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

[防災主管部、消防本部]

#### (4) 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

[消防本部]

### 3 建築同意制度の活用

-----消防本部  
市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

### 4 予防査察等による指導

-----消防本部  
市は、不特定多数の人が出入りする施設を対象として、予防査察により防火安全対策について適切な指導を行います。また、防火対象物の定期点検報告制度、消防設備点検制度等により状況を把握し、火災の発生のおそれがある施設等については、施設管理者等に防火対策の万全を期するよう指導します。

## 第 2 節 大規模火災時の応急対策計画

大規模な火事により災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第 3 章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 応急対策体制	消防本部 事務局	【風水害等 11-2-1】
2 発災直後の情報の収集・連絡	総務対策部 事務局	【風水害等 11-2-2】
3 災害広報の実施	事務局 関係各部	【風水害等 11-2-3】
4 救助・救急、消火及び医療救護活動	総務対策部 救護対策部 消防部	【風水害等 11-2-3】
5 警戒区域の設定	消防部	【風水害等 11-2-4】
6 避難活動	消防部 事務局	【風水害等 11-2-4】

### 1 応急対策体制

-----消防本部、事務局

#### ( 1 ) 大規模火災発生の連絡

消防本部は、市域において大規模な火災が発生した場合、その延焼状況等により、災害対策本部での対応が必要であると判断した場合、速やかに防災主管部へ事故状況等を報告します。

#### ( 2 ) 災害対策本部の設置

市は、大規模な火事等による影響が周辺に及ぶおそれがある場合、火事等の規模、予測される被害等により、災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

#### ( 3 ) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の規定により、市長が必要と認めたとときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な火事等による災害が発生しまたは大規模火事等災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。



(4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

災害対策本部の協議事項

災害対策の総合調整に関すること。

職員の配備体制に関すること。

避難指示等に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

関係機関の応援要請に関すること。

災害対策に要する経費の処理に関すること。

その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

2 発災直後の情報の収集・連絡

-----総務対策部、事務局

(1) 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

ア 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

### 3 災害広報の実施

-----事務局、関係各部

#### (1) 被害情報伝達活動

市は、防災関係機関と連携し適切かつ迅速な広報活動を実施します。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。

#### (2) 協力体制

情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

### 4 救助・救急、消火及び医療救護活動

-----総務対策部、救護対策部、消防部

#### (1) 救助・救急

ア 市及び県警察は救出救助活動を行うほか被災者の早急な把握に努めます。

#### (2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に初期消火活動を実施します。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村及び米海軍に消火活動の応援要請を行います。

#### (3) 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。

#### (4) その他の救助・救急、消火及び医療救護活動

その他の救助・救急、消火及び医療救護活動については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」により実施します。

## 5 警戒区域の設定

-----消防部

### (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

### (2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することになります。(災害対策基本法第73条第1項)

### (3) 関係機関への報告

市は、避難の指示等をした場合もしくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

## 6 避難活動

-----消防部、事務局

### (1) 避難指示等

発災時には、市は、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。

## 第 1 2 章 その他の災害対策

## 第1節 その他の災害の応急対策への備え

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めます。

### 1 その他の災害の応急対策への備え

-----防災主管部、関係各部

#### (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

#### (2) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

#### (1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

[ 消防本部 ]

#### (2) 消火活動

ア 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

[ 消防本部 ]

イ 消防水利の不十分な地域、無水利地域に消火栓及び防火水槽を順次新設し、消防水利の充実を図ります。

[ 消防本部 ]

#### (3) 医療救護活動

ア 市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

[ 健康こども部 ]

### 3 避難誘導

市は、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

[ 防災主管部、福祉部 ]

## 第2節 その他の災害時の応急対策計画

その他の災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、または発生した被害を軽減し、迅速に応急活動を実施します。なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第3章 応急対策計画」の定めによるものとします。

項 目	主 管 部	頁
1 警報等の伝達		【風水害等-12-2-1】
2 警戒及び応急対策体制	事務局	【風水害等-12-2-2】
3 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	総務対策部 事務局	【風水害等-12-2-3】
4 被災者への的確な情報伝達活動	事務局 関係各部	【風水害等-12-2-4】
5 救助・救急、消火及び医療救護活動	総務対策部 救護対策部 消防部	【風水害等-12-2-4】
6 避難所の設置運営	統括部 事務局	【風水害等-12-2-5】
7 応急仮設住宅等	土木対策部	【風水害等-12-2-5】
8 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	救護対策部	【風水害等-12-2-6】
9 飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動	生活支援部	【風水害等-12-2-7】
10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	土木対策部	【風水害等-12-2-8】
11 広域的な応援体制	総務対策部	【風水害等-12-2-8】
12 物価の安定等に関する活動	生活支援部	【風水害等-12-2-8】
13 支援等の受入れ	総務対策部 生活支援部	【風水害等-12-2-9】

### 1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内で気象の現象に伴う災害または被害の発生するおそれがある場合、必要な警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県防災局では、直ちに防災行政無線を通じて、市町村等の必要な機関に伝達します。

## 2 警戒及び応急対策体制

-----事務局

### (1) 災害警戒本部の設置

災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害警戒本部を設置し応急活動の準備を行います。

### (2) 災害対策本部の設置

市は、大規模な災害による影響が周辺に及ぶおそれがある場合、災害の規模、予測される被害等により、災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制を整えます。

### (3) 災害対策本部の設置基準

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長が必要と認めたとときに設置します。その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な災害が発生しまたは災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合。

### (4) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催します。

#### 災害対策本部の協議事項

災害対策の総合調整に関すること。

職員の配備体制に関すること。

避難指示等に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

関係機関の応援要請に関すること。

災害対策に要する経費の処理に関すること。

その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

### (5) 災害対策本部の解散基準

災害発生後の応急復旧対策がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散します。

### (6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、報道機関を通じて市民へ発表します。

### 3 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

-----総務対策部、事務局

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。市では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

#### (1) 事故情報の連絡

ア 大規模な災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁(以下「安全規制等担当省庁」という。)に連絡します。

イ 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。

ウ 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### (2) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### (3) 情報連絡の方法

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信(加入電話)、防災行政用無線、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

#### (4) 通信手段の確保

県及び市は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、東日本電信電話(株)は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先します。また、緊急通話の疎通確保のため、必要により利用制限、通話制限等を行います。

#### (5) 各種通信施設の利用

##### ア 非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政用無線等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

##### イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。



#### 4 被災者への的確な情報伝達活動

-----事務局、関係各部

##### (1) 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人市民等に配慮した伝達を行います。また、情報伝達にあたっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求めます。

##### (2) 市民等からの問合せに対する対応

市及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

#### 5 救助・救急、消火及び医療救護活動

-----総務対策部、救護対策部、消防部

##### (1) 救助・救急活動

ア 市及び県警察は救出救助活動を行うほか被災者の早急な把握に努めます。

##### (2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に初期消火活動を実施します。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村及び米海軍に消火活動の応援要請を行います。

##### (3) 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。

## 6 避難所の設置運営

-----統括部、事務局

### (1) 避難誘導の実施

- ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に、必要に応じて、避難情報を発令します。
- イ 避難誘導にあたって、市は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

### (2) 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、県民等に対し周知徹底を図ります。

### (3) 避難場所の運営管理

- ア 市は、各避難場所の適切な運営管理を行います。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。
- イ 市は、避難場所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。
- ウ 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。

### (4) 帰宅困難者への対応

- ア 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- イ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道事業者等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。

## 7 応急仮設住宅等

-----土木対策部

### (1) 応急仮設住宅の建設

土木対策部は、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を建設し、居住の安定を図ります。

県が、災害救助法に基づき応急仮設住宅の供与に着手したときは、市は実施に協力します。

また、県知事から建設に係る事務の委任を受けたときは、災害対策本部長（市長）がその委理事務を実施します。

### (2) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、高齢者、障がい者等に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障がい者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。

## 8 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

-----救護対策部

### (1) 保健衛生

ア 市は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けます。

特に、高齢者、障がい者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施します。

イ 市は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。

### (2) 防疫対策

ア 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市長は、被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行います。

イ 市は、次の防疫対策を県からの指示により実施します。

感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法  
ねずみ族、昆虫の駆除  
予防接種の指示  
厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

### (3) 遺体の処理等

市は、遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

## 遺体の処理方法

### 1 広報

市及び大和警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに大和警察署または直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底します。

### 2 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、大和警察署に通報します。

### 3 検視・調査等

大和警察署は、遺体の検視・調査等を行います。

### 4 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、救護班または応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

### 5 遺体の収容

市は、大和警察署と協議しあらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、調査等及び遺族などへの引き渡し等の実施のために必要な施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。

市は捜索により収容された遺体を収容・安置施設に搬送します。

### 6 身元確認、身元引受人の発見

市は、大和警察署、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

### 7 遺体の引き渡し

大和警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引き渡します。この際、市と大和警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

### 8 身元不明遺体の処理

市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬します。

## 9 飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動

-----生活支援部

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。

また、県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）または国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

## 10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

-----土木対策部

### (1) 交通規制の実施

#### ア 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にはいない場合は、当該措置を行います。当該措置命令をし、または措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

#### イ 道路管理者

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

### (2) 道路の応急復旧等

ア 市及び道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

イ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとります。

### (3) 緊急輸送

市は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼します。

## 11 広域的な応援体制

-----総務対策部

災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

### (1) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、緊急派遣要請により直接、地域担任部隊等の長に派遣要請を行います。なお、緊急派遣要請を行った場合、速やかにその旨を知事に通知します。

### 12 物価の安定等に関する活動

-----生活支援部

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

### 1 3 支援等の受入れ

-----総務対策部、生活支援部

#### ( 1 ) ボランティアの受入れ等

市は、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

#### ( 2 ) 義援物資、義援金の受入れ

##### ア 義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

##### イ 義援金

県及び市は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行います。

##### ウ 海外からの支援受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

綾瀬市地域防災計画

[風水害等災害対策編]

発行 綾瀬市防災会議

編集 綾瀬市役所市長室危機管理課

〒252-1192 綾瀬市早川 5 5 0 番地

電話 0467-70-5641